

## 令和5年第2回志布志市議会定例会会議録 目 次

第1号（6月16日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	18
11. 日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について	20
12. 日程第6 報告第3号 継続費繰越計算書について	21
13. 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	23
14. 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	24
15. 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について）	25
16. 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （令和4年度志布志市一般会計補正予算（第15号））	27
17. 日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2号））	29
18. 日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度志布志市一般会計補正予算（第2号））	30
19. 日程第13 議案第31号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	31
20. 日程第14 議案第32号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	33
21. 日程第15 議案第33号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定	

	める条例及び志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	34
22. 日程第16 議案第34号	財産の取得について	35
23. 日程第17 議案第35号	財産の取得について	37
24. 日程第18 議案第36号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	39
25. 散 会		42

## 第2号（6月19日）

1. 議事日程	43
2. 出席議員氏名	44
3. 欠席議員氏名	44
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	44
5. 議会事務局職員出席者	44
6. 開 議	45
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	45
8. 日程第2 一般質問	45
栢山 晋司	45
稲付 洋平	55
隈元香穂子	68
西江園 明	89
9. 延 会	102

## 第3号（6月20日）

1. 議事日程	103
2. 出席議員氏名	104
3. 欠席議員氏名	104
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	104
5. 議会事務局職員出席者	104
6. 開 議	105
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	105
8. 日程第2 一般質問	105
小野 広嗣	105
野村 広志	128
永田 梓	147

八代 誠	156
9. 延 会	165

#### 第4号（6月21日）

1. 議事日程	166
2. 出席議員氏名	167
3. 欠席議員氏名	167
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	167
5. 議会事務局職員出席者	167
6. 開 議	168
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	168
8. 日程第2 一般質問	168
南 利尋	168
市ヶ谷 孝	187
東 宏二	193
鶴迫 京子	209
9. 延 会	220

#### 第5号（6月22日）

1. 議事日程	221
2. 出席議員氏名	222
3. 欠席議員氏名	222
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	222
5. 議会事務局職員出席者	222
6. 開 議	223
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	223
8. 日程第2 一般質問	223
小園 義行	223
9. 散 会	243

#### 第6号（6月30日）

1. 議事日程	244
2. 出席議員氏名	245
3. 欠席議員氏名	245
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	245

5. 議会事務局職員出席者	245
6. 開 議	246
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	246
8. 日程第2 議案第31号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	246
9. 日程第3 議案第32号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	247
10. 日程第4 議案第36号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	249
11. 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）	252
12. 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて （令和5年度志布志市一般会計補正予算（第3号））	253
13. 日程第7 議案第37号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	253
14. 日程第8 令和4年陳情第5号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択 を求める陳情	255
15. 日程第9 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、 2024年度政府予算に係る意見書採択について	259
16. 日程第10 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択について	260
17. 日程第11 発議第4号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	261
18. 日程第12 発議第5号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について	262
19. 日程第13 議員派遣の決定	264
20. 日程第14 閉会中の継続審査申出について （総務常任委員長）	264
21. 日程第15 閉会中の継続調査申出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）	264
22. 閉 会	265

令和5年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月16日	金	本会議	開会・会期の決定・議案上程
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	本会議	一般質問
20日	火	本会議	一般質問
21日	水	本会議	一般質問
22日	木	本会議 委員会	一般質問 常任委員会
23日	金	委員会	予算常任委員会
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	
27日	火	休 会	
28日	水	休 会	
29日	木	休 会	
30日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
議案第31号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第32号	志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第34号	財産の取得について
議案第35号	財産の取得について
議案第36号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
議案第37号	令和5年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
報告第3号	継続費繰越計算書について
報告第4号	専決処分の報告について （損害賠償の額を定め、和解することについて）
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて （志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて （令和4年度志布志市一般会計補正予算（第15号））
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて （令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて （令和5年度志布志市一般会計補正予算（第2号））
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて （令和5年度志布志市一般会計補正予算（第3号））
令和4年陳情第5号	「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情
陳情第5号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について
陳情第6号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について

発議第4号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

発議第5号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

議員派遣の決定

閉会中の継続審査申出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

### 3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 栢山晋司	1 人口減少について	(1) 若い世代の人口減が顕著な本市では、今後どのような問題が起こると予想されているかを問う。 (2) 若い世代の定住と、流入人口増加を目指して、市営住宅の入居要件を緩和する考えはないかを問う。	市長 市長
	2 ダグリ岬ベイサイドパーク構想について	(1) ダグリ岬ベイサイドパーク構想について、ユニバーサルデザインを考慮した設備やブルーフラッグ（海辺の国際環境）認証基準を意識した考えがあるのかを問う。	市長
	3 子育て支援について	(1) 児童館を設置する考えがあるのかを問う。	市長 教育長
2 稲付洋平	1 市内の公園について	(1) 公園の在り方について以下を問う。 ① 公園遊具の一部を撤去した理由について問う。 ② 公園遊具を増設する考えはないか。 ③ 公有財産を活用し民間企業と連携できないか。	市長 教育長
	2 移動手段の確保について	(1) 電動カート購入補助金を新設できないか問う。	市長
	3 教育行政について	(1) 教育現場の現状について以下を問う。 ① 学力の現状と向上に向けた取組について。 ② 豊かな人間性を育む取組について。 ③ 健康・体力向上に向けた取組について。	市長 教育長
3 隈元香穂子	1 子育て支援について	(1) 子育て支援について、県内他自治体と比較した場合、本市の状況をどのように捉えているか。 (2) 新たな取組としての子育て支援策はあるのか。 (3) 小児医療の充実について、今後どのように取り組んでいくのか。	市長 市長 市長



質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 隈元香穂子	2 特認校問題について	(1) スクールタクシーの廃止に伴い、地域コミュニティへの影響等についての考えを問う。	市長 教育長
	3 チョイソコしぶしについて	(1) 本格運行を開始したことで、予約が取れないという声を聞くが、現在の2台体制から3台へ増やす考えはないか。 (2) 本格運行して以降、改善点は見えてきたか。また、それについての今後の取組について問う。 (3) 高齢者運転免許自主返納支援事業の特典として、チョイソコしぶしの利用券を加えることについて以前質問したが、進捗を問う。	市長 市長 市長
	4 志布志市臨海工業団地整備事業について	(1) 志布志市臨海工業団地（5工区）は、令和4年2月に立地基本協定を締結したが、現在の進捗状況を示せ。	市長
4 西江園 明	1 子育て支援について	(1) 市長会等を通じ、現行のふるさと納税制度の永久継続を国へ要望する考えはないか。 (2) ふるさと納税の活用策が市民に見える形の一環として、学校給食費を完全無料化する考えはないか。 (3) 保育園や認定こども園の利用定員の考え方について問う。 (4) 現在、保育士の給与の一部が補助されている国の事業は、持続的な施策か。 (5) 食材費等の価格高騰により、保育園や認定こども園の経営を圧迫している状況である。各施設へ補助すべきではないか。	市長 市長 教育長 市長 市長 市長
	2 種子島航路の新設について	(1) 馬毛島の開発により、今後、物資・人の交流が大幅に増加することが期待される。志布志港との間を結ぶ航路の開設を急ぐべきと思うが、見解を問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5 小野広嗣	1 自治会組織の在り方について	(1) 自治会は地域に住む人々が互いに支え合う自主的な組織として、ごみや資源回収など、生活環境の整備や福祉の向上、防犯、防災など重要な役割を担っているが、高齢化や未加入世帯の増加などにより、その維持に困難を来している自治会もある。本市の現状認識と課題解消に向けた取組について問う。	市 長
	2 災害時の業務継続性確保のための施策について	(1) 近年、気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の生命を守るための対策強化が必要であり、災害時の業務継続性の確保は極めて重要であるが、本市の認識と取組の現状について問う。	市 長
	3 熱中症対策の推進について	(1) 気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間千人を超える年が頻発している。今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要ではないか。 (2) 学校における、子供の熱中症を防ぐための対策も、大変に重要である。熱中症対策の取組状況について問う。	市 長 教 育 長
	4 不登校児童・生徒への支援について	(1) 文部科学省は令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していこうと「COCOROプラン」を発表した。不登校の児童・生徒は、一人一人の状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うために、多様な学びの場の確保や、指導体制を整備することが必要である。本市の不登校児童・生徒支援の取組について問う。	教 育 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
6野村広志	1 行政のデジタル化による将来展望について	<p>(1) 総務省が示した自治体戦略2040構想にもあるように、人口減少や少子高齢化、環境問題やジェンダーレス等、本市も抱える課題は多岐にわたる。多様化する市民ニーズに対応するため、どのように具体的将来像を描きながら、市民に寄り添った市政運営を行っていく考えなのか。</p> <p>① 行政手続きのオンライン化と新しい窓口の在り方について。</p> <p>② デジタル化に不慣れな方々を対象とした格差解消の取組について。</p> <p>③ コネクテッドカー（ICT端末としての機能を有する自動車）の早期導入による、誰一人取り残さない行政サービスの在り方について。</p> <p>④ フリーオフィス化の実現に向けた執務環境の在り方について。</p> <p>⑤ テレワークの推進による多様な働き方について。</p> <p>⑥ 示された組織機構再編計画は、行政のデジタル化を念頭に置いた、持続可能な再編計画になっているのか。</p>	市長
7永田 梓	1 ダグリ岬の活用について	<p>(1) ダグリ岬ベイサイドパークの計画が第二次観光振興計画で示されているが、今後この計画を進めていく上で、市は環境配慮についてどのように考えているのかを問う。</p> <p>① 国定公園での禁止行為等を明示した看板の設置はできないかを問う。</p>	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7 永 田 梓	1 ダグリ岬の活用について	<p>(2) 近年、ダグリ岬にも一般の方が運転する水上バイクが見られるようになったが、現在、水上バイクを含め、様々な危険行為や違反行為を規制する条例等がない。ダグリ岬海水浴場の安全かつ円滑な運営のために、早急な条例等の整備が必要と思うが、市長の考えを問う。</p> <p>(3) 津波が発生した際、一人でも多くの命を守るため、海水浴場からの避難訓練が必要と考える。過去に避難訓練を行った事は無いと認識しているが、その理由を示せ。</p> <p>① 災害が発生した場合、海水浴場周辺にいる方への避難をどのように呼びかけるのかを問う。</p> <p>② 打出ヶ浜は全長約700mあるが、砂浜の出入口は海水浴場側のみである。このため、串間市側の砂浜からは緊急時の垂直避難ができないことから、階段等を設置する考えはないかを問う。</p>	市長 市長
	2 防犯対策について	<p>(1) 観光や仕事で志布志市を訪れる方が増える中、様々な犯罪が発生するおそれがある。特に公共施設等のトイレでは、小さい子供が被害に遭う可能性があることから、防犯カメラの設置を検討できないか。</p> <p>(2) 不法投棄の多い場所について、一時的にでも防犯カメラを設置することはできないか。</p> <p>(3) 市内小中学校への防犯カメラ設置について、どのように考えているか。</p>	市長 市長 教育長
8 八 代 誠	1 有害鳥獣対策について	(1) 今定例会の補正予算において提案されている有害鳥獣捕獲事業について問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 八代 誠	1 有害鳥獣対策について	(2) イノシシによる掘り返しで、ほ場の法面や農道の崩壊があり、市民からの相談が寄せられている。崩壊箇所の復旧に対する支援（市単独事業による整備）はできないか。	市長
	2 道路行政について	(1) 市道、農道の区画線の現状と対応について問う。	市長
9 南 利 尋	1 有害鳥獣捕獲事業について	(1) 昨今、中山間地域では昼夜問わずイノシシ等を見かけるようになった。明らかに個体数が増え、被害数が多発している。予算の拡充を図り、捕獲事業に取り組むべきではないかを問う。	市長
		(2) ジビエを、ふるさと納税の返礼品などの特産物として、加工、販売事業に取り組む考えはないか問う。	市長
	2 鳥獣害対策について	(1) 家畜農家から、カラス被害の相談が数件あった。現状を把握し、生産者とともに駆除対策に取り組むべきではないか。	市長
	3 観光振興について	(1) 第2次志布志市観光振興計画の基本方針に「稼ぐ観光地経営を目指す」とあるが、「歴史のまちづくり事業」に対する費用対効果及び経済波及効果をどのように捉えているか問う。	市長 教 育 長
		(2) 「稼ぐ観光地経営」を実現させるためにも、経済活動拠点整備事業にスピード感をもって取り組むべきではないか問う。	市長
(3) ダグリ岬バイサイド構想の進捗状況について問う。		市長	
	(4) どのような、ランドデザインが策定されているのか問う。	市長	
4 環境行政について	(1) 昨今、以前より多くの箇所で不法投棄を見かける。本市独自の厳しい罰則を設けるべきではないか問う。	市長	

質問者	件名	要旨	質問の相手方
9南 利尋	4 環境行政について	(2) 本市を訪れる方が不快な思いをしないためにも、観光拠点に「護美箱」を設置する考えはないか問う。	市長
10市ヶ谷孝	1 本庁舎移転計画について	(1) 今定例会で補正予算として議案上程されている民間ビル購入について、前回定例会での減額修正後、再上程するにいたった経緯について問う。	市長
		(2) 本庁機能を志布志庁舎に移転して以降、周辺民間施設の活用についてどのような取組をしてきたのか問う。	市長
		(3) 今回購入を想定している民間ビルの購入意図と活用方法について問う。	市長
11東 宏二	1 道路行政について	(1) 市道、県道、国道の維持管理状況、特に除草作業の現状と対策について問う。	市長
	2 指定管理について	(1) ボルベリアダグリ、道の駅松山「やっちくふるさと村」の運営状況と、今後の指定管理委託事業の考え方について問う。	市長
	3 枇榔島の栈橋について	(1) 枇榔島の栈橋設置について、本市としての今後の考え方を示せ。	市長
12鶴迫京子	1 交通安全対策について	(1) 市民から信号機設置の必要性や、停止線・外側線・横断歩道など白線が消えている箇所が市内いたるところで見受けられ、危険であるとの相談が寄せられている。現状認識と今後の対策について問う。	市長
		(2) 歩道横の雑木が生い茂り、頭上危険な状況下で通学している児童・生徒の保護者から不安の声が寄せられている。現状認識と今後の対応について問う。	市長 教育長
13小園義行	1 個人情報保護の在り方について	(1) 自衛隊員の募集について、情報提供の在り方を問う。	市長
		(2) 学校において、どのように対応しているか。	教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
13小園義行	2 福祉行政について	(1) 加齢による聴力のおとろえを感じる住民が補聴器の購入を希望する際、補助金を支給する考えはないか。	市長
	3 環境行政について	(1) 校区公民館活動から地域コミュニティ協議会へ移行する事で自治会未加入の住民のごみ出しについてどのように考えるか。	市長 教育長
	4 服務管理について	(1) 会計年度任用職員だけで仕事をしている職場について日々の管理の在り方を問う。 (2) 給食センターの民間委託が行われるが、会計年度任用職員の年休取得等対応を問う。	市長 教育長 教育長
	5 行政のデジタル化について	(1) 進めるにあたっては、現在本市が抱えている課題をよく把握した上で取り組む必要があると考える。国の重点計画が示している事をどのように受けとめて進めていく考えか。 (2) 改正マイナンバー法が成立した。戸籍への「氏名の振り仮名」を追加する戸籍法の改正が盛り込まれている。どのように考えるか。 (3) マイナ保険証について考え方を問う。	市長 教育長 市長 市長

## 令和5年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和5年6月16日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第3号 継続費繰越計算書について
- 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度志布志市一般会計補正予算（第15号）)
- 日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）)
- 日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和5年度志布志市一般会計補正予算（第2号）)
- 日程第13 議案第31号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第32号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第33号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第34号 財産の取得について
- 日程第17 議案第35号 財産の取得について
- 日程第18 議案第36号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）



出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局次長 宮 田 健 二	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正
危機管理監 萩 原 政 彦	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開会 開議

○議長（平野栄作君） ただいまから、令和5年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

○  
日程第2 会期の決定

○議長（平野栄作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から6月30日までの15日間に決定しました。

○  
日程第3 報告

○議長（平野栄作君） 日程第3、報告を申し上げます。  
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第3号は総務常任委員会へ、陳情第5号及び第6号の2件は文教厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市都市開発公社から令和4年度事業報告及び決算書並びに令和5年度事業計画予算書及び資金計画が、また監査委員から報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思っております。

○  
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（平野栄作君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。  
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員が、令和5年7月1日をもって任期満了となることから、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のう

ち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（平野栄作君） ただいまの出席議員は20人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に、青山浩二君及び野村広志君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配布)

○議長（平野栄作君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長（平野栄作君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（平野栄作君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○議会事務局長（藤後広幸君） それでは、順をお願いいたします。

1番、永田梓議員、2番、栢山晋司議員、3番、稲付洋平議員、4番、隈元香穂子議員、5番、南利尋議員、6番、市ヶ谷孝議員、7番、青山浩二議員、8番、野村広志議員、9番、八代誠議員、10番、小辻一海議員、11番、持留忠義議員、13番、西江園明議員、14番、丸山一議員、15番、玉垣大二郎議員、16番、鶴迫京子議員、17番、小野広嗣議員、18番、東宏二議員、19番、小園義行議員、20番、福重彰史議員、12番、平野栄作議員。

○議長（平野栄作君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。青山浩二君及び野村広志君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（平野栄作君） 選挙の結果を報告します。

投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票であります。有効投票のうち、久長登良男君18票、持留良一君2票、以上であります。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）



### 日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（平野栄作君） 日程第5、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書につきまして説明を申し上げます。

令和4年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書につきまして補足して御説明申し上げます。

一般会計の令和4年度から令和5年度への繰越明許費の繰越額が確定いたしましたので、御報告申し上げます。

議案の繰越計算書をお開きください。付議案件説明資料は1ページから2ページになります。

繰越計算書の翌年度繰越額につきまして、繰越額の確定に伴い、増減があったもののみ申し上げますと、上から2行目の2款、総務費、3項、戸籍住民台帳費の戸籍システム改修業務委託事業を509万3,000円に減額、3行目の6款、農林水産業費、1項、農業費の活動火山周辺地域防災営農対策事業を2,039万1,000円に減額、また、一番下の行、8款、土木費、2項、道路橋りょう費の道路新設改良事業を1億3,514万円に減額、次のページをお開きください。上から2行目の10款、教育費、2項、小学校費のこどもの安心・安全対策支援事業を70万円に減額、3行目の11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業は1億993万9,000円に、5行目の2項、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業を2,035万円にそれぞれ減額しております。

なお、その他の事業につきましては変更ございません。

全体で14件、9億5,609万7,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源の内訳は、既収入特

定財源が3,000円で、未収入特定財源が9億4,497万8,000円となり、このうち国・県支出金が8億3,761万2,000円、市債が1億590万円、その他の財源として基金等が146万6,000円でございます。また、一般財源が1,111万6,000円でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 1点だけです。この災害復旧費の中の農林水産施設災害復旧費のうち、農地・農業用施設災害復旧事業につきまして繰越しの理由、ここは災害査定が12月中旬に行われたということで、その状況からいったときにある程度理解はできるわけでございますけれども、21地区を繰越しの対象にしなればならなかったということでもありますけれども、実際この事業完了が今年の12月の予定になっているようございましてけれども、その農地あるいは施設でありますので、その作付けに影響が出てきた、作付けができなかったという箇所がこの21地区の中に何か所あるのか、その点を伺いたいたしたいと思います。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） 農地・農業用施設災害復旧事業につきましては、21地区ということで、この中で農地に関しては5件となっております。12月の事業完了ということで、全体を見たときにそういった表現をしておりますけれども、可能な限り早い段階でこういった工事を完了しまして、作付けに影響がないように進めているところでございます。

○20番（福重彰史君） 農地が5件ということで、できるだけ作付けに影響が出ないような対策を講じているということでございましてけれども、施設によってはたとえ農地に作付けができる状態であっても、施設に被害が出ているということで作付けができなかったという、そういう箇所もあるのではないかと思うわけですが、実際的にそういう面も含めて、作付けができなかったという箇所は何件ですか。

○耕地林務水産課長（折田孝幸君） 現実に田んぼとかそういったところについては、現在私が持っている資料では、作付けができなかったというところは持ち合わせていないんですけれども、そういった形で鋭意努力して、完成に向けて進めているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。



#### 日程第6 報告第3号 継続費繰越計算書について

○議長（平野栄作君） 日程第6、報告第3号、継続費繰越計算書についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

報告第3号、継続費繰越計算書につきまして説明を申し上げます。

令和4年度志布志市一般会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 報告第3号、継続費繰越計算書について補足して御説明を申し上げます。

継続費の令和4年度年割額に係る歳出予算のうち、支出が終わらなかったものについて、翌年度に逡次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、御報告申し上げます。

議案は、継続費繰越計算書をお開きください。

付議案件説明資料の3ページは、今年度の一般会計当初予算書の抜粋となります。

10款、教育費、5項、保健体育費の志布志運動公園体育館改修事業の令和4年度から令和5年度までの2年間の継続費の総額が7億180万円で、令和4年度の年割額が2億6,274万6,000円でございます。このうち、令和4年度の支出済額は2億3,063万7,000円、残額が3,210万9,000円となり、この額を翌年度へ逡次繰越したものでございます。

繰り越した財源の内訳といたしまして、地方債が3,210万円、繰越金が9,000円でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この体育館の改修事業を行うことによって、公民館活動の一環としての体育館を利用した事業、そういうものと保育園等々の運動会等を含めて、どれぐらいのものが影響が出ているというふうに把握されていますか。

○生涯学習課長（江川一正君） お答えします。

幼稚園とか公民館への影響という数値的なものは今持ち合わせていないところでございますが、実際には今回体育館自体を使えなくなったのは、4月から使えなくなっているところでございます。内部工事を4月から行っているところでございますが、今、お話を聞いているところによりますと、保育園等につきましては、市内の別の体育館、城山総合公園体育館、有明総合体育館等で運動会とかそういったいろいろな行事を行っているというお話はお伺いしております。あと協会等の団体ですね、いろいろなスポーツに係る団体につきましても、私どものほうで体育館の工事に入る際に、いろいろと早めのアナウンス等を行ってございましたところがございます。そちらのほうもかなり御迷惑はかけている部分もあるかと思っておりますけれども、近隣の市町または市内の体育施設を使って、今、活動をしていただいております。今回この体育館につきましては、9月を完了予定ということで工事を進めておりますので、おおむね工事については順調に進んでいるところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 以上で、継続費繰越計算書についての報告を終わります。

○

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第7、承認第2号から日程第12、承認第7号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号から承認第7号までの6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（平野栄作君） 日程第7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） 承認第2号、令和5年3月31日に専決処分しました志布志市税条例の一部を改正する条例の改正点について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料に基づき説明を申し上げますので、資料の5ページをお開きください。

1、志布志市税条例、（1）個人市民税関係、ウ、税の特例適用期間の延長でございます。

内容としましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の特例期間を令和9年度まで、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例期間を令和8年度までそれぞれ延長するものでございます。

次に、（2）軽自動車税関係、ウ、軽自動車税種別割に関するグリーン化特例の適用期限の延長でございます。より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能に応じて軽減する適用期限を、おおむね25%軽減の営業用乗用車にあっては2年、当該営業用乗用車以外の軽自動車にあっては3年、それぞれ延長するものでございます。

6ページをお開きください。

（3）固定資産税関係、ア、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設についてですが、要件を満たすマンションが大規模修繕工事を実施し

た場合、その区分所有者の翌年度の固定資産税を減額することとしております。イ、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の延長については、被災住宅用地等に係る固定資産税の特例措置を引き続き適用できることとするため、規定を整備するものでございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、付議案件説明資料の7ページをお開きください。

第46条から8ページの第101条までは、地方税法施行規則に様式の新設があったことによる改正でございます。

同じく9ページからの附則改正でございますが、第10条は、令和5年4月1日の改正規定において、地方税法附則第64条が削除されたことに伴う改正でございます。

第10条の2は、地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例の上位法改正に伴う項ずれ等の整理を行っております。

本条例は、令和5年4月1日施行でございます。

以上で、補足説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（平野栄作君） 日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものでありま



す。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、課税標準の特例措置の対象を追加する措置が講じられたため、条例中の当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、令和5年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



#### 日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（平野栄作君） 日程第9、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

令和5年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めらるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） 承認第4号、令和5年3月31日に専決処分しました、志布志市国民健康保険税条例の改正点について補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の6ページをお開きください。

3、志布志市国民健康保険税条例、（1）課税限度額の引上げですが、後期高齢者支援金等課

税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に2万円の引上げとしております。なお、このことにより医療保険分に係る基礎課税額、介護納付金分を合わせた課税限度額の合計は、現行の102万円から104万円に引き上げられることとなります。

次の(2)国民健康保険税の減額ですが、軽減世帯の所得要件を緩和する観点から、5割及び2割軽減世帯の所得判定に係る算定方法が改正となっております。

それでは、議案説明資料の新旧対照表により説明申し上げます。

説明資料の18ページをお開きください。

第25条第1項、先ほどの国民健康保険税の減額に関する規定について補足しますが、第2号、5割軽減世帯において、算定上世帯員一人に加算する金額を28万5,000円から29万円に、第3号、2割軽減世帯において52万円から53万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。

引き続き、19ページをお開きください。

第28条第2項は、特例対象被保険者等に係る申告の規定でございますが、雇用保険法施行規則の一部改正により、マイナンバーカードによる本人認証を活用することで受給資格者証ではなく、雇用保険受給資格通知を交付することができることとされたことに伴う改正でございます。

本条例は、令和5年4月1日から施行でございます。

以上で、補足説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長(平野栄作君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番(小園義行君) 今、説明がありましたが、ちょっと教えてください。課税限度額がまた102万円から104万円に上がりますね。そういったことで影響を受ける世帯がどれぐらいあるか。一方で今度は軽減割額がまた広がって、これはまたいいことですけど、そこについての全体としての影響がどれぐらいあるのかというのを、世帯数とかそういうのが分かれば、直近でいいですよ、去年の決算を含めてお願いします。

○税務課長(濱田 茂君) お答えいたします。

国民健康保険税の基礎課税額は所得割額及び被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の合算額となりますが、それぞれ課税限度額が規定されております。このうち後期高齢者支援金分について、今回の税制改正により課税限度額が20万円が2万円増の22万円となります。そのことを踏まえ、令和4年度実績に基づき試算すると、17世帯が課税限度額未満となるところでございます。

それから、軽減の分でございます。今回の税制改正により5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に引き上げるものでございます。また2割軽減の対象となる世帯についても52万円から53万5,000円に引き上がります。そのことを踏まえまして、令和4年度実績に基づき試算しますと、5割軽減の対象となる世帯が12世帯増、2割軽減の対象となる世帯が8世帯の増となるところでございます。また、軽減の対象世帯が増えることによる減収については、5割軽減世帯で約41万円、2割軽減世帯で約21万円の減収となるところでございます。

○議長(平野栄作君) ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。



日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度志布志市一般会計補正予算（第15号））

○議長（平野栄作君） 日程第10、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額及び地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に令和4年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和5年3月31日に、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第15号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めらるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 承認第5号、令和4年度志布志市一般会計補正予算（第15号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に4億2,626万9,000円を追加し、予算の総額を335億3,210万1,000円としております。

補正予算書の5ページをお開きください。

第2表、地方債補正ですが、起債同意額の確定に伴い、合併特例事業など9件の地方債を総額2,640万円減額変更しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。補正予算書8ページの2款、地方譲与税から、19ページの10款、地方特例交付金は、国の交付金額の確定に伴うもので、8ページの2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税は693万円増額、9ページの2項、自動車重量譲与税は4,141万6,000円増額、10

ページの3項、森林環境譲与税は92万8,000円減額、11ページの4項、特別とん譲与税は643万6,000円増額、12ページの3款、利子割交付金は19万7,000円減額、13ページの4款、配当割交付金は523万2,000円増額、14ページの5款、株式等譲渡所得割交付金は677万9,000円増額、15ページの6款、法人事業税交付金は2,321万円増額、16ページの7款、地方消費税交付金は1億3,145万円増額、17ページの8款、ゴルフ場利用税交付金は33万1,000円増額、18ページの9款、環境性能割交付金は500万3,000円を増額しております。

20ページをお開きください。

11款、地方交付税は、交付金額の確定に伴い、特別交付税を2億6,227万5,000円増額し、交付総額は67億8,803万6,000円となりました。

21ページをお開きください。

15款、国庫支出金は、国からの交付決定通知に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を825万1,000円増額しております。

22ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、1目、一般寄附金は、長崎県在住の西山亮一様からの寄附金を2,100万円計上、2目、特定寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金を430万円増額しております。

23ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金は、財源振替としまして15目、ふるさと志基金繰入金を7,061万6,000円減額、29目、企業版ふるさと納税基金繰入金を130万円増額しております。

24ページをお開きください。

2項、特別会計繰入金は、公共下水道事業特別会計の廃止に伴い、46万3,000円増額しております。

25ページをお開きください。

22款、市債は、起債同意額の確定に伴い、総額2,640万円減額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。26ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を7億5,956万円増額しております。

4目、企画費は、企業版ふるさと納税基金への積立金を430万円増額しております。

36ページをお開きください。

8款、土木費、5項、都市計画費、1目、都市計画総務費は、公共下水道事業特別会計を廃止するための財源調整として1,000円増額しております。

44ページをお開きください。

12款、公債費、1項、公債費は、償還実績に基づき、元金及び利子を総額で8,964万円減額しております。

また、その他の歳出補正予算については、増減はなく、歳入の地方債の増減に伴う財源振替と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当実績に伴い、基金との財源振替を行っ

ております。

以上が、承認第5号の主な内容でございます。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認議案第5号は、承認することに決定しました。



#### 日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））

○議長（平野栄作君） 日程第11、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市公共下水道事業の廃止に伴い、緊急に令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を補正する必要が生じ、令和5年3月31日に、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めらるるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（富岡 裕君） 承認第6号、令和4年度志布志市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その内容を補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,718万8,000円としております。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きください。

繰入金金の一般会計繰入金を1,000円増額しております。

6ページをお開きください。

歳出の公共下水道事業費、普通旅費 1 万4,000円、7 ページ公債費、利子補償金18万6,000円、8 ページ予備費26万2,000円を減額し、9 ページ諸支出金、一般会計繰出金46万3,000円を増額しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。



#### 日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志布志市一般会計補正予算（第2号））

○議長（平野栄作君） 日程第12、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の実施に伴い、緊急に令和5年度志布志市一般会計予算を補正する必要性が生じ、令和5年4月20日に、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,421万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ275億6,480万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及びその事務費を総額で6,421万9,000円計上するものであります。

予算書は6ページ、付議案件説明資料は24ページ及び25ページをお開きください。

歳出の民生費の児童福祉費は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を総額で6,421万9,000

円計上するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。



### 日程第13 議案第31号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第13、議案第31号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、志布志市税条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、市民税における扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） 議案第31号、志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

初めに、付議案件説明資料の5ページから6ページを説明し、ここに記載のない条項部分につきましては、新旧対照表で説明いたします。

付議案件説明資料の5ページをお開きください。

志布志市税条例等の主な改正内容の1、志布志市税条例、（1）個人市民税関係、ア、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化は、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年と申告内容に異動がない場合、記載事項を簡素化できるとされたことに伴う改正でございます。

イの森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、森林環境税を一人年額1,000円、市が賦課徴収することとされているため、そ

の徴収方法等について、規定を設けるものでございます。

(2) 軽自動車税関係、ア、自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化は、メーカー側で排ガスや燃費の性能試験に関する認証取得で、長年にわたり不正が行われていたという問題を受け、税制面で再発防止策が講じられたもので、不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割・種別割の納付不足額が生じた場合、メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際の加算割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

イの三輪の特定小型原動機付き自転車の種別割区分の見直しは、三輪のいわゆる電動キックボードを登録する場合、現行の規定では、ミニカーの税率区分が適用される場合がありましたが、特定小型原動機付自転車の区分を新設し、ミニカーの区分から除外することで、原動機付自転車の区分に統一されるものでございます。

新旧対照表の31ページをお開きください。

条文の第85条は、軽自動車税種別割の徴収の方法に関する規定ですが、現行では、国が示した条例準則の規定に沿った内容となっており、本市において取扱いを行っていない証紙徴収に関する規定がされているところでございます。徴収方法については、近年、国の主導で電子化が進められている状況であることから、証紙による徴収を行うことは将来的にも可能性はないと考え、関連する規定を削除しようとするものでございます。

本条例の施行日は、令和5年7月1日でございますが、森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備及び自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策に関する規定の整備は令和6年1月1日、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に関する規定の整備は令和7年1月1日施行としております。

以上で、補足説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 一つだけ教えてください。この森林環境税の導入ということで、先ほど1,000円というふうにおっしゃいましたね。これは一律全部1,000円なのか、それとも住民税非課税世帯いろいろありますね。この森林環境税を納める住民の方々はどういった方が対象に、全員なのか、さっきの課長の説明ではよく分からないです。平たく教えてください。

○税務課長（濱田 茂君） お答えいたします。

森林環境税についての御質問でございますが、東日本大震災を踏まえ、平成26年度から地方団体が実施する防災費を確保するため、市民税・県民税ともに均等割額が500円ずつ、計1,000円引き上げられておりました。これらの措置が令和5年度までとなっております。令和6年度からは森林環境税が国税として個人住民税均等割と合わせて一人年額1,000円が課税されることから、この増額分が実質的に森林環境税に振り替わるものでございます。したがって、住民の方々からいただく金額としては、変更はないところでございます。

また、非課税世帯につきましては、均等割額と同様の対応をするということでございます。森林環境税も非課税になるということでございます。



○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務常任委員会に付託します。

—————○—————

#### 日程第14 議案第32号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第14、議案第32号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、市民の利便性の向上を図り、もって社会全体のデジタル化を推進するため、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、移動端末設備、いわゆるスマートフォンを使用して印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第32号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の33ページをお開きください。

今回の条例改正は、上位法の改正に伴いコンビニ交付における個人の認証方法が改正され、印鑑登録証明書の発行方法が拡充されたことにより本条例を改正するものであります。

総務省が、移動端末設備（スマートフォン）に、移動端末設備用利用者証明用電子証明書（スマートフォン用電子証明書）を格納できるようにするアプリケーションの提供を、令和5年5月11日に開始したことにより、令和5年中には、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で、スマートフォンを使用して印鑑登録証明書等の交付を受けることができるようになる予定であります。

現在は、専用端末に、マイナンバーカードのICチップに格納された電子証明書を読み取らせて、本人であることを確認しておりますが、今後、令和5年中を予定しておりますが、マイナンバーカードだけでなく、スマートフォンに格納した電子証明書を読み取らせることによっても、本人確認が可能とするものであります。

スマートフォンによるコンビニ交付サービス利用の手順は、記載のとおりです。

また、その他のサービスとして、スマートフォン用電子証明書により、コンビニ交付サービスのほかにも、スマートフォンによる各種サービスの利用が可能となる予定でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

34ページは、新旧対照表になります。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第15、議案第33号から日程第17、議案第35号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第35号まで、以上3件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

**日程第15 議案第33号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（平野栄作君） 日程第15、議案第33号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び志布志市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設の教育及び保育の内容の指針を定める権限を有する者を、厚生労働大臣から内閣総理大臣へ変更する措置が講じられたため、条例中の当該権限を有する者に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） なぜ厚生労働大臣から内閣総理大臣に変わったのかと、ここの提案理由にあるように、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴うことだと、国が厚生労働大臣ではなくて内閣総理大臣にした、その大きな理由とは何ですか。

○福祉課長（若松利広君） これまでは、厚生労働大臣が保育所等の運営につきましては基準を定めておりましたけれども、子ども・子育て支援に対しまして積極的に対応を取っていくというところで、国は、内閣府においてこども家庭庁を設置したところでございます。このこども家庭庁において、今後子ども・子育て支援に対して特化した事業を進めていくというところというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ということは、今後はその内閣府のほうで、こういう子供の保育だとかこういったものに関しての大きな権限は内閣総理大臣にあるんですよという、全てそういうことだと理解していいですね。

○福祉課長（若松利広君） この条例改正に提案してありますことにつきましては、内閣総理大臣が定めるということになっておりますけれども、それぞれまだ児童福祉法につきましては、厚生労働大臣の所管のこともありますので、両方の大臣が所管するということで認識しております。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第16 議案第34号 財産の取得について

○議長（平野栄作君） 日程第16、議案第34号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、財産の取得につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市消防団第1分団が使用する消防ポンプ自動車を買収するにあたりまして、地

方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは議案第34号、財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

今回取得する消防ポンプ自動車は、有明方面隊第1分団（伊崎田地区）に配備するものでございます。現在、同分団に配備されている消防ポンプ自動車は、平成11年2月に導入後、24年を経過しており、老朽化及び消防資機材の充実を図るため、今回更新配備するものでございます。

取得する財産の内容につきまして、御説明申し上げます。

付議案件説明資料の38、39ページをお開きください。

車両の型式は、キャブオーバー型ダブルシート消防専用シャーシ2輪駆動でございます。車両総重量は5,000kg（5t）未満、4サイクルディーゼルエンジンでオートマチックトランスミッション、乗車定員は5名となっております。

主な取付け品・装置につきまして、主ポンプは、高圧二段バランスタービンポンプで、A-2級の放水能力を有しております。その他の取付け品・装備につきましては、ここ数年ポンプ車の更新を進めてきており、過去に導入した消防ポンプ自動車を参考にした仕様となっております。

付議案件説明資料の39ページは、吸管や可搬式照明器具など、主な積載品・付属品を記載してございます。

納入期限は、令和6年2月22日となっているところでございます。

以上で、議案第34号、財産の取得について補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） まず指名競争入札になっていきますので、指名が何社あったのか。そして併せて応札が何社だったのか。さらには、落札率は幾らだったのか。

○危機管理監（萩原政彦君） 入札の参加業者の件でございます。5社の指名競争入札を行いまして、4社の応札があったところです。落札率につきましては、率で言いますと99%程度、予定価格に近い額となっているところです。

○20番（福重彰史君） 5社指名で応札したのは4社ということでございますけれども、辞退されたのか分かりませんが、この1社についてはどのような理由であったのかということ、そして落札率が99%ということですが非常に高いですね。ここはもういいですけど、この応札を辞退された1社の理由を聞かせてください。

○危機管理監（萩原政彦君） 辞退をされたところにつきましては、仕様書で取り扱っているいわゆるポンプ機械ではないということが一つございました。この1社以外の残りの業者につきましては、やはり車両の高騰、資機材の価格等の結果、落札が1社あったところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、可決することに決定しました。



#### 日程第17 議案第35号 財産の取得について

○議長（平野栄作君） 日程第17、議案第35号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、財産の取得につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市消防団第3分団が使用する消防ポンプ自動車を買収するにあたりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（小山錠二君） それでは、議案第35号、財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

今回取得する消防ポンプ自動車は、有明方面隊第3分団（蓬原、原田地区）に配備するものでございます。現在、同分団に配備されている消防ポンプ自動車は、平成10年2月に導入後、25年を経過しており、車両やポンプの老朽化及び消防資機材の充実を図るため、今回更新配備するものでございます。

取得する財産の内容につきまして、御説明申し上げます。

付議案件説明資料の40、41ページをお開きください。

車両の型式は、キャブオーバー型ダブルシート消防専用シャーシ2輪駆動でございます。車両総重量は5,000kg（5t）未満、4サイクルディーゼルエンジンでオートマチックトランスミッション、乗車定員は5名となっております。

主な取付け品・装置につきまして、主ポンプは、高圧二段バランスタービンポンプで、A-2級の放水能力を有しております。その他の取付け品・装備につきましては、ここ数年ポンプ車の

更新を進めてきており、過去に導入した消防ポンプ自動車を参考にした仕様となっております。

付議案件説明資料の41ページは、吸管や可搬式照明器具など、主な積載品・付属品を記載してございます。

納入期限は、令和6年2月22日となっているところでございます。

以上で、議案第35号、財産の取得について補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 議案第34号と同様の質疑でございます。よろしく申し上げます。

○危機管理監（萩原政彦君） 内容的にはほぼ統一した仕様となっておりますが、それぞれ配備する消防団の意見を聞きながら、細かいところについては違いがございます。

付議案件説明資料の39ページの上段の主な積載品・付属品のところの表の5列目、ワンタッチ式吸管ストレーナーという部分と、議案第35号の車両につきましては、同じく表5の主な積載品のところの上から5番目、ディスクストレーナーという装備品の違いがあることで艤装が違う内容になっているところでございます。

入札につきましては、先ほどと同じ内容でございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（小野広嗣君） 今、福重議員からも仕様等含めて質疑がありましたので、そのことは理解をいたしました。この入札に絡んで、過去において年度をまたぐというような事案がありましたね。そういったことを含めたときに、先ほど総務課長のほうから、明年の2月という期間が示されておりましたけれども、過去の経緯をしっかりと確認しながら、反省しながらそういった取組になっているのか、そこだけ確認をお示しく下さい。

○危機管理監（萩原政彦君） 御質問のように、いわゆる年度内にとという考え方は持っているところです。それぞれのメーカー等に仕様書を作成する前に、車両の購入が時期的にどうなのかというところもしっかりと協議内容を詰めながら、現在のところは、業者からは年度内の納品を目標にしているというふうに聞いているところです。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、可決することに決定しました。



#### 日程第18 議案第36号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（平野栄作君） 日程第18、議案第36号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、ふるさと納税推進事業、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億5,562万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ282億3,042万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（鮎川勝彦君） 議案第36号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億5,562万8,000円を追加し、予算の総額を282億3,042万8,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正は、消防防災施設等整備事業及び志布志運動公園体育館改修事業に伴う過疎対策事業債を7,370万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございます。予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2億1,562万5,000円計上、2目、民生費国庫補助金は、生活保護基幹業務システム改修事業を149万6,000円増額しております。

8ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業を487万5,000円増額、産地生産基盤パワーアップ事業を1,590万7,000円、鳥獣被害対策実践事業を63万5,000円、それぞれ減額しております。

11ページをお開きください。

18款、寄附金は、有限会社指宿商会様及び一般財団法人岩崎育英文化財団様からの寄附金を総

額で70万円計上しております。

12ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整としまして5,125万5,000円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税推進事業等に充当する経費として3億8,531万2,000円増額、29目、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）基金繰入金は、財源振替として700万円減額しております。

13ページをお開きください。

21款、諸収入、4項、雑入は、コミュニティ助成事業を500万円、スポーツ振興くじ助成金を8,000万円、地域再生マネージャー事業を700万円それぞれ計上しております。

14ページをお開きください。

22款、市債は7,370万円減額し、総額で17億9,470万円としております。

次に、歳出予算でございますが、予算書は16ページ、説明資料は2ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、本庁機能の集約を含めた行政組織の再編に取り組む必要があります、これらの行政組織の再編のため、ひばりビル購入事業を5,050万円計上しております。

説明資料は3ページ、7目、自治振興費は、住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を充実することにより、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げ地域の活性化を図ため、コミュニティ助成事業を500万円計上しております。

予算書は18ページ、説明資料は8ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）を支援するため給付金を支給する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業を1億9,804万1,000円計上しております。

説明資料は11ページをお開きください。

4目、老人福祉費は、光熱水費等の価格高騰により、国が定める公的価格等により運営を行っている介護サービス事業所等の運営に大きな影響が生じていることから、価格高騰分の一部を支援することにより、事業所の負担を軽減し、安定的な介護サービス等の提供体制を図るため、介護サービス事業者等価格高騰対策支援事業を1,486万円計上しております。

予算書は19ページ、説明資料は10ページをお開きください。

2項、児童福祉総務費、4目、保育所費は、コロナ禍において物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費を支援する、保育所等給食支援事業を1,020万5,000円計上しております。

予算書は22ページ、説明資料は13ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、農業資材全般の高騰に伴い、初期



投資費用の増加が新規就農の際の大きな負担となっていることから、ハウス付帯設備費の一部を支援し経営の安定を図る、新規就農者資材高騰緊急対策事業を365万7,000円計上しております。

説明資料は14ページをお開きください。

6目、畜産業費は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、配合飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援を行う、畜産配合飼料高騰緊急支援事業を405万円計上しております。

予算書は23ページ、説明資料は4ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、物価高騰の影響を受けている市内事業者の支援と地元の消費拡大を促進するため、プレミアム率20%を付与した商品券を発行するプレミアム商品券発行事業を6,943万7,000円計上しております。

説明資料は6ページをお開きください。

3目、観光費は、昨今の物価高騰の影響により、厳しい経営環境に置かれている市内宿泊施設等に対し支援を図るため、エネルギー価格高騰対策支援給付金事業（宿泊施設等）を1,979万8,000円計上しております。

予算書は26ページ、説明資料は15ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、令和4年度に長崎県在住の西山亮一様から御寄附をいただいた寄附金を活用し、各学校で必要としている消耗品及び備品の購入、学習環境の充実を図るため、学校環境整備事業（寄附金活用事業）を1,442万7,000円計上しております。

予算書は27ページをお開きください。

3項、中学校費につきましても、同事業を145万円計上しております。

予算書は28ページ、説明資料は16ページをお開きください。

4項、社会教育費、5目、文化振興費は、同じく寄附金を活用し、青少年に優れた舞台芸術鑑賞の機会を与え、芸術に対する興味・関心を持たせることで、心豊かな青少年の育成を図るため、青少年芸術鑑賞事業（寄附金活用事業）を280万5,000円計上しております。

説明資料は17ページをお開きください。

8目、図書館費につきましても、非来館型サービスとして電子書籍を購入し、いつでも・どこでも・誰でも利用できる電子図書館の運営に取り組む、図書購入整備事業（寄附金活用）を220万円計上しております。

予算書は29ページ、説明資料は16ページをお開きください。

5項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、食料品価格高騰に伴い給食食材の購入に影響があることから、本来保護者が負担すべき給食費を軽減するため価格高騰分について支援を行う、わくわく学校給食支援事業を685万1,000円計上しております。

予算説明資料の1ページをお開きください。

令和5年度地方創生臨時交付金実施計画に掲載の事業を記載しておりますので、御参照くださ

い。

以上が、補正予算（第4号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第36号は、予算常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日と明後日は休会とします。

19日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時33分 散会

## 令和5年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和5年6月19日（月曜日）午前10時04分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

栢 山 晋 司

稲 付 洋 平

隈 元 香穂子

西江園 明

小 野 広 嗣

野 村 広 志

永 田 梓

八 代 誠

南 利 尋

市ヶ谷 孝

東 宏 二

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎	有 明 支 所 長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局次長 宮 田 健 二	教 育 総 務 課 長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時04分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、2番、栢山晋司君の一般質問を許可します。

○2番（栢山晋司君） こんにちは。それでは一般質問を始めさせていただきます。6月議会最初の一般質問となります。志みらい、栢山晋司、よろしくお願いいたします。

まず冒頭、先にお亡くなりになりました曾於市出身のプロ野球選手でありました北別府学さん、成人T細胞白血病により闘病生活を送られており、先日亡くなられたという報道を拝見しました。鹿児島県を含む南九州に多くの未発症者であるHTLV-1キャリアがいると言われております。私自身、この長い髪、ヘアドネーションを行う理由として、同じ成人T細胞白血病のキャリアとして私自身がドナーとして臓器提供、献血もできないがゆえに、唯一私の体をもってできる提供は、長く伸びた髪の毛を提供するというヘアドネーションでございました。毎回お話をさせておりますが、度々「ちゃらちゃらしているね」とお声かけをいただくことがございます。そのお声かけが私自身が抱える、多くの人々が抱える病気の問題に対して目を向けていただけるきっかけになれば、大いに喜ばしいことであるとも思っております。昨年11月にHTLV-1学術会議という学会で発表させていただきました。その際に、HTLV-1情報ポータルサイトが厚生労働省の協力により新たに立ち上がったという発表もございました。成人T細胞白血病に関わる医療者や患者となる方々へ、情報提供を行っているサイトとなります。ヘアドネーションの可能な長さまで、まだまだ少しかかりますけれども、今しばらく、この長い髪にお付き合いいただきますようよろしくお願いいたします。それでは、通告に基づきまして、三つの項目にて質問をさせていただきます。

それでは一番目の質問となります。一番目の質問は、人口減少のことについてお伺いをしたいと思っております。まず初めに、若い世代の人口減が顕著な本市では、今後どのような問題が起こると予想されているかをお伺いさせていただきます。志布志市の第2次志布志市総合振興計画後期基本計画によりますと、12ページ、年齢3区分別人口及び高齢化率の推移、このグラフによりますと平成7年から令和22年までのグラフが見てとれます。平成7年で65歳以上の高齢人口は7,924人、それが令和2年では1万513人となっております。65歳以上の年齢が約2,500人ほど増えたというような計算になっているようです。ところが、生産年齢人口と区分される15歳から

65歳に関しては、平成7年の2万2,006人から、令和2年にかけて1万4,579人と7,500人の減となっております。また、年少人口と言われます0歳から14歳に関しましては、平成7年には6,764人から令和2年には4,016人で2,750人ほどの減少となっております。まず、このグラフを見ただけでも、突出して人口減少が見えるのは生産年齢人口、いわゆる若い人や働き盛りの方々と言われる年齢の方々が極端に減っている割合と見てとれます。また、令和7年から令和22年の推計になりますと、65歳以上と生産年齢人口がほぼ同じ数値となっております。いわゆる高齢化率というのが極めて高くなる現状です。このグラフに関しては把握されていると思いますが、改めてお伺いさせていただきます。このような人口減が顕著な状態で、どのような問題が起こると予想されているかを大まかに構いません、お伺いさせていただきます。

**○市長（下平晴行君）** 栞山議員の御質問にお答えいたします。

志布志市は、平成18年1月の合併時の人口は3万4,770人、直近の令和5年5月31日時点では2万9,395人と、5,375人の減となっているところであります。

人口減少の影響は、長期的かつ多岐にわたることが想定されます。まず産業・雇用への影響として、生産年齢人口の減少による労働力不足と雇用の量や質の低下が懸念されます。次に、地域生活への影響として、地域の担い手不足によりコミュニティの共同機能が低下することも予想されます。また、医療・福祉分野では、高齢人口の増加により、医療や介護のさらなる需要増加が見込まれ、支える側の生産年齢人口は減少し、社会保障制度の維持が難しくなることが懸念されます。最後に、行財政サービスにおいて、税収など歳入の減少が見込まれるとともに、高齢化がさらに進み社会保障関係費等の増加により、財政の硬直化が進むことが予想されます。

**○2番（栞山晋司君）** 今、お伺いしただけでも、様々な問題が起こると予想されていることが分かりました。本市におきましては、人口減少を少しでも緩やかにしていく、もしくは理想的なことを言えば、人口が増加していく取組をしていくほうが、まちにとっては良いことが多いのではないかというふうに考えられます。

では、人口減少について二つ目の質問をさせていただきます。若い世代の定住と流入人口増加を目指して、市営住宅の入居要件を緩和する考えがないかをお伺いいたします。まず、本市において、市営住宅の入居要件の主な内容などもお伺いできたらと思います。

**○市長（下平晴行君）** 本市の市営住宅の入居要件については、志布志市住宅管理条例に定め、入居管理時の運用を行っているところであります。県内の公営住宅の入居要件の緩和の動向は、鹿児島県や鹿児島市において、若い世代、特に子育て世代について、入居要件の緩和が出されたことを把握しているところであります。本市としましても、交流人口の増加につながる公営住宅の入居要件の緩和について検討すべきものと認識していることから、特に子育て世代の条件である同居の子の対象年齢の引上げ、多世帯入居の検討や単身者の入居条件の居住面積の引上げ等も含めた本市独自の取組を前向きに進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○2番（栞山晋司君）** 県内におきましても、市長の答弁にも今ありました入居要件の緩和をしている地域があるようです。また、全国的に見てもそういった取組があり、例えばU・Iターン

の方に入居要件を緩和している地域もあれば、先ほどありました子育て世代に向けて入居要件を緩和している取組も見られます。例えば、市営住宅や市営団地におきまして、空き部屋が多いところもあると思います。そういった住宅では、自治会として高齢化が進んでいる場合もやはりあるようです。若い方々の協力を必要としているような地域は大いにあるかと思えます。若い方々の協力を必要としている地域というのは、たくさんあると思いますが、市営住宅では、住宅や団地そのものを運営していく上で、入居者の変動という部分で負担になっていく部分も少なからずあるかと思えます。先ほどありました、若い方の協力をもって、こういったこと取組をしていただけるような取組を考えていただきたいと思っております。また、子育て世代も含め、Iターン、Uターンの方も多くいらっしゃると思います。若い世代にぜひ志布志市に住んでいただきたい、そのためにも今言いましたけれども、市営住宅の居住面積が広がっているのであれば、若い方へ積極的に入居をいただけるような取組をぜひしていただきたいと思えます。今、市長のほうから取組を前向きにというのがありましたので、これはもう終わらせていただきます。

では2番目、ダグリ岬ベイサイドパーク構想についてお伺いしてまいりたいと思えます。ダグリ岬ベイサイドパーク構想について、ユニバーサルデザインを考慮した設備やブルーフラッグ（海辺の国際環境）認証基準を意識した考えがあるかを聞かせていただきたいと思えます。それでは市長、ユニバーサルデザインとブルーフラッグについて、どのように認識をされていらっしゃるかお伺いさせていただきます。

**○市長（下平晴行君）** 本市における観光振興については、第2次志布志市観光振興計画においてSDGsに配慮した観光振興の推進と実現を目指すことをお示しをしております。ユニバーサルデザインの考え方に基づいた既存施設の改修や施設の導入は、SDGsを達成するための手法としてはなくてはならないものですので、ダグリ岬ベイサイドパーク構想においても、この考え方に沿った整備をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、ブルーフラッグ認証基準につきましては、現時点の認証の取得についても課題が多いため、ダグリ岬ベイサイドパーク構想を推進する中において、ダグリ岬海水浴場の今後の活用策や整備の在り方については、調査・研究を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○2番（栞山晋司君）** ユニバーサルデザインとブルーフラッグについて、さらにはダグリ岬ベイサイドパーク構想の取組についても今お話をいただきました。ユニバーサルデザインについては、本市も取り組んでいらっしゃいますSDGsの中、この誰一人取り残さないという部分、非常に近い考えと言われております。また、デザインの対象を障害者や高齢者に限定していない点がバリアフリーとは異なり、バリアフリーのように後から生じた問題を取り除くのではなく、最初から誰にとっても使いやすいデザインで作られるという考えがユニバーサルデザインと言われております。ダグリ岬ベイサイドパーク構想については、これから新たに作られるものになるかと思えますので、せっかくですから、本市のSDGsに対する思いとユニバーサルデザインの設計を考慮した取組になっていくことを願っているところであります。市長のお考えとしまして、

今もありました調査・研究という言葉がありました。ユニバーサルデザイン、この部分についてはどのようにお考えいただいていますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど議員のほうからもありましたように、全ての人のためのデザインを意味しているということで、七つの原則がありますので、この7原則をしっかり受け入れた体制で取組をしていかなければいけないというふうに考えております。

○2番（栢山晋司君） では、ユニバーサルデザインについてはお話を伺いさせていただきましたので、次に、ブルーフラッグの認証基準について考えをお聞かせいただきたいと思います。2022年11月現在、世界では50か国5,066か所がブルーフラッグ認証を取得しております。現在、日本においては、7か所のブルーフラッグの認証を取得している海岸がございます。ブルーフラッグの国際認証制度、その中には水質、環境教育と情報、情報マネジメント、安全性とサービス、この4分野、三十数項目の認証基準を達成するとブルーフラッグ認証が取得できるというふうになっております。ブルーフラッグの認証基準、ビーチにおいては33項目、マリナーのブルーフラッグでは37項目、観光ボートのブルーフラッグ認証は51項目となっておりますが、今回はダグリ岬ベイサイドパーク構想についての質問ですので、ビーチ・砂浜についての認証のことについて質問させていただきます。ブルーフラッグ認証取得のメリットとしまして、七つのメリットがあるようです。一つ目が海の課題の可視化・共有化、二つ目に世界基準の海の証明、3番目がステークホルダーの継続的活動の推進、四つ目がブランディングと地域経済の活性化、五つ目が地元の海に対する愛着と誇りの醸成、六つ目がSDGs達成への貢献、七つ目が「持続可能なまちづくり」の実現、この七つだそうです。ブルーフラッグ認証基準の中でも神奈川県に4か所のビーチ・マリナーがありますけれども、私、そちらのほう全て訪れさせていただいております。非常に素敵な観光地だと私も考えております。この四つの分野、33項目の基準ですが、一つ一つ見ていくと志布志市のこのダグリ岬にとって、難しいことではないのではないかなと思うものが多数見受けられます。例えば、環境教育と情報という分野であれば、基準が六つあります。ビーチの水質に関する情報の掲示ですとか、ビーチにおける関連施設を示す地図の掲示、また、ビーチや周辺地域の利用に関する法令を反映した行動規範の掲示、主にこれは掲示ですので分かりやすい看板などもこれに値するかと思います。水質基準では五つ、水質測定基準と頻度についての要件ですとか、産業排水や下水道の排水のビーチエリアへの影響、水質に関する物理的・化学的な測定指標制限値など、こういったことがあります。環境マネジメントにおいては、15項目あるのですが、ごみの分別、ごみ箱の設置、生態系の保護、トイレや洗面所の清掃管理など、また安全性・サービスについては7項目、公共安全管理対策の実施、救急設備の設置、トラブルや事故の防止、障害者向けのアクセスと設備など、こちらよくよく見ていきますと、これは本来対応しておくべき当たり前の内容というのが非常に多いものだと私は感じております。今、私ちょっと長めの説明になってしまいましたが、市長、どのようにお感じなられましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは今話がありましたとおり、「持続可能なまちづくり」の実現という中で、私どもが取り組んでいる、基本的にはSDGsの17の項目に基づいて、それぞれの事業



に取組をしているところでありますが、それに則った取組であり環境・経済・社会の調和した、いわゆるそういう取組をしていくんだということで、これは私の取り組むSDGsの理念と一致しているというふうに思っております。

**○2番（栢山晋司君）** 私も同じように、理念に沿っているなというふうに思います。ただ、これを全部よく見るとですね、なかなか可能性として難しいものもございます。あくまでもブルーフラッグ認証を意識した整備や設備のお考えがあるかというところが私の質問になりますので、ブルーフラッグ認証について、ぜひ取っていただきたいというような難しいことを今回は発言しているわけではないので、そのあたりは御理解をいただきたいと思います。本市が取り組むSDGsの内容とかなり近いものがあったかと思えます。やはり、どなたにでも楽しんでいただける施設や整備であれば、多くの利用者に恵まれるすばらしい観光地の一つにもなるのではないのでしょうか。ブルーフラッグ認証そのものが、海外のお客様にとっては選ぶ観光地の対象にもなると伺ったことがあります。また、ユニバーサルデザインとブルーフラッグの考えを持てば、一過性の観光だけではなく、日常的に市民の方に親しまれる、日常的に地域の方が訪れる親しみやすい海岸になっていくのではないかとこのように思っております。観光だけではなく、日常的に市民の方に親しまれる場所であることは、大変大切なことであると思っております。それは、日常の中になじむからこそ、「住みやすい」という言葉が出てくる部分に直結しているのではないかと考えているからです。一過性の観光であれば、シーズンですとか何かのイベントのときには人は増える可能性も大いにごさいます。大変ありがたいことです。今回、人口減について一番目に質問させていただきました。人口増を目指すには、日常的な中にここに住んだら楽しい、すばらしい毎日の生活があるという形が設計されていることが人口増加につながる、人が住みたいまちにつながっていくのではないかと考えております。市長は、この住みやすいまちという部分にユニバーサルデザインを考慮した整備について、どのようにお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどもありましたとおり、やはりこのSDGsとともに取組をしていかなければいけないという面では、一緒ではないかなというふうに思っておりますので、先ほども言いましたけれども、認証することのメリットということは結構あるようでありますので、その認証の取組体制がどういう形でできるのか、そこは内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

**○2番（栢山晋司君）** お気持ちをしっかりと伺いました。現在でも、ダグリ岬の砂浜には楽しそうに遊びに来られる方がよく見られます。私も海や砂浜に関わる仕事を長年続けて、個人的にも行っている清掃活動は、もう10年以上に及ぶ取組になっております。その際、遊びにいらっしゃっている方とお話をするところがあるのですが、現状でさえも「ここはいいですね」というお言葉を聞くことがあります。また、「こういうところに住んでみたい」というお話を伺うこともあります。やはり非常に魅力的な場所がダグリ岬という砂浜、海岸なんだなというふうに思っております。その反面、現在の状況ですから、「いつまでこのままの姿なんだ」と、「整備はしないのか」というようなお言葉をももちろん伺うこともあります。住んでみたいと思われる方が、

住みやすいまちづくりをしていくことは、非常に大切な取組ではないかと思っております。ダグリー岬ベイサイドパーク構想は今後どんな取組になっていくのか、まだまだ見えない部分が多いですが、素晴らしい取組になっていくことを心から願っております。

それでは、三つ目の質問をさせていただきたいと思っております。子育て支援についての部分になります。児童館を設置する考えがあるかを問うという形で、通告させていただきました。私、率直に申しますと、この志布志市には児童館という施設が絶対に必要だと思っております。思っているんですけども、今回、組織機構再編方針の中で示されている（仮称）子育て交流館というのが、私としては突如情報が入ってきたという形になります。これは、どのようなものかお聞かせいただきたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 本市におきましては、主に未就学児の親子が利用している子育て支援センターを設置しておりますが、本市にも子育て支援の施設のような整備が必要というふうに考えておまして、先日鹿児島市の「りぼんかん」の視察を行ったところであります。

このことについては、いわゆる子育て世代の子育て中の家庭、あるいはそういう立場にある人たちの不安感や負担感を軽減するとともに、特に子育て家庭など様々な角度からサポートできるような、いわゆる子育て拠点みたいな施設になればいいのかなというふうには思っております。

**○2番（栢山晋司君）** 今、市長がおっしゃられました鹿児島市の「りぼんかん」がございます。私ももちろん行ったことがあります。「りぼんかん」は、児童館と私は考えておりますが、志布志市で現在児童館という施設はありますか。

**○市長（下平晴行君）** 今のところはないところでありますが、これは児童福祉施設の一つで、0歳から18歳未満の子供たちが自由に利用することのできる施設で、児童福祉法に規定されている施設で14の施設があるということでございます。

**○2番（栢山晋司君）** これまで私は児童館について、市民の方々にも市役所の方々にも、「児童館についてどう思いますか」というお話をしてまいりました。児童館を御存じの方は非常に少なかったです。その背景に、鹿児島県では全国的にまれに見るほど、児童館の存在が近年までほとんどないという状況があったからだと推測しております。児童館とはこういった施設になるのか、施設基準や施設内の内容などをお伺いしてもよろしいでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 今回の子育て交流館につきましては、子供たちが天候に左右されずに思いっきり体を動かして遊べる場、そして遊びの中で学び、家庭ではできないことを体験できる場所、そして遊びやイベントを通じて親子、異年齢世代間の交流の場として、また先ほど言いましたように、子育て中の親の不安感や負担感を軽減するとともに、子育て中の家庭など様々な角度からサポートする、子育て支援の拠点としての位置づけをしてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（栢山晋司君）** 児童館、児童センター、大型児童館というものがございます。どの施設にも集会室や遊戯室、図書室及びトイレなどを設けることとなっているというような施設基準もある中で、中身がそれぞれいろんな地域で変わっている部分もあるようです。では、「りぼんか

ん」という具体的な名前が挙がっておりますが、皆様にイメージしやすいように「りぼんかん」はどのような設備があったのか、それを教えていただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） この「りぼんかん」の「りぼん」という名前については、やはり市民から応募をして設置されたと、名前を決めたということを知っております。それは「りぼん」という形で身近に接することができるようなということも含めて、設置がされたということでもありますので、「りぼんかん」の趣旨・目的については、子供と子育て家庭や、団体等の活動を支援する子育て支援拠点の施設として整備されたというふうに認識をしているところであります。

○2番（栢山晋司君） 「りぼんかん」の設備につきましては、私は行っておりますので、4階建てだったですかね、1階には大きなジャングルジムがあったり、もともとの施設のお風呂場を改修した幼児向けのプールがあったり、2階には調理室や学習室があったりというような設備があったかと記憶しております。

では、市長の考えていらっしゃる子育て交流館でございますが、どのような年齢層の方に利用をしていただきたいとお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 0歳から小学生ぐらいまでの児童が対象になればいいのかなというには考えているところです。

○2番（栢山晋司君） 0歳から小学生までの児童ですね、子育て交流館という仮称となる背景でございます。年齢的には分かりました。子育て支援のサポートの充実も考えていらっしゃるのかなと、年齢的な部分と名前のほうから推測しておりますが、パパママ教室ですとか、父親側の子育て教室というお話も、私は3月議会でさせていただきましたが、より幅広いサポートのために、例えば理学療法士さんですとか、作業療法士さんですとか、言語聴覚士さんですとか、そういった専門の方々に関わる機会というのも想定していらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） まだそこまではですね、具体的にどういう形でその施設の設置をするかということはまだ決めておりませんが、先ほど言いましたように、子供たちが雨の日でもいつでも活用できる。そして、お父さん、お母さん方がそういう子育ての中でお互いに接してですね、自分の悩み、そういうことも解決できるような、何かそんないつでも、例えば昔はじいちゃん、ばあちゃんがいて、しっかりと孫を見ておられたと、そういうような雰囲気施設のになればいいのかなというふうに思っているところであります。

○2番（栢山晋司君） 子育て交流館については、「りぼんかん」に行かされると、「なるほど、こういうことか」というのは非常に分かりやすいかと思えます。今回、示されている場所でございます。有明庁舎の一部のほうに（仮称）子育て交流館の案が上がっております。こちらは児童館のような施設となれば、多くの人々が集まる施設となるのではないかと想定できます。児童館プラス子育て支援という、先ほど市長がおっしゃられている取組というのでも理解できますが、マーケティング等の手法を考えますと、シャワー効果ですとか噴水効果というような考え方があります。児童館プラス買い物という日常の生活に溶け込む場所の選定を考えると、今回示されている場所で本当によろしいのかなというふうにも思う部分があります。市長のお考えをぜひ、お聞

かせください。

**○市長（下平晴行君）** 有明庁舎の一部を利用することで、近くにはプールや開田の里公園などがあります。遊び場としては最適な場所だというふうに考えております。また、同施設においては車で来場となると思われることから、志布志市の商店街、道の駅松山などの移動時間が15分前後で対応できるのではないかなというふうに、効果を期待しているところではありますが、指摘のとおり、人が集まる場所に施設を設置することは、私も大変重要だというふうに考えております。こども家庭センターとしての役割を担う施設として、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターが一体となり、パパママ教室や助産師や保健師による子供の発達や子育ての相談を受ける施設として、現在の子育て支援センター周辺に設置ができればというふうに考えているところでございます。

**○2番（栢山晋司君）** 市長のお気持ちといたしますか、お考えについては分かりました。しかしながら、例えば商店街ですとか、人口密集地域のほうが施設活用の機会という面では多くなるのではないかなという思いも、個人的には持っております。例えば、先ほどもありました児童館、これは厚生労働省において対象児童が全ての児童で、18歳未満となっております。ですので、児童・生徒は自ら児童館に行き、遊んだり勉強したり、そういった年齢の層も対象とするような児童館も中にはあるわけです。人が多く集まる場所に設置をするほうが活用の機会は増えると思っただけなのですが、今、市長のお話の中にありました子育て支援センターの周囲ということであれば、まちのほうにも、またこれは新たな取組として別の取組になるということなのではないでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは、子育て支援センターそして子育て世代包括支援センターが、一体となるような取組ができればいいと考えておりますので、そういう施設の取組をどこに設置すればいいかといったのが、今の子育て支援センターの周辺、今の志布志鉄道記念公園周辺というかまちの中、志布志市街地ということになるかというふうに思いますので、おっしゃるように、やはり今回のコロナ禍でよく分かりましたように、やはり人の動きがないとまちの活性化にはつながらないということを含め、そういうことを考えると、議員おっしゃるように、そういう場所にやはり設置すべきではないかという先ほど言ったとおりでございます。

**○2番（栢山晋司君）** 私、この件について少し詳しく調べました。例えば、子育て支援センターですとか、子育て世代包括支援センターが一体となるような取組で、今回政府のほうからも、こども家庭センターという役割というのが上がってきているようですが、私もまだちょっと全容がなかなか理解できていないので、ちょっとここに関しては私も勉強していきたいという部分があります。この児童館、子育て支援の施設に関しては、今回は子育て交流館、有明庁舎というところで提案が出ておりますけれども、ターゲットとする年代の親子が来られると思います。この人の流れが大きく変わるのではないかなというふうに考えると、地域経済ですとか、住みやすい環境づくりというのでも出てくるのかなと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** まさにそのとおりでありまして、先ほど言いましたように、人の往来があることで地域の活性化につながっていくということでもあります。そして若い世代の皆さんがそ

こに行くことによって、今まで経験したことのない人とのつながりということも含めて、地域の活性化にもつながるのではないかなというところで、また移住・定住ということでも、そちらのほうも影響があるのではないかなというふうには思っているところでございます。

**○2番（栞山晋司君）** お気持ちも確認できました。確かに児童館ができることというのは、私自身も移住・定住も含めて、非常に期待をしているところであります。私、この児童館につきましては、昨年2月から担当部署の方々に「志布志市に児童館を造るためにはどうしたらいいか」とお伺いしたり、私が訪れた児童館のパンフレット等をお渡ししたり、ずっと相談してまいりました。これまで「りぼんかん」にも、実際に子供と一緒に利用させていただきました。先週は、この子育て交流館という仮称で上がってきましてけれども、これがもしかして児童館のことを指しているのではないかと、個人的に近隣の児童館が現在、どのようになっているのかを調査してまいりました。熊本市の児童館では、熊本市子ども文化会館という4階建ての施設にお伺いをしまして、ありがたくも館長さんに御案内をいただきました。また、小学校と公民館と児童館が併設されている施設も御紹介いただいたり、別の小規模児童館にもお伺いしまして、いろいろと職員さんに御案内していただき拝見させていただきました。また、都城市の児童館にも伺ってまいりました。都城市の児童館では、「志布志市から多くのお客様もよく来られておりますよ」というお声も伺っております。鹿児島県内では「りぼんかん」はもちろん、昨年7月に開館した霧島市こども館、遊具選定に関わった専門家の方にお話を伺いながら、こちらも案内をしていただいたこともありました。志布志市の人口減少が顕著な状態にある中、人口増加を目指すためには、志布志市にとどまっていたりか、U・I・Jターンのように来ていただくか、この二択だと思っております。特に若い世代に志布志市に来てほしいというような思いがあれば、まず働きたいと思える環境がないと人口維持も増加も難しいと思います。そこにつきましては、港の活性化や企業誘致など、市の取組として非常に頑張っておられる取組があることも理解しております。だからこそ、子育ての支援をしっかりとする必要があると思っております。企業誘致を行っている場合、その企業に働く方々というのは、市内で働くだけでなく、転勤で来られる方、もしくは市外から移住も考えられると思います。市外の方が来られるということは、実家が志布志市にないという方々ではないでしょうか。そうなると、実家が志布志市になれば、誰に子供を預け、どのようにして働きに出るのかという部分が大きく関わってくると思います。だからこそ、これは働く保護者のためにも子供たちのためにも、子供たちが児童館で安全に遊び、学ぶ日々を過ごせるように、児童館を早急に造る必要があると思います。市長がおっしゃられました、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターが一体となるような施設がさらに構想の中にあるのであれば、ぜひ早く設置をしていただけないかというふうに思っております。これは、子育て支援センターのほうの考えもあるかもしれませんが、この有明庁舎の一部を活用した考えもあるかと思っております。率直にお伺いします。市長、この児童館については、もう造られるお気持ちがはっきりされているのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これはもちろん議員の皆さん方の了解を得て、取組をしていかなければ

いけないわけではありますが、先ほどから言いますように、やはり私も「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指しておりますので、そういう本当に今、子育て中で大変な思いをされていらっしゃる方々もいらっしゃると思いますので、それをどうクリアしていくかということも含めて、設置をしていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

**○2番（栢山晋司君）** 市長の強い思いというのを感じたというような答弁でございます。今後、これがどのような内容になっていくのか、まだちょっと見えないところではございますが、市長がお伺いしました「りぼんかん」をはじめ、熊本県、宮崎県の近隣の県にはすばらしい施設がたくさんございます。ぜひ市長が見て来られて、これがよかったなと思っているものをぜひ共有するためにも、これは担当する職員の皆様にもぜひ現場で見ただけのような研修を組んでいただくことで、より良い施設になっていくのではないかとこのように考えておりますが、市長いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** やはり、先ほども言いましたように、少子化それから核家族化の進行や共働き、そういう方が増えているということで、そういう人間関係も希薄化している状況の中で、今ありましたとおり、そういう施設の設置をすることで本当に生きやすい、生活しやすいというような取組をしていかなければいけないと思っておりますので、おっしゃるとおり一生懸命取組をしていく考え方でございます。

**○2番（栢山晋司君）** 市内には様々な子育てに関わる専門家の方も、いらっしゃると思います。最初に質問したユニバーサルデザインの考え方についてもそうでございますが、例えば、子育てに関わる保健師さん、助産師さん、保育士さんをはじめ、理学療法士さん、作業療法士さん、言語聴覚士さんなど、障害のある子供たちを支える専門家の方々もいらっしゃいます。そういった方々の目線によって遊具の選定を行ったり、親子で学べる講座を開設したりと、そういう取組をすることによって、より良い地域環境づくりになると児童館に携わった方に教えていただきました。市長、改めてお伺いします。児童館づくりにそういった協力していただけるような専門家の御意見を聴取したり、関わっていただいたりするお考えはありますでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 私は、かねがね職員の皆さんにも「自分事として対応していこうよ」ということを話しておりますので、やはり、それと併せて、今、子育て交流館というのは目指していきます。児童館というものの取り組み方、そして今言われたそういう資格を持っている方々のいわゆる取組、これも子育て交流館の流れの中で、そういう専門の方々の受け入れをしていかなければいけないというふうになるのではないかなと思いますので、ぜひそういう思いを持った方々にしっかり対応していくような取組をしていかなければいけないと思っておりますので、そこも含めてしっかりと対応してまいります。

**○2番（栢山晋司君）** 今、市長のほうからもお気持ちをまた確認させていただくことができました。ちょっと資料を用意させていただきました。こちらの資料になります。厚生労働省の児童館についての資料になります。「児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がも

たらしただけの子供の事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加した」というふうにあります。鹿児島県に児童館が少ないことや認知度が低い理由というのは明確には分かりませんが、御実家の御家族の皆様や御近所の方々が、子育てに協力をしてくださっていた背景が関係するのではないかなというふうに、私個人としては推測したところでございます。昔は児童館というものがなくてもよい生活だったのかもしれないです。ところが現在、高齢の方もお仕事をされていていらっしゃいます。男女共に社会で活躍をしている状況というのもございます。本市でも今まさに「かぎっ子」というような児童もいるのではないかなというふうに感じております。ですので、改めましてこの児童館というのは、子供の放課後または日曜日、休みの日も含めて、子供たちが安全に遊び、楽しく学べる場所というふうには感じておりますので、市長の思いとある程度近い部分があるかなと思っておりますので、市長の取組を心より期待しております。教育長、お願いします。

○教育長（福田裕生君） 栢山議員の質問に対してお答えいたします。

児童館につきましては、児童福祉法第40条に規定してある児童厚生施設の一つであります。子供たちに健全な遊びの場を提供し、知・徳・体のバランスの取れた健やかな成長を図り、情操を豊かにすることを目的とした施設であって、赤ちゃんから中高生まで、また親子でも利用でき、多くの人々が集い、触れ合いの場そして学びの場となる施設と私は認識しているところでございます。

育児のこと、それから子育てに関する悩みや体験したことなどを話し合ったり、相談したりする機能を合わせ持たせることも可能だと思っておりますので、子育て中の保護者の方々にとっても有益なものと考えております。

今回、組織改編計画の中で示された（仮称）子育て交流館は、今後進められるとすれば、本市の実情に沿って、まずは本市ならではの整備を進めていくことで一層の子育て支援となり、新たな志布志市の魅力にもつながっていくものと考えております。

○2番（栢山晋司君） 教育長からも分かりやすい御説明をいただきました。改めて、本当に志布志市には児童館という取組、子育て支援をより充実していく取組があるのではないかと強く思い、また今後も訴えてまいりたいと思っております。

以上で、栢山晋司の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野栄作君） 以上で、栢山晋司君の一般質問を終わります。

次に、3番、稲付洋平君の一般質問を許可します。

○3番（稲付洋平君） 皆さん、こんにちは。真政志の会の稲付洋平です。本日もよろしく願いいたします。では、早速通告書に基づき質問いたします。

まず一つ目に、市内の公園の在り方について質問いたします。質問する経緯として、これまでに多くの方から様々な御意見を伺いました。その中から一部を抜粋してお伝えします。開田の里公園についてこのような御意見を伺いました。「少しの遊具と噴水だけで、子供はすぐに飽きてしまう。日陰もあまりなく、ベンチも少ないと思う」、高下谷公園につきましては、「ロープウェ

イはおもしろかったのに、なぜ撤去されたのか」、そのほかにも「市内の公園は、全体的に遊具が少なくベンチも少ない」、「正しい遊び方を記載した看板も欲しい」、また「おむつの自動販売機を設置できないか」など、御意見をいただいたところです。今、数件お伝えしましたが、まずは高下谷公園、開田の里公園遊具の一部を撤去した理由についてお伺いします。

○市長（下平晴行君） 稲付議員の御質問にお答えいたします。

高下谷公園の遊具の一部を撤去した経緯について、お答えをいたします。議員の御指摘された遊具はコンビネーション遊具に属するロープウェイであるというふうに考えております。平成27年度に業務委託した清流の里高下谷公園遊具点検業務の中で、複合遊具内で利用者が交錯するためロープウェイが危険であるとの判定でありました。当時、全国的にも利用者同士がぶつかる事故等が発生していたため、総合的に勘案し、ロープウェイについては平成28年に撤去をしているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 開田の里公園の遊具について御説明いたします。

開田の里公園の遊具の一部を撤去した理由については、老朽化により使用の際に安全を保つことが難しくなってきたためでございます。令和3年に木馬2基、シーソー1基を撤去いたしました。

○3番（稲付洋平君） 遊具の設置においては、利用する方が安心して遊べることが重要であることは認識しておりますが、本市が管理する公園設備に瑕疵があり、遊具でケガをした事例や件数、仮に利用者がケガをしてしまった場合、どのような対応をされているのか、事例等あれば教えてください。

○市長（下平晴行君） 現在まで、公園内でケガをした報告は、市には入ってきていないところであります。施設内でケガをした場合は、所管課のほうに一報が入り、事故報告書をまとめる形になりますが、その後の賠償、補償、保険等については、総務課文書法制係が窓口となっておりますので、連携して対応することとなります。

○3番（稲付洋平君） 遊具は、老朽化や安全性に欠けてしまうなど理由は様々ですが、公園遊具の不具合の程度が、通常有すべき安全性を欠いているとは言えない場合や、管理者が通常予測できない異常な方法で遊具を使用した場合には、公園管理者は責任を負わないという認識でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、遊具の設置または管理に瑕疵があった場合は、公園管理者の責任が発生します。通常予測できない異常な方法で遊具を使用した場合は、様々なことが考えられ、ケースバイケースではありますが、自己責任となる可能性が高いというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） ケースバイケースであり、自己責任の可能性が高いということですので、今後ケガ防止のために正しい遊び方、そういったものの看板もしくはQRコードを読み取る説明なども必要かと思いますが、公園のほうに設置していく考えはないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今後、庁内検討委員会を立ち上げ、市内全ての公園のあるべき姿を検討



していく中で、他市の設置状況等を勘案しながら、設置に役立つものであるか調査・研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 設置状況を勘案し、調査・研究ということですので、ぜひまた取り組んでいただきたいと思います。

続いて、公園遊具を増設する考えはないかお伺いします。「市内の公園は全体的に遊具が少なく、ベンチも少ない」という御意見をいただきました。現時点において、市内の公園に遊具の増設計画があるのかをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本年度、都市公園調査設計委託の予算を決定していただいているところであります。この調査設計の中で、遊具やベンチ、休憩所などの設置についてこれから検討を行っていくというところであります。

○3番（稲付洋平君） 増設される遊具などはどの公園に設置されるのか、また、どのようなものなのか教えてください。

○市長（下平晴行君） 設置検討する公園については、大浜緑地に誰もが利用できる遊具の設置を検討していきたいというふうに考えております。併せて、鉄道記念公園の遊具の再整備も同時に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 遊具の選定については、安全を最優先することが重要であると思いますが、日本一もしくは世界の遊具を設置できないかと考えております。現在、開田の里公園には、生物多様性センターや体験館、広い敷地もあります。今後、全国から志布志市への注目を集めるために、「生物多様性センターのある公園には、有名な遊具があるみたいだよ」というような人を引き付けることも必要かと考えます。全国各地の公園について有名な遊具がないか調べたところ、神戸市のサンシャインワープ神戸という場所に、全長約150mの雲梯が設置されております。この雲梯はギネスにも認定されている世界一長い雲梯だそうです。であれば、志布志市に151mの雲梯を作る、もしくはそれ以外の日本一長いロープウェイでもよいです。とにかく子供も大人も行きたくなるそういった公園、注目される公園を造っていくことで、本市の集客と認知度を向上させていくことが期待されるのではないかと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

公園の認知度を上げるためには、それも一つの方法かと思ったところでございます。まずは、新たな遊具を設置する際には、議員がおっしゃられますように、まずは安全がしっかりと担保できることが必要だと考えます。そのためには、日常点検や管理体制も十分整える必要があります。また、利用者の年齢、規模、種類、経費、維持管理など様々な要素を加味しながら、指定管理者や利用者の意見等も取り入れ、遊具を選定していくことも大切にしなければならないと思っております。今申し上げたことも踏まえながら、先ほど市長の答弁にありましたが、庁内検討委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

○3番（稲付洋平君） ぜひ庁内検討委員会のほうで、前向きに検討をお願いしたいと思います。開田の里公園に隣接する体験館は、ビデオ、資料館、農機具など、子供たちの学習の場、遠足の

場所として市外の方も多く利用されており、令和4年6月から令和5年3月までに、34団体、1,350名が利用しております。利用者は少しずつ増えていく中で、「昼食時、日陰、ベンチが少ないので東屋は作れないですか」という御意見をいただきました。今後、公園内にベンチや東屋を増設できないかお伺いします。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、開田の里公園につきましては、家族連れや小・中学校、幼稚園、保育園の遠足等で、市内・市外の多くの方々に利用していただき、大変ありがたいと思っております。公園内には、コンクリートの屋根付きベンチが3か所、屋根なしベンチが15か所設置されております。広い芝生広場もあり、思い思いに自由にレジャーシートを敷いての利用やタープテントやアウトドアチェアを持参され、御利用されておられる方々も多数おられます。教育委員会といたしましては、通常利用の際に東屋やベンチの使用状況を調査し、指定管理者の意見も十分に参考にしながら、庁内検討委員会の中で今後必要な調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

**○3番（稲付洋平君）** 仮に、遊具や設備を設置する場合、予算については単独費になるのか、補助金を活用できるのか。補助金活用ができるならば、補助率を教えてください。

**○市長（下平晴行君）** 公園については、遊具や設備の投資に特化した補助金は現在のところないことから、単独費になるというふうに考えております。

**○3番（稲付洋平君）** 分かりました。こういった増設について、委員会のほうでまた協議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。公有財産を活用した民間企業誘致について、質問いたします。現在、本市もダグリ岬公園周辺等整備事業のベイサイドパーク構想など、民間活力を導入する形で事業計画をされておりますが、現時点において民間企業からの問い合わせ件数や内容について、公表できる範囲で結構ですので教えてください。

**○市長（下平晴行君）** ダグリ岬ベイサイドパーク構想につきましては、詳しい数字と内容は申し上げられませんが、民間企業から当該用地の開発についてのお問い合わせをいただいているところでございます。

**○3番（稲付洋平君）** このベイサイド構想につきましては、企業も注目していることと思えます。今後、どのように事業展開し、発展していくのか楽しみなところです。しかしながら、本市にはダグリ岬付近以外にも多くの自然がございます。以前、有明地域に建設されていたワイルドパークについて質問しました。答弁で、「市内の体育館整備を優先する」ということでありましたので、この質問については取りやめるべきかと考えておりましたが、魅力あるまちづくり、行ってみたいまちを想像したとき、私はアスレチック施設やグランピングなど、大きな集客力があるのではないかと考えます。決して市の財源を使い、施設を建設してほしいということではありません。財源を使うのではなく、市が所有し、使われていない土地、公有財産を占用料、使用料を納めることなく提供することで、民間企業が注目し、新しいアイデアを持って、本市にアスレチックやグランピング施設など検討していくのではないかと考えます。現在、有明庁舎隣のキャ

ンプ場跡地は、桜の木のみであり、シルバー人材センターへ維持管理を委託している状況かと思えます。ワイルドパーク跡地も草木が生い茂り、有効活用されていないのが現状です。今後、この公有地を有効活用していくためにも、行ってみたいまちをつくるためにも必要なことかと考えますが、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） アスレチックやグランピング等の施設については、私も集客力のある施設だというふうに考えております。また、そういった施設を民間企業等が設置してくれるのであれば、大変ありがたいこととあります。議員が言われるように、民間の力をお借りすることができれば、それは公有財産の有効活用につながるものと考えております。そのような話があれば、前向きに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 前向きに検討したいというところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。では、民間企業が有効活用できる場合、その手続きは具体的にどうなるのか。例えば、売買なのか賃貸借なのか。また賃貸借となった場合は、その期間はどれくらいになるのか教えてください。

○市長（下平晴行君） 具体的な手続き等につきましては、志布志市公有財産管理規程等に基づくこととなりますが、より具体的な手続きの内容は、民間企業等が実施する事業内容により、それぞれ違ってきます。今後具体的な話があれば、その都度相談いただき、より良い方向に向かうよう協議をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 市長が、令和5年度施政方針の中で、「志布志市の新しい未来を切り拓いていくためにも、様々な地域課題に対し臆することなく、果敢に挑戦してまいります。職員一人ひとりが使命感を持ち、持てる力を存分に発揮し、私自身が先頭に立って、市民の皆様信頼される市政の実現に向けて全力で取り組んでまいります」と言われております。ぜひ、本市の新しい形として取り組んでいただきたいと思ひますが、最後に答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 公有財産については、庁内に不動産運用検討委員会を設け、その有効活用を図るよう努力しているところであります。行政としての活用方法がない公有財産は、積極的に公売にかけるなど、個人や民間企業等が参入しやすい状況に努めているところでありますので、議員からありました内容を提案してくださるような民間企業等がありましたら、御相談いただければ、可能な限り対応してまいりたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） 可能な限り対応したいという御意見でしたので、またそういった話があれば相談に伺いたいと思ひます。

それでは、次の質問に移ります。2点目、移動手手段の確保について質問いたします。現在、本市において運転免許を自主返納した方を対象に、タクシー・給油利用券2万円分を一人1回限り交付している高齢者運転免許証自主返納支援事業があります。対象として、本市に住所を有する方、自主返納の日において65歳以上の方、過去1年以内に有効期限内の全ての運転免許証を自主返納された方となっておりますが、本事業の利用状況についてお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 令和4年度に自主返納された方は152名、本事業交付決定者は160名となっております。免許返納後1年の申請期間を設けていることから、人数の差異があるところでござ

ざいます。

○3番（稲付洋平君） この事業を活用し、160名の方が交付されているということですが、実際、中山間地域においては、停留所までの移動手段が確保できない現状があります。個人でタクシーを利用すれば解決できることではありますが、現在の高齢者運転免許証自主返納支援事業のタクシー・給油利用券だけでは、利用頻度にもよりますが1年も満たないうちに2万円を使い果たしてしまうと考えます。また、近年止まらない物価高騰がさらに拍車をかけて、多くの方の生活に影響を与えているかと思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまでも実態に沿って支援額の見直しや支援内容の拡充を図ってきたところでございます。この制度は、高齢者の交通事故を減少させることを目的に、交通安全に寄与いただいたことへの感謝の意をお示しさせていただいているものと考えているところであります。支援策の内容につきましては、利用者への有用性が図られるよう検討を行っているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 答弁の中で、検討をされているということですが、高齢者運転免許証自主返納支援事業の2万円という金額は、何を基準に設定をされたのか、根拠をお示してください。

○市長（下平晴行君） この事業につきましては、平成25年4月より制度を開始し、その際はタクシー利用券1万円分を交付しておりました。その後、平成29年4月からタクシー利用券を1万円から2万円に見直し、令和元年9月からさらなる利便性の向上を図るため、給油利用券を追加して支援内容を拡充しているところであります。なお、支援の金額につきましては、県内の状況を参考にしながら定めたところであります。

○3番（稲付洋平君） 金額の設定についての根拠は答弁いただいた内容で理解しますが、やはり継続的な市民サービスとは言えない現状があるのかと考えます。「電動カートの購入を考えているが30万円以上のものが多く、家族に相談しづらい」、「2万円の補助でしばらくは助かった」、「家族やタクシーに頼ることなく、なるべく自分で移動したい」、また「免許返納後、外出する機会が極端に減少し、地域との交流も少なくなり、以前よりも元気がなくなった」という御意見を伺いました。少しでも自分で行動することが、健康維持にもつながるかと思えます。そういった観点からも、電動カート購入補助金を新設することはできないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 外出や地域と交流する機会を増やすことは、高齢者の心身の健康維持につながるため、複数の移動手段を確保することが本市の福祉の向上に資するものと考えております。本市における移動手段につきましては、福祉タクシーの運行に加え、チョイソコしぶしの運行を開始しておりますが、高齢化が進む中で、今回議員からいただきました御提案につきまして、移動手段の一つとして購入費補助を行うか、またはリースや使用しなくなった電動カートを譲渡する方法など、助成の在り方も含めて内部で調査・研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番（稲付洋平君） この電動カート購入補助について、参考として他の市町村の例を挙げま

すと、運転免許を自主返納または保有していない方、介護保険の要介護、要支援認定を受けている方、身体障害者手帳所持者で下肢に障害を有する方、電動カート購入に関してほかの制度による補助金を受けていない方、補助上限額15万円、市内の取扱店のみなどの条件にて事業を展開しているようです。しかしながら、この事業には必ず財源の支出が伴います。仮に、本市がこの事業に取り組もうとした場合、可能なものでしょうか。

○市長（下平晴行君） 財源も含めて事業内容を検討していく必要がございますので、可能かどうかも含め、調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

○3番（稲付洋平君） ぜひ、こちらの件に関しても前向きに調査・研究をお願いしたいと思います。先日、国が異次元の少子化対策、こども未来戦略方針を正式決定しましたが、私は高齢者の皆様が高度経済成長を支え、この日本をつくってきたことで今の私たちがあると思っています。人生の先輩方がこれからも元気に過ごせるよう、ぜひ前向きに調査・研究をお願いいたします。

では、三つ目の質問に移りたいと思います。教育行政について伺います。本市の子育てにおいては、教育委員会をはじめ各学校の取組を通じ、先生方、地域、保護者との連携を深めており、学校運営協議会、青少年育成市民会議、その他協議会などで出された意見を集約し、教育現場に意見を反映させるシステムを構築されてきていることと思います。また、教育長自ら各学校に出向き、教育現場の実情を把握し、より良い教育現場を目指されていることと思います。また、各学校の先生方におかれましても、日々変化する子供たちの成長に合わせた教育、指導をされていると思います。実際に、保護者の皆様から様々な御意見を伺いましたので、その中から幾つかお伝えしたいと思います。「志布志市の教育は柔軟性がある」、「もう少し子供の心に寄り添ってほしい」、「子供に勉強しなさいと注意しても、なかなか机に向かってくれない、どうしたら勉強するようになるのか」、次に、「感情の表し方、コミュニケーション力を付けてほしい」、「ゲームやスマホばかり、外での遊び方を知らない」、ほかにもありますが最も多く聞く内容のほうをお伝えしました。そこで、本市の教育に対する考え方や方針について質問いたします。まず初めに、本市の学力の現状と向上に向けた取組について伺います。

○市長（下平晴行君） 令和4年4月に行われました小6、国語・算数・理科、中3、国語・数学・英語の全国学力学習状況調査結果において、小学校では、理科は全国平均を上回り、その他の教科は全国平均を下回る結果となりました。また、中学校では、全ての教科において全国平均を下回る結果となりました。令和5年1月に行われました小学校5年、中学校1・2年の鹿児島学習定着度調査においては、小学校は県平均を下回り、中学校は2年生英語のみ県平均を上回る結果となりました。今後も引き続き、全国平均を上回る学力を目指した取組の充実を図ってまいります。詳しくは教育長がお答えいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今、市長から答弁がありましたとおり、全国平均からすると数値的には幾らか及ばないところがございますが、その差は確実に縮まる方向性でございます。

初めに、この2年間の成果の一つを紹介させていただきます。令和3年度市内五つの小・中学

校が学校課題の解決に向けた教育活動を展開し、そのうち七つの学校賞を受賞しております。例えば松山小学校におきましては、南日本新聞「若い目賞」、これは詩だとか作文の投稿が非常に優れていたという賞でございます。志布志小学校、県の「体力アップ！チャレンジかごしま」学校賞、これは2年連続でございます。安楽小学校が、大隅地区教育活動実践記録学校賞、併せて野神小学校も教育記録学校賞、それから野神小学校におきましては、県のゆめ立体・彫刻展学校賞、宇都中学校におきましては、県の人権作文コンテスト学校賞と国際協力エッセイコンテスト学校賞でございました。令和4年度におきましても、学校が5校、やはり今申し上げたものもありますし、その他の学校賞もいただいております。併せて、県いきいき教育活動表彰を本市の小・中学生が4人受賞をしております。それから令和3年、令和4年度で計5人の教職員が文部科学省あるいは県の優秀教職員表彰を受けております。

教育委員会といたしましては、令和5年度は「楽しくてたまらない授業づくり」を本市の授業改善のテーマに掲げ、一つ目には、主体的・対話的で深い学びの授業の充実でございます。それから演習問題の計画的な実施、三つ目には、補充指導であるとか個別指導の充実を柱とし、学力の定着とそして向上を図る授業の展開、教育活動の充実に指導を重ねているところでございます。

**○3番（稲付洋平君）** たくさん内容を受賞されているということで、内容のほうは理解できました。この中でいろいろ受賞されておりますが、やはり教育現場において、児童・生徒と同じように教職員も学び続けなければならないと考えますが、先生方の研修の機会は十分に確保されているのか伺います。

**○教育長（福田裕生君）** それでは、教職員の研修の機会、研修環境の整備についてお答えいたします。

本市独自の特色ある研修体制といたしまして、一つ目には、鹿児島大学と包括連携協定を結んでおりますので、教育学部の教授を中心にその専門性を生かした授業づくりを進めております。二つ目には、鹿児島大学教育学部附属小学校・附属中学校へ本市の教員を派遣して研修をするという制度を昨年度から始めました。それから三つ目には、鹿児島県総合教育センターとタイアップをいたしまして、これも昨年度からでございますが、夏季休業中に市内の教職員を対象とした県の総合教育センターの職員による研修会を開催したところでございます。そのときと併せて、教育講演会も実施いたしました。さらに、昨年度から学力向上、外国語教育、情報教育、それから特別支援教育、体力向上といったこれらの分野において、各学校の希望に従って、鹿児島大学を中心とした大学教授の先生方に推進アドバイザーを受けていただき、年間を通した指導助言を受けながら、それぞれの学校課題に応じた授業改善、それから体力向上等ができるような体制を整えたところでございます。ちなみに、令和3年度は大学教授の活用が年間22回ございました。昨年度は23回ございました。これまでも既にそれぞれの学校から、派遣要請が上がっておりますので、大学とこまめに調整をしながら、できるだけ多くの機会に専門的な学びを先生方ができるような状況を整えているところでございます。そのことが児童・生徒の学ぶ力、それから学力・体力の向上につながると確信をしているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 今、教育長のほうより細かく説明いただきました。先生方への研修も実施されているということですが、子供たちの学力向上への取組について学校のみならず、家庭や地域での取組も重要になると考えます。家庭や地域との協力については、どのように考えていらっしゃいますか。

○教育長（福田裕生君） 家庭や地域との連携の状況について御説明いたします。

教育委員会では、土曜日に学習習慣の育成、夢や希望を育むために、中学生を対象とした志学教室を開催しております。また、夏季休業中には小・中学生を対象とした学習教室を実施しているところがございます。毎年、その年の状況に応じて、内容を改善するなどの工夫も重ねております。家庭学習につきましては、志アップ子育て手帳を全保護者に配布し、家庭学習の充実、時間確保、それから一昨年度から、ゲーム、スマホ等による弊害等についてもその中に記載をさせていただきながら、より良い活用の方法についても啓発を行っているところです。また、学校からは家庭学習の手引きであるとか、学習の進め方といったようなものを示している学校もたくさんあるかと思っております。

地域との連携でいいますと、例えば松山地域におきましては、行政告知放送を活用して学校・保護者・地域が一体となった取組や、学校運営協議会において生徒会も加わった熟議など、地域との連携も深めながら子供たちの学力・体力、それから豊かな心を育む活動を展開しておられるところもありますので、他の地区・校区においても、このような取組を広げていこうと考えているところがございます。

○3番（稲付洋平君） 本市全体の学力向上に向けて、様々な内容について取り組まれておりますが、学力については、やはり個人差があります。この差をなくしていくために、生徒一人ひとりに合わせた学習方法など、どのように対応されているのか伺います。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会としても、実はそこが一番大きな課題となっているところであります。本年度は、個に応じるではなくて、「個に徹する」という言い方で、それをキャッチフレーズにしながら、児童・生徒一人ひとりの学習の状況、それから特性、つまりきの原因をそれぞれの学校で担任を中心として見極めながら、一人ひとりそれぞれの状況に応じた指導が展開できるよう、各学校への指導を行っております。指導主事を計画的に派遣したり、または急遽派遣するなどして、担任の授業フォローに入ることも続けていただいております。

それから、各学校の朝の活動であったり、放課後等を利用した個別指導、タブレット端末を利用した個に応じたAIドリル、それぞれの学習状況に応じた、いわゆる学習プリントなどを使って、繰り返し学びを重ねていくような取組もしております。一人ひとりが「分かった」、「できた」というそういう声が出るように、これからも「個に徹する」展開を重視してまいりたいと思っております。

○3番（稲付洋平君） 本当に個に徹する教育ということで、今答弁をいただきましたので、また今後も子供たちの学力向上に向けた様々な取組について、継続的に支援のほうをお願いしたいと思います。

では、次に豊かな人間性を育むための取組について伺います。本市は、毎月第三土曜日の青少年育成の日に、校区公民館や地域コミュニティ協議会が中心となり、地域の特性を生かした体験活動を行う土曜体験広場を開設しておりますが、各地域でどのような活動をされているのかお示してください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

土曜体験広場につきましては、地域の方々が中心となり、それぞれの地域の特色を生かした様々な活動を展開していただいております。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、思ったような活動が展開できず苦慮されたところも多いと思いますが、そのような中であっても田植えや稲刈り、イチゴ狩りなどの農業体験、それから水鉄砲や凧づくりなど創作活動、餅つきや門松作成などの季節行事を一緒に行うなど、本当に多くの体験の機会を地域の子供たちのために設けていただいておりますことには、大変感謝をしているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 今、教育長から答弁をいただいた様々な活動を、家庭、学校、地域の大人から子供たちとの交流の場として継続できるよう、本市のサポート体制は整っているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今も申し上げましたとおり、子供たちの豊かな人間性を育むためには、地域の方々との交流は非常に重要な機会となっております。そのような交流の場である一つ、土曜体験広場が今後も円滑に運用できるよう、教育委員会といたしましては、出前講座の活用や市内の各施設それから運動用具、そういったものの貸出し等にも支援をしまいるようにしております。また状況によっては、講師を派遣するなどして、より円滑に充実した活動が展開できるようなことも配慮してまいりたいと思っております。

○3番（稲付洋平君） 土曜体験広場以外では、どのような取組があるのか、もしあれば教えてください。

○教育長（福田裕生君） 豊かな人間性を育むために、土曜体験広場を行っているという答弁をさせていただきましたが、そのほかで言いますと、例えば各地域におきましては、地域の方とグラウンド・ゴルフ大会を行っていただいたり、学校が行う運動会などを利用して、そこの中に一緒になって運動をする種目を入れていくなど、交流の場をより広げるような工夫もしております。併せて七草祝いや伝統行事の継承、子供たちが自分の育つ地域に誇りが持てるよう、いろいろな方々がいろいろとアイデアを出しながら展開をしていただいているところでございます。

一方、学校におきまして、この豊かな人間性を育むための活動を展開することも、とても大事にしなければならないと思っております。一つ目は、いわゆる道徳教育の充実です。道徳科という教科がございますので、それを中心として全教育活動の中で道徳性を育む教育活動の展開は大事にしております。二つ目は、人権教育の充実であります。それぞれ一人ひとりがかけがえのない人として育っていくためには、それぞれの立場を十分に尊重した人権教育を進める必要がありますので、これも様々な場を通じて行っております。三つ目は、読書活動を推進するというところでございます。それぞれの学校には学校図書館がありまして、定期的に新しい本の購入や有志に



よる読み聞かせなど子供たちに心温まる読書推進活動を展開してくださるなどしておりますので、これらについては学校と地域、保護者が一体となって行っているところでございます。また、本市は志布志市子ほめ条例というものがあります。この子供をほめるという活動をどう展開するかということも、それぞれの学校でいろいろ工夫がなされております。ある学校では、ほめほめシャワーの時間とって、とにかく子供をどんどんほめる言葉をたくさんかけてあげましょとかですね、そういったものも全体でも広げているところでございます。

**○3番（稲付洋平君）** 本当に様々な活動をされていることは、十分に内容を聞いて理解をいたしました。様々な活動の中で、本市の志アップ講演会、そういったものの取組内容について分かる範囲で結構ですので教えてください。

**○教育長（福田裕生君）** 志アップ講演会といいますと、主に教職員を対象とした夏季休業中に行っている講演会でございます。昨年度は、大妻女子大学で教授をされている樺山敏郎教授に御講演をいただきました。本市の山重校区の御出身であられる先生でございます。その1年前は、鹿児島大学の與儀先生に講演をお願いいたしました。この際は、体力づくりと生活習慣づくりについて、そのことが実は学力にも十分つながっていくんですよといったようなお話をしていただいたところでございます。この過去2年間につきまして、それぞれの学校が課題として思っていた内容ともうまくマッチしたのかなと思っておりまして、その後の各学校の展開であったり、教職員一人ひとりの意識に大きな向上が見られて、いい取組につながってきたように思っております。

本年度におきましては、鹿児島ユナイテッドFCの応援リーダーをされている田上さんに、講演をお願いをしているところでございます。国体も近いということもあります。本市もサッカー競技（成年男子）会場になっております。そのことと併せて、田上さん自身が小・中・高校時代、そしてプロに進まれてからも、いろんな苦しみの中で今のポジションに来ておられるということ、以前私は伺ったことがございましたので、そういう熱い思いを本市の先生方にもたくさん知っていただき、そしてそのことを目の前の児童・生徒の教育に存分に生かしてほしいという思いもあって、このような計画をしているところでございます。

**○3番（稲付洋平君）** いろんな方をまた志布志市で講演会とかそういった形で、どういうふう  
に教育に目を向けていくか、本当に様々な活動がすごく説明の中で伝わってまいります。教育委員会としても、家庭、学校、地域と連携しながら、多くのことに取り組まれていることと思  
います。今後も子供たちのために必要なこと、あと志布志市PTAとしてもできることなど、一緒  
になって取り組んでいきたいと思  
います。

それでは、次にコロナ禍の影響も一つの要因かと思われませんが、様々な理由から心の不安定な子供たちがいるかと思  
います。そのような心の不安定な子供たちへの取組について伺  
います。

**○教育長（福田裕生君）** 様々な状況の中で、心の安定性が十分とは言えない児童・生徒がいることは、これはもう事実でござ  
います。学校現場におきましては、まず担任を中心とした児童・生徒の表情であるとか声、行動、持ち物、服装、提出物などから、その子の心情などを十分に把

握し、家庭訪問や保護者との教育相談等につなげていくようにしております。その後、各学校の生徒指導委員会とか特別支援教育委員会等で職員が情報をしっかりと共有し合って、その子の状況に応じた適切な指導ができるようにしております。なお、その際スクールカウンセラーであるとか、本市のスクールソーシャルワーカーなどによる面接、聞き取り、家庭訪問なども併せて活用させていただいております。それからまた子供たちの居場所づくりとして、本来自分の教室というのは決まっているわけですが、その教室になかなか入りづらい子供たちがいるというのも実態でございますので、教室以外で入りやすいスペース、俗にスペシャルルームと呼んだりもしておりますけれども、校内の中にその子にとってのスペシャルルームがどこなのかというのをですね、その子の心情を把握しながら設けたりしながら、学びの場を提供できるようにしております。

また、郊外においては、適応指導教室、これも本市独自の取組ですが、「松風」を設置しておりますので、そこの活用についても促しております。民間のフリースクールの紹介を行うこともございます。なお、適応指導教室「松風」であるとかフリースクールが利用しやすくなるために、フリースクール等通学支援補助金の活用も今年度から推進しているところです。さらに、いじめ問題の未然防止であるとか、いじめにつながっていかないような対策等については、いじめ問題連絡協議会、いじめ問題専門委員会において、弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士それから学識経験者といった専門家による協議や解決に向けた方向付けもお願いをしているところでございます。

**○3番（稲付洋平君）** 本市には、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが配置されているということですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの取組について教えてください。

**○教育長（福田裕生君）** それでは、まず最初にスクールカウンセラーについて、御説明いたします。

スクールカウンセラーは、これは鹿児島県の事業でありまして、本市には2人が配置されております。全小・中学校に訪問いただいております。児童・生徒のカウンセリングだけでなく、保護者や学校職員のカウンセリングも行っています。また、児童・生徒向けのいわゆるSOSの出し方に関する授業であるとか、教職員やPTA保護者向けの研修の講師もさせていただくこともございます。

SSW、いわゆるスクールソーシャルワーカーについて、説明いたします。

本市には、6人のスクールソーシャルワーカーを配置し、そのうちの1人がスーパーバイザーでございます。21校を分担して、対応していただいております。スクールソーシャルワーカーは、様々な困り事を抱えている児童・生徒を学校と家庭はもとより、福祉の分野の担当へつなぐなどの重要な役割を担っていただいております。学校から依頼された児童・生徒に関して、当事者や保護者との面談などを行うこともございます。学校や教育委員会と連携し、子供の困り事の解消や課題解決を目指して、今も地道にこの取組はつなげているところでございます。

○3番（稲付洋平君） 取組内容については理解いたしました。先ほど答弁の中にありました適応指導教室「松風」について教えてください。

○教育長（福田裕生君） 適応指導教室「松風」について、お答えいたします。

「松風」の職員は、現在2人でございます。業務の内容といたしましては、一つ目は、通所している児童・生徒及びその保護者への学習支援の仕方であったりとか、生活習慣づくりに関するアドバイスなどを行っております。通所した子供に学習のフォローをするというのも、この2人の職員が行っております。二つ目は、通所生が在籍する学校との連絡調整、連携でございます。学校には、定期的に「松風」にも足を運んでいただきたいということもお願いしておりますので、そういった際には、この職員が通所している子供の学びの様子を伝えたり、またお願い事等を学校側にしたりということもでございます。また時には、学校で行われている学校行事に、最初からは参加できないけれども途中からでも参加できるような状況をつくるために、その日時と時間帯を聞きながら、どのタイミングでどんな形で行事に参加させればいいのか、できそうなのかといったことを調整することもございます。三つ目には、単なる机上の学習だけではなくて、体験的な活動プログラムも実施をしております。ここ2、3年の中で行っているのは、山登りを通じた自然探索、それから植物の栽培、餅つきなどの季節行事をこの「松風」の子供と職員が中心になって行っており、非常に効果が出ております。令和4年度の通所児童・生徒は、中学生が7人、小学生が1人の計8人でございました。中学校3年生については、希望する高校へ進学もしております。また、令和5年度6月現在において、正式通所している中学生は2人、それから体験通所中が中学生2人、見学者として来られた方が中学生2人と小学生1人という状況でございます。

○3番（稲付洋平君） 「松風」の状況、詳しく説明をいただきありがとうございます。子供たちの居場所をつくることのできるの、やはり私たち大人です。今後もしっかりと子供たちのサポート体制について、引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、最後になります。健康・体力向上に向けた取組について伺います。ここ数年間、コロナ禍により多くの制限がある中で、子供たちの体力低下や健康面についての現状を伺います。

○教育長（福田裕生君） 社会環境や生活様式の変化等によって、国の動向といたしましては、児童・生徒の基礎的な体力や運動能力は低下傾向にあります。しかしながら、本市の状況におきまして、全国体力運動能力調査の結果は、小学校5年生において、体力の総合点が全国平均を上回っております。中学校2年生においても全国平均はやや下回っているものの、直近の4年間で言いますと、男子で2.3ポイント、女子が0.3ポイント向上するという大変ありがたい結果につながっております。なお、「チャレンジかごしま」について、「長縄エイトマン」は次から次へ学級の子供たちが跳んでいって回数を競うものであるとか「馬跳びピョンピョンピョン」は馬跳びを何回も何回もするなどの取組は、県のベストテンに本市の小学校・中学校の学級が16学級入賞しておりまして、これは県内の市町村の中でも非常に優れた成果となりました。コロナ禍ではありましたが、体力づくりの成果が確実に現れていると思っております。

教育委員会としましては、その要因を幾つか分析もしております。一つ目は、各学校独自に体

力向上育成プランを作成していただきました。こと難しいことを何かやるということではなくて、日頃の生活の中でどういうふうにして運動に親しませるか、運動習慣を付けていくかといったことを中心としたプランを全ての学校がつくって行って、それに取り組んできていること。二つ目は、体力向上推進アドバイザーである先ほども申し上げました、昨年度までは鹿児島大学に在籍されていましたが、この4月からは鹿児島県立短大のほうに移られた與儀教授による指導・助言、それに基づく授業づくりが功を奏しているかなと思っています。三つ目としましては、栄養教諭による食に関する指導であるとか、外部講師による健康に関する授業をそれぞれの学校で計画的に取り入れていることなども、この成果につながっているのではなかろうかというふうに分析をしているところです。

今後も引き続き、この健康・体力向上に向けた取組は工夫を重ねながら進めてまいりたいと思っております。

○3番（稲付洋平君） 説明のほう分かりました。4年間で男子が2.3ポイント、女子が0.3ポイント向上、各校独自に体力向上育成プランを作成し実践されていること、あと栄養教諭による食に関する指導や外部講師による健康に関する授業など、多くの取組が成果につながったことも私も一保護者として大変うれしいことです。

今回、保護者の皆様からいただいた意見を中心に質問させていただきました。このように本市の取組についてもっとPRすることで、「志布志市は子育てしやすいまちだよ」と多くの方に伝わっていくと、私はこう考えます。今後も引き続き子供たちのためにできることを考えながら、取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、稲付洋平君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、4番、隈元香穂子さんの一般質問を許可します。

○4番（隈元香穂子さん） 皆さん、こんにちは。隈元香穂子です。5月5日こどもの日の南日本新聞の一面に、子育て支援の自治体別取組についての県内43市町村アンケートが掲載されました。主だった子育て支援事業を小・中学校の給食費支援、0歳から2歳児の保育料無償化、医療費の無償化対象0歳から高校生、0歳から中学生、0歳から小学生と三つに分類し、色分けされて掲載してありました。それは大変分かりやすいもので、代表的な子育て支援政策の実情を他自治体と比較することができ、大変捉えやすいアンケート結果でした。御覧になった市民の皆様の中には、「本市の子育て支援は行き届いているのだろうか」と興味を持って御覧になった

方々も多かったのではないかと思うことでした。この記事については、市長も御覧になったと思いますが、まず、この県内他自治体と比較した本市の状況を見ての感想をお尋ねいたします。

**○市長（下平晴行君）** 隈元議員の御質問にお答えいたします。

今回のアンケートによりますと、8市町村が0歳児から2歳児までの保育料を無償化し、子ども医療費の無償化年齢は各自治体でばらつきがあるようであります。また、学校給食につきましても、13市町村が全額助成を実施し、20の市町で一部を支援している状況であります。なお、新聞の最後に掲載されていましたが「思い切った独自策を実施しても、子供の増加につながっているとは言い切れない」という自治体の担当者のコメントがありますが、少子化問題は社会の構造的な問題の帰結であって、根本的な問題に対応しなければ断片的対策では解決しないと感じているところであります。本市におきましては、0歳児から2歳児までの保育料は国基準の6割を助成し、医療費は高校生まで無償化し、学校給食につきましては5割を助成しているところでございます。また、出生率の向上を図るため出産祝金を支給するなど、子育て支援策の充実に努めているところでございます。一方では、現在実施している様々な支援につきまして、周知不足が課題であると認識をしているところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 確かに明石市のような徹底的な支援策ではなく、断片的だなと感じるところはありました。それでも子育て支援に目を向けてこそ、まちの発展はあると、子育て環境の充実には移住・定住を考える方の検討事項の一つでもありますから、この県内43市町村アンケートなどで比較をしてみた場合、この三つの取組を見る限りで言いますと、本市は平均点か少し物足りないかなと感じる印象でした。となると、そういった移住・定住を考えておられる子育て世帯や若者世代に、選ばれる可能性はどうでしょうか。少し低くなるのではないかと感じました。それでは現在、本市で取り組まれている新しい試みとしての子育て支援事業と、現在施行されている子育て支援事業の中で、市民にとってより良いものとなるように改善していく予定のものがあれば、それぞれについて具体的な内容を教えてください。

**○市長（下平晴行君）** 本市の一般財源を活用して実施している主な子育て支援事業としましては、妊娠時につきましては妊娠治療費助成、妊娠歯科検診、パパママ教室、母子手帳アプリを、出産時につきましては出産祝金、紙おむつ贈呈を、子育て時につきましては子ども医療費助成の高校生までの無償化、保育料6割助成、2歳6か月児歯科検診、5歳児歯科検診、フッ化物洗口支援、インフルエンザ予防接種補助、スタートブック事業、セカンドブック事業、フリースクール等通学支援事業、学校給食費補助、市内高等学校支援事業、特別支援教育就学児通学補助事業、遠距離通学費補助事業などを行っているところであります。

なお、現在市ホームページに、本市の子育て支援策を掲載した子育て応援サイトとして、事前にお渡ししました資料のとおり、本市が実施している子育て支援策を分かりやすくお伝えするための子育てに特化した応援サイトを作成中で、7月中の掲載を予定しているところであります。

**○4番（隈元香穂子さん）** その応援サイトというのは、公開が待たれるところですね。やはりですね、一目瞭然というのがすごく大事なことになると思いますので、7月を待って応援サイトを楽し

みにしたいと思います。それと妊娠治療費とおっしゃいましたが、これは妊婦健診のことでしょうか。

○保健課長（西 洋一君） 今、市長が答弁された内容につきましては、妊娠時の支援として不妊治療費助成事業、こちらの内容になります。

○4番（隈元香穂子さん） 不妊治療ですね、妊娠治療ではなく、不妊治療ということですね。承知しました。子育て支援事業の中には全国の自治体が一斉に行うもの、いわゆる政府の方針に乗って施行されるもの、例えば給食費、助成のない自治体もありますが、近隣の大崎町、曾於市は6割助成であるのに対して本市は5割、0歳児から2歳児の保育料無償化については、親の所得に応じてですが曾於市が半額程度、本市が6割、大崎町は全額無償化としています。また、給食費は政府が全国無償化に向けて調整に入ってはおりますが、あくまでも未来的、将来的という表現でありましたので、本市もできることなら早い段階で無償化にしていきたいところです。同僚議員からも幾度となく要望として上げられてきましたが、これはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 御承知のとおり、コロナ禍の中でしっかりとそれぞれの事業者にはですね、それから個人に対しても支援をしてきたところありますので、これからは、子育て支援の中でも給食費の問題等々にも取組をしていかなければいけないというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 給食費を負担する保護者に見れば、1か月分でも早く無償化にしていきたいという思いはあるでしょうから、実際コロナ禍で大変な思いをされている事業者の皆様は救済していただけたわけですから、児童の保護者の皆様にもしっかりと無償化をかなえてあげてください。

では、0歳児から2歳児の保育料無償化については、今後どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 保育料の無料化については、まだ無料化という考え方では取組をしていないところありますが、今後どういう形でできるのかそのことについても、先ほど言いましたように断片的な支援では対応できないという、一方ではそれがありますので、そこも含めた支援策をしてみたいというふうに思います。それと国の動向でも子育てについての支援をしておりますので、そこ辺の動向を見ながら調査・研究してみたいと思います。

○4番（隈元香穂子さん） 現在6割なわけですから、7割でも8割でも一つでも前に進めていただけたらありがたいと思います。これは出産祝金の支給だけではなくて、ぜひこの時期の保育料無償化につきましては、前向きに取り組んでいただきたいと、頑張る若い子育て世代の金銭的な負担の部分に応援していただきたいということです。お願いいたします。とにかく子育て世帯の金銭的な負担を軽減させるための措置、特に本市では、妊婦の段階から本市以外の地域の産婦人科に行かなければ、妊婦健診はおろか産むこともままならないと、こういった事情がありますから、産み育てる、さらに新生児期を含む乳幼児期に関しては、手厚い魅力的な政策が待たれるところです。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについても、今後の動向を見ながら、対応してみたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 地元に産婦人科医療機関がないということで、他地域では妊婦健診や出産をされる妊婦の方に、妊婦健診にかかる妊婦健診費用全てを助成しているという自治体もあります。それと受診にかかる交通費ですね、他地域に出かけて行かれますので、そういった交通費の助成をしているという自治体もとうとう出てきました。それほど医療的にはなかなか産婦人科の問題というのは、どこも大変だなと感じるところです。そのくらいの助成があるということですので、そこも含めて考えていただきたいというところです。これはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 産婦人科の問題、それから小児科の問題、これは本当に喫緊の課題でありますので、どういう形での支援策ができるのか、これも内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 子育て支援と言えば、この0歳児から2歳児に向けて自治体独自で宮崎市が今月2日、紙おむつのサブスクを始めたという新聞にありました。これも都道府県では初めての取組です。前回、おむつの手ぶら登園につきましては質問をさせていただいたのですが、これは何か進展がございましたでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 3月に開催されました保育所、保育所事業所等の連絡協議会の中で御提案をさせていただきましたけれども、現段階では、紙おむつの利用については今のところは0人というところで伺っております。

○4番（隈元香穂子さん） この協議会につきましては、ここに参加された先生方とお話をその後することがあったのですけれども、保育園に通う子供たちが減っているのも、その保育園が独自にいろんなサービスを今考えていらっしゃるところで、若草会はそれをサービスとして捉えていらっしゃる、そういったところで、先生たちがたくさんいらっしゃる場所でお尋ねになったようだけれども、そこは保育園の特色として今のところは捉えていらっしゃいますので、「そこではどうも意見はできなかった」と、「答えられなかった」と、そういうところがやはりもうちょっと気遣いをして聞いていただきたいかなと。それともう一方では、保護者の方にはまだ聞いてはもらっていないわけですね。そういった意味でももうちょっと個別にというか、そういった特色を持って今やっているというところは、ちょっと考えれば分かりますけれども、そういうところで「要りますか」という答えを、なかなかみんなが一斉にというのは言いづらいと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それは求める方々それぞれ考え方も違うようでもありますので、そこ辺がどういう形で集約と申しますか、市としての体制、そこ辺がちょっと内部をもうちょっと研究しながら、取組をしていきたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） そちらはそうお願いをいたしたいと思います。行政報告になかったものですから、ここでお尋ねしました。失礼いたしました。

夜間保育、お泊まり保育、児童館、先ほども出ました子育て環境整備には、まだまだ多くの課題を持つ本市です。ここの中で、私の中ではこれから質問させていただく事案も喫緊の課題として、市独自の政策で乗り切るべき案件だと考えております。ここから小児医療についての話にな

ります。このたび市内に二つある小児科のうち、井手小児科の診療内容が一般小児科のくくりから、こども予防接種クリニック、小児皮膚科という専門性に特化して診療を行うことになりました。そこで市長に教えていただきたいのですが、小児医療の充実というものは、本市の子育て支援政策のどのぐらいの位置にあるべきものだとお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 10とすれば、これは本当に10に近いような形でないといけないと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 10に近い形であると本当にそのとおりなんですけど、子供の命を守る大切な機関ですので、そこは私も10に位置づけをしたいと思います。今回のこういった出来事は、急転直下起こったわけではありませんので、春先にはおそらく分かっていたことだとお聞きしております。私は以前から産婦人科医療だけではなく、小児科医療についてもオンライン診療、オンライン相談、医療Ma a S（マース）、走る診療所などの速やかな検討・対応をお願いしてまいりました。前回までの回答では、「宮崎市と鹿児島市のオンライン診療をする病院は調べました」とありましたが、それ以降、現在の取組を教えてください。

○保健課長（西 洋一君） 今回の質問の要旨にあります子育て支援の中の小児医療に関して、オンライン相談につきまして以前御質問を受けましたので、その後の進捗状況についてお答え申し上げます。

議員御提案のオンライン相談の導入につきましては、御紹介いただきました大阪府藤井寺市の事例をはじめ、同じシステムを導入している県内外の自治体について情報収集を行っていたところでもあります。いずれの自治体におきましても、安心して子育てができる体制づくりの一環として取り組まれているようでございました。様々な子育て支援策の一つの選択肢といたしまして、オンライン相談の検討を行う余地があるというふうに考えているところですが、子育て応援給付金の交付の際にアンケート調査を行った中で、オンライン相談を受けたいという希望される声もあった一方で、実際に診察をしていただきたいということでの不安の声もあったことから、やはりその不安の声に関しまして、メリット・デメリット等についてはもう少し慎重に見極めていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

それから費用面につきましても、県内導入事例の自治体に確認をしたところ、年間のランニングコストであったり、相談の年間の実績、そういったものも勘案しながら、今後、費用対効果等も含めて慎重に検討する必要があるというところでの現段階での検討内容でございます。

○4番（隈元香穂子さん） 不安の声を聞いてくださったということで、善処に向かうことを希望しております。もともと二つしかなかった小児科医療の広い範囲での受け入れをしてくれる病院が一つになって、小児科を受診される市民の皆様からは大変不安の声を聞いております。これについては、私のSNS、政治活動ページでも投稿いたしましたので、頂いた幾つかのコメントを原文のままお伝えしたいと思います。まず一つ目、「子供たちのために、これはよろしく願います」、二つ目、「安心して子供を産み育てられる環境が欲しいです」、三つ目、「何事もですが、地域に1施設のみになってしまうと、事が回らなくなることがあります。どうにかみんな



なで頑張りましょう」、四つ目、「病児保育もあって、とても役立つ医院、施設でした。善処に向かいますように尽力をお願いします」、五つ目、「若い世代の定住のためにも、小児科診療拡充は必要不可欠ですね。志布志市振興計画でも基本目標4で方向理念が打ち出されています。御奮闘を期待します」と、この最後の御意見などは、とてもお詳しい方からのコメントのようです。もう手をこまねいてばかりではいけないという、市民の苛立ちも感じます。これは市長、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたように、市民が求めているもの、五つでありましたけれども、まさにそのとおりだというふうに私も思っております。ただ、この小児病院については、やはり高齢化等でだんだん少なくなっていくような状況でございますので、行政としてどういう形で今後の取組ができるか、今、要望のあったことなどを踏まえて、内部で十分調査・研究してまいります。

○4番（隈元香穂子さん） 医療整備に関しましては、もはや私も議員生活のライフワークとしたいなと思って取り組んでおります。3月議会で市長は、「令和6年度機構再編で福祉課と保健課が合体するので、何とかしていきたい」とおっしゃいましたが、既に病児保育の受け入れ先はなくなりました。担当課にも利用したいという問い合わせがあるということでした。二つあったうちの一つがなくなったわけではなくて、たった一つしかなかったものがなくなったということで、事は急を要すると、働くお母様方のためにも深刻な問題であると考えていただきまして、この対応をお願いしたいのですが、現在、病児保育について何か取組はあるのでしょうか。

○福祉課長（若松利広君） 現在のところ、病児保育についての取組というのはしておりません。

○4番（隈元香穂子さん） 医療誘致につきましてもですが、当初より私もお手伝いできることは喜んでさせていただきますという考えをお伝えしているところです。いまだに声はかかりませんけれども、それならそれで行政がしっかりと前へ進めていっていただく、これまでも強くお願いをしてまいりましたので、これからもお願いしたいところです。ここでちょっと教えていただきたいのですが、令和5年度の当初予算に病児保育業務事業委託費が、949万3,000円計上されています。この予算は、現在だと支出先はなくなったということよろしいですか。

○福祉課長（若松利広君） 今のところは、病児保育をやめられておりますので、そこのお支払い先というのが今のところないというところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） 先ほど、市内に小児科医療の広い範囲での受け入れをしてくださる病院は二つしかなかったと表現をしました。これは、今まで多くの市民の皆様がそう思っていたことなののですが、実は、「志布志市小児科」と検索をしますと、4件の病院が出てきます。井手小児科、ひろた小児科、山口内科、志布志中央クリニック。病院には医療標榜というのがありまして、何科をやっているという標榜のことですが、ここにどちらの病院も表示をしてあるということです。それは御存じでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） いや、それはちょっと知らなかったところです。

○4番（隈元香穂子さん） 知らない方が、ほとんどだと思います。それが志布志市民の常識に

なっているぐらい、志布志市の小児科は、ひろた小児科と井手小児科というふうな認識だったと思います。まず志布志中央クリニックですけれども、整形外科、内科、小児科、心療内科、皮膚科、リハビリテーション科とあります。そこで、安田院長と面談をさせていただきまして御相談をしたところ、現在、病児ではなく、病後児保育をさくら保育園と提携して持っていらっしゃるんですね。看護師さんとか地域の皆さんのお子様を預かっていらっしゃいます。そちらで受け入れているということでした。私も知りませんでしたので、びっくりいたしました。実は、さくら保育園の開設時、井手小児科で病児保育をされていましたので、同院では病後児保育にしようということではじめられていたそうです。これは、「病児保育の受け入れ先が、なくなったんです」ということをお伝えしましたところ、「それでしたら、こちらで病児保育の登録をして、体制が整うかどうか、整えられるかどうか相談をしてみます、調べてみます」というお返事をいただきました。志布志中央クリニックで病後児保育をしていた、そういったことは御存じだったでしょうか。

○市長（下平晴行君） 知りませんでした。

○4番（隈元香穂子さん） 私も知りませんでした。こういうふうに、こちらの写真がさくら保育園の設備なんですけれども、この保育園があることも本当につい最近、私も知りまして、これは設備になります、これは健常児が12名定員で、8名が一日過ごす場所になります。一日ここで過ごしている場所で、また別の場所ですね、しっかりとこれは病後児保育用の保育室もありまして、隔離用の部屋も常時整備されておりました。こういったところがあります。それからオンライン診療につきましても、現在Zoomを用いて、何度か試行されたことがあるということでした。したがって「準備はあります」と、そういうことですから、とても協力的な回答だと感じます。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） その内容については、その病院の中身ですね、そこがどこまで対応ができるのか、やはりそこ辺も私も初めて聞きましたので、できればそういう病院があれば、そこで対応ができればそのような対応に対して、市としてもしっかりと協議といいますか、連携を取っていきたいと思います。

○4番（隈元香穂子さん） 今、病後児保育1人しか受け入れられない状況で、この整備がされているものですから、2名にするとか病児保育にするとかになると、また少し手を入れられないそうです。開設には予算が必要になりますが、国の補助と市の補助と2分の1ずつ、国の補助は年度初めでないと出ないので、来年度まで待たないといけません。開設を急ぐとなりましたら、市の助成だけで進めていく「法人独自の運営もできる」という返事でした。これ以降は、担当が速やかに対応してくださるということによろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） そうですね、一回始めますと財源的なものもありますし、先方の取組体制がどうなのか、そこ辺も含めてしっかりと調査・研究して取組ができるのであれば、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 本年度の事業費が先ほど「支出先はなくなった」という答弁でした

ので、またそこも踏まえて検討していただきたいと思います。それから「病院のほうの体制も、今医師2人体制になっておりますので、余裕はあります」というお返事はいただいておりますので、ぜひここは取り組んでいただきたいと思います。市長のおっしゃる「住みたいまち、住んでよかったまち」これは、私たちの努力なしにはつくれないものであります。一人も取り残さない市政のために、未来ある子供たちの健やかな成長を願い、命を守り、支えていくための最善の手立てを素早く、迅速に、具体化して取り組んでいただけることを期待します。では、最後に答弁をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） やはり子供たちが住みやすい、またお母さんたちが子供を育てやすい、そういう環境づくりはしっかりしていかなければいけないというふうに思いますので、そこ辺を総体的に子育てに対してあるいは病児保育の取組がどういう形でスムーズに行えるのかどうかですね、そこを調査・研究してまいりたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） もう既に困っていらっしゃる方々が何人もいらっしゃって、病院のほうにも市のほうにもお問い合わせがございまして、どうかよろしくをお願いいたします。

次に、特認校についての質問をさせていただきます。昨年12月議会の一般質問で、「市民目線の市政の在り方について、改めていただきたい」とお願いをした際に、一例として取り上げましたスクールタクシー廃止の件、そのときはスクールタクシーが廃止となる詳細についてではなくて、市報10月号に令和5年度特認校生募集の記事で、「令和8年度からスクールタクシーが廃止され、自己送迎となります」ということが掲載されたことで、当事者の中に、「話し合いもなく、お達しを受けただけだった」という声がありましたので、新しい事業を始めるとき、または事業に変更があった場合について、市民に理解を得るためにはどういった流れで通達をするべきかという内容で質問をさせていただきました。今回は、そのスクールタクシー廃止を含め、特認校制度に絡む様々な問題について、市長のお考えをお示しいただきたいと思います。こちらに令和4年度までの資料を頂いておりますが、初めに現在の森山、田之浦、潤ヶ野、各小学校への通学児童数、スクールタクシー利用者数を教えてください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本年度の特認校3校の全児童数は75人です。そのうち、特認校生は50人でございます。学校ごとに申し上げますと、潤ヶ野小学校の特認校生が22人、校区内の児童は11人、田之浦小学校の特認校生が20人、校区内の児童が8人、森山小学校の特認校生が8人、校区内の児童が6人となっております。

特認校生合計50人のうち、乗車定員の44人がスクールタクシーを利用しております。

○4番（隈元香穂子さん） ありがとうございます。スクールタクシーの運行状況が今年度から少し変わっているとお聞きしましたが、どのように変わっているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

昨年度におきましては、往復とも同じ人が同じスクールタクシーに乗車しておりました。スクールタクシーの乗車につきましては、優先順位を決めております。1番目が継続の特認校生、2

番目が継続の特認校生の兄弟姉妹としております。スクールタクシーには最大で44人乗車できますので、令和5年度につきましては、4世帯8人が同じ順位となり、1世帯2人が乗車できない状況でございました。保護者にお集まりいただいて協議をいただいたところ、「保護者が抽選等で決めることはしたくないので、教育委員会が最大限乗れるように調整をしていただきたい」という要望を受けました。それを受けまして、運行会社と調整を行い、現在は2か月から3か月ごとの交代であるとか、往路と復路で乗車する児童を変更するなどし、最大限児童が乗れるように調整し運行をしております。

○4番（隈元香穂子さん） 今の説明を聞かせていただきまして、本当に難しいので理解に苦しみますが、私も何とか理解しようと思ひまして、配車表を見せていただきました。それはもう非常に複雑なものでして、結局よく分からなかったんですけれども、配車表を考えて作られる方は本当に御苦労だなど、大変な作業だなどというふうに感じました。では、特認校制度が始まってから今年度までの特認校生受け入れ人数の推移、この表の中で見ると、今年度の令和5年度を入れても、やはり右肩上がりに上がってきているようです。間違いないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 御説明いたします。

特認校生につきましては、平成27年度は、田之浦小学校のみで2人でございました。当時は市街地の学校の児童数が減少する傾向がなかったこと、そして「小規模校での学びの機会を増やしてほしい」という地元の意向を受けまして、平成28年度に森山小学校と潤ヶ野小学校を特認校に加えました。それによりまして、平成28年度が9人、平成29年度が16人、平成30年度が29人、令和元年度が39人、令和2年度が45人、令和3年度が43人、令和4年度が54人というふうが増えてきております。

○4番（隈元香穂子さん） 特認校制度導入から現在まで、学校の存続を第一に願うそれぞれの地域の皆様が、多くの努力をしてこられた経緯があります。生徒数の確保への呼びかけや地域の活動への参加、運動会、ホテル観賞会、星空観察、紅葉狩り、歩こう会などの催しを通して、地域と子供たちと保護者との交流がなされてきたとお聞きしました。こういったことは校区外の方々へ地域を知ってもらうための活動であるとも言えます。潤ヶ野フレンドパークもその一つとして、今では市内だけにとどまらず、近隣地域の方々からもキャンプ、川遊び、そんな問い合わせ、利用がありますように、随分認知度が上がってきている場所だと思います。私は学校の存続が地域の活性化には最も大切なものと捉えているのですが、スクールタクシーが廃止になることで、特認校の存続が危ぶまれる事態に陥るのではないかと危惧する者の一人でもあります。市長のお考えをお示してください。

○市長（下平晴行君） 令和2年度あたりから市街地の学校を含め、全ての学校の児童数のさらなる減少が見込まれる中で、特認校も含め、どの学校も児童数を維持するのは難しい状況となっております。現在特認校3校は、すばらしい地域力を有している校区でありますので、学校と地域が様々な工夫をして、持続可能な魅力ある学校づくりを進めていただきたいというふうに思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 今、取組は本当に一生懸命されているところです。特認校の始まりは、学校を存続させ、地域を疲弊させないという目的であったと、当時の様子をお尋ねしてまいりました。今回の令和8年度からのスクールタクシー廃止の告知、私にはこれがどうしても当初の目的から外れたものを感じられるのですが、このスクールタクシーをやめる理由として、一体何がネックになっているのか教えてください。

○市長（下平晴行君） 特認校の送迎に係るスクールタクシーについては、特認校生及びその保護者からは、無償で安心・安全な通学に寄与していることから、感謝をされているところであります。しかし、以前から見直しの必要性について市民の声があったことや、令和3年8月に実施しました志布志市総合振興計画後期基本計画策定時の市民意識アンケート調査結果報告書によりますと、特認校制度に対して肯定的な意見がある一方で、スクールタクシーによる通学については、市が全額費用負担することなどに対して、否定的な意見が多く寄せられたところであります。また、市内全ての学校で児童数の減少が進む中で、特認校生の派遣元となっている小学校においても、学級編制に影響が出てきている状況となっておりますので、見直しをしたところであります。

○4番（隈元香穂子さん） この全額負担の件については、後ほどまたお話をさせていただきたいと思います。ここで特認校制度とはどういったものなのか、これはウィキペディアから引用して少し申し上げます。「本来、小学校・中学校の通学区域は住所により決められ、その区割りは厳格に適用されるが、平成9年に文部省が『通学区域制度の弾力的運用について』を各教育委員会に通知したことを受け、各地で区割りを柔軟に運用し、他校区でも入学できる制度を整える自治体が次々と現れた。特認校の運営は、県・市・村などに許可を取った上で行う。原則として住所はそのまま、自宅からの通学になる。特認校に指定される学校の多くは、全校学習児童・生徒100人以下の小規模校であるため、少人数教育が可能である。特認校ではレベルの高い教育などを行っている学校がある。一方で、もともと小規模校であることから、特認校としての成果が見られなければ、学校統廃合の対象になることもあり得る。」とあります。気になるのは、最後の「成果が見られなければ、学校統廃合の対象になる」と、そういう部分です。校区ごとに立ち上がってきている地域コミュニティ協議会を考えると、その中心、その核になるものは学校であると私自身は認識しております。市長は、先ほどおっしゃいましたが、同じ考えでよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 同じ考えでございます。

○4番（隈元香穂子さん） だとすれば、地域コミュニティ協議会の地域の皆様が心配していらっしゃる閉校という方向へ今後は進むことはないというお考えでいいのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

特認校制度に対する考えは、私も全く同じでございます。閉校につながるようなこととは、一切思っておりません。一方で、今年1月に実施いたしました小学生の保護者アンケートでは、8割以上の保護者が、教育環境について検討が必要と感じておられることが分かってまいりました。

急激な児童減少の中で、小学校の在り方について検討を開始する時期に来ているという考えは、以前もお示ししたとおりでございます。教育委員会といたしましては、小学校の在り方検討の目的を児童が減少する中で、これは全ての学校が減ってきておりますので、児童が減少する中で将来の担い手となる子供たちにとって、より良い学びの場を一緒になって考えるというようなことで、今後も流れをつくってまいりたいと思っております。ですので、保護者、それから地域の方々が一緒になって、そして行政側も一緒になって、小規模校は小規模校なりに、特認校は特認校なりの良さをさらに磨いていながら、地域の方々と子供たちが交流できる場であったり、学び合う場であったりするような、そういう学校づくりを進めてまいりたいと思っております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 教育長は、特認校の特性をもちろん御理解していらっしゃると思います。特認校は校区を越えて通学できるということで、自然の中で子育てをしたいと転入される方の希望をかなえる場所であったり、事情のある子供たちの受皿になっております。そういったことで、去年は通山小学校から6年生11人の子供たち、その兄弟姉妹が転入してきております。受皿という点で言いますと、特認校の持つ特性は、地域と子供たちを守るために必要なものでもあるわけです。この子供を守るという点につきましては、どのようにお考えでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 特認校は豊かな自然環境など、その学校の特色や少人数であることを強みにした魅力ある教育活動を展開されております。その中で学びたい、そして保護者の側からすれば学ばせたいという、希望された多くの子供たちの豊かな学びの場になっております。そのことは保護者にも非常に感謝されていることは、私どもとしても大変うれしく思っております。しかし、先ほど申し上げましたとおり、児童が減少する中で将来の担い手となる子供たちにとって、より良い学びの場を考えるということも重要な側面ですので、特認校制度の良さを生かしつつ、そして子供たちをしっかりと守っていくということも大事にしながら、どのような在り方がこれからは担う子供たちにとって必要なのか、良い状況なのかということは今後も一緒になって考えてまいりたいと思っております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 廃止までまだ時間がありますので、その間にいろいろな検討はしていただきたいと思いますと思うところです。ここで、私事ですが、娘の許可をもらいましたので申し上げますと、実は私の次女が2歳前後から甘い飲み物以外口にせず、食事も取れない。すぐいなくなるし、昼寝もしない。もろもろの育てづらさに保育園の先生に衝動性・多動性というふうに言われまして、その後小学校2年生まで福岡の大きい学校で過ごしたのですが、血管性紫斑病を患いまして、ステロイド治療で入退院を繰り返していたしましたので、実家に戻りまして香月小学校に編入をいたしました。当時は母子家庭でしたので、本当に仕事に支障が出たり、ほかの娘たちに辛抱をさせたり、何もかも思うようにならない毎日で、これが香月小学校に帰ってきたことで、本当に先生たちの温かい思いでしっかりと理解していただきまして、普通学級での学びとなりました。今で言うグレーゾーンだったわけですが、初めは、6年生のお姉ちゃんの教室で水筒を下げて、お姉ちゃんの隣に座っていました。先ほど教育長が言われました、これがスペシャルルー

ムだったと思います。そこで、勉強なんか本当にとんでもない状況で始まりましたが、地域の皆様、それから母の助けもありまして、地域の中でしっかりと育てていただきまして、中学校、高校、専門学校まで進みまして、社会人生活をしっかりと謳歌しております。これは私の娘も環境を変えて、関わりを改めたことで改善を見ることができた、そういった子の一人だと思います。市長、私のこの体験は約30年前なのですけれども、今となっては発達障害をはじめ、自閉症、不登校、それから子供たちを取り巻く問題は当時からすると驚くほど増えています。特別支援学級に行くほどではないが、多人数クラスでの学習や集団行動には無理があると、こういったグレーゾーンの子供たちの生きづらさや保護者からすれば育てづらさ、その両方に特認校の存在が一役買ってくださること、これはどんなに大切なことか理解して下さっておりますでしょうが、なお一層の理解をお願いしたいところです。いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど教育長のほうでも答弁がありましたとおり、地域の特性を生かした、そして子供たちがその特性に慣れて安心して学校生活ができるという部分では、特認生の必要性というのはすごく感じているところでありますが、一方では、先ほど言いましたように、派遣元となる小学校の子供たちも学級編制をしなければいけない影響が出ているという状況であるということも確認したところでありますので、そこ辺も含めて今後どういう体制で取組をしているのかということでは、十分内部で協議をしまいたいというふうに考えております。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、特認校の3校におきましては、学校長を中心に教職員それから保護者、地域の多くの方々がしっかりと手を携えられて、少ないけれどもこの子供たちの状況をみんなで共有しながら、温かい雰囲気をつくり、そして豊かな学びにつながるように一生懸命取り組んでおられることを、私は日々見てきております。状況によっては、私も直接出向かせていただいて、子供たちに直接声をかけたり、先生方と色々な思いを共有したりすることも大事にしております。一方で、今後につきましては児童数の減少等というのは、これは避けて通れませんので、地域コミュニティ協議会のお力添えをさらにアップさせていただくような新たな枠組みをつくれぬものかとか、学校と保護者と地域が違う形で、今以上に手厚くする方法は何かないものかなど、私もいろいろ情報の網を張り巡らせながら、全国の流れをつかんでみようと思って情報収集もしているところですし、一方で、これはという情報等があれば、まずは学校長にお伝えしながら、地域の方々に投げかけてみていただくような、そういったこともさらに今後も大事にしていきたいと思っております。大事なことは、それぞれの学校で学ぶ、本市の場合ですと約1,700人の小学生がおりますので、どの学校で学んでもどのような状況であっても、一人ひとりの個が大事にされて、豊かな成長につながるような状況をつくっていくことが、私どものやるべきことだと、やらなければならないことだと捉えております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 派遣元の学級編制に変化が起こるということは、前回も申し述べましたので承知をしております。地域の皆様が一生懸命に、今動いてくださっているところは御存じでしょうが、やはりこれで「誰も特認校をなくすと言っているわけではないじゃないか」というふうに聞こえる部分はありますけれども、スクールタクシーが廃止になりますと、保護者送迎

に1km当たり37円の補助があると言いましても、夫婦が共働きをしている場合ですね、朝は送って行くことができても、例えば夕方早めに終わってということはフルタイムだとなかなかできないわけで、フルタイム勤務だと迎えには行けませんから、じゃあ「令和8年からスクールタクシーなくなりますけど、どうされますか」とお尋ねすれば、ほとんどの保護者が子供のためにはそういうすばらしい特認校で教育を受けさせたいと、このまま行かせたいという希望はありますでしょうけれども、実際は仕事を辞めるわけにはいかない、「仕方ありません」と「諦めます」という返答になるのではないかと、これは容易に想像できるのですが、これはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には70%補助はしていくわけでありますので、そういうことも踏まえて、やはり行政というのは公正というのは基本でありますので、一方がよくて一方によくないということは、これは許されることではございませんので、そういう想定的なものを考えながら、特認校を閉校にするということは全くないわけでありまして、維持するためにどうしていくかということでの考え方でございますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○4番（隈元香穂子さん） 維持するためにどうしていくかという考え方で、この1km当たり37円、70%の補助というのはちょっとよく分からないのですが、12日に特認校3校の保護者の方々、それと地域の方々、議員4名も加わりまして、「特認校について語る会」が開催されました。私も出席させていただきましたが、八野校区からの参加者にも現在の様子、すなわち廃校になってしまったけれども、若草会の子供たちの学童がありますから、「地域に笑顔を届けてくれています」と、そういったことも教えていただいたりして、大変有意義な意見交換が行われました。その他主なものは、昨年10月6日のこのお達しの会、これは行政側は「説明会だった」と言われましたが、私たちは「そうは思わない」と、スクールタクシーを利用される保護者の方々には「急なお達しでしかなかった」ということでしょうか。「一方的で腹立たしかった」という御意見、「決まったことは変えられないという思いで、やる気がなくなった」という御意見、「お金を出してでも通わせたい」という御意見、それこそグレーゾーンと言われる子供たちの学習の成果や変わりように、地域の皆様に見守っていただけていることへの感謝、安心、信頼などを述べられる方、若者の流入がもたらした地域の活性化、成功したイベントの紹介、様々な御意見がありました。特に多かったのは、やはり特認校を受皿として「行き届いた指導を受け、成長を助けてもらっている」という感謝の御意見でした。これが一番多かったようです。保護者の送迎で補助金が出ると提示されても、実際は先ほども申し上げましたように、連れては行けても、迎えには行けないということになりますから、「通わせたくても、転校します」という御意見も確かにありました。明日、小野議員が質問されますが、文部科学省が発表した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）というのがあります。ひと口に不登校をグレーゾーンと言っても、個々に事情は異なります。フリースクールという受皿もありますが、こういった支援策に十分なり得る性質を持った特認校ですから、慎重にかつ特別なものとして行政がしっかりとサポート、支えていってほしい、そう思います。いかがでしょうか。



○教育長（福田裕生君） 私どもも様々な状況については、把握をさせていただいているところでございます。先ほどから申し上げておりますように、本市においては全ての小学校区において児童数が減少する中であって、他の学校においても、保護者が朝夕の送迎をされている方々も多数おられるのも事実でございます。そういったものとの平準化と申しますか、そういったことも我々としては大事にしていくべきではなかろうかということもありまして、今回お示ししたような内容とさせていただいたところです。しかしながら、一方でこの特認校3校においては、これまでも非常に充実した教育活動を展開されており、そして今もそれを続けてくださっておりますので、特にその送迎の問題については、これも一緒になってまたどういう方法が考えられるのかということについては、研究をさせていただきたいと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） スクールタクシーにつきましては、前年度年間1,100万円の予算が使われていますが、子育て支援の一つとして、ある意味、事情のある子供たちのシェルターの役割をも持っている特認校です。不公平感や予算の厳しさだけで、はかるべき問題ではないと思います。そういった御意見があるのですが、それはどう感じられますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、基本的にはやはり公正という平等・公正、平等と公正は若干違うのですが、公正という考え方で我々は事業の運営をしているわけです。これは市民の差別をしてはいけないということが基本でありますので、そこも含めて必要性はよく理解しているところでありますが、ただ自分たちで送迎している市民の皆さんもいらっしゃるわけですね。自分の出したい学校に出すという、そういう全体的なことを考えると本当に公正という立場での取組をしっかりしていかなければいけないのかという考え方がありますので、そこも含めて対応してまいりたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） 公正とか公平とか言うと、子供たちにもそれぞれ事情があって、身体的事情がある子もいるでしょうし、そこはまたとても難しいことだとは思いますが。スクールタクシーが年間予算1,100万円かかりますと、そこでスクールタクシーを廃止にしますとしますと、保護者送迎分の補助費は別として、一人当たり25万円ですね、要するに1,100万円の削減につながりますということに結果はなるのですけれども、これは第2次志布志市総合振興計画後期基本計画の中のまちづくりの基本目標の7番目に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営というのが掲げてあります。これは財源確保と経費の節減、事務事業の見直しに一層努め、持続可能で健全な財政運営を推進すると書かれてありますが、まさかスクールタクシー事業は、ここで言う「ムダ」にはあたらないですね。

○市長（下平晴行君） それはもう、全く無駄という考え方ではございません。

○4番（隈元香穂子さん） としたら、この特認校に係る財源については、ふるさと納税が充てられてきています。ここを削って、どこに使おうとされているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） その取組体制の中で、予算の歳出に対してどうこうと言っているわけではないわけです。これは先ほども言いました、いわゆる自分たちの子供が行きたい学校には、それぞれが送迎をしているわけでありまして。それと併せて、やはり今回のこの特認生の取組として、

私は大変すばらしいというふうに思っております。ただ、そういういわゆる提供する学校の存続を全体的に見たときに、このままでいいのかということ考えたときに、財源がどうこうということではなくてですね、やはりそういう支出の在り方も含めて、検討する必要があったということで説明をしているところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 都会の子供たちは、1年生から電車で私立の小学校などに進みます。そういった子供たちは、公共交通機関があるからそれができるわけで、森山校区、田之浦校区、潤ヶ野校区には、公共交通機関や路線バスがありません。国の子育て支援の充実、異次元の少子化政策と逆行していると、お感じにはなりませんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私はやはり公共交通がないからこそ、このスクールタクシーというものを活用しているところでありますので、今おっしゃったような公共性のそういう通学できるようなものがあれば、それは何ら心配はないところでありますので、そういういわゆる全体的なことを考えた上で、こういう取組をするようにしたということでもありますので、おっしゃるように特認校のすばらしさというのは先ほどから言いますように、大変地域にも良いし、その子供たちにも良いというのは分かっておりますので、それをいわゆるお金がどうこうではなくて、やはり公正という立場での70%補助はしていくんですよという考え方でありますので、理解していただきたいというふうに思います。

○4番（隈元香穂子さん） 今おっしゃいました公共交通機関がないから、スクールタクシーを使っていると、これで廃止になったらなおさら大変なことになるのですけれども、そのスクールタクシーとしてだけではなくて、利用する価値としてはですね、それぞれの地域の皆様にも活用できるような工夫をしてみる、そのようなことを考えてみてはどうでしょうか。スクールタクシーの廃止を考えるのは、私はまだ先でもいいと思います。その間に、例えば地域コミュニティ協議会の中で、朝は学校に送る、夕方は迎えに行く、その途中で地域の皆様が利用できる何かがあれば、もっとこの公共交通機関に近い活用方法として、使えるのではないかとそういったふうに考えます。四浦小学校、八野小学校が閉校して、田之浦中学校と出水中学校が志布志中学校へ統合されて、人口減少で本当に疲弊に向かっているのは現実です。今やるべきこと、これは特認校で学べる価値、有意義性を行政がもっと啓蒙努力する、そういった必要があるのではないかと思います。これはスクールタクシーも併せてですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） それぞれの学校の特性をしっかりと応援していくことは、これは現在も思いに変わりはありません。一方で、通学の方法等については、スクールタクシーということのを令和7年で終わりにさせていただくということでお伝えしておりますので、その後について、これからの2年間余りの時間がございます。どういった形が考えられるのか、先ほど隈元議員のほうから幾らか提案めいたお話もありましたので、そういうことが可能なのかどうなのか、一緒になって考えてまいりたいと思います。

○4番（隈元香穂子さん） 年々どこも人口の減少は進んでいくと思います。ゆっくりであっても急速であっても、それは減っていくことに変わりはないわけですから、先の見えた数字がだん

だんと出てきて、私たちも心配をしているところです。現在の学校やこの特認校の存在の大切さは、常に再認識をしながら、今おっしゃったように時間もありますので、もうちょっとまた詰めていければと思います。また、文化の継承の観点からも、田之浦地区の春の風物詩であるダゴ祭りが、今回人手不足で開催されなかったと聞いて、本当に残念でした。コロナ禍明け、楽しみにしていらっしゃった市民の皆様にとってもそれは同様です。田之浦地区伝統の神楽も継承していかなければならない文化です。12日の語る会でも、特認校に通う子供たちが「神楽を楽しみにしているんです」というお母さんたちの声もありました。この文化の継承については、どう考えましょうか。

**○市長（下平晴行君）** これは、田之浦地区の神楽の件では、私も毎年見させていただいていますが、特認校全員が参加してその文化を知ると、参加するというところで、大変私も見ていてすばらしいなど、それを継承していくというふうにつながっていくとであれば、よりこのことも含めて取組をしていかなければいけないというふうには感じたところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 文化の継承ということにつきましては、非常に重要なことで、これまでの継承に携わって来られた方々の先輩方の取組には敬意を表したいと思っておりますし、これからもよろしくお願ひしたいというお願ひをしたいところでございます。このことを経験した子供たちが、中学校、高校と成長していく中において、この小学校での文化継承の取組が自分づくりの生き方に非常に大きな影響を与えてきているということも、以前お聞きしたこともございますので、これは教育委員会としてもしっかりとサポートするような体制を整えてまいりたいと思っております。それから毎年のように、この文化の継承に携わった子供たちが、県の教育委員会から表彰等も受けておりますので、またそれが新たな励みになることも重要なことだと思っております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 潤ヶ野地区のふるさと自慢市・文化祭につきましても、200名程度の参加者で始まったものが、特認校から始まった年から500名に増え、去年は700名の参加者で大にぎわいだったとお聞きしました。市長もたしかおいででしたので、参加者の多さ、にぎわいを直に感じられたことと思います。子供たちの元気な発表、保護者の笑顔、地域の皆様の楽しそうな様子、私にはとても魅力的に見えました。市長は、どう感じられましたか。

**○市長（下平晴行君）** 全く同じでありまして、そういう地域の協議会がああいう形で地域課題解決というようなことでも、一生懸命努力をされているという面では、従来の公民館から全然、取組の体制が違ってきたなというふうに感じているところであります。そういう機会をより多くすることで、また地域のにぎわい、活性化が始まるというふうに思っておりますので、この協議会の在り方も含めて、移住・定住も含めて、この地域の活性化を図っていかなければいけないと感じたところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** 森山マルシェに関しても、特認校に通うお母さん方が始められたというふうに聞いております。SNSでの発信も、活発にされているようです。やはり人口減少や高齢化など自然に淘汰されていくものは仕方ないと、そうではなくて、何とかやはり歯止めをかけねばならないと緊急に対策を試みるどころか、学校の存続やそのもの、危機感を持ってしま

政策を取るということ、ただでさえ地域は高齢化が進み、疲弊の一途を辿っているのに、若者の足を遠ざけるようなやり方は、その淘汰を加速させるものにほかならないと理解していただきたいと思います。私は、逆にこの地域の活性化には、もっともっと深く考えていっていただきたいと思います。若い人たちが特認校があるから来てくださっているという事実は、しっかりと理解していらっしゃいますでしょうか。

○教育長（福田裕生君）　しっかりと理解をしております。

○4番（隈元香穂子さん）　これはかねがねお伺いしてみたいと思っていたことですが、潤ヶ野小学校につきましては、まさに市長が居を構えていらっしゃる地元ということです。スクールタクシーの廃止を引き金にして、起き得る未来の姿や受ける影響を市長はどうお考えなのか。また、未来の故郷への思いをお聞かせください。

○市長（下平晴行君）　これは本当にこのいわゆる特認校の始まりが、やはり小学校をつぶさない、なくさないということが始まりでありますので、そういうことでの対応ということは十分理解しているところであります。このことをなくすということではないわけでありまして、やはり地域の活性化、そして移住・定住にどうつながっていくのかということも踏まえて、先ほど教育長から話がありましたとおり、そういうあとまだ期間がありますので、これも十分内部で協議をしながら取組をしまいたいというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん）　スクールタクシーの存続ができれば一番いいのですが、廃止予定の令和8年までには時間がありますので、「特認校について語る会」は、3校それぞれで意見を出し合って、最善を求めて第2回、第3回と開かれる予定です。それに伴い、今後も質問の機会をいただくこととなりますが、行政側も保護者や子供、地域の皆様がこれなら大丈夫と思えるような地域密着型の移動手段にスクールタクシーの機能を併せ持つような代替え案の提示を含め、再考をお願いしたいところです。もっと柔軟かつ多角的に考えていただきたい、最後に市長、お願いいたします。

○市長（下平晴行君）　今おっしゃったとおり、地域の活性化、そして子供たちが本当にその環境で楽しく学べることも含めて、このことは十分理解しているところでありますので、どういう支援策ができるか十分調査・研究してまいります。

○4番（隈元香穂子さん）　それでは、チョイソコしぶしの件にまいります。昨年10月、チョイソコしぶしの本格運行が始まりまして、運行範囲も志布志地域内だけであった枠を越えて、有明地域、松山地域と広い範囲で走行する姿を見かけることが増えてまいりました。運行範囲は広がりましたが、実証実験中の運行台数2台のままで運行しておりますので、何かしらの改善点が見えてきたのではないかと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君）　チョイソコしぶしにつきましては、本年度から地域公共交通活性化協議会が運行主体となっているところであります。令和4年1月に運行区域を市内全域に拡大し、2台体制で運行しているところであります。令和4年度の乗り合い率は平均1.37人で、市民の認知度や利用頻度が向上してきているところであります。九州運輸局の担当者からも、当面の目標

の乗り合い率平均2人以上とするよう助言をいただいているところでありますので、当面は乗り合い率を向上させ、効率的な運行をするための取組が必要というふうに考えているところでございます。将来的に乗り合い率の平均が2人を超えたときに、チョイソコしぶしの運行台数を増やすか否かにつきましては、当事者である交通事業者などで構成する地域公共交通活性化協議会で議論していただき、これらを踏まえた上で総合的に判断する必要があるというふうに考えているところであります。

**○4番（隈元香穂子さん）** 乗り合い率1.37%、これは認知度向上とともに乗れない人が増えてきているという、これからお話をするのですけれども、乗り合い4人から5人ぐらい乗れるというように聞いておりましたが、たった乗り合い2人と。乗り合い人数2人を超えていないのに、こういった予約が取れないということが起きているということは、以前からもう全くその乗り合いのスケジュールの組み方ですとか、時間の配分ですとか、コースの取り方ですとか、課題になっているところはあまり改善されていないのかなと思うところです。そういったことで、利用される市民の皆様から、「思うように予約が取れない」という声が幾つかありまして、これは運行範囲が広がりましたので、ある程度の予測はできました。そのかわり一体どれくらいの方が予約することができずにお困りなのかと、把握するために担当課にお願いをして、令和2年度の実証実験開始時から現在まで予約電話をかけたけど断られた、乗れなかったなどの予約不成立案件を調べていただきました。内訳としては、令和2年度25件、令和3年度133件、令和4年度247件、この予約不成立件数、直近令和4年度で計算しますと電話予約総数が6,933件ですから、数字的に言うと3.5%でそう大きいものではないです。令和4年度全体中の本格運行が10月、11月、12月と3か月間だけですので、私が直接聞いた利用者の方々的心声を数えただけでも、数字以上のものがあるのではないかと感じられました。これは今言われた乗り合い2人まで超えていないのに予約が取れないと、そういうことなんですね。そこで、今おっしゃいました課題や改善点についての今後の取組や方向性というのは出ているのでしょうか。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** お答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、予約の不成立というのも実際、出てきております。やはりその原因というのが、なかなか当日の予約というのがやはり多くてですね、それにおいて自分が希望する時間帯というのをマッチングがうまくいかなかったということと、利用登録されている方の意識としては、普通のタクシー感覚で思っらっしゃる方もいらっしゃるということで、とにかく今回のチョイソコしぶしの活用という周知を丁寧な形で説明をして、この利用というのを前もって計画的な利用ができるようなスタイルを一つ例を挙げながら説明をして、乗り合い率を上げていきたいというふうに考えております。

**○4番（隈元香穂子さん）** 利用当日の予約について取れていないものは86%もあるということです。これは当日予約で成立するものは14%しかないということでは、全く利用できないという人もいるかもしれないわけですね。範囲が広がったのに2台しかいないようでは、もう利用できない、無理となると、せっかく登録をしたのにもはや電話すらかけない、当てにもしないという

人も出てきます。志布志市地域公共交通計画にもあるように、これからさらに事業者停留所が拡充され、移動手段として確保され、充実を図るということです。利用したいという方は増えてくると思います。そこで、台数を増やす検討はされないのでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 台数におきましては、市長の答弁にもありましたように、乗り合い率が1.37というところで、これにおいて2を超えるというようなことになれば、台数のほうはまた考えていきたいというふうに思っております。ただ、車両を1台増やすということでの費用というのが発生をいたします。こちらの試算におきましては、車両費、運行委託、運行管理費と経費があるのですが、総体で1,000万円程度かかるということです。その利用料が200円というところからもこの台数を増やすということについては、そういった乗り合い率の上昇というのをですね、動向を注視して考えていきたいと思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 乗り合い率の上昇を見ていくということですが、これで改善されるかなど、私は思うんですよね。このままだったら今までと同じように早い時期に予約をした人から時間を決めていって、同じように無駄なルートを通ってということは、どこかで改善をしなければならぬと思います。前回も土地勘のあるタクシートの運転手さんが乗られるのですから、「そこは少し工夫ができないか」という質問をしたときに、「A I どおりに行かなければいけない」ということでした。そうすると、この乗り合い率が2人を超えるという日が来るのでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今、市内の5月末時点での停留所というのが724か所、設けております。今後、郵便局等も包括連携協定の関係で、また6郵便局を増やしていきます。やはり利用をされる側が目的とする停留所というのを増やしていけば、そこにはチョイソコしぶしで行くことができるというようなところで、郵便局であれば偶数月の年金支給日には、チョイソコしぶしを利用して郵便局に行くとかですね、そういった利用者側から見た利用の形態というのを確立していけば、乗り合い率というのもおのずと上がっていくというふうに考えております。

○4番（隈元香穂子さん） 乗り合い率を上げる工夫をしないかと、これはずっと乗れません、つながりません、予約取れませんということになりますので、そこはお願いいたします。また、チョイソコしぶしに予約の電話をかけると、これはフリーダイヤルではありませんので、「0570ナビダイヤル」につながりまして、20秒ごとに10円かかる仕組みです。通常平均1分半で話がつくとして、固定電話料金にして40円、携帯電話だと45円だということでした。中には、なかなか伝わらない、伝えられないということで料金が膨らむ方もいらしたようでした。予約が取れなくてもこの金額はかかりますので、そこも御存じない方がいらっしゃるようですので、周知させていただきたいところです。お願いできますでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回の御質問を受けまして、私どももそういった実態があるということが分かりました。ですので、先ほど申し上げましたように、登録をするときに、やはりこういった電話料金が90秒で45円かかるというようなこともお伝えしまして、予約をするときに場所とか時間とか、極力90秒以内で完結できるようなその予約の電話の仕方というのもお示し

していきたいというふうを考えております。

○4番（隈元香穂子さん） そういった手順書などがあると本当に分かりやすいと思います。特にお年寄りとは違う話になったりして、なかなか長引いて家族が電話代を見てびっくりしたということがありましたので、よろしく願いいたします。

それから本格運行を前にした9月議会で、「高齢者運転免許証自主返納支援事業の中に、チョイソコしぶしの利用券も加えていただけないか」という質問をさせていただいたのですが、現在こういった取組になっておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、運転による交通事故の減少を図る目的として運転免許証を自主返納された日において、65歳以上の方を対象にタクシー・給油利用券の交付を行っており、これまで多くの方に支援が図られたところであります。令和4年9月定例会において、議員より支援の内容に「チョイソコしぶしの利用券を加えることはできないのか」という旨の御質問をいただいたところでありますが、この制度は高齢者の交通事故を減少させることを目的に、交通安全に寄与するものと考えております。現在の検討において、チョイソコしぶしの利用券を特典に加えるというふうには考えていないところであります。

○4番（隈元香穂子さん） 担当の話では、「チョイソコしぶしの利用券を支給することに特に問題はない」ということでした。それとは別に「2万円の現金支給に変更する意見がある」ということもちょっとお聞きしたのですが、それについてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本制度の支援内容につきましては、高齢者の方が免許証を自主返納と先ほど言いましたとおりでございます。感謝の意を示しているものと考えております。支援内容につきましては、おっしゃるとおり、利用される方に有用性が図られるように、現金での支援を含め今検討をしているところでございます。

○4番（隈元香穂子さん） そもそもタクシーの利用券とガソリンの給油券で対応していらっしゃるわけですが、これは両者、タクシー会社にもガソリンスタンドにも問題はないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） そこ辺も問題あるというか、しっかり説明をして、対応していかなければいけないというふうを考えております。

○4番（隈元香穂子さん） それでしたら、その2万円の現金支給ということで自由に使えるということであれば、先ほど稲付議員もおっしゃっていましたが、そういった電動カートの補助金としても使われてもいいわけですから、それはそれで特に反対はないと思います。選択肢の一つとして加えていただきたいと思ったときに、これ200回分の利用券になりますから、それこそ台数を増やさないとチョイソコしぶしはちょっと厳しいなというふうに、そういった趣旨で質問をさせていただいたところです。登録者がどんどん増えていきますけれども、月の利用者が400人から600人ということで、ここの変動がなければちょっとなかなかバランスが取れないのではないかとこのように思ったところでした。チョイソコしぶしにつきましては、今後も多くの意見が寄せられると思います。私も要望があれば都度、お願いをしてみたいと思いますが、地域公共交通機関

の一つとして、多くの市民が利用できるサービスであってほしいと考えておりますので、よろしくお願ひします。これでチョイソコしぶしが、自主返納の事業の中には入らないということの御回答で理解をいたしました。

次に、志布志市臨海工業団地整備事業について質問いたします。志布志市ホームページ上では、平成25年度から着手し、これまで1工区、2工区、3工区及び5工区に分譲が完了し、現在施設建設が終わり、操業を開始した企業や施設建設を進める企業があり、まさに企業の立地が進んでおりますと始まるページであります。これが令和4年8月時点で更新が滞っているようでして、現在までの10か月、1年近く更新されておられません。大見出しは「志布志市臨海工業団地の今をお伝えします」となっているようですが、特に住友林業について現在の進捗状況をお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 志布志市臨海工業団地5工区A及び5工区Bについては、令和3年7月に予約分譲公募を開始し、同年12月議会において財産の処分について議決をいただき、住友林業株式会社様と売買契約を締結したところであります。その後、住友林業株式会社様の事業計画の実現及び市との立地協定の締結に向けて、相互に協力していくことを確認し、令和4年2月に立地基本協定を締結したところであります。現在、住友林業株式会社様の社内におかれましては、志布志準備グループを設置し、事業実施に向けて準備を進めているところでございます。

**○4番（隈元香穂子さん）** どうしてこういったことを質問するかと申し上げますと、この工業団地の企業誘致というものは、市民の皆様にとって大変期待される事業でありますから、「進捗状況を知りたい」という声があるわけです。令和4年2月14日に結ばれた立地基本協定書の工場等新設計画の中には、着工予定が今年の12月、操業予定が令和7年3月とあります。ただし書に新型コロナウイルス感染症拡大により計画が後倒しになる可能性も含むとありますので、それはそれで不可抗力だとしても、やはり現在の進捗状況はお知らせしておいてほしいものです。企業誘致には、雇用の問題が生まれますので、これは市民の皆様にも非常に興味のあるところだと思います。協定の中では新規雇用予定者が約65名となっています。住友林業株式会社といえば大手一流企業ですから、Uターン、Iターンを検討される方、転職を望まれる方などにとっては誰よりも早く知っておきたい事柄でありますし、興味深い情報です。この新規雇用予定者の65名、こういったものも変更はありませんでしょうか。

**○港湾商工課長（大迫秀治君）** 今のところ変更はございません。

**○4番（隈元香穂子さん）** 事業内容を見ても、一つは木材加工製品の製造及び製品販売、もう一つは小型バイオマス発電所の建設、発電・電力販売とありますので、技術職、営業職もちろん事務職、そういった募集採用が見込まれております。ホームページ上では、令和7年に操業開始予定とありますので、そのつもりでいらっしゃる方がおいでだとしたら、新しい情報を提供しておかなければ行き違いが生まれることとなります。「実際に大変気にして閲覧しているが、様子が分からない」というお話がありましたので質問させていただきました。いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、おっしゃるとおり、やはり市民の皆さんが雇用が



できるんだという思いもあると思いますので、しっかりとホームページ等で示していく必要があるというふうに思っております。

○4番（隈元香穂子さん） 臨海工業団地内（5工区）住友林業株式会社の現時点での進捗状況を知っておきたいという質問でしたが、情報提供の仕方についてのお願いが加わって、これを機会に市民の気になる出来事に対して、親切な情報提供ができているかどうか、ホームページ上にある更新の滞っている情報の見直しをお願いして、質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、隈元香穂子さんの一般質問を終わります。

ここで、10分程度休憩いたします。

—————○—————  
午後2時27分 休憩

午後2時38分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、13番、西江園明君の一般質問を許可します。

○13番（西江園 明君） 会派、志民の声の西江園でございます。新しく会派を「志民の声」という名称で作りまして、志布志市の「志」という字を使って、「志民の声」にしたところでございます。その市民代弁者として一般質問をしてみたいと思います。

今回は、県内でもトップを誇りますふるさと納税の使途、すなわち活用方法として、先の一般質問でも将来を担う市役所職員にもっと投資すべきではないかと思いました。今回も人に投資すべきという観点から、一般質問をしてみたいと思います。このふるさと納税は、菅前総理大臣の提唱で始まった制度と言われておりまして、私ども地方の自治体にとっては大きな財源となっています。この制度は今後も続くように絶対に死守しなければならない制度と、私は考えております。では、冒頭にお尋ねしますが、市長はこのふるさと納税制度についてどのような見解をお持ちか、この制度の意義を含めお尋ねいたします。併せて、直近分で結構です、年間どのくらいのふるさと納税が我がまちにあったのか。そしてそのうち経費がどのくらいかかっているのか、その差し引いた額が市の裁量で使えるというふうに理解していいか、併せて伺います。

○市長（下平晴行君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度は、地方と大都市の格差是正、人口減少地域における税収減少対応・地方創生を主目的に平成20年度に創設されたところであります。本市におきましては、制度が開始された平成20年度にふるさと志基金を創設し、平成27年度には港湾商工課に専属の職員を配置するなど、事業の強化に取り組んできたところであります。このことにつきましては、本市を応援いただく寄附者の皆様はもとより、返礼品開発に御尽力いただく市内事業者や志布志市観光特産品協会をはじめとする関係団体の皆様に、心より御礼を申し上げたいというふうに思っております。また、事業推進のため邁進する市職員や本市ふるさと納税をPRしていただく市民の皆様の御協力にも感謝を申し上げます。

このふるさと納税制度は、納税者が寄附先に選択できることで、生まれ故郷や応援したい地域の力になることができます。自治体はその寄附を活用して地域の魅力向上や観光資源の整備など、地域振興事業に取り組むことができる、地方にとって非常に有り難い制度であるというふうに認識しております。総務省の発表によりますと、平成20年度の事業開始から現在まで市場は大きく成長しており、令和3年度で約4,447万件、寄附額にして約8,302億円の規模となっているところであります。

この2年間のふるさと納税は幾らかということではありますが、令和3年度が52億9,767万5,000円、令和4年度が62億1,960万100円で、2年間の合計で115億1,727万5,100円ということがございます。それから、ふるさと納税の経費はどの程度かかっているかということもございます。ふるさと納税制度を所管する総務省は、寄附金の募集の適正な実施に係る基準として寄附金の募集に要する費用の合計が、寄附金額の合計額の50%以下という基準を設けております。本市は、総務省の定める基準に従い、令和3年度はおおむね26億円、令和4年度はおおむね31億円ということで、2年間の合計でおおむね57億円となっているところでございます。

○13番（西江園 明君）　すごい財源です。これだけの寄附をいただくには、職員の対応や努力には敬意を表したいと思えます。私は以前も言いましたが、長崎県の平戸市でそれまでは市民税が年間で約10億円だったのですが、若い職員のアイデアで1年間で同額のふるさと納税があったということがニュースで取り上げられていました。その頃はまだ志布志市は本格的にこの制度は導入していませんでしたが、ちょうどこの頃でしたかね、鹿児島市内の友人から「志布志市にふるさと納税をしようと思い、役所に電話したら、インターネットからできませんと言われた」と、「自分のような高齢の人間が簡単にできるはずがないじゃないか、どんな職員教育をしているんだ」と、私が怒られました。また、市役所自体もまだその頃は組織として、環境が整っていなかったのでしょうか。私はすぐに担当のところへ行き、事情を説明したところでした。当時は西保健課長が、まだ企画政策課のときでしたけれども、係長ぐらいのときでしたかね、話をしたところ、当時の西係長は「おわびの連絡をしますので、相手を教えてください」というふうに言われたので、「何とかさんですよ、丸々さんですよ」と話したところでした。しばらくしてから「どうだったか」と尋ねたら、「20万円もしていただきました」と報告を受けたところでした。その頃は返礼品というかそういう具体的な商品はなく、たしかお茶の葉が70gぐらいの時代だったと思います。対応の大事さを痛感した事案でしたけれども、この頃から私も何回か「志布志市もふるさと納税に本格的に取り組むべきではないか」と一般質問をした経緯がありました。それから職員の対応は、今怒られた例もお話ししましたがけれども、心配しなくてもいいですよ、すごく褒められた例もあります。それはですね、当時県内の離島に勤務していたある小学校の校長が、佐賀県と志布志市にふるさと納税をしました。返礼品は両方とも牛肉を希望されたようです。ちょうど時期的なこともあったのでしょうか、志布志市からは「発送が遅れます」とおわびの連絡があり、返礼品が届いたら、遅れたおわびに豚肉がサービスで添えられていたそうです。一方、佐賀県からは、一切何も連絡はなかったそうです。この対応の違いにその校長は感激されて、「志

布志市はすごい、ぜひ行ってみたい」と思われたそうです。そうしたらですね、次の人事異動で志布志市のある小学校に異動になって来たということで、本人はびっくりしたと話をされていました。このように職員の努力の結果が、先ほど市長の答弁があったように数字に表れていると思います。

ちょっとそれでしたけれども、では次に伺いますけれども、志布志市の今の市民税の総額は幾らですか。直近分で結構です。

○港湾商工課長（大迫秀治君） お答えします。

令和3年度と令和4年度の市民税の決算の総額でございますが、26億5,097万646円となっております。令和3年度が13億2,070万4,268円、令和4年度が13億3,026万6,378円となっているところでございます。

○13番（西江園 明君） 分かりました。大体年間13億円ぐらいの市民税ということですよ。令和4年度分だけで比較してみますと、ふるさと納税された額は分かりやすく60億円とした場合、先ほどの答弁で、約半分の30億円が市の裁量で使える財源となります。そして市民税が約13億円ということですので、この30億円ということを市民税だけで人口で比較しますと、30億円というのは志布志市の規模でいきますと、人口でいくと7万人分に相当します。市民税だけでカウントした場合、人口3万人のまちに10万人分の市民税が入ってくるという、そのほかに地方交付税も人口でカウントされますけども、この増えた7万人分には何も投資しなくていいんです。別途返礼品は、計上されていますからですね。人口10万人分の収入で、3万人分の支出を行えばいいんです。こんないい制度、有り難い制度が地方の自治体にありますか。そこで私が言いたいことは、懸念していることですが、ふるさと納税の取組などの良い例は時々ニュースでも取り上げられます。一方、制度について疑問視する報道も時々あります。数年前でしたかね、東京のある区が、ふるさと納税のために年間に図書館を1か所建設する相当額が流出しているというニュースがありました。また、最近では2月でしたけれども、あるテレビ局の夕方のニュースで、都会の自治体の例を挙げ、税収が大幅に減ったと報道をされていました。そしてそのニュースの最後に制度の再考を促す、すなわち見直すべきという形で終わりました。私はすぐにテレビ局のホームページから、抗議のメールをしました。「地方の実態や制度の仕組みを精査してから報道すべき」などと書いたところでした。このように、最近ふるさと納税の在り方に疑問を持つ学者などの意見が取り上げられます。このような行為に対して、断固反対の声を上げるべきだと私は思います。そして一方、国は最近、急激な人口減少対策や子供支援とかを慌てて、具体策はまだ見えていませんが、支援策を打ち出そうとしています。地方はとっくの昔から行っているでしょう、そうでしょう。先ほどの一般質問の答弁にありましたけども、子育て支援だけを見ても妊娠したら健診費用や高校卒業するまでの医療費など、19年間にわたって無料化しているのです。さらに給食費の補助や奨学金の返済免除など、地方自治体は必死で人口減少対策や子育て支援を行ってきているんです。それだけ子育てに投資しているんです。だからこそ、ふるさと納税制度は、今後地方自治体が人口減少対策、住みやすいまちづくりのためには、冒頭に述べましたが、絶対に

この制度は続けなければならないというふうに考えます。多くの若者が、18歳を過ぎると都会に出て行きます。その都会の自治体には、何も投資しなくても税金だけは入ってくる仕組みです。これが現在の仕組みです、おかしいでしょう。投資しなくても入ってくるのが減ったから、制度がおかしいと言っているのです。こんなことを言いながら、東京都の多くの自治体が、我が志布志市でもまだできない給食費の無料化を実施しています。それだけ余裕があるんですよ。そこで市長に伺いますが、県の市長会などで行う国への要望活動に、ふるさと納税制度の永久継続的な文言で、永久継続を要望として加えるように意見をすべきと思いますが、市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 現時点で、ふるさと納税制度の廃止等の動きは特にないところでありますが、ふるさと納税制度の大きな恩恵を受ける本市におきましては、現制度の継続を強く望んでおりますので、今後ふるさと納税制度の地方における恩恵や必要性を何らかの形で国に要望してまいりたいというふうに考えております。また、ふるさと納税は関係人口にも大いに貢献していることから、本市の寄附をきっかけとして御縁をいただいた寄附者の方々へ、本市の特産品や観光情報、移住・定住情報など情報発信を行いながら、さらに志布志市のファンとなっただけのよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また私からは、この制度が廃止になった場合に、ふるさと納税で掲げた関係人口との連携を生かして、本市の特産品の利活用を継続して図ることができないか、職員に指示をしているところでございます。

**○13番（西江園 明君）** 今、極端に動きがあるわけではございませんけれども、そういう理解をしていない学者の意見がまかり通りますので、その辺は十分皆さんも情報収集に努めていただきたいと思います。この制度は、年収500万円から600万円の方をターゲットにしていると言われます。これ以上の収入のある人は、別にふるさと納税に頼らなくても、自分で欲しいものは買えるわけですから、全国ベースで5,000億円から6,000億円が全体額というふうに言われていましたが、先ほど市長から8,000億円という、コロナ禍ですら、巣ごもり生活が続き、高収入の方たちも大きな額のふるさと納税をすることにより、全体額が大幅に増えたと言われています。このように、ふるさと納税をしてくれる人には上限がありますから、これを各地方の自治体間で奪い合いになるわけです。地方自治体のアイデアなど、職員の皆さんのやる気が、今後の志布志市のこれからの財源確保にかかっていると言っても過言ではないと思いますので、期待をいたします。でも一方、職員の皆さんも自分たちもこれだけ頑張っているのだから、このお金、財源が有効に使われることを期待していると思います。そこで私が言いたいのは、このふるさと納税をもっと市民に見える形として使うべきではないかと思います。市長は、あちこちの挨拶の中でふるさと納税のこの話をされますが、「数字は分かるが、姿がいまいち見えない」というのが市民の声です。私たち議員は分かりますよ、大きな事業の裏財源となっていることで、市の負担が大幅に減っており、市の大きな財源になっています。このように裏財源というか、市の負担分に充当していることは、なかなか市民には理解できることではありません。そこで、もっと市民に見え、

実感できる一つ的手段として、国が最近言っております子育て支援の一つとして、今、志布志市で一部行っている学校給食費の完全無料化をふるさと納税を財源としてすべきと考えます。この学校給食の無料化については、先ほども出ましたけれども、国も子育て支援の一つとして上がっていますから、御存じのとおり国は財源問題で具体化はしていません。だから、今から志布志市が取り組んでも数年間の負担で済むかもしれません。こんな数年間で済むのだったら、こんな楽な政策はないと思います。たしか市長の公約の一つだったと思うんですよね。即、目に見える志布志市の子育て支援策として取り組むべきだと思います。先の議会で、給食センターの民営化が提案されました。議員間でもかんかんがくがくありました。通常民営化という場合、役所が行うより安くなるというのが民営化の理由ですが、志布志市の場合は違いました。民営化することで、年間3,000万円も費用が多くかかる提案でした。「3,000万円もあれば、中学校の給食費は無償にできるじゃないか」という、ある議員の意見もありました。多くの議員が人口減少対策の一つとして、子育て支援について同じような意見を持っています。私も今日は一般質問は4番目ですけど、前の3人の議員も全て子育て支援というのが、一般質問の中身でした。私もちょうど一般質問に向け、いろいろ調べていたら5月の連休中の新聞に出ていました。今言いました子育て支援については、福祉課所管で児童手当とかいろいろ手当という形で既にあります。だから、現金で支給すべきと言っているわけではありませんよ、現金の支給が、本当に子育て支援になるかは疑問を持つという保護者の方も結構いました。「給食費の無償化が一番身近で、目に見える政策だと思う」と意見されました。「給食費の未納問題などの話題も出なくなるから、保護者間も余計な気を使わないで済む」と言われました。そこで、教育委員会にお尋ねしますが、給食費の未納がどのくらいあるのか、直近の数字をお示してください。半額補助になったことでどのくらい変わったのか、数字をお尋ねします。併せて、給食費を無償にした場合、あとどのくらいの費用が発生するのかお伺いします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

まず給食費の未納についてでございます。令和3年度から半額助成を行っているところですが、令和3年度につきましては未納額はございませんでした。令和4年度につきましては、今年6月13日時点で1万3,800円の未納額となっております。この額につきましても、1学期中には納めていただけるようなことで調整が進んでいると報告を受けております。

次に、給食費を完全無償化した場合の費用負担額についてでございます。現在、市内小・中学校の児童・生徒数は小学校全体で1,659人、中学校全体で832人、合計で2,491人おります。月額給食費は、小学校で4,200円、中学校で4,900円となっております。給食費を完全無償化した場合の費用負担につきましては、年間で小学校が7,665万円ほど、中学校で4,485万円ほどで、合計で1億2,150万円程度と見込んでおります。今年度は学校給食費補助事業として6,439万円、就学援助費として1,412万円、合わせて7,851万円ほどの予算を計上しておりますので、差し引きまして4,299万円ほどの予算が必要になると見込んでおります。

○13番（西江園 明君） 未納額は、ちょっと半額補助になる以前の分もお聞きしたかったので

すが結構です。今はなくなったというふうに、さすがに半額補助をすると給食費の未納はなくなったということですね、理解をいたしました。

私、ちょっと保護者と話した中で、「最近、学校給食が『激まず』と子供が言う」、「激まず」って分かりますよね、劇的にまずいということです。ここは中学生だから、小学生のいる友だちに尋ねたら「うちの子も言うよ、まずいって言っているよ」だったらしいです。保護者いわく、「給食費が半額補助になったから市からの半額分が減ったのかなと思う」そして、「給食のメニューを見たら質素な組み合わせだったから、やっぱりそうなのかな」というふうに話をされましたから、「いや、そんなことはないでしょう」と私は答えたところでした。これは通告した後の出来事ですから答弁は結構ですけれども、職員の中にも子供が多くいると思いますので、ぜひまた家に帰ったら確認をしてみてください。これは答弁できますか。

**○教育長（福田裕生君）** 答弁させていただきます。

給食の味などの件について、今厳しい御指摘があるという情報をお伺いしましたが、一方で、全く逆の情報等も私どものほうにはあります。食材費用が値上がりしたからだとか、市のほうから補助をしているから献立をこれまでと変えたかということ、そういうことは全くございませんで、基本となる栄養価というのは、これは国が決めた基準がありますので、それに見合う栄養価を必ず満たさないといけないわけがございます。調理方法につきましても、これまで働いていただいている調理員の方々が、日々一生懸命作っております。味のチェックは栄養教諭がこれもやっております。大きく変化ないように、これは一生懸命やっているところでございまして、一方でいい評価もいただいております。一方、パンにつきましても、私どもはパン業者と何度もやり取りをしながら、塩分量であるとかいろんな基準がございますので、そこあたりが変わったとしても、焼き具合、味、そこに劣化が生じないように重ねてお願いもこれまででもしてまいりましたし、私自身も直接業者と話し合いをして、お願いしているところでございますので、幾らかの方々かうわさ話の中でされているそのことは果たしてどうなのかなと、ちょっと残念な思いになりました。今も一生懸命作っておりますので、一度御試食などされてみていただきたいと思います。

**○13番（西江園 明君）** 通告していなかったのですが、教育長が自信を持って答弁いただきましたので、確かに教育長が言ったように、私もおいしいという評判を聞いたのは初めてですね、だからちょっと給食問題についてはいろいろあったものですから、そういうのがというふうにも思ったところですが、今自信を持って答弁がありましたので、期待を申し上げます。そして先ほど給食費のことも答弁いただきましたけれども、あと4,300万円ぐらい追加すれば完全無償化できるというふうにありましたけれども、先ほどもさんざん出ています「住みたいまち、住んでみたいまち」と思わせる本市とすれば、それほど負担になるような額ではないと思います。先ほど言いましたように、人口3万人弱の自治体に人口10万人ぐらいの税収があるんです。私たちの住む志布志市は、恵まれていると思います。長年の夢だった高速道路は目に見える形になり、今後さらに志布志市は変化すると思われまます。と、志布志市の人口が増えるとは限りません。道路網が整備されましたから、仕事場は志布志市で、住居は子育て支援などの環境が整っている

ところに住居を構えることになりかねません。通勤が、格段に便利になりました。別に仕事場のある志布志市に住む必要はないのです。現に、今でも隣町に住んで車で通勤している人も多いでしょう。人は市民に優しく、有利な政策を取っているまちに住むのです。残念ながら自治体間の競争です。ですから、目に見える政策として、まず給食費の無料化に取り組む考えはないか、先ほども隈元議員からもありましたけど、再度市長の見解を伺います。

**○市長（下平晴行君）** ふるさと納税については、毎年全国の方々から本市を応援していただき、心より感謝をしているところであります。寄附額の活用については、本市の市報、ホームページ、ポータルサイト、SNS等を通じて随時情報発信をしているところであります。学校給食費の無料化につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減を図る観点から、令和3年度より学校給食費の半額助成を実施しており、令和5年度については半額助成するとともに、給食費改定に伴う保護者負担増加分についても支援を行っているところでございます。先ほどありましたとおり、公約に入れておりましたが、これまでは長引くコロナ禍に伴う物価高騰の影響から、その実情を踏まえた生活支援を重点的に実施してきたところであります。学校給食費の完全無料化については、子育て支援策の重要な取組と捉え、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

**○13番（西江園 明君）** 前向きという答弁だけで、先ほどの答弁の中に「断片的な対策では解決は見込めない」というような新聞の報道の中を引用して答弁をされましたけど、断片的な対策では解決はできない。ならば、何か解決策はありますか、抜本的な解決策はありますか。こういう日本の端っこにある地方では、人口減少、少子化が進んでいる中では、抜本的な解決策は私は厳しいと思うんですよ、何をしたらとって解決するのは。でも、人口の減少率を食い止めることは各自治体間の競争でできると思います。ただいまの市長の答弁がどこまでなのか、担当課が準備したのを読んだのか、市長の意気込みをお聞きしたかったのですが、今後検討ということで御期待をしたいと思います。本当は、こういうふるさと納税を当てにして子育て支援をすべきとは言いたくないんですよ。今、地方の自治体に取り組む課題は何かを考えたとき、子育て支援ですよ。どこの自治体も財源には苦労しながらも、喫緊の課題として取り組んでいるんです。

「財源のある志布志市が、できないはずがありません」ということを言いたいのです。どうしてこのような大きな課題が、職員から提案されないのか不思議でなりません。急激な人口減少、さらに子供の数の減少、ついに我がまちでも今年の1年生は全校が1クラスでした。さらに驚いたのが市報の4月号です。後ろのほうに「うぶごえ」という欄がありますね、新生児の紹介があります。1人です、たったという言葉が適正な表現かはちょっと分かりませんが、たった1人です。同じページで「おくやみ」は35人です。これが現実なんですよ。このような急激な人口減少の中、将来消滅しない自治体、まちになるためには、この人口減少をいかに少なく食い止めるかが、我々地方自治体に課せられている大きな課題であると思います。高齢化が進む中、人口の自然減は避けて通れません。10年ぐらい前でしたかね、将来消滅する自治体がある学者が発表して大騒動になりました。幸いに我がまちは、消滅の可能性のある自治体の中には入っていませんでした。その理由はからくもクリアした数字があったのです。それが生産年齢人口、すなわち

赤ちゃんを出産する年代層の女性が、僅かにほかのところより多かったんです。これからも分かるように、まちがなくなるか存続するかは、若い世代の方がどれだけ我がまちに住んでくれるかで決まるんです。だから、この減少率を少しでも小さく、少なくする対策の第一歩は、今までも述べてきましたように子育ての環境だと思います。市長がいつも述べられます「住みやすいまちづくり」の入口です。

そこで、次に子育ての環境について伺います。子供を育てやすい環境をつくるのは、行政の大きな仕事です。今も言いましたように、喫緊の課題だと思います。子育ての環境づくりは行政だけではなく、民間の活力も大事です。官民一体となって取り組まなければならないと思います。その一つが、赤ちゃんから小学校に入学するまでの5年間、6年間を生活する保育園や認定こども園の存在、活躍がなければ子育てはできません。その子供を預かってくれる施設、保育園などのこのような施設も急激な子供の数の減少により、経営・運営への影響が懸念されます。その経営を左右する大きな要素の一つが、その施設の利用定員の在り方です。そこで伺いますが、園児数などが減った場合、この定員の見直しは現在どのような基準で行っているのか伺います。

○市長（下平晴行君） 利用定員につきましては、令和5年3月29日に保育事業者等連絡協議会において、保育園等の利用定員に変更について協議を行い、変更基準を定めたところであります。変更前は、2年間連続で平均入所者数を下回った場合で3年目を下回ると想定された場合に、定員の変更を行っていたところであります。変更後につきましては、現年度9月までの平均入所者数が利用定員を下回っており、翌年も利用定員を下回ると予想される場合は、定員の変更を行うように定めたところであります。本市における児童の減少に伴い、保育所等の利用定員の変更についても柔軟に対応していくことで、保育事業者が安心して保育所等の運営ができ、充実した保育ができると考えているところであります。

○13番（西江園 明君） 今、答弁をお聞きしますと一歩前進かなと思いましたが、昨年度で言えば昨年度ですけど、ぎりぎりの3月29日でしたかね、一歩前進かなと思いましたが。今年度から見直しているというふうに聞こえたところです。今市長からありました、昨年度までは過去2年間定員割れが続いたら3年目に法人が届けをして、やっと協議の机上に乗り、そして協議がうまくいったらやっと4年目で定員の見直しが認められる形だったと思いますが、福祉課長で結構ですけども、今まではそういう4年目でやっと見直しできる形だったけれども、先ほど答弁がありました、今年からは1年間の様子を見てというふうに変ったと理解していいですか、確認のため伺います。

○福祉課長（若松利広君） 先ほど市長が申し上げましたとおり、9月の時点で、利用定員を下回っているか上回っているかで判断しているというところでございます。

○13番（西江園 明君） ですから、そういう3年間にわたって極端に言えば定員割れ、赤字経営を行って初めて見込みが立つのが今までの市の姿勢でした。この定員で法人に支払われる措置費、給付費は決まるわけですからね。この定員というのは経営にとっては死活問題なんです。先ほど市長が「これからは柔軟な姿勢」という表現がありましたので、この時代遅れや上目線の考



え方がやっと今年から9月まで定員割れが続き、次の年も定員割れが続くと見込まれる場合で、かつ定員の変更を希望する場合に福祉課に届けをして、同じ9月末までに提出すると変更をしたということですよ。これだと順調にいけば翌年には定員の見直しができるというふうに理解をいたしました。その定員の見直しの考え方が、この急激な人口形態が変化する最近、この時代に合っているのか、ちょっと疑問を持ちますので伺いますけれども、私ども議員も質問する以上はある程度裏付けというか、あちこち調査をして質問のこの場に立ちますけれども、だから、いろいろ聞いて志布志市ももっと柔軟に対応すべきではないかという観点から質問をしてみます。県内の幾つかの市役所に問い合わせをし、利用定員の考え方をお聞きしたところでした。志布志市と同様に直近数年の動きを見て、決めているところも確かにありました。1か所でしたけど。でも最近では、柔軟に対応しているという自治体が、多かったと感じました。鹿屋市もここ1年間の状況を見て、1年の中で随時法人と相談して決めている。直近何年という決まりはないということでした。そして、今回あちこちに問い合わせをして感じたことは、ほとんどの市役所が子ども課とか子ども云々、未来課、支援課とかいうように独立した課、すなわち単独課を新たに設置して対応していました。その中でいろいろ聞いた中で、私は「ぴったり時代に合っているな」と感じたのが、日置市でした。ここは我がまちと一緒に、以前は志布志市と同様に福祉課の中で担当していたが、子育て支援は喫緊の課題と位置づけ、「こども未来課」という名称で独立させ、定員の見直しを政策課題として取り組んでいるとのことでした。私が言いたいのは、ここなんです。もっと柔軟に対応すべきではないかということでしたけれども、今年から一部変えたということでしたけれども、日置市は「今年だけで3園の定員を見直した」と、自信を持って答えてくれました。さらに、日置市の場合、「過疎地域から児童が通う園をなくしてはならないという使命を持って取り組んでいる」とのことでした。私も我がまちのある過疎地域にあります法人に聞いてみました。法人いわく「ここ5、6年は、ほとんど定員を割っていたが、途中1年間だけ定員をオーバーする年があったので、2年連続以上で定員割れという縛りがあるので、市役所とは協議できなかった。今後の5年間の園児数の推移を見ると5割近くも減少する見込みなので、経営自体の見直しも考えなければならないという時期に来ている」という法人もありました。法人側、園側から相談しないと検討しない、机上にも乗らないのが今までの市役所の姿勢です。もっと相手の立場に立って、柔軟に対応すべきだと思います。市ができないから委託している施設なんです。もっと園児数なんかはデータでちゃんとあるのだから、役所側から手を差し伸べるぐらいの姿勢はできると思います。小さな法人にとっては、喜ばれると思います。そこで私はこの定員のことについては、いろいろ前から法人から相談を受けていたのですけれども、話は聞いていたのですけれども、今回一般質問をするにあたり、幾つかの法人の方と面談をいたしました。本年度から見直されるという先ほど市長の答弁がありましたが、3月29日ということに、これはどういう形で説明したのですか。まずそこを、いつ、もう一回詳しくどういう形で説明したかをお伺いします。

○福祉課長（若松利広君） お答えします。

令和5年3月29日に開催しました志布志市保育事業者等連絡協議会、主に保育園の園長先生が集まる会でございますが、そちらにおきまして、この利用定員の見直しについて説明を行ったところでございます。

○13番（西江園 明君） 分かりました。では、次に伺いますけど、私も先ほども言いましたが、いろいろ園長なんかとも話をしたのですが、理解している人はいなくて、最後直前になって先ほど市長が答弁があった資料を見せてもらいました。令和5年度以降の市の考え方ということですね。これについては、今年度からこのように見直すというふうに、先ほど答弁がありました。そしてただ、これ気になるのが、先ほど市長の答弁にはありませんでしたけど、ただし書があるんですよ。「ただし、利用定員の減少を行った場合は、翌年の受け入れに関しては原則変更した利用定員を超えて受け入れはできない」とあります。今までは、定員オーバーというのは認めていましたよね。今度は、定員オーバーは認めないという表現です。保育園などの施設の場合、学校と違って隣近所の付き合いとか兄弟とか、いろんな理由から施設、園を選択します。だから、年度途中での転園を含め、入園は結構人の動きはあります。園側、施設側の経営努力もありますから、このような流動的な要素があるのに、「できないという表現の根拠は何ですか」ということを、私は聞きたいのです。ただこれが役所言葉で、原則とありますが言葉どおりには受け取らなくても、原則ですからというふうに解釈していいのか、その辺はどうですか、伺います。

○福祉課長（若松利広君） 利用定員の変更の基準でございますけれども、利用定員を設定するにあたり、施設運営者と協議の上、利用定員の設定を行っているところでございます。設定するときに、翌年度継続して施設を利用する子供の定員の確保と、その兄弟等の入園も考慮して設定を行っているところでございます。利用定員が少なくなることで、一人当たりの給付単価が上がる仕組みになっているため、仮に同じ人数の児童を預かっている場合でも、利用定員の設定の違いにより給付費に差が生じるため、給付費適正支給の観点から適切に設定を行う必要があるというところで考えているところでございます。

○13番（西江園 明君） ということは、ここに原則という言葉がありますけども、絶対できないというふうに理解していいのですか。

○福祉課長（若松利広君） 利用定員につきましては、年度中における保育に対する需要の増大、例えば災害や虐待、その他やむを得ない事情がない以上、原則、利用定員は守っていただきたいというところで考えております。

○13番（西江園 明君） 園側の努力、法人の努力というのもあるわけですから、今まではそうやって認めていて、極端に言えば定員オーバーした分がその施設、園側の努力の結果だったわけですね。それを認めないということになると、果たしてそういう考え方が、それは今後の結果で出てくるでしょう。ただ、その下に留意点ということがありますけども、何々をすること、置くこと、行うこと、小学生に書いてあるみたいにですね、ものすごく上目線の表現ですね。委託している施設であるということを忘れないで取り組んでいただきたいと思います。誤解を招か

ないような表現をお願いします。また、先ほども言いましたように、園側もこのことについて、幾つか話した段階では、私は決して理解しているとは思いませんでした。もうちょっと再度ですね、説明をお願いいたします。今回は時間の関係から一般質問はできませんでしたが、以前、介護サービスの件で、「どこを向いて仕事をしているんだ」という質問をしたことがありました。「志布志ルール」と言って、大隅半島ではほかの自治体から考えられない時代遅れのサービスが、いまだに行われているようです。「志布志モデル」だったら見本になるでしょうが、誰が付けたか分からないが、「志布志ルール」という言葉がまかり通っております。市民が喜ばないサービスが、まかり通っているんです。この保育園などの定員の考え方が、子育て支援の時代遅れにならないことを祈ります。さっきも言いましたように、道路網が一気に整備され、人の移動が格段に便利になりました。自治体間のドーナツ化現象です。だからこそ今市役所が行う政策で、人の動きが決まるのです。大崎町に住むか、鹿屋市に住むか決めるのは、そのまちの魅力度です。「住んでみたいまち」とよく言われますが、これはスローガンです。すなわち雑誌で言えば表紙です。中身が魅力がないと、本は買いません。どんなことが「住んでみたいまち」とその方に思わせるかは、その具体策です。はっきり目に見える具体策を期待します。

では、次に移ります。今も述べましたように、定員は園の経営を左右する数字です。安心して経営ができる環境にある柔軟な姿勢を期待します。次に関連して、現在国の政策により、保育士の給与の一部として補助制度があります。国の制度ですからいつまで続くか不明ですが、その後、国が2分の1、県と市が4分の1の負担で給付費として措置されているようですから、このことは制度化されているというふうに理解します。では、この制度化されたことによって、このことは永久的な制度、措置ですよということを法人側は理解していますか。役所側は、説明していますか。永久的な制度ではないのですか。その辺のところ、この制度についてはどういう制度というふうに理解しているのか、そして施設側にどういう説明をしているのか伺います。

**○市長（下平晴行君）** 令和4年2月から令和4年9月まで行われた保育士等処遇改善臨時特例事業では、保育士一人当たり月額9,000円程度の処遇改善に対する補助事業でございましたが、令和4年10月以降におきましては、保育所等に毎月運営費として支給している保育給付費の基準額の中に、新たな加算として追加されたところであります。新たな加算につきましては、昨年度行われた保育士等処遇改善臨時特例事業と同様の算定となっておりますので、国の制度改正により見直しが行われないう限り、今後も継続されるものと考えております。

**○13番（西江園 明君）** 安心しました。法人のほうにも、一時的な措置ではないですよということの説明をお願いいたします。地方のこういう施設にとっては、保育士の確保は大きな課題です。ハローワークに保育士募集を掲載すると、すぐに複数のあっせん業者から電話があるそうです。1人紹介するごとに40万円の手数料がかかるそうですから、素性が分からないから採用の話にはならないですけども、そういう保育士の確保があっせんで成り立つ仕事もあるのかなと、私もびっくりしたところなんです。そういうふうに保育士確保のためには、都会の区役所などは住居、すなわち地方からの保育士確保のためにマンションまで準備して募集しています。都会の自治体

は、こんなに余裕があるんです。少しのふるさと納税での歳入減なんて、気にしなくていいんですよ。子育て支援の環境づくりの一つに、保育士の確保は最低条件です。先週の新聞に出ていましたね、ついに鹿児島市でさえ、保育士の給与に一人当たり2万円を市独自で補助するとありました。鹿児島市がこれを打ち出せば、地方は今以上に保育士の確保は厳しくなります。今、市長の答弁にありましたが、国の支援があるからと甘えることなく、市独自でさらに支援しますと言うぐらいの市役所の支援の姿勢が、法人や園にとっては大きな励みになります。ですから、今後の保育士の募集の大きな力になると思いますが、この保育士確保について市長の見解を伺います。

**○市長（下平晴行君）** 本市においては、待機児童はいないところでありますが、保育士不足につきましては、本市も同じ状況と感じております。保育士については、昨年度から処遇改善事業を行っているところであります。現段階では、市独自で補助を行うことについては、今のところ考えてはいないところでございます。

**○13番（西江園 明君）** 今のところ市独自では考えていないけど、でも先ほども言いました鹿児島市でさえ行っているのですから、そういう現場の声をよく聞いて、今後の市長の政策に期待をいたします。では、併せてお聞きしますが、現在保育園などは副食費といって保護者から徴収していますが、学校給食と違って園でメニューを決め、材料を準備し、それを調理して提供しています。すなわち、園で全て行っています。しかし、御存じのとおり、最近の急激な物価上昇により、特に食料品、光熱費がまともに影響を受けるんです。節約しようにもできない部分の値上がりです。これが園側の大きな負担になっています。保護者から徴収している関係から、簡単に値上げはできません。しかし、経営を圧迫しかねない物価の値上がりです。このような状況に手を差し伸べるのも、子育て支援の一つと考えます。人口の倍以上の収入があるまちです。今回一般質問するために、事務局に通告書を提出した後に、議案が配布されました。そうしたら、今回のこの6月補正予算で、新型コロナウイルス感染症関係の国の補助金により1割相当分の支援策が計上されていたようです。これは、今年だけの制度ですよ。今後も、物価が下がることは期待できません。だからこそふるさと納税を財源として、今後も市独自で取り組む考えはないですか。今年は補助がありますよ、来年以降です。勘違いしないでください。副食費を学校給食費と同様に無償化すべきと言っているのではないですよ。無償化すると保護者の負担は減りますが、園側の負担が変わりません、大きいままですから。値上げができないから、今年はあるけれども、国の支援がなくなっても市独自の政策として、園側に支援を続けるべきではないかという意見です。どうですか。

**○市長（下平晴行君）** 給食費支援事業につきましては、物価高騰により経済的負担の軽減をすするために行う事業で、先ほどありましたように、今年度においては地方創生臨時交付金を活用し、実施を行う予定でございます。来年度以降につきましては、経済状況や国の動向を注視し、事業実施の判断を行うこととしていただいております。

**○13番（西江園 明君）** 担当課が準備した答弁ではなくて、市長、志布志市にはお金があるんです。ほかの自治体はお金がなくても、実施できているんですけど、志布志市は30億円も余計に

入ってくるんですよ。年間に1,000万円ぐらいのもんですよ。今後検討するという事で、検討した結果、できませんとにならないように期待をいたします。そしてさらに、国は現在の一人の保育士で世話できる園児の数を減らそうとする方向性が見えます。せっかく待機児童が減っているのに、さらに保育士を増やせという方針です。今でさえ、保育士確保に苦勞しているのに、全く現場を理解していない政策を打ち出しています。地方はますます保育士の募集に苦勞します。だからこそ、今子育て支援を前面に出して、志布志市の市政をPRすべきと思います。ふるさと納税を担当している職員も、自分たちの頑張りが将来の志布志市の発展の一翼を担っているんだという励みにも誇りにもなると思います。

では最後、次に移ります。志布志港と西之表港を結ぶ種子島航路について、伺います。この航路は相当昔から航路新設の活動というか動きがありましたが、採算ベースなどが課題で棚上げの状態だと思いますが、まず現状を伺います。

**○市長（下平晴行君）** 志布志港と種子島を結ぶ航路の開設にあたっては、過去にも質問を受けたところでございます。当時は商工会が中心となった南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会による高速船の臨時運航等の実施について、事業所や関係機関との協議を進めているところでしたが、事業採算性などの問題から実現には至らなかったところであります。また、平成30年度に民間事業者から種子・屋久航路を開設したい旨の相談があったところであります。岸壁利用に関する関係者調整が難航し、航路開設を断念された経緯がございました。航路開設にあたりましては、先ほど述べました南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会がございしますが、現在は活動休止中となっている状況であります。また、本市に航路開設の相談はございませんが、航路開設に係る提案があった際には、関係機関との調整・協議や航路事業許可申請等の相談・サポートを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

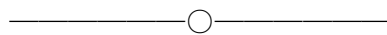
**○13番（西江園 明君）** 御存じのとおり、今種子島は米軍航空機の訓練基地として馬毛島の開発が始まり、国策事業として急速に開発が進められております。数年後は一大観光地になると言われています。本土と種子島を結ぶ最短の港が志布志港です。工事用資材の貨物船は現在も利用されていますが、今後、大きな自衛隊基地も建設され、人・物資の交流も格段に増えると考えます。まさに今、志布志港と種子島を結ぶ航路新設を進める時期だと思います。私は、先ほど一大観光地と言いましたが、隣の宮崎県の新田原基地では、毎年米軍も参加して、航空ショーが開催されます。私も何回か見物に行きましたが、すごい人です。遠く離れたところに車を止め、シャトルバスでの送迎ですが、一大イベントです。さらに、山口県の岩国基地で行われる航空ショーの見物だけの鹿児島発のツアーもあるぐらいです。もし、種子島の基地が運用開始されると、当然このようなショーは期待できます。さらに種子島はロケット発射場もあり、多くの観光客が訪れます。しかし、ホテルがここは少ないんです。種子島航路があれば志布志市に宿泊し、日帰りで観光ができます。イベントのときだけではなく、日常だけでも関係者、物資、それに加え観光客など大いに期待できる航路だと思います。志布志市のPRになると思います。一大事業として取り組む考えはないか伺います。

○市長（下平晴行君） 本航路が開設されれば、本市としましても観光客の誘客によるフェリーさんふらわあの利用促進、商工業及び旅館業の活性化、特産品等の販路拡大など、本市への経済効果は大きなものになるというふうに考えております。しかしながら、既に鹿児島港と種子・屋久航路が運航されており、航路の開設及び存続には、これを踏まえた需要や採算性の確保や行政による支援及び利用岸壁の確保が必要となることから、事業者及び関係機関との緊密な調整協議により、課題を一つ一つ解決していく必要があるのではないかというふうに考えているところであります。

○13番（西江園 明君） そうですね。航路新設となると、国、県、船会社などが相手ですから、相当な時間がかかります。早めに手を打つべきと考えます。

今回は、ふるさと納税をもっと見える形での使い道として、子育て支援に使うべきではないかという観点で質問してまいりました。本当は、先ほどもちょっと出ましたけど、隣町で始まった3歳未満、0歳から2歳ですね、保育料の免除についての質問もしたかったのですが、今回は子供を預かる施設、園の切実な問題についてだけを質問いたしました。今回一般質問するにあたり、多くのほかの自治体、役所と話をしましたが、どこの役所も「子育て支援は喫緊の課題である」と言われました。隣の大崎町でも「今はふるさと納税の基金があるから活用するが、これを当てにしているわけではない。子育て支援は喫緊の課題として取り組んでいる」という話をされました。志布志市は、日本の端っこにある小さな自治体です。生き残るためには何をすべきか、そのためには先ほども言いました、いい制度があるんです。こういう財源確保ができます。この制度の存続が、まちの存続の一つと言っても過言ではないと思います。若い人が住みやすいまちづくりを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時52分 延会

## 令和5年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和5年6月20日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

永 田 梓

八 代 誠

南 利 尋

市ヶ谷 孝

東 宏 二

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局次長 宮 田 健 二	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正
危機管理監 萩 原 政 彦	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄



午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○17番（小野広嗣君） それでは皆様、こんにちは。小野広嗣でございます。早速、質問通告書に従い、順次質問を行ってまいります。

初めに、自治会組織の在り方について質問をいたします。自治会は地域に住む人々が互いに支え合う自主的な組織として、ごみや資源回収など、生活環境の整備や福祉の向上、防犯、防災などの重要な役割を担っておりますが、高齢化や未加入世帯の増加などにより、その維持に困難を来している自治会も増えてきております。近年ライフスタイルや価値観が多様化し、人と人とのつながりが多様化しておりますが、地域を基盤とした人と人とのつながりは、より良い地域づくりの大きな柱であります。

そこで、本市の自治会の現状認識と課題解消に向けた取組について伺いたいと思います。

次に、本市の災害時の業務継続性確保のための施策について質問をいたします。

近年、気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の生命を守るための対策強化が急務であり、万一、災害が発生したときに、市の庁舎は災害対策本部を設置し、住民避難に係るサポートや被害状況の的確な把握などの要となり、業務継続性の確保は極めて重要となります。

そこで、本市の業務継続性の確保への取組状況について伺いたいと思います。

次に、熱中症対策の推進について質問をいたします。気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発しており、自然災害による死亡者数をはるかに上回っております。今後地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、熱中症による被害がさらに拡大するおそれがございます。

そこで、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要ではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

また、学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変に重要であります。学校における熱中症対策については、以前も質問をしておりますが、改めて本市の取組の現状について伺いたいと思います。

次に、不登校児童生徒への支援について質問をいたします。

文部科学省は、小・中・高等学校の不登校の児童・生徒数が急増し、約30万人となる中、本年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していこうと「COCOROプラン」を発表いたしました。不登校の児童・生徒は、一人ひとりの状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うために、多様な学びの場の確保や指導體制を整備することが必要であります。

そこで、本市の不登校児童生徒支援の取組の現状について伺いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 小野議員の御質問にお答えします。

初めに、自治会組織の在り方につきましてお答えいたします。

基礎的なコミュニティである自治会が、そこに住まれている方々の親睦や防犯、防災、景観の維持といった大変重要な役割を担っていただいていることは、十分認識しているところであります。また、少子高齢化や人口減少による役員の担い手不足、活動の参加者の減少、自治会未加入世帯の増加により、活発に行われていた地域活動や自治会運営など困難になりつつあります。このことから、地域コミュニティ協議会の設立により、まずは地域活動に参加しやすい体制を構築し、参加をきっかけに自治会などの地域との接点を増やし、自治会加入につながるよう地域と連携し、推進してまいります。

続きまして、災害時の業務継続性確保のための施策につきましてお答えします。

先日も台風第2号の接近により、東海地域を中心に線状降水帯が発生し、甚大な被害が発生するなど、特にここ数年、日本各地で自然災害が発生し、貴い命や財産が失われるなど、大規模化、激甚化していると感じております。本市においても、特に大規模な災害が発生した場合に、通常業務を最低限必要なものだけに絞り込み、限られた業務資源の中、災害対策が必要な業務に確実に着手できるよう平常時から戦略的に準備しておくため、職員研修の参加や各課・局における非常時優先業務の抽出などを行い、平成31年度に志布志市業務継続計画を策定しております。

続きまして、熱中症対策の推進につきましてお答えいたします。

地球温暖化による気候変動の影響により、近年の熱中症の発生リスクは増大しており、熱中症に対する適切な予防と対策が求められております。本市の熱中症対策につきましては、世帯へのチラシ配布や行政告知放送、市の公式ホームページやLINE等を通じて注意喚起を促すなど、啓発に取り組んでいるところであります。また、令和5年3月に、志布志市地球温暖化対策実行計画の策定に合わせて、地域気候変動適応計画を策定しましたので、環境省の熱中症環境保健マニュアルを活用した様々な状況下における熱中症対策につきまして、市民の皆様に対しましてより一層の情報提供を図りながら、熱中症予防に向けた普及・啓発に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

なお、学校における子供の熱中症を防ぐための対策及び不登校児童生徒への支援につきましては、教育長がお答えいたします。

**○教育長（福田裕生君）** それでは先に、熱中症対策の推進についてお答えいたします。

子供の熱中症を防ぐために、主に三つの視点から取り組んでおります。一つ目は、熱中症を予防するための環境の整備です。学校の空調設備の整備を進めるとともに、活動前後や活動中の健

康観察と併せて、必要に応じた水分や塩分等が補給できる環境を整えております。二つ目は、各種活動実施に関する適切な判断でございます。現在、熱中症の危険性を判断する基準といたしましては、暑さ指数、いわゆるWBGT計による暑さ指数を用いたり、熱中症予防サイトを活用したりして、実施等に関して適切に判断できるようにしております。三つ目は、児童・生徒への熱中症予防に関する指導の充実です。学校においてマスク着用は基本的には求めておりません。着用が奨励されるような場面においては、奨励をしております。必要に応じた着脱を指導しているところです。併せて、運動や活動前の自分の体調の確認、体調や健康に合わせた服装の調整など、子供たちの発達の段階を踏まえながら指導を継続しております。各学校では、危機管理マニュアルに従い、万が一、発症者が出た際の適切な対処法や職員の役割分担について確認をし、応急処置と併せてちゅうちょなく救急搬送することなどについても、全職員との事前確認を確実にしているところです。今後も様々な状況を想定しながら、熱中症対策について実効性のある取組を進めてまいります。

次に、不登校児童生徒への支援についてお答えいたします。

不登校の理由に、年間30日以上の上登校をしなかった児童・生徒の状況は、全国では過去最高となっております。本市におきましても年々増加傾向にあり、令和4年度は小学校が27人、中学校が52人、過去最高となっております。不登校の理由といたしましては様々ですが、各学校では全ての子供たちの案件で担任や生徒指導主任、養護教諭、管理職が連携・協力しながら、学校の全職員で児童・生徒に寄り添いながら対応を強化しております。

教育委員会といたしましては、毎月各学校からの報告で不登校状況とその各学校の対応を把握し、個別に指導・助言も行っております。また、管理職研修会や不登校対策検討会、生徒指導主任等研修会を中心に、不登校の未然防止と対応について協議や指導を重ねております。さらに、学校だけでの対応だけではなく、個々のケースに応じて適応指導教室「松風」、それからスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、保健課、福祉課と連携して、情報共有を密にしながら、誰一人取り残されない学びの保障に向けて多様な支援に取り組んでおります。

○17番（小野広嗣君） それでは、一問一答でこれより順次質問を行ってまいりたいと思いますが、まずは自治会の課題についてですけれども、先ほど市長も答弁をいただきましたけれども、本市に限らず、全国的にも人口減少、そして高齢化、こういったことに鑑みて、いわゆる自治体で活躍される方々が減ってきていると、そこへ加えて未加入世帯が増えているということで、全国的にも同じような課題を抱えている状況であります。そういった中で、一方ではこの自治会が担う責務として防災対策とかこういった観点もあります。自主防災組織というの、自治会ごとに形成されなければいけない。そういう意味では、この「自助・共助・公助」という共助の部分というのが、すごく大事になってきているというふうに思います。その共助の部分が崩れていくとなると、大変な状況になっていくなというふうに思っております。そういったことから考えたときに、今の時代状況を見据えて、今後のこの自治会組織の在り方についての展望といいますか、考え方についてお聞きをしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 自治会から様々な相談がありますが、課題解決に向けて共に考え、持続可能な自治会運営を支援しているところであります。また、市と地域住民、地域で活動する各種団体等の協働により、安全で安心な生活を送ることができる地域社会を築いていくことを目指し、市と地域コミュニティ協議会が対等なパートナーであることを認識し、双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めることを目的として、地域コミュニティ協議会の設立に取り組んでいるところでございます。今後も自治会の存続や持続可能な地域づくりに向けて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市長のほうから基本的な考え方に関しては、地域コミュニティ協議会を中心として連携を取って取り組んでいきたいんだということを、冒頭にもそういうふうな答弁であったと思いますが、それを伺いましたので、それでは少し具体的にお聞きをしたいと思いますが、現状、本市における世帯数と自治会加入世帯数、そして未加入世帯数、そして加入率について、この志布志市が合併した当時のデータ、その年度のデータと最近ではこの令和以降のデータの推移、そして今後の見通しについてお示しをください。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 市では、毎年9月1日現在で自治会加入状況を把握しております。直近では、令和4年9月1日現在、全世帯数1万5,328世帯のうち、加入世帯9,810世帯、未加入世帯5,518世帯、加入率は64%となっております。また、合併直後の平成18年9月1日におきましては、全世帯数1万5,606世帯のうち、加入世帯1万2,196世帯、未加入世帯3,410世帯、加入率は78.1%となっております。比較しますと、合併当初より14.1%加入率が減少しております。今後の見通しとしましては、これらの減少率から計算しますと、令和10年度には60%を下回る推定となるところでございますが、引き続き加入促進を図ってまいります。

○17番（小野広嗣君） 今、課長のほうから答弁をいただきましたけれども、加入率で見えますと合併当時の78%、これは当時は1万2,196世帯。そして令和4年度と比較すると、これが78%から64%ということで、世帯でいうと9,810世帯ということで、約2,400世帯ほど減少しているというのが現実ですね。そして今後の展望ということでお聞きをしましたがけれども、こういったことを考えたときに、やはり市内から転入されてくる、あるいは市内に住んでいて転居をされてきて届出をされる、こういった状況のときに、しっかりとした加入促進をやるべきであるというふうに思うんですけれども、ここらはどういった取組をなさっておられるのかお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 転入・転居の手続きの際に自治会加入の説明、自治会名、行政事務連絡員の連絡先を案内しているところであります。また、手続きの際に同意を得られる方については、世帯主の氏名、住所を地域コミュニティ協議会会長又は校区公民館長、自治会長へお知らせすることにより、自治会の加入促進を図っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市長のほうから現状の取組としてはお示しをいただいたわけですが、この課題に関してはこれまでずっと庁内外で協議を重ねて、様々な意見の集約等をなさってきたと思うんですね。それをした上で今に至っているということでございますので、どう

いった意見、内容の集約があつて今に至っているのかお示しをいただければと思います。

○コミュニティ推進課長（五代千加子さん） 地域や自治会から、「転入者等の情報を共有したい」との意見があつたことから、本人の同意の下、情報を共有し加入促進を図っておりますが、様々な要因により活動に参加できない等の理由から、自治会に加入できない方もいらっしゃるようです。また、「自治会単位で課題解決を図ることが難しくなっている」という意見があることから、おおむね小学校区での地域コミュニティ協議会の設立に取り組み、誰もが参加しやすい活動を検討し、活動への参加をきっかけに自治会など地域との接点を増やし、自治会加入へつなげてまいります。

○17番（小野広嗣君） 冒頭、市長が答弁されたのと同じような答弁だろうと思うんですね。本市ではやっこの地域コミュニティ協議会の立ち上げをして、今からですので、そことの連携というのをその推移を見守っていききたいなど、この点については思います。自治体によっては、自治会未加入者を対象とした自治会加入のメリットを記載したチラシを配布しているところもあつたり、そしてまた未加入住民との交流を行うとか、あるいは自治会活性化と加入促進を目指して、どうすればいいのかとアンケートを取ったり、パブリックコメントを取ったりして、その意見の集約をしてそれを提言としてまとめているようなところも、そういった自治体も増えてきております。そういった中身を見ていきますと、おおむね4点ぐらいに絞られているのですが、行政へ望むこととして、主に自治会の活動場所があるところとないところがあるんですね。そして地域を担うその人材の育成、そして自治会の負担軽減ですね。そして自治会の財源確保と、こういう支援をやはり求めているんだということが分かっています。本市では、こういったニーズをつかむ手法といたしますか、それに対しての手だては考えておられないのか伺いたしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市においても、各地域コミュニティ協議会の設立準備委員会で、中学生以上を対象としたアンケートや地域住民によるワークショップを行って、自治会の問題や地域の課題を地域で明らかにして、その課題解決に向けた取組をまちづくり計画に盛り込んでいるところでもあります。本市としましても、どのような支援が必要であるのか内部で検討をするとともに、地域としっかり連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、市長のほうでも様々本市でも検討を加えながら取組をしようとしている段階だろうと思うんですが、各自治体知恵を絞ってしましてね、そういった中から例えば2、3例を挙げれば、この自治会カードというのを発行している自治体もあるんですね。これは自治会に加入すれば世帯ごとにカードがもらえて、カードは特典付きで商店などの市内の事業者が協力して、割引などのサービスが提供されるというものです。特典で自治会加入世帯を増やすことでもありますけれども、もう一方で自治会カードを通じて顔の見える関係が広がっていく、そして地域全体を活性化させると、これを目的としているんですね。こういった取組などは本当に参考になると思うのですが、いかがお感じでしょうか。

○市長（下平晴行君） ただいま御紹介のあつた先進事例等を参考に、本市としてどのような取組ができるのか、またどのような取組によって地域全体が活性化するのか、再度現状を調査・研

究しながら取組状況を把握してまいりたいというふうを考えております。

**○17番（小野広嗣君）** どこも同じような悩みを抱えていて、それで知恵を絞りながら様々な取組をしておりますので、先進事例等も様々に見ていただいて取組をしていただければと思います。あと、この自治会に加入されていない方については、回覧板であるとか市の広報紙が直接手渡しで届かないわけですね。そうした場合にホームページを見るとか、あるいは本市でも広報紙が市内各所に配布されています。そこで手に取るということもありますね。そして、なканずくコンビニ等においても、ほとんどのコンビニに志布志市は広報紙を置いていただいている、そのデータを見ていきますと、8割から9割の方々が手に取って持ち帰られているという現状が浮き彫りになっています。そうすると、私も調べてみましたが、若い人たちが結構持ち帰っているというデータもございますし、そういったお話も聞いていますので、そうであれば、先ほど申し上げたような自治会加入のメリット、あるいは自治会で活動することがどういうことにつながっていくのかと、そういったことを示した加入メリットチラシみたいなものも挟み込んでですね、持ち帰ってもらえればいいのではないかなと思うのですが、そこらはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、加入することでのメリット、それがどういうことかということが分からずに加入しない方もいらっしゃるというふうに思いますので、そういう加入することのメリット等のチラシ等を作成して、とにかくそういう情報提供をしながら、加入促進を図ればいいのかというふうには思ったところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** ぜひですね、そういったことも検討課題として取り組んでいただければというふうに思いますが、あと視点を変えてちょっと聞きたいんです。これはどうしても市民の中からも「市長に聞いてくれ」という要望でもありましたのでお聞きしますけれども、現在、自治会では広報紙の配布であるとかごみの分別、またクリーン作戦などへの参加、そして社会福祉協議会の福祉費や防犯灯の光熱費、あとは募金等の自治会費を集めているわけですね。そういった活動をしているわけですね。一方で、未加入世帯が増加していると。そうすると公平であるべき市民生活に不平等が出ているのではないかと、そこらを行政はどう考えているんだと、議員はどう考えているんだという問い合わせ等もあったりもしたところであります。この点についての考え方をお聞きしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** 自治会では、地域美化やリサイクル活動、生活環境の整備や福祉の向上、防犯、防災など、様々な活動が行われております。一方でごみステーションは、単位衛生自治会で維持管理されているところであります。自治会に加入されていない方も、単位衛生自治会に維持管理費を負担していただくことで、利用できるというようなことであります。自治会は様々な活動や運営を行う上で負担があるところでありますが、今後市としてどのような支援により、自治会の負担軽減を図れるのか検討してまいりたいというふうに思います。それと併せて、地方自治体の本来の役割、これは医療、福祉、インフラなど、住民サービスを提供し、そしてそのことを続けることによって住民の暮らし、地域経済の維持・活性化を推進するものでありますので、そういうことも含めてしっかりと先ほどチラシの話も出ましたが、いわゆる自治会に加入する

ことのメリット、そして税金の使い方も含めて、やはりインフラ、そういうものも本当にお世話になっているんだということの内容をしっかりと情報提供していく必要があるというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 市長も十分理解をいただいているので答弁だろうと思うのですが、自治会の活動はさっき申し上げたこと以外にも、冒頭の質問で申し上げたように、地域の防災の要としての役割もあるわけですね。そしてまた防犯灯の維持管理や清掃活動、クリーン作戦、こういったことも含めて、自治会加入の有無にかかわらず、住民の全ての方が恩恵を受けているわけなんです。そのことを考えたときに、自治会の必要性というのをしっかりと御理解をいただきながら、一人でも多くの方に加入いただけるよう、粘り強くこの課題に関しては取り組んでいただきたいと思いますと思っているところであります。

あと現在人口が減少して、本市もそうなのですが、高齢化が進む中で80歳以上の高齢者が役員を務める事例も増えてきております。十分な活動ができにくい状況が生じている自治会も実際あります。自治会によっては、会長は1年ごとの順番制のところもかなりあって、しかたなく引き受けているというのが実情のところもあります。集金と回覧板の配布といったのが精いっぱいだというようなお話も聞く状況でございますけれども、国もそういった状況を十分、分かっているんですね。そういった中で今後は、デジタル技術を活用して住民同士の情報交換の場を創設したり、持ち回りの回覧板を電子回覧板に移行したり、柔軟で多様な連携を可能にする自治会のデジタル化の推進を目指そうとしております。そういった意味では、本市においてもこの地域コミュニティ協議会のところから始まって結構だろうと思いますが、これを再構築していく上で、このデジタル化の導入というのをしっかりと検討してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 令和5年3月に策定した第4次志布志市情報化計画では、まちづくり活動へのICTを利活用した活性化支援や通知物のデジタル化などを重点施策としているところであります。地域コミュニティ協議会が継続的な運営のためICTを利活用できるような支援や、また市からの通知物をスマートフォン等で受け取ることを選択できるようにするなど、地域活動におけるデジタル技術の活用を含め、専門部会での具体的な検討を踏まえながら、計画を推進していきたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今答弁をいただきましたけれども、市長、この件に関しては国がデジタル化の推進にあたって、様々な自治会の取組のデジタル情報を公開しておりますので、そういったものもしっかりと御覧になっていただいて、取組を進めていただければというふうに思っております。

先ほど自治会の負担軽減ということも触れていただきましたので、これはもうこれで理解をいたしましたので、あと全国の自治体の取組状況というのを僕も調べさせていただくと、やはり最近増えているのが、この地域コミュニティの中心として活動している、やはりこの自治会をしっかりと応援していこうという行政の在り方です。そうしたときに、安全で安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すために、そのことを目的に条例を制定しているところ

が増えてきております。地域における自治会の重要性を再認識して、市民の自治会への加入や自治会の活動への参加を促進する上でも、本市でも条例を制定してその機運を高めていく、そういったことがすごく大事ななと思っています。自治体によっては自治会等を応援する条例、あるいは自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例、自治会活性化条例、様々あります。そういったことも参考にさせていただきながら、ぜひ条例を制定していただければと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいますとおり、全国的に急速な少子高齢化、核家族化、価値観・生活形態の多様化等の影響から、自治会等の加入率の低下、地域の連帯意識の希薄化となっているところであります。他自治体では行政、住民、地域、企業等の役割を明確にした条例があるようでございます。本市の状況としましては、地域コミュニティ協議会の設立に合わせて、協働のまちづくりに関する条例の整備を進めております。議員の御提案の条例につきましては、地域の意見等を伺いながら、調査・研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** ぜひ前向きにと思えますけれども、この条例を制定することによって、地域住民の役割、自治会の役割、市の責務ですね、そして事業者の役割、そういったことが整理されて加入が促進されるというふうに思うんですね。地域コミュニティ、いわゆるこの地域防災・防犯、この社会参加が本当に今必要なときだと思うんですね。そのときであるからゆえに、自治会を応援するこういった条例の制定が必要であるというふうに思いますので、自治会にいろんなことを投げっぱなしというのは、絶対にあってはならないと思っているんですよ。僕は、このことは今回はこの中では質問しませんよ。集まっていたいただきましたので、各課長とか集まっていたいて様々な課題に関してはその場でお伝えしていますので、そのことをあえてここで議論しませんけれども、やはり市としての責務を明確にしないと自治会に預けっぱなしの仕事を投げっぱなしと、こういうのはやはりやめてほしいというのがありますので、今回この質問をしていますので、十分そういったことを理解して取り組んでいていただきたいというふうに思います。答弁はこれは結構でございますので、次に入らせていただきます。

次ですけれども、昨年9月定例会で、災害発生時における停電対策について質問をいたしました。その際、市長がこう言われたんですね、そのときですよ、「幸いにも近年本市では、大規模長時間にわたる停電はないところです」と述べられました。しかし、その後思い出していただきたいと思うんですけれども、それにもかかわらず、市内が広域にわたって停電し、復旧までに1週間近くを要した地域も実際ありました。答弁の中で、市長も「今や電力は、社会生活を送る上で欠かせないものとなっております、災害時においても素早い対応や復旧が望まれるところであり、今後災害発生時にどのようにして電力を確保していくかについては、重要な課題となっている」と述べておられます。その際にも、先ほど市長にも答弁いただきましたBCP、いわゆる業務継続計画、これについてのやり取りをはじめとして、様々な懸念や課題解決に向けた提案等も行ったところでありますけれども、その後当局においてどのような検討・協議が行われて今に至って



いるのか、9か月間経っておりますので、お聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 昨年の9月の台風第14号接近の際にも、庁舎の停電は短時間で回復したところではありますが、1週間程度停電した地域もあったと認識しているところでもあります。そのようなことから、九州電力と協議の場を設けまして、事前の対応や昨年の台風第14号の振り返りについて、防災担当職員に指示し、先日も鹿屋送配電事業所において、台風対応に関する意見交換もあったところでもあります。今後も引き続き協議を進める予定であります。

○17番（小野広嗣君） 「九電との協議をしっかりとってほしい」と、その際にも僕が申し上げましたけれども、それはしっかりとまたその後取り組んでいただいているということで理解をいたしましたけれども、昨年も少しお聞きしたわけですが、政府の防災基本計画では、自治体に対して災害発生時に災害対策本部が設置される庁舎が停電となった際に、非常用電源を適切に稼働させ、業務継続性を確保することを求めていますね。これは有明庁舎も松山庁舎も一緒でございますけれども、さらに災害発生直後の被災の第一情報等の収集・連絡として、市町村は人的被害の状況をはじめとして、災害の発生状況等の情報を収集して、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとされているわけですね。実際に、国が求めているこういったことに対応とするならば、当然パソコンや通信機器を駆使して、関係各所と連携を取りながら迅速に情報収集を行っていくこと、こういうことになるわけですが、多くの機器が基本的には電力で稼働しているわけですね。庁舎が停電してしまうと、当然大きな支障を来すわけです。電源喪失というのは、イコール庁舎の機能停止を意味しているんだなというふうに思うんです。絶対回避しなければならないことであって、災害対策本部におけるこの電源の供給、これは必須条件というふうに思うのですが、本市ではしっかりとこの対策がなされているのか、昨年の段階ではまだまだでしたね。ここらについてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 地域防災計画では、災害対策本部又は現地災害対策本部は、本庁・支所を含めた庁舎に設置することが定められております。県への報告や記録の保管など、パソコンを使用しておりますが、災害発生時の電力確保は重要な課題であります。現在、庁舎においては、停電時も一部パソコンなど使用できる状況にはなっているところでもあります。

○17番（小野広嗣君） なぜこういう質問をするかという、災害時における業務継続性というものを確保していくために、やはり国の指針がありますね。いわゆるこのディーゼル発電機、非常用発電機が稼働するとした場合に、国は72時間以上、最低3日間以上の稼働を求めているわけですよ。これに対して、3庁舎ともにその状況が確保されていない、そうですよね、どうですか。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

非常用発電につきましては、志布志庁舎が約24時間、有明庁舎が15時間、松山庁舎が8時間の活用が、現在できるものとなっております。

○17番（小野広嗣君） ですから、そういった状況にあって、最低でも72時間以上に対応できる非常用発電機の設置に対して、検討はどうなっているのかというのをお聞きしたいわけですよ。

○総務課長（小山錠二君） その対策につきましては、現在、非常用発電機の燃料等の関係もご

ございますけれども、発電機におきましては、年2回程度の保守点検を行っているところであります。現在、稼働については問題がない状況ではありますが、今後はメンテナンスを含めて、検討が必要なのかなということは考えているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今、総務課長のほうより、とりあえず現状のままでは、しっかりとメンテナンスをしながら生かしていくしかないという状況ですけれども、今後は、この72時間以上に対応できる非常用発電機を設置しないとイケないですよ、これは。それはしっかりと検討してくださいね。あとこの国の防災基本計画では、停電の長期化に備えて、今メンテナンスはされているということですが、1週間程度は災害に支障が生じないよう準備をすることが望ましく、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めることとされていますけれども、これもまだ去年の段階ではできていなかったと思うのですが、現状どうですか。

○総務課長（小山錠二君） 現在、販売業者との燃料供給につきましては、協定の締結には至っていないところでありますが、今年、去年の反省も含めまして、現在検討を行っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 本市では、いまだ協定が未締結ということですよ。停電が長期化する、そういった想定外のことはやはり去年も起こったわけですので、こういうときのために、早期に業者と締結をしていただきたいなというふうに要請をしておきたいと思います。

あと国の補助金、この緊急防災・減災事業債が総務省の関係であります。そして、災害時に備えた社会的インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業補助金というのが経産省がらみでありますので、こういった補助金等も、市長がいつも「補助金をしっかりと取ってくるんだ」と言われるように、そういったものを活用して、今私が申し上げていることにも利用していただきたいなというふうに思いますので、これは情報としてだけ申し上げておきたいというふうに思います。

あと内閣府のこの地震発生時におけるガイドラインというのを見ますと、地域防災計画とBCPの違いが明確に示されております。当局としては当然御存じであろうと思いますので、詳しくはもう申し上げませんが、特に計画の趣旨の違いだけを申し上げておきますと、地域防災計画は自治体が発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担を規定することですけれども、BCPは先ほど市長も少し述べられましたけれども、限られた資源、つまりそのときに残っている人やものを生かして、非常時の優先業務を目標の時間・時期までに実施できるようにするための計画なんです。特に大事なものは、市役所そのものの被災なんです。建物、職員、電力、情報システムなどが地震・津波で失われたことも想定するのが、このBCPですね。本市のその計画は実効性を伴うものとして、いざというときに機能するのか、大変心配するところではありますが、日頃からの備えとして職員の皆さんは、このBCPの内容を十分熟知しておられるのか、気になってしょうがないんです。その点についてお聞きしたいと思います。

○総務課長（小山錠二君） お答えいたします。

業務継続計画の策定から現在4年程度を経過する中でありますけれども、内容の見直し等を現在2回程度行っているところでございます。なお、総務課からは、防災に関する研修や先進地の視察などの結果を課長会や掲示板などを通じて、職員へ報告して、職員の防災意識の向上を現在、図っているところであります。現状におきましては、梅雨に入りまして、台風発生の時期にもなっておりますので、改めて本計画につきまして、職員への周知を図ってまいりたいと考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 改めて職員の意識啓発を図っていただくということで、理解をいたしませんけれども、危機管理室を設置していただいて、これも3回申し上げてやっと危機管理室ができて、そしてそこに危機管理監、今日もお見えになっていきますけど、危機管理監を中心に頑張ってもらおうと。だからこのBCPに関しても、こういった危機管理監、総務課長を中心に各フロアごとにそういった責任者をしっかり置いて、日常的にこのBCPに関する意識を持ってもらいたい。その徹底をやってもらいたい。これは総務課長、ぜひとも今後もそういった取組を進めていていただきたいというふうに思います。

あと現在、政府においては、この大規模災害対策として特定のエリアが甚大な被害を被っても、国内の他のエリアがカバーする、いわば機能補完・機能分散型国土構造へ転換するべきであるというふうに方向性を示しております。大災害に対する国土条件の脆弱性についての懸念も生じておりまして、諸機能の分散、バックアップ、そういったものの在り方に対する検討も含めて、市民の命と暮らしの安全・安心が揺らぐことがないような災害に強い地域構造への再構築が求められてきているんだなというふうに思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 特に大規模災害発生時には、市役所や職員自身も被災することが考えられるところであります。そのような危機的な状況の中でも、どんな業務をいつまでに対応しなければならないのか、それを確実なものとするためには、事前の備えが重要であります。令和4年10月には、他自治体から派遣される応援職員の対応などを定めた受援計画を策定したところであります。今後、協定の締結も考えられます。引き続き災害時に優先順位の高い業務を継続するための体制づくりを検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長の答弁を聞いてちょっと安心をしたところですが、そういった取組も視野に入れながら、今後対応をしていきたいということだろうとは思いますが、いずれにしましても、行政の使命は、市民の生命と財産を守ることにあるわけですね。そのことだけとってみても、この地域防災計画とは別に、今回質問しましたBCPを実効性のある計画にしていきたい、そのことを要請して次の質問に移りたいと思います。

熱中症に関してですが、先ほど答弁もしていただきました。気象庁によりますと、今年の夏は例年以上に暑くなって猛暑も予想されるため、熱中症には特に一段と警戒が必要であると情報発信をしておりましたので、熱中症から市民の皆さんの生命を守るための取組の促進を願って、今回久しぶりに熱中症対策の質問をしたわけですが、もう御存じのように熱中症は、適切な予防や対処が実行されれば、死亡や重症化を防ぐことはできるわけですね。熱中症は人の命に関

わってきますので、認知度の向上、そして行動変容につながる情報発信が特に大事であるというふうに思っております。市長も、冒頭の答弁でちょっと触れていただきました。情報発信についてはさっき市長が言われました、今回頂いたこの地球温暖化対策実行計画にもいろいろと記載されておりますけれども、ここで環境省が作成した熱中症環境保健マニュアルや高齢者向けリーフレットの配布、市のWEBサイトを通じた情報提供、熱中症予防の普及・啓発を行うとあるわけですけれども、既に実行されているもの、今後実行されるものそれぞれあるかと思いますが、その中身について少しお示しをください。

○市長（下平晴行君） 気候変動における熱中症の影響として、「熱中症の搬送者数は増加傾向にあり、21世紀末には現在より2倍以上になると予測される」としております。その適応策として、環境省作成の熱中症環境保健マニュアルや高齢者向けのリーフレットの配布、市のWEBサイトを通じた情報提供、熱中症予防の普及・啓発等を行うとしているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 今の市長の答弁は、僕が言ったことをそのまま繰り返しただけの答弁になっていて、その件について実効性のあるものとして既に行っているもの、これからのもの、そういうことに対して答弁を求めているんですよ。

○保健課長（西 洋一君） 補足して説明を申し上げます。

今年度、熱中症予防につきましては、自治会使送便にて熱中症予防のチラシの配布、それから高齢者向けの熱中症対策のチラシの配布を行ったところでございます。併せまして、行政告知放送にて6月13日から熱中症予防に関する啓発の情報発信を行ったところでございます。あと現在、6月13日から特定健診等も行っておりますので、その際に高齢者向けにチラシを配布して、熱中症予防対策についての普及・啓発を図っているところでございます。

○17番（小野広嗣君） それぞれ取組は今、課長からお示しをいただきました。もう少し後でその件についてはお聞きをしたいと思いますのですが、この熱中症環境保健マニュアルというのは、保健活動に関わる方々向けの保健指導マニュアルですからね、これをしっかり配布して対応していただきたいということ。もう一つ国は、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020というものを作成しております、このガイドラインはイベントの主催者や施設の管理者に向けて書かれたものになっております。これからの暑い時期に開催されるイベントで、熱中症患者の発症をできる限り防ぐため、参考となるデータや対策などが盛り込まれているんですね。これは、先に述べたいわゆる熱中症環境保健マニュアルと併せて活用してほしいというのが、環境省等の狙いでありまして、本市ではそういった活用の在り方になっているのですか。

○保健課長（西 洋一君） 今回の御質問を受けまして、いろいろと御指摘をいただいたところでございますが、現在までのところ、この熱中症環境保健マニュアル、それから夏季イベント熱中症対策ガイドライン、この二つについての活用はこれまで行っておりませんでした。特にこれから熱中症の発生リスクが高まる夏場のイベント等における熱中症対策として活用できるよう、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） これからということでもありますので、しっかりとした対応方を求めてお

きたいと思いますが、あと今度は厚労省のほうで、障害をお持ちの方に向けて、それぞれの障害に応じた熱中症対策を分かりやすくまとめたリーフレットを作成しております、この活用もはっきりとなされて、該当する方々や関係機関にしっかり配布されているのか、その確認をさせてください。

○保健課長（西 洋一君） これまで対象者別の情報発信等は行っておらず、全世帯向けの情報発信を行っていたところでございます。議員御指摘の対象者別の情報発信を行っておりませんでしたので、今後福祉課とも連携をして、速やかな情報発信を行ってまいりたいというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） ぜひともそういった取組をしていただきたいと思います。ヒアリングが8日にありまして、その4日後の12日には、「熱中症予防について」というホームページで今までにない詳しい情報発信がなされていて、質問がしづらくなったなというふうに思いましたけれども、ヒアリングしなければよかったなと思いましたが、いいことですのでね、どんどん進めていっていただければというふうに思いますけれども、政府は一昨年3月に策定した熱中症対策行動計画をさらに推進するため、昨年4月に改定をしております。そして、それを受けて本市は、それ以降、それに沿った取組がなされてきていると言えるのか、そこをお示しください。

○市長（下平晴行君） 冒頭でも申し上げたように、チラシ配布等による情報発信は行ってきたところでありますが、計画の重点対策の一つに位置づけられた高齢者等に対する熱中症対策の強化については、発生リスクが高く、特に注意が必要であることから、地域と連携した様々な取組を行っていく必要があるというふうに考えております。

○17番（小野広嗣君） 分かりました。その件に関しては了解をいたしましたけれども、あと1点、ちょっと確認を取らせていただきたいのですが、一昨年10月に、志布志市と大塚製薬株式会社は包括連携に関する協定を締結をしております。連携事項のその2で、こうあるんです。「熱中症予防等の市民の健康被害の防止の推進に関すること」とあって、このことによって「この協定により、トータルヘルスケアカンパニーとしての大塚製薬株式会社の経験やノウハウを活用した効果的な熱中症予防啓発に取り組む」とあるんですけれども、昨年、本年とどういった取組がなされたのかお聞きしたいと思います。

○保健課長（西 洋一君） 包括連携協定で大塚製薬株式会社とは協定を結ばせていただいたところでございますが、その中でいろいろな連携項目を結ばせていただいて、今御指摘の内容については、まだ具体的な実施には至っていないところでございます。

○17番（小野広嗣君） なぜこういった質問をするのかというと、本市は地域包括連携、そういった協定をいっぱい組んでいますね。これは僕は評価しているんですよ。だけれども、組んだ後にそこで協定で結ばれた、これ2年経っているんですよ、2年経っていて、熱中症予防対策の大塚製薬株式会社の知見が、全然生かされていないじゃないですか。そういったことを指摘したいんですよ。今後しっかりとこのことは取り組まれますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、2年前ですので、その間そういう対応をしてこなか

ったということでは大変申し訳ないなど、これはもう自治体がなぜ包括連携協定を結んだかということと合わせて、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長の答弁のとおり進めていただきたいと思います。今回、この今申し上げている熱中症対策行動計画では、もう市長も十分御存じだろうと思えますけれど、重点対象分野として一番目に上げているのが、やはり高齢者等の屋内における熱中症対策の強化なんですね。熱中症で亡くなる方の多くを占めている、俗に言う熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆さん。この皆さんに、熱中症予防のための行動を意識していただくというのは、特に重要だと思っているんです。私の母なんかもそうですけど、高齢者の皆さんは、この暑さとかのどの渴きに対して、敏感ではなくなっているケースもあるんですね。消防庁の調査を見ますと、熱中症による救急搬送者の約5割が、高齢者となっていました。高齢者の熱中症を予防していくことは本当に大事で、先ほども少し述べられましたけれど、福祉課だとか保健課だとかそういった各所が連携して、高齢者対策にあたっていかなければいけない、熱中症対策にあたっていかなければいけないと思うのですが、そこをもう少し詳しくお示しをください。

**○保健課長（西 洋一君）** 先ほども説明を申し上げましたが、今回御指摘を受けまして、高齢者のための熱中症対策ということで、啓発のチラシを自治会使送で配布させていただいたところがございます。その中には、特に熱中症の予防には水分補給と暑さを避けることが重要ですという形で、高齢者に対する啓発を行いながら、また今後もいろいろな場面で、例えば地域で行われる「ころばん体操」であったり、そういった場面で、高齢者向けに対しての啓発活動は行ってきたいというふうには考えているところでございます。

**○市長（下平晴行君）** 今回、組織機構再編の取組も含めて、これは福祉課と保健課が一体となって取り組むというのは、例えば子育て支援とか、今課長が言いましたように、そういうもろもろの連携がしっかりと取れた対応をしていくためにも、一緒に福祉・保健課という連携が取れた課を設置していくということでの取組でもあります。

**○17番（小野広嗣君）** グループ制も導入されて、庁内の中での連携というものを市長がすごく大事にされて、提案されてきているということで理解をしております。では少し視点を変えまして、この熱中症の対策行動計画では、今回のウクライナ情勢とか、これに伴って電気料金とか、安定的な電力供給への影響が懸念されているわけですね。そういった中で国が示しているガイドラインですけれども、全国民がエアコンを適切に利用して、熱中症予防行動につなげていくことが重要だと、国も心配しているわけですね。特に高齢者がエアコンを適切に使用しない理由等を勘案しながら、熱中症に関する一層の周知を図って、適切な予防行動のより一層の定着の促進を、国は掲げているんです。そして、特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆さんは、節約への意識が高い方も多いんですね。そこで熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ちゅうちょなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要とされてきております。高齢世帯等のエアコンの整備や点検、こういったものをしっかりと促す取組、これも大事だと思っております。いざ高温になったとき、エアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷え

ないとか、エアコンのトラブルが逆に命の危険に及ぶ可能性も実はあるんですね。そうした場合に、熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が室内となっているわけですので、熱中症の予防のためには、クーリングシェルターの整備に合わせて、外出が難しい高齢世帯等のエアコンの点検や整備の推進も必要であるというふうに、僕は考えています。市長がよく言われる脱炭素化の観点も組み入れた、エアコンのクリーニングなどの普及促進も重要だと思うんですね。そういった観点から、このエアコンの整備や点検の推進に向けて、積極的な市としての勧奨も必要だと、僕は思っているんです。注意喚起のためにですね。そして自治体によっては、いざというときにエアコン等が適切に使用できない場合を想定して、地域において関係者が連携して、協力できる体制づくりをやっているところもありますので、そういったことも参考にさせていただきながら、この高齢者の熱中症弱者対策をしっかりとやってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 熱中症による緊急搬送者の約5割が高齢者で、その多くが屋内で発生するというデータが出ております。エアコンの使用を控えず、早めの試運転や確認をしていただくよう、今回高齢者向けのチラシを配布し、周知を図ったところでございます。また、今回の補正予算で電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するための給付事業を提案しておりますが、今後の状況等を見極めながら、実情に応じたきめ細やかな支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

**○17番（小野広嗣君）** まさしく市長が今、答弁していただきましたけれども、もう答弁していただいたので結構ですけれども、低所得世帯に対する電気料の補助はできないのかと、そういったことも考えておりましたけれども、市長も今回その一環として補正予算で出させていただいておりますので、ありがたかったかなというふうに思っているところでございます。今後、状況一つ一つをにらみながら、適切な手当てをしていただければなというふうに思うところでございます。

あとこの日本気象協会は、本格的な暑さを迎える前に早めの熱中症対策をということで、2023年「熱中症ゼロへプロジェクト」として暑熱順化前線を公開しております。このプロジェクトは、盛夏だけではなく、その前から体を暑さに慣れさせること、これをいわゆる暑熱順化と、この大切さについて広く知ってもらうことを目的に、各地域で暑熱順化が必要なタイミングの目安を公式サイトで公開しております。それらに関する情報発信も、今後はしっかり行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 熱中症にならないためには体を暑さに慣れさせること、暑熱順化が重要なため、実際に気温が上がり熱中症の危険が高まる前に、無理のない範囲で汗をかくことが大切であります。議員御指摘の暑熱順化前線は、各地域で暑熱順化が必要なタイミングの目安となるもので、日本気象協会が公開をしておりますが、日常生活の中で運動や入浴をすることで汗をかき、身体を暑さに慣れさせることができるよう、積極的な情報発信を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今、市長が積極的な情報発信を行っていくということで理解をしました。

もう1点、情報発信でお聞きをしたいと思いますが、国は、地方公共団体の熱中症対策の取組状況に、地域差があると見ていますね。その現状を踏まえて、教育長も先ほど言われました地域における暑さ指数であるとか、熱中症警戒アラートの活用を促しているわけですね。令和5年度の暑さ指数、熱中症警戒アラートの情報提供は、実は4月28日から始まっておりまして、10月28日まで実施されることになっております。私もスマートフォンに登録しておりますけれども、熱中症警戒アラートのメール配信サービス、あるいは暑さ指数のメール配信サービス、電子情報提供サービスも同じ期間10月まで活用できるようになっておりますので、熱中症予防の取組にこのことはぜひ活用していただきたい、そのように思うのですがいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 熱中症対策の効果的な取組として、市民に対する認知度向上や行動変容につながる情報発信が、非常に重要であるというふうに認識をしているところであります。こうした危険予知が確認できるツールを活用して、まずは自らの命は自分自身で守るという意識付けを行う上でも、さらに積極的な情報発信を行う必要があるというふうに考えているところでございます。

**○17番（小野広嗣君）** 今回、市長部局のほうにもこの質問をした背景には、いろいろな情報発信はしていただいているのですが、いわゆるチラシに関しても、6月後半とか7月前後にチラシを配布しているケースが、例年見ているとずっとあるんですよ。7月、8月だけが暑いと勘違いしているのではないかというふうに思うんですね。熱中症というのは、4月、5月からでも始まっているんですね。だから、早め早めの注意喚起をしてほしいなという思いで、今回質問をさせていただいておりますので、そういったことをぜひ理解していただきたい。国のほうでも熱中症予防強化キャンペーンというのを4月から9月まで実施しているわけですので、そういった啓発をお願いしたいと思います。これは、答弁は結構でございます。

あと学校ですが、この学校における子供の熱中症を防ぐための取組も、大変に重要であるというふうに思っています。大変な取組をいっぱいしていただいているということは十分に理解しておりますけれども、以前、熱中症等の未然防止対策については、提案もさせていただきました。そういった中で、普通教室数分の熱中症計の配布もしていただきました。そしてまた、スポーツやイベントなどの会場に持ち運べる熱中症暑さ指数計も配備をしていただきました。それ以降、その活用状況はどうなっているのか伺いたしたいと思います。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

暑さ指数計は、文部科学省が示しております「保健室の備品等について」において、保健室に備えるべき備品とされております。各学校では携帯型が常備されておまして、校庭だけでなく体育館、それから今の時期ですとプールサイド、校外学習のときなど、学習の場面に応じて常時測定できるようにしております。

**○17番（小野広嗣君）** しっかりと活用いただいているということで、提案した者としては、その活用状況がしっかりとされているのかというのが気になるところで、質問させていただきました。



あと先ほど教育長も答弁いただきましたけど、本市では公立小・中学校の普通教室への空調設置の整備がどんどん進んでおりまして、すばらしいことだなと思っておりますけれども、そういった中で学校や教師の判断で、節電対策ということでそのクーラーの利用を控えると、かなりの暑さにならないとクーラーを入れないとか、これが学校間で違いがあったり、教師の考え方で違いがあったらいけないなと思っておりますが、その辺は大丈夫なんですかね。

**○教育長（福田裕生君）** 私は、この時期にあって節電という名の下に冷やすということを控えることは、非常に危険なことだと思っております。対応の仕方につきましては、各学校又は職員によって偏りがないように、教育総務課からも早い時期に使い方等についての文書で通知をしております。簡単ところで申し上げますと、クーラーの使用につきましては、基本的には6月1日から9月30日までをめぐりにしているということ。それから時間でいいますと、8時から17時まで。それから、子供たちは一日の中で教室の中だけで活動するわけではございませんので、教室で授業をし、そして一旦外で体育をする間、その間つけるか消すかという話なんですけれども、3時間以内であれば電源を入れたまま、稼働させたまま、外での活動又は教室以外での活動も大丈夫だと、そのほうがかえって効率的だということで通知をしているところでございます。室内の目安といたしましては、一応28度ということを目安にしておりますが、児童・生徒の数によっては、幾らか最初のうちは低めの温度に設定しながら、28度に近い温度に下げた上で、快適な学習環境を整えるといったようなことも柔軟な対応として示しております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、教育長の答弁を聞いて少し安心はするのですが、そういった柔軟な対応も示しているということ。でもこれは教師間で差がありますので、そういったところを再度徹底をしていただければというふうに思います。

あと厚労省や環境省では、啓発のための情報発信を様々行っているのですが、リーフレット等も当然ですけれども、この熱中症対策に係る音声データも提供されているんですね。40秒間音声データが流れて、3パターンあります。僕もその3パターンとも聞きましたけれども、こういったことも学校現場でしっかり活用してほしいというふうになっているのですが、本市ではそれはしっかりなされているのですか。

**○教育長（福田裕生君）** 気象庁をはじめ、各省庁が様々な形で熱中症対策の啓発等のデータを流してくれておりますので、学校においてはそれらを総合的・複合的に活用しながら、熱中症対策を進めるようにということの指導はしております。その音声によるアラートについて、各学校の取組状況がどうであるかということは今、手持ちでは把握しておりませんので、これを機会にそういったものの活用についても啓発を図ってまいりたいと思います。

**○17番（小野広嗣君）** あと1点ほどお聞きしたいと思いますが、先ほどもありましたけれども、子供たちの運動時や通学時の熱中症対策も必要だと思うのですが、どのような取組がなされているのかということ、熱中症警戒情報が発令された場合どのような対応をしていくのか、子供にどう接しているのかお聞かせください。

**○教育長（福田裕生君）** 環境条件に応じまして運動を行ったり、運動中も児童・生徒の状況を

担任が細かくチェックするようにしております。それから必要に応じ、そしてまた時間を見ながら、こまめに水分補給をさせることも、非常に重要なことだと思っ取組を続けているところです。併せて、効果的に室外の場合は帽子を着用すること、それから服装の調整を行っていくこと、それから登下校時におきましては、全ての児童が水筒を持参しておりますので、特に下校途中、暑い中においては、こまめに水分を取るような指導もしているところです。

それから環境省、気象庁が提供する熱中症警戒アラートは、暑さへの気づきを呼びかけるための情報であります。そのため発令された場合は、行事の開催の可否、体育の授業、その内容の変更に関する判断など、校長の判断で柔軟に行えるように指示をしているところでございます。また、実施にあたっては、熱中症警戒アラートのみではなく、実際の暑さ指数を確認するなど、またその場所で学ぶ子供たちの状況をしっかり見た上で、適切な判断がなされるようにしております。

○17番（小野広嗣君） 今、教育長の答弁を聞いて、大分安心したところでございます。本市においても、学校によっては緑のカーテンであるとか、様々な取組を行っている学校もありますし、自治体によっては、ガラスの飛散防止を兼ね備えた遮熱フィルム、そして遮光カーテンなど、そういった取組をしているところもあります。そうするとこの熱中症対策において、学校間で温度差があってはいけないと思うものですから、ぜひ教育委員会としてはこれまで以上に注意喚起、情報発信をしていっていただきたいと、このことは要請をしておきたいというふうに思います。

最後の質問に入りたいと思います。先ほど、教育長から本市の現状も少し触れていただきました。この文科省の調査結果によりますと、冒頭は、高校生まで入れて30万人という数字を出しましたけれども、高校生を除いて小・中学校の不登校児童生徒数が24万4,940人、前年度より4万8,813人増えて過去最高となった。不登校児童・生徒数の増加が、9年連続で増加率は過去最大となっております。いわゆる不登校は、様々な理由で誰にでも起こり得るものなので、本市の状況も大変に気になったところあります。先ほど教育長も言われましたけど、令和4年度だけ述べていただきました。その推移については、お示しをいただいておりますけれども、小学校で27人、中学校で52人でしたかね、先ほど答弁をいただきましたけれども、大変多い数に令和4年度は増えていると。令和4年度はですね。今までの推移の中で、小・中学校の不登校児童の数が、出現率で見ると全国平均値、県平均値があるのですが、これよりも本市は高い状況に令和4年度に関してはなっていますね。そうすると、本当に早急にこのことに対して、取り組んでいかなければいけないと痛切に感じているのですが、それは教育長も御一緒だろうというふうに思います。本市の現状の取組については、先ほど教育長も答弁がありましたし、これまでも私も含めて多くの議員から、その時々教育長に質問がありました。しかし、福田教育長に替わられまして、それ以降は、この場ではこの質問は出ていませんので、改めて「COCOROプラン」もこの3月に作成されて、公表されましたので、福田教育長にこの問題をあえてお聞きしたいと思っところでございますけれども、教育長、そもそも学校へ行かなくなった理由というのは様々あると思うんですね。集団生活がつらいとか規則の中で生きるのが大変億劫だ、あるいは家庭の事情だ

とか様々個別にあると思うのですが、今の本市の現状から見て、どのような見解をお持ちなのかお示してください。

○教育長（福田裕生君） 本市の状況につきましては、先ほど数字を申し上げまして、令和元年度からいたしましても、やはり増えている傾向でございます。そういった内容をつぶさに分析してみまして、私なりに担当と考えている、思っていることは、こういったことが要因として挙げられると思っております。一つは、起立性の調節障害であるとかゲーム依存症、それから新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止後の体調不良など、病気によるものと思われるような状況が一つあります。それからもう一つは、登校を促すことへの不安を抱えておられる家庭が増える傾向にあるということ、促すことへの不安、その中身については具体的に申し上げることはできませんけれども、様々な要因の中でそういった家庭が増えている傾向にあるということが二つ目。三つ目には、集団生活を苦手と感じている児童・生徒数がやはり増える傾向にあるというふうに捉えております。対策といたしましては、集団での生活を苦手と感じている児童・生徒には、個々に応じた学びの場を提供するように工夫を重ねているところでございます。実はその甲斐もありまして、昨年度まで不登校傾向にあった子供が、新学期から学校に行けるようになった児童・生徒数が本市の中でも幾らかの人数おります。また、登校を促すことへの不安を抱える家庭に対しましては、担任だけではなく、各学校の管理職や担任以外の職員、養護教諭であるとか副担任であるとか、それからスクールソーシャルワーカーなど様々な形でアプローチを取りながら、心情に十分留意しながら、通いやすくなるように促しているところでございます。

○17番（小野広嗣君） 不登校になる原因というのは、様々にあると思います。そういった中で、目に見えて表現できる部分に関して、今言っていたと思いますし、本市にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、様々な専門的な知見をお持ちのこういった方々が、当然先生や家庭もそうですけれども、含めて支援や助言を行っていただいているということは十分理解しておりますので、心強いなというふうには思っているところです。本市では、何回も出てきます学校以外でも適応指導教室「松風」もございまして、フリースクール等もございましてね。そういったところとの連携もしっかり取っていらっしゃるだろうと、昨日のやり取りの中でも少し出ておりました。「松風」については十分承知をしておりますので、その内容についていちいちお聞きはしませんけれども、この学校とか適応指導教室へ行きたくても行けない、そしてまた行きたくない児童・生徒、そして外に出られず自宅で学習している子、外に出ることはできて「松風」に通う子、フリースクールに通う子、学校には何とか行けるんだけど教室に入れない子、生活のリズムを整えることが困難な子供さんなど、一人ひとりの状況が異なっていると思うわけですね。そういった子供さんに対して多様な学びの保障として、一人ひとりの環境に合わせた支援・取組が大事なのですが、数から見たときに家庭から出ていない子供さんたちというのは、結構いらっしゃるわけですね。こういったところへの取組はしっかりなされているのかお示しをください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本市におきましては、例えば学びの機会を充実させるために、一人1台のタブレットの配布をしておりますので、家庭からなかなか外に出ることができない、学校に通うことができない子供に対して、そのタブレットを活用したドリル学習であるとか、検索学習なども促しているところでございます。本市においても、それを活用している状況の子供が、幾らかおります。しかし一方で、そういったこともまだ十分でない子供たちがいるのも事実でございますので、そういった子供がどういう形であれば、少しでも学びに手を付けていくのかということ、これはもう試行錯誤しながらでございます。タブレットがいいという子供もいたら、従来型のいわゆるプリント類のほうがその子にとっては学びがしやすいとか、それから学校によっては、先生と子供が短い手紙のやり取りめいたことをやりながら、気持ちに寄り添うような形でその子に応じた学びの場がどういった形がつかれるのか、模索しているような学校等もあります。私たちはこの方法が一番いいという方法は、なかなか見つけることができないと思っておりますので、それぞれの子供たちに応じて、それぞれの家庭の状況に応じながら、保護者とも面談をしっかりとしながら、一步一步少しずつでも前に進める状況を地道に続けていくしかない、今はそういう考えでおります。

**○17番（小野広嗣君）** 今おっしゃったように、地道に根気よく、個別に対応していくしかない案件ですよ。一つは2017年に教育機会確保法が施行されて、家庭にいる不登校児童生徒に対する支援や休養の必要性を踏まえた支援などが盛り込まれて、初めて不登校児童生徒への配慮について記載をされたわけですね。そういった中で、不登校に対する考え方が、この時から大きく変わったというふうには言えると思うんですね。保護者の方からも「子供を無理やり学校に行かせなくてもいいんだ」と、「少し安心した」と、そういった声を聞くこともございました。教育委員会としては、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりを目指すということ、そして安心して教育を受けられる環境をつくっていくということは当然重要なんですけれども、一方で、その上で不登校児童生徒への支援に対しては、この登校という結果のみを目標にするのではなくて、一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、様々な学びの場や機会を提供していくことが重要だと、そういった背景があって、今回の「COCOROプラン」に沿ったこういったものが提案されている。ですから、少しこのプランに沿ってお聞きをしたいと思いますが、まず1点目として、不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことが大変に重要であると、全国的には不登校の子供の保護者の会のような組織が、非常に重要な役割を果たしているところもあるようであります。今回のこの「COCOROプラン」では、不登校の子供の保護者の会について、不登校の子供の保護者であれば、誰でも自由に参加できる保護者の会を、各自治体に最低一つは設置するということが検討をされております。また、その不登校の子供の保護者の会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣して、コーディネーターの役割を担ってもらおうということも明記されておりますけれども、この点に関しての見解を求めておきたいと思っております。

**○教育長（福田裕生君）** そのことは非常に重要なことだと思っております、実は昨年度から

「松風」の担当職員に対して、「松風」に昨年通えていた保護者を対象にして、保護者の会が立ち上げることができないだろうか、理解はどうだろうかといったことで投げかけたところでございます。現在のところ、まだ立ち上げるまでは至ってはおりませんが、今、国が示したこのプランにしても、今議員のほうから指摘があったことについても、保護者をどう巻き込んで一緒になって考えていくか、そこにスクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラーである方々の支援といったものも、厚くしていく必要があるということは十分に認識しておりますので、今年度も引き続き、どういう形が本市に合った形になっていくのか、十分研究していきたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 今、この件に関しては、これまで設置されているところというのは、一部の意欲のある保護者の方々がそれをまとめ上げてやっていると、そこに行政としての手だてがなかなか今まで届いていないと、そういうことで国がこういった方向性を打ち出しているんですね。ですから教育長のほうも今答弁されたような方向で、設置に向けてしっかりと手助けをしていただきたいなというふうに思っております。

あとこの児童・生徒や保護者が、専門家に相談する体制は本市もあるわけですが、電話相談やいつでも誰でも気軽に相談できる体制としてSNSやタブレットを使用したオンラインのカウンセリングに取り組んでいるところもあるんですね。直接会うのが苦手な子、タブレットを通してだったら相談ができる、こういったことに対応する取組をやっているところもございますので、少し参考にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** それぞれの子供たちによって状況は様々ですが、今御指摘のあったように、タブレットを使ってオンラインで相談できるとかSNSのほうで相談しやすい子供たちもいるということは考えられますので、今後そこはしっかりとまた研究しながらですね、本市なりの取組につなげていきたいと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 分かりました。「COCOROプラン」の中から申し上げますと、この不登校の児童・生徒は一人ひとりの状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うために多様な学びの場の確保や指導体制を整備することは必要であることから、教室に行きづらくなった児童・生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境、いわゆるスペシャルサポートルームですね。この設置、そして不登校の児童・生徒が自宅にいても学習することができる、一人1台端末を活用した学校の授業を不登校の子供の自宅、そして校内に設置されたとしたらこのスペシャルサポートルームでも学習できる、そして「松風」でもそれができる。そういったオンライン指導ができる指導体制の確立ということを求めておりますが、その点に対応できる状況になっているのでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

いわゆるスペシャルサポートルームにつきましては、それぞれの学校がいろいろ工夫をしております。ある学校においては保健室がその役を担ったり、ある学校によっては特別教室がその役を担ったり、またある学校によっては校長室の一角をそういった形に使って、登校した子供が校

長先生又は教頭先生としばらくの時間を使って、会話をしながら気持ちを落ち着け、そして学びに向かうという状況をつくっているところもございます。今後もそういう情報を市内21校がしっかりと共有しながら、いかにしたら学びやすい状況がつかれるかということは、大事にしていきたいと思っていますところですよ。

**○17番（小野広嗣君）** 今回のこの「COCOROプラン」では、学びにアクセスできない子供たちをゼロにするんだということが明確に示されていますので、そういった視点で取り組んでいただければというふうに思います。あと少し視点を変えてお聞きしますが、この不登校の児童・生徒の多様な学びの成績評価、この確実な実施という観点でお聞きしたいのですが、不登校の児童・生徒の多様な学びの場が、本市においても拡大しているんですね。そういった中で、自宅であるとか、今後スペシャルサポートルームであるとか「松風」であるとか、僕が言っているのは出席ではないですよ、こういった学びが学習成果として評価されていかないと、高校進学のための内申書に影響するわけじゃないですか。ここらについて、国はしっかりと対応するよというのを、今回明記したんですね。そこについてどうお考えでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** その件につきましても、数年前、国が出席の取扱いについてとか、成績の取扱いについて指針を示しておりましたので、数年前から本市においても、同様な対応をしております。評価につきましては、児童・生徒の学習意欲に応じて、自力を支援するためにその子が学校以外の場で学習している内容の評価を適切に評価をし、それを指導要録であるとか、それから通知表であるとか、それから進学を目指す子供たちにおいては進学のための必要書類の中に記載するといったような状況をつくっているところですよ。学びはしっかりとやっているわけですよ、場所はどこであろうとその子が豊かに学んで、自分の生き方をつくろうとしている、そこはしっかりと評価をしながらサポートをしていく、それが私たちの役目だと思っております。

**○17番（小野広嗣君）** 教育長に答弁をいただいたように、これまで「松風」に通っている子が、それなりに皆さんに励まされて高校進学を果たしている、そういったケースも本市でも生まれておりますので、そういった視点で支援をしていただければというふうに思っています。

あともう最後になってきますけれども、この自己肯定感の育成という観点で、質問したいと思っています。教育長はもう当然よくお分かりだと思いますけれども、自己肯定感とは、自分を大切な存在であると、自分はかけがえのない存在で愛されていると思えること、自分が今生きていることには意味があるんだと、自分自身を肯定的に捉える感覚をいうわけですね。近頃よくチャットGPTをはじめAI、人工知能のニュースを見聞きする機会が増えてきたわけですけど、そうするとこのAI時代に生きていける子供たちってどうなんだろうというような話題もちらほら出始めております。僕は多分ですね、算数等ですぐ点数が出るような認知能力というのは、AIに代わっていくんだろうなというふうに思っています。それよりも今後大事なのは非認知能力、いわゆる人を思いやる心であったり、やり抜く力、諦めない力、自主的に動く力、自分で判断し行動する力、探求する心と言ってもいいでしょうね。そういったものになってくるんだろうと。でもその根底には、今言った自己肯定感であるところの自分はできるんだと、私ならやれるんだと、そう

いう思える力が備わっていかなければ、なかなかそれが難しくなる。こういう観点についての教育においては、この自己肯定感の育成というのはすごく大事ななと思ったんですが、いかがお考えでしょうか。

**○教育長（福田裕生君）** 自分がどういった力を持っていて、どういう生き方をしたいと思っているかということ、しっかりとその子供に認識させるということは本当に大事なことだと思っております。学校に登校できる子供はもとより、できない子供たちにとっても、じゃあそのことをどういうふうに感じさせるかということ言えば、やはり一番は対面で語るということからスタートし、そしてその子供のその姿をまずは褒めてあげる。今ここに来てくれたことだけでも、まず褒めてあげる。そして、その活動を続ける中で何かができるようになって何かが向上した、そういったことの褒めることの積み重ねによって私は自己肯定感、そしてそのことはひいては自己有能感、能力があるという感じ方です。自己有能感といったものを身に付けていくんだらうなと思っています。ですので、今後も本市の教育においては、この自己肯定感をいかに高めていくかという仕掛けを様々な形でしていきたいと思っています。ここ最近の調査結果によると、本市の子供たちの自己肯定感、徐々に上向きつつあるというところも出ておりますので、今こそだなと思っています。

**○17番（小野広嗣君）** 本市の子供の自己肯定感が上向きつつあるということで、本市の教育行政がしっかりそのことに取り組んでいただいている成果であろうというふうに評価をいたすところでございます。

いろいろお聞きをしましたが、不登校は様々な理由で、誰にでも起こり得るものですよね。大切な子供たちのために、誰一人取り残されない学び、これを提供していかなければいけない。その一つとして様々な取組があって、「松風」がありますね。「松風」について、この本市にはその支援の「松風」、これはヒアリングの際に「なぜその適応指導教室が『松風』になったのか、そのことは分かりませんか」というふうにお聞きをしましたら、調べていただきましたが、「その詳細については分からない」ということでありました。ただ、椋鳩十の書があり、先々代の坪田元教育長の書があって、それも何か関係しているのではないのかなということでもございました。そこで僕がもう1点、申し上げたいと思います。教育長は、志布志市におられた南史郎さんという方は御存じですか、御存じでないかもしれませんね。もう既にお亡くなりになっておられますけれども、港湾関係の企業のトップを務められて、歌を詠まれたりして、志布志市出身ではないのですけれども、志布志市をいたく気に入られて、志布志市に晩年は居を構えられて、歌を詠まれたりして、本市の文化事業にも貢献された方でございます。その南史郎さんが詠まれた歌に「白波に夏と連れ添い松風に背なを押されて走り行く子ら」という短歌がございます。歌にはそれぞれの受け止め方があると思いますが、僕はこの歌を読んで、ここで言う「松風」が教育現場や家族からの愛情であり、その愛情に背中を押されて学校、「松風」あるいは自宅にいる子供たちが自己肯定感を感じながら、希望に溢れて未来へ駆けていく姿であつたらいいなというふうに思ったところでありました。本当に大事なことは、いつもいつもつながっているんだという、こ

のつながりを大切に作るシステムであろうというふうに思っています。その点を申し上げて、教育長の不登校対策に対する熱き思いを最後に聞かせていただければと思っております。

**○教育長（福田裕生君）** 子供たちは、様々な環境の中で育っていると思っております。つらい状況に、まさに今ある子供もおそらくいるだろうと思っております。私たち教師、大人は、そういった子供たちに対して真正面から、時には心地よい風を吹かせ、その子供の顔を上げ、背中をぴんと伸ばすような風になってあげることが必要だろうと思っております。そして、そういう中で育っていく子供たちが、やがては自分自身もつらいことに対して力強く向かっていきながら、自分の人生を創造していく、そういう人間になってほしいと思っております。私は常々、職員であるとかいろいろな関係者には、「まさに風に向かって、そして風になって歩むような、そういった姿であったらどうだろうか」ということを提案しているところです。今、議員から御指摘があったような松風ということになぞらえて言えば、私たち自身が時に松風に向かって、時には松風のような温かいさわやかな風になって、子供たちを認め励まし、育てていくような、そういう志布志市の教育行政でありたいと思っております。これからもいろいろな面からアイデアや提言をいただければ、有り難いです。

**○17番（小野広嗣君）** 教育長の今の答弁を聞いて、思うところは一緒だなとつくづく思ったところでございます。とにかく大事なことは、先ほども申し上げましたけれども、つながりだと思うんですね。登校できなくても、児童・生徒の声に耳を傾け、保護者の思いに寄り添い、いつもつながっているよと。担任をはじめ学校の先生、地域、関係機関が関係を築いていくことだというふうに思います。そういった意味では微力ながら、私などもしっかりとこのことには取り組んでいきたいと、そういったことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

**○議長（平野栄作君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、8番、野村広志君の一般質問を許可します。

**○8番（野村広志君）** 改めましてこんにちは。志みらいの野村広志であります。昼までもう少しありますので、いけるところまでまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、行政のデジタル化について、将来展望ということでお聞きをしてみたいと思ひます。議会も試行的に今タブレットを導入しておりますので、今日はタブレットで質問してみたいと思ひます。早速、この行政のデジタル化による本市の将来展望についてでありますけれども、以前、総務省より自治体戦略2040構想という大きな構想がまとめられ示されました。人口減少、少子高齢化、環境問題やジェンダーレス等、本市も抱える課題は多岐にわたっておりますが、そのような中で多様化している市民ニーズに対応するために、行政のデジタル化の機運が非常に高まっております。このことを最大限に発揮し、もたらされる恩恵やメリットによって、市民サービスのさらなる利便性の向上や行政運営の効率化が図られることが期待されるわけですが、では、具体的にこの行政のデジタル化を念頭に置いた将来像をそのように描きながら、市民に寄り添った市政運営を行っていくお考えなのか、まずは、市長の全体像としてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。



○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

人口減少をはじめとする各種課題は、地域社会に深刻な影響を与えることが懸念されていることから、このような状況に的確に対応するためにはデジタル化の進展が急務となっているところでございます。本市におきましては、これまで令和3年8月に志布志市デジタル化推進計画を策定し、行政のデジタル化を推進してきたところであります。さらには第2次志布志市総合振興計画で将来像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現を目指し、誰もがいつでもどこでもデジタル化の恩恵を享受できるように、今後も質の高い市民サービスを提供するために、従来の枠組みを抜本的に見直したスマート自治体への転換を推進することを目的に、その具体的な方策として第4次志布志市情報化計画を令和5年3月に策定し、4月以降は、自治体DXを政策として推進する体制として総合政策課を設置しまして、専門部会で協議を行いながら、計画的に取り組んでいるところでございます。

○8番（野村広志君） 少し繰り返しになりますけれども、市長は施政方針の中で今述べられました「デジタルの力を活用して、さらに発展していく必要があるとして、自治体のDXを踏まえたデジタル技術等を活用して、市民の利便性の向上や業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく」ということを申されておりました。今、お話いただいたとおりでありますね。そしてさらにこの第4次志布志市情報化計画も策定されまして、これについても行政のデジタル化に取り組み、将来にわたって志布志市が豊かにあるための社会づくりを推進し、今後も質の高い市民サービスを提供するための従来の枠組みを抜本的に見直していくということと、スマート自治体へ転換していくということを目的とされておりました。まさにこれはデジタル技術の進展が複雑化し、多様化の時代にある現代社会において、本市においても大きな転換期になるのかなと示唆されているのかなと思っております。ではこの行政のデジタル化でありますけれども、まずは国が大きな旗振り役としてデジタル庁の開設をしたりとか、マイナンバーカード等を推進をして積極的な後押しをしながら、先ほどもありました自治体DX推進計画というのを策定をなされました。この自治体DX推進計画というのは、各地方自治体がより具体的に取り組みやすい、着手しやすいような方向性とか整備内容が示されたものであります。では、これはそもそも論でありますけれども、本市が掲げている先ほどとの重複になりますが、市民の利便性の向上や業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことや、将来にわたっての志布志市が豊かであるための質の高い市民サービスを提供するためのスマート自治体へ転換するという、こういった目的や指針が上げられておりますけれども、この行政のデジタル化において真に市民にとって必要とされることは一体何なのだろうか。また、市民が求めているこの行政のデジタル化ということについて何を求めているのか、しっかりとやはり精査をされて、こういったことが進めてこられなければならないのかなと思います。大変重要なのかなと思っておりますが、この点については、市長自身どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） デジタル化の推進につきましては、やはり例えば役所まで行かないでも

申請ができるとか、あるいはそういう自分たちが今まで行動していた、動いたことが大分軽減されるということも含めて、そういういわゆるサービスができるんだということでの対応だというふうに思っております。

**○8番（野村広志君）** 役所に行かなくてもできるという、住民が求めているというものというのは様々あるかと思えます。このことについて、市民アンケートが取られているようでありました。このことだけではありませんけれども、その中で「情報提供の満足度」というところで、「満足している・おおむね満足している」という方が41.6%でありまして、その一方で「不満・情報が足りていない・分かりにくい」といった方々が50%を超えているような現状でございました。また、「ICTによる行政サービスの情報化について、さらにこの拡充を望むか」ということをお聞きした中では、42.2%の方が「行政手続の電子化を望んでいる」と、最も高い数字であったようです。それと併せて57.3%の方が「コンビニ交付サービスを希望する」とされておりまして、これは当然利用時間が広がることや、休日でも利用ができるといったことなどで、受け入れられている現状が見受けられたところでありました。また、「実際に自宅にインターネットを契約しているかどうか」という問いについては、73.8%の方が「契約をしている」とありました。これは70歳以上の方では「契約をしている」という方は3割程度にとどまっておりましたので、ここではまたデジタル弱者、そういった方々の現状も垣間見えているようなところでありました。こういった市民アンケートという結果を受けて、どんな課題の整理をしながら、今言った市民サービスの提供であったりとか、サービスにつないでいくようなことというのを考えていらっしゃるか、そこについて少しお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 今、アンケート結果が出ましたとおり、高齢者の方々のいわゆる活用していくための市としてのそういう市民サービスというか取組、これを本当にしっかり考えた体制で取組をしていかなければいけないと、やはり置き去りにされてしまうと、それだけまたいろんな負担等々に関わってきますので、そのことをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** このアンケートの結果、課題等を整理をしっかりとしていただきまして、そのことを踏まえながら、今市長も言われましたけれども、市民目線に立った中で進めていかれることを期待を申し上げたいなと思っております。

では、少し具体的な内容についてお聞きしてまいります。市民にとって直接影響する内容かなと思えますけれども、行政手続のオンライン化と新しい窓口の在り方についてお聞きをしております。まずこれは所管課のヒアリングの中でもお願いをしておりました。押印を廃止した申請手続きであるとか、オンラインで完結する申請手続きの考え方であるとか、あとシステム上考えられる課題、そして利便性の向上につながるような窓口ってどんな窓口ですか。あとこの行政手続のオンライン化によってもたらされる職員の働き方の考え方、現状について、まとめてお示しいただければいいのかなと思えます。お願いいたします。

**○総務課長（小山錠二君）** まず申請書等の押印の見直しにつきましては、令和2年度から令和

3年度にかけまして、見直しを行っております。令和4年4月1日から押印の廃止を実施したところであります。種類におきましては、全体の2,184種類のうち1,982種類におきまして押印の廃止を実施し、市民の方々における押印における負担の軽減を図ったところでございます。

○8番（野村広志君） すみません、一緒に今話をしましたので、受け止めきれなかったかと思いますが、では、オンラインで完結する申請手続きについてはどうでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

オンラインで完結する申請手続きにおいては、国が推進している子育て、介護関係の26の手続きのうち25手続きと罹災証明書、あとワクチン接種証明書、選挙における不在者投票申請などの26手続きの計51の手続きを国のポータルサイトということで、マイナポータル上でオンラインの申請が可能となっているところでございます。

○8番（野村広志君） では、そのところでお聞きします。今51ということで、実際マイナポータルサイトを使わなければ手続きができないわけですが、現状としてどれくらいの申請があるのか、数字はお持ちですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 件数はちょっと把握はしていませんが、申請や届出に関してマイナポータル上ではスマートフォンによりまして、複数のアプリケーションをインストールする必要がありますので、そのような関係から行っているということで、今申請数の多い手続き150件というのをですね、そういった形で順次市民サービスの向上ということで、オンライン化を考えているところでございます。

○8番（野村広志君） では、アクセスした実績という数字は、押さえてはいないということですね。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 実績としては、今のところちょっと押さえてはいないところです。

○8番（野村広志君） では、引き続きお願いします。システム上に考えられる課題、また利便性の向上につながるような窓口といったものについてはどうでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 先ほども申し上げましたとおり、マイナポータルにおきましてということで、スマートフォンですね、そういったインターネットがやはり必要になってくるという環境が、今後の課題だというふうに考えております。

○市民環境課長（留中政文君） 市民の利便性にもつながる窓口というようなことでございますが、行政手続のオンライン化が進みまして、新しい窓口の導入が可能となると、申請者のマイナンバーカードを活用して行政手続に必要な申請者情報の提供を受けることにより、その市民の手続きに対する省力化が図られるものでございます。複数の窓口で申請や届出等がある場合でも、必要な手続き書類への氏名、住所などの記入が省略されたり、関連する手続きにおいても、手続き書類が事前準備されるなど、相対的な手続き時間が短縮されることで、市民の手続きに係る負担の軽減となりまして、同時に職員は市民に寄り添った窓口対応が可能となるものでございます。このことは窓口の業務改善につながり、他の行政サービスへ業務量を割り振ることで、市民

サービスの向上につながることを目指すものでございます。

○議長（平野栄作君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

○  
午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開  
○

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 先ほどマイナポータルの申請件数についてという御質問でしたが、それにつきまして、令和4年度は申請件数が125件、令和5年度は4月から5月までということで28件、今のほうで153件の申請の件数というのを把握しております。内容におきましては、やはり転入・転出に係る手続きと、保育所の入所申請に係る申請手続きというのが主な内容でございます。

○8番（野村広志君） 今、報告いただきました。オンラインで完結する申請手続きと、少しずつではありますけれども、広がりが出てきているのかなというような気がいたしたところでした。では、このところでもう1点ありました、オンライン化によってもたらされる職員の働き方について、そこについて少しお示しいただけますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 窓口業務がデジタル化で効率化されるということで、まず窓口で対応する時間というのが短縮されます。またその分ほかの業務を行う時間が確保できるというところから、業務量の削減が行えることでより適正な人員配置が行え、業務の平準化が図られると考えております。

○8番（野村広志君） 様々答弁をいただきましたけれども、先ほども触れましたけれども、国がお示しをした自治体DX推進計画、この中でも重点取組事項としてもこの行政手続のオンライン化は示されておりますが、やはりこの多様なライフスタイルに対応した市民サービスの充実には、この行政手続のオンライン化は不可欠であるのかなと。このことを言い換えれば、市役所の窓口に行かなくても行政手続が完結をするということになります。オンライン化によって市民の利便性は向上し、すなわち市民の方の市役所への来庁負担を減らすことで、多様なライフスタイルへの対応が可能な、先ほどと繰り返しになりますけれども、市民が市役所の窓口に行かなくてもよいサービス、市民サービスの提供につながってくるものと考えております。併せてこれは、オンライン申請のシステムと情報システムとのデータ連携を取ることで、この行政手続のオンライン化はさらに精度を上げてくるものと思われま。また、新しい窓口の在り方については、ワンスオンリーという考え方、これは一度市民が出した情報は2回目の提出を求めないということになりますけれども、こういったことやワンストップ化による業務の効率化を図ることによって、私は、新しい窓口としての考え方ですけれども、「待たずに、書かずに、簡単に」ということの実現に、このデジタル技術を大いに用いた窓口の在り方を模索する必要があると強く感じて

おります。そこで、この行政手続のオンライン化と併せて新しい窓口が機能すれば、先ほども少し答弁がありましたけれども、対面で行う必要のある市民サービス等が、さらに充実した市民に寄り添った対応が図られる窓口になると考えております。このことは情報化計画の中にも書かれておりましたけれども、いま一度確認させてください。このことについても、積極的に進めていくという認識でよろしいですか。

**○市長（下平晴行君）** そのことについては、企画政策課を総合政策課に改めて、特にデジタル化の推進を図ると、先ほどありましたように、業務の効率化等を含めて対応していきたいという考え方でございます。

**○8番（野村広志君）** では、もう1点お聞きします。この行政の手続きのオンライン化や新しい窓口、これは本来機能することによって繰り返しになりますが、市民の方の市役所への来庁負担を減らすことやスムーズな窓口対応にあたれるというような効果がうかがえるわけですが、今後庁舎の在り方や不要な施設の統廃合、また並びに人件費や維持費の削減といったところまで少し踏み込んだ形での展開、この辺についてはどうお考えですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、人口減少の中で特に業務の集約をしていかないと、職員も当然減らしていくということになるかというふうに思いますので、そのことを進めるためには、やはりデジタル化の推進を図っていかなければならないというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 答弁いただきましたけれども、この行政の手続きのオンライン化については、まだまだ少し課題もあるのかなと私なりに考えておまして、今答弁いただいたこと、押印廃止やオンライン手続きで完結すること、またシステム上の問題などもろもろあるかと思えますけれども、少し私なりに整理をして総体的な課題として考えてみたところでした。まず一つ目に、デジタル格差の問題についてであります。後でも少し触れますけれども、このオンライン手続きを利用するためには、インターネットへのアクセスが必要だということと、デジタル機器を所有する必要があるということがあると思います。あとこのデジタル格差が存在することや、デジタルリテラシーが不十分な場合などが想定されることも考えられます。2点目でありまして、セキュリティとプライバシーの問題では、オンライン手続きでは個人情報や機密データが扱われるため、セキュリティ対策が非常に重要になると思われま。情報漏えいやハッキングなどのリスクがあるため、十分なセキュリティ対策を取る必要があります。併せて個人情報の適切な取扱いとプライバシー保護も重要な要素になると思われま。三つ目に、ユーザビリティと利便性についてであります。オンライン手続きの利用が煩雑で理解しにくい場合など、市民が利用を躊躇しやすくなる可能性があるかと懸念がされております。そこでユーザビリティ、これは使いやすさになりますけれども、その使いやすさの向上と使いやすい機器の提供が求められていると思えます。4点目でありまして、オンライン手続きのみで完結することが難しい手続きや書類の提出が必要な場合には、オフラインとの連携やデジタルとアナログとの併用が求められる場合があると想定されます。5点目には、法的・制度的な問題・課題についてであります。行政手続のオンライン化には、関連する法律や規制の見直しが必要な場合があります。電子証明の法

的な有効性やオンライン上の契約の取扱い、データの保管期間の規定など法的な枠組みの整備が必要かと考えられます。そして6番目、最後でありますけれども、一部事務組合のような複数の行政の機関が関与する手続きについては、これはシームレスと言われる継ぎ目のない行政手続になりますけれども、データの連携や情報共有の仕組みを整える必要があると考えられます。この課題を六つ挙げさせていただきましたが、まだ想定しきれていない課題も存在するかと思いますけれども、こういった課題、懸念等を整理しながら、この行政手続のオンライン化、新しい窓口の在り方を進めていかなければなりませんけれども、これをお聞きになってどのように向き合っていくながら、こういったことを進めていかれるのかなという思いがあれば、その点についてお聞かせいただけますか。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** 御質問の六つの課題というかそれにおきましてですが、まずやはりデジタルに不慣れな方、デジタル弱者への対応と、先ほど議員も冒頭で申されましたが、インターネット環境のない方等が70歳以上で62%を超えるというような方たち、また調査はしていないんですけど、全国的な世論調査におきまして、70歳以上でスマートフォンの利用できていない方が58%近くはいらっしゃるというところから、まずはそういった方たちへのデジタルに対する不安とか、そういった利便性が図られるようなことに取り組むことが大事だというふうに思います。また、情報の漏えいにおいては、やはりそれを取り扱う私たち職員が、そういったデジタルリテラシーを習得するような、いろいろ研修、知識等を備えていく必要があるというふうに考えておりますので、このデジタルがこのコロナ禍という中でかなり加速化した普及になっておりますので、今後は様々な課題もあると思いますが、総合政策課の中にデジタル推進係というのを4月から設置しておりますので、そういった中で幅広く情報を収集したり、先進地の事例等も収集しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 課題は、まだまだたくさんあります。まずはそういったデジタルに不慣れな方々への対応であったりとか、そういった職員の研修であったりとか、そういったリテラシーといったもの等々に対応していくということで、十分に理解するところであります。これはそもそも論の話になりますけれども、私も真にこの市民の利便性の向上や行政の効率化を促進するための重要な取組であると、この行政のデジタル化の本来の目的や目標になりますけれども、それに合致するものであるということで、この行政のデジタル化というのは確信をしております。このことはあまり時間をかけずに、速やかに進めていかなければならない課題であるのかなと承知をしておりますので、速やかに推進を図っていただきたいと思っております。市長の積極的な取組を期待して、次にいきたいと思っております。

次に、今課長からも答弁がありましたけれども、このデジタルに不慣れな方々を対象とした格差解消の取組についてを少しお聞きいたします。デジタルに不慣れな方と思われる方々について、どの程度これは認識をされているのか。先ほども少し数字で、スマートフォンを利用していない方が58%ということがありましたけれども、そういった方々の認識と、それと併せて、当然誰もがこれを享受できなければならないこのデジタル社会での恩恵でありますので、そういった社

会を構築するためには、どういったことが必要なのかということまで併せてお聞かせいただければと思います。

**○情報管理課長（宮内真吾君）** 議員の御質問にお答えします。

デジタル弱者の現状認識ということですが、令和4年度の第4次志布志市情報化計画の策定の際に実施しました市民アンケート結果では、インターネットを利用していない割合が60歳台で27.6%、70歳以上で62.3%と高くなっております。また令和3年1月に公表されました内閣府の世論調査結果では、60歳台の25.7%、70歳代以上の57.8%がスマートフォン等の情報通信機器を利用できていないという結果が出ております。高齢者を中心にインターネット及びスマートフォン等の情報通信機器を利用できていない状況であり、デジタル弱者の解消は、本市においても重要な課題であると認識しております。

また、デジタル弱者の解消のための施策としまして、インターネットや通信料金の低廉化、スマートフォン等の情報通信機器の対応や操作方法の支援、デジタルに不慣れな方々に配慮した取組を検討する必要があると考えております。

**○8番（野村広志君）** 今、課長から60歳台、70歳台という形でアンケートを取られたことに対する見解をお聞かせいただきましたが、やはり一定数、このデジタル弱者という方々、デジタルに不慣れな方々がいらっしゃるわけですが、実際に具体的に研修会を開いたりとかスマホの勉強会、教室を開いたりとかいうこともあったようですけれども、これは様々な取組の中で効果みたいなものというのは何か感じておられますでしょうか。ないしは効果的な方法として、有効性があるという認識でおられますか、そこはどうでしょうか。

**○情報管理課長（宮内真吾君）** 議員の御質問にお答えします。

総務省では一人ひとりがデジタル活用の恩恵を受け、より豊かな生活を送ることができるようデジタル活用推進事業に取り組んでおります。本市においても、令和3年度から同事業を活用しまして、スマートフォン講座を開催し、令和3年度は延べ96人、令和4年度は延べ136人が参加しております。さらには、今年度についても、8月から開催予定としております。また、出前講座によるデジタル化の説明や生涯学習講座によるスマートフォン講座の実施、加えて公民館や図書館等に公衆無線LANや公開用パソコンを設置しておりますので、デジタルに不慣れな方がコストをかけずにデジタルを体験できる環境を提供しているところでございます。このスマートフォン講座に参加していただいた方は、目的としましてはSNSの活用が一番多かったです。参加していただいた方の声としては、それを基にいろいろお子さんであるとかお孫さんと「通信ができるようになって良かった」と、そういった声を寄せられております。

**○8番（野村広志君）** 今、現状を少しお示しいただきましたが、これは通信事業者があらうかと思いますが、そこと連携をしてとかという取組になっていきますか、そこはどうでしょうか。

**○情報管理課長（宮内真吾君）** 議員のおっしゃるとおり、NTTドコモと連携をしまして、事業を実施しております。講師は、NTTドコモの担当者が講師をしております。

以上です。

○8番（野村広志君） 高齢者の方々、またデジタルに不慣れな方々が、こういった勉強会とか教室に参加されるとよく言われます、都会にいらっしゃるお孫さんであったりとか、そういった方々とのSNSのやり取りができるであったりとか、写真を撮ったものの送ったりとかもらったりとかいうようなことが、一番身近で感じやすいものになっているというような意見等もあるようです。そういったことから取っかかりとして入っていくということは、有効な手段なのかなということは私も思っているところですので、そういったことも踏まえながら、ぜひ、こういったことが広く参加できるような環境を整えていただければなと思っております。

ではもう1点、行政のデジタル化については、急速に進化し続けていると私自身も強く感じておりますが、実際に市の職員の中にも、この進化するスピードに不安を感じていらっしゃる方がいるのではないかなと思えますけれども、その辺についてはどのようにお感じですか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 職員の情報化の推進ということですが、各課に配置しているDX推進リーダーというのがいますので、そういった方たちで本市のデジタル化推進に係る取組、国・県からの情報を共有しまして、情報リテラシーの向上を図っております。また、令和3年度におきましては、全職員向けの動画による研修、令和4年度では、民間事業者と連携協定を締結しておりますので、職員全体の研修や若手職員のワークショップ研修を開催しております。本年度におきましては、今申し上げました研修等も継続して実施をいたしまして、職員の情報セキュリティの意識向上を図ってまいりたいと、全ての職員が同様にその情報におけるステップが上がっていくような取組を行っていききたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） この行政のデジタル化を進めていくには、実際に運用や活用をしていくと、その効果こそが行政の効率化にもつながっていくわけでありますので、行政間のスキルアップについては、不断の決意を持って、今答弁がありましたのでそういったことを積極的に進めていただきまして、挑んでいただきたいなとお願いをしておきたいと思えます。

では、次にまいります。コネクテッドカーの早期導入による誰一人取り残されない行政サービスの在り方についてお聞きをまいります。このコネクテッドカーでありますけれども、俗に言う出張型の役所窓口カーとでも申しましょうか、インターネットに接続可能な機器を装備した移動行政サービスになります。情報化計画の中でも市内全地域へのサービス格差の是正や地域福祉の向上につながるとして、この導入に向けての検討に入っているようでございますけれども、先進事例等も多くございますが、導入に向けた現段階での課題、また現段階の進捗についてお聞かせいただけますか。

○市民環境課長（留中政文君） コネクテッドカーでございますが、現在のところ専門部会におきまして、コンビニ開始後のデジタル格差解消のための施策の一つとして協議をしております。ただ、具体的な検討には至っておりませんが、ちょっとデモ等も拝見しまして、協議を行っている状況でございます。

○8番（野村広志君） 様々まだ課題があろうかと思えますけれども、実際に実証実験をして試験運用、そして本格導入となろうかと思えますけれども、ではまだ具体的なことをしていないと



いうことは、導入スケジュールであったりとか、そういったことというのはまだ見えていないということの理解でよろしいですか。

**○市民環境課長（留中政文君）** このコネクテッドカーにおきましては、地域間の行政サービスの格差の是正とか地域と行政の連携強化とか、地域活性化にも寄与する取組として情報化計画内でも重要性があるとして位置づけているところであります。この計画の中では、令和7年度を目標としておりますので、また先進事例を参考に、専門部会におきましても本市にとってどのような運用形態が望ましいのか、どのようなサービスが提供できるかなど、実証を行いながら検討していきたいというふうに思っております。

**○8番（野村広志君）** これは情報化計画の中にもしっかりと記載されておりますので、そういったことを基にしながら、しっかりと協議して前に進めていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。これは市長自身、コネクテッドカーの導入についてその必要性についてはどのような御認識でおられますか。

**○市長（下平晴行君）** これは大変必要なことだと、受入態勢をしっかりとしていかなければいけないと思っておりますので、先ほど課長が言いましたように、その課題等も含めたことをクリアしながら、導入に向けた取組をしまいたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 第4次志布志市情報化計画の中にも、先ほどもありましたが、サービスの格差の是正がされるとして、地域と行政の連携強化や地域活性化にもつながるものとして示されております。その必要性については、当然市長から答弁があったとおりでと思います。このコネクテッドカーの導入については、現在進行中であります地域コミュニティ協議会と連携を図りながらということを示されておりましたが、具体的にこの地域と連携をするという手法について、現段階で答弁できる部分はございますか。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** 第4次志布志市情報化計画におきまして、コネクテッドカーの利用を地域コミュニティ協議会との連携を図りながらということに記載しております。これにおきましては、地域の活性化の活動を目的にと、コネクテッドカーが巡回する場所というのを、地域コミュニティ協議会の地域というような捉え方で、地域コミュニティ協議会の中で住民の方が必要な手続きというのをお聞かせいただければ、コネクテッドカーの配車というような、やはりニーズに合わせた形でこちらも提供するというようなことから、そういったことを地域コミュニティ協議会のほうでも、「こういったコネクテッドカーの活用方法がありますよ」というのを促しをしていただいて、それに対応して市のほうでもコネクテッドカーを派遣をして、その手続きを完了させるというようなこともできるのではないかとということで、この第4次志布志市情報化計画のほうでは取組ということで記載しております。

**○8番（野村広志君）** このコネクテッドカー、非常に効果的なことであるからぜひ進めていただきたいと思いますが、この運用の中でやはりこの地域コミュニティ協議会等を活用しながら、そういった手だてをしていくということであれば、やはりこういった計画書にも実際記載されているわけでありますので、実際に地域コミュニティ協議会の方々にこのことのお示しをしたかと

いうこと、ないしはそういった方向性であるよというような話があるかと、実際に地域の中ではこういった計画があること自体も認識がないという、地域コミュニティ協議会ほとんどのところがそうであるのかなと思います。当然まだ先のことになるろうかと思えますけれども、計画でしっかりと示されたということであれば、地域コミュニティ協議会のほうにもぜひとも促して、認知度を上げていってもらいたいと、これはお願いをしておきたいと思えます。

では、このところで最後にお聞きします。コネクテッドカーで対応が可能と想定される行政手続、申請手続きから相談業務まで、これは多岐にわたるのかなと想定がされますが、これを所管する担当課というのはどこを想定されていらっしゃいますか。

**○市民環境課長（留中政文君）** このコネクテッドカーの運用形態とか、提供するサービスの種類とか、市民にとっても利便性が高く利用しやすいかなども含めて、運用につきましては専門部会で協議・検討してまいります。

**○8番（野村広志君）** 検討委員会で協議をしっかりとさせていただきたいなと思えます。こういった取組も行政のデジタル化に取りましては、大変必要なことなんだろうなと私自身も認識しております。まさに先ほどと同様、市役所の窓口に行かなくてもよい市民サービスの提供につながる施策であると思っております。早い段階での実現に向けて、この制度設計を急いでいただきたいとお願いをして、次に移りたいと思えます。

フリーオフィス化の実現に向けた執務環境の在り方についてをお聞きいたします。以前、私はこのことについて一般質問をいたしました。このフリーアドレス化について質問した際、市長も同様のお考えであるとの答弁をいただいたことを受けまして、今回より具体的にお聞きをしております。昨今、先進的な自治体では、このフリーオフィス化、俗に言われるフリーアドレス化の導入が進んでいるようであります。総務省の行政管理局によるオフィス改革チームが「理想の働き方のために」として、自分たちの執務環境を改善実践した報告書がまとめられております。その中でも述べられておりましたが、まずは、職員の抜本的な意識改革が必要であると強くうたっております。行政のデジタル化の正しい理解と促進、これはデジタル化が輝かしい未来を創造するのではなくて、輝かしい未来を創造するためにデジタル化をどう活用するか、そういった発想を持つ人材を育成することこそが大事であるということをうたってありました。そこで、お聞きいたしますが、現在職員には個人用のキャビネット付きデスクが与えられておりますが、このことを言い換えれば、自分の席でなければ仕事ができない環境をつくり出しているとも言えます。少し耳の痛いお話かと思えますけれども、管理職の方々は一番奥の窓際に役職順に配席であるとか、いまだに旧態依然の職場環境にあるのではないのでしょうか。執務エリアにおいても、膨大な紙資料を保管する書棚やキャビネット等で、これは島ごと、課ごとと言いますかグループごとと言いますか、そういった形で現在区切られております。この執務スペースは果たしてこれからの行政のデジタル化を進めていく上で、これは逆行するものではないのだろうかと思っております。非常に危機感を覚えています。では、このフリーアドレス化を導入するとした場合、やはり様々職員の反応とかもあろうかと思えます。職員の声とかもですね。そういったことをし

っかりと受け止めながら進めていかなければならないのかなと思いますけれども、想定されている現段階での様々な課題等もあろうかと思えます。計画でもしっかりとこのフリーアドレス化についても着目されておりましたので、どの辺まで議論が進んだのかお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 業務管理の観点からしまして、同じ部署内の職員が庁内に点在することになった場合、来庁者対応や電話対応等に偏りが生じることになるため、全ての職員がフリーオフィスで業務を行えないことから、職員の働き方の公平性が課題だということを考えております。しかし、課長会の中でもこの話が出たところでもありますので、現在はそういうことですが、おっしゃるように早めにやはりこういうフリーオフィス化の取組をしていかななくてはいけないのかなと、そうすることによって、今おっしゃった紙の書類ですね、そういうものの整理・統合も一緒にできるわけありますので、そのことについては、今の段階ではすぐできるということではありませんが、そういうことを考えながら、将来に向けては対応していきたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** これは先般の報道等でお聞きになられた方も多いかと思いますけれども、鹿児島県において、これは県庁職員ですね、座る場所を固定せず、業務に応じて自由にデスクを移動するフリーアドレスの実証実験を始めたとありました。これは業務の効率化と活性化が狙いということでありまして、視察をされました塩田知事によると、「職員間のコミュニケーションが活発になり、様々なアイデアが出てくることを期待したい」と述べられておられました。これは九州でも全国でも、こういった先進事例はもうどんどん出てきております。もはやこれは先進事例ではなく、既成路線として行政のデジタル化を推進する上では、大変重要なポイントになるのではないかなと感じております。市長、こういった報道等もお聞きになったかと思えます。早めのこういった展開、施策の方針というのをもう少し早めていく考えはどうか

**○市長（下平晴行君）** このことについては、民間等ではもうテレビ等でも映像で流れているわけですが、このことは本当に今おっしゃったように横の連携等々、縦がなくなって、業務等もそういう今回グループ制の導入もしていこうということで、4課はグループ制を導入しておりますが、それと併せてそのことがより一層効果が出るのではないかというふうには思っております。

**○8番（野村広志君）** このフリーアドレス化、決して行政のデジタル化の目的ではないと私は思っております。先ほどから議論させていただいております行政手続のオンライン化にしてもそうでありまして、新しい窓口の在り方にしてもそうでありまして。コネクテッドカーの導入にしても、同様であらうかと思えます。目的ではなくて、あくまでこれは手段でしかないと思っております。こういった様々な手段を総体的に用いて、また現在進行しております、今市長からありましたグループ制、組織機構再編方針ですね、こういったグループ制といったものが、本来機能してくるものだろうと考えております。そして、本来の目的である冒頭お話しをした市民の利便性の向上であったりとか業務の効率化、またスマート自治体への展開に導いていく、このことこそがこの行政のデジタル化に課せられた大きな使命ではなかろうかと思っております。では、こ

のフリーアドレスが導入されたとしても、やはりこういったことがありますので、普段の見直しや改善のサイクルを回していくことが重要であり、また例えば、秘匿性の高い情報を扱う人事部門やフリーアドレスの採用になじまない部門では、フリーアドレスではなくてグループアドレスというような考え方もあるようですので、そういった柔軟に用いて業務特性に応じた運用ルールの検討が必要かと感じております。とりわけ小さいところからこの実証実験を始めていただき、少しずつ課や部門、部署を広げて働き方の改革にもつなげていくことこそが大切であると考えておりますが、市長もう一度お聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるように、グループ制も今回4課が導入したと。これは導入する課長がやはり関心がないと進めていけないというふうに思っておりますので、それぞれの部署でしっかりとした今みたいな、来年度は組織機構再編ということで全課でグループ制も導入していこうという考え方ではありますが、今おっしゃったように、フリーアドレスが可能な部署等も話がありましたとおり、まずはできる段階から、できる課から、部署から取組をしていけばいいのかなというふうに思ったところでもあります。

**○8番（野村広志君）** ではもう1点、これはフリーアドレスのところでお聞きしますが、これは効率的な執務スペースの確保やペーパーレス化等が浸透することによって、これは紙文化からの脱却が図られるということによって、新しい執務スペースとしての環境が整ってくると考えられます。そうすれば、現在の執務スペースとしての実質床面積についても、大分これは余裕が出てくるのではないかなと、こういった点についてどのようにお考えですか。

**○市長（下平晴行君）** まさにおっしゃるとおり、いわゆるその部屋の中での対応という、いろんな形で活用ができると、ですから、例えばその部屋の中に大きなテーブルを一つ持ってきて、その周りで執務ができるということになりますと、今個人個人で持っている机等ではなくて、全体の部屋の活用等も含めていろんな形で人と人とのつながり、それからその部屋の活用、そして今まではそれぞれの部署が決まっていたわけではありますが、それも自由に座る場所が選択できるということでもありますので、いろんな面で人のつながり、業務の在り方等々が可能になるのではないかなというふうに思っております。

**○8番（野村広志君）** 市長が述べられたとおり、そうだと私も思っております。今、職員にはパソコンが貸与をされているかと思いますが、そういったことが全ての職員に行きわたるようなことが出てくれば、今市長がお話したようなことというのが、現実味を帯びてくるのかなと思っております。今、お話を聞きながらふと思ったんですけども、我々が担当課に行ったときに、課長さんがいらっしゃって担当の職員がいるということが、今はすぐ見て可視化できますけれども、こういったフリーアドレスが導入されるとなると、まず職員を探すところから出てくるのかなと。どこにいるのかなというところが出てくるのかなと、少し今心配したところでしたけれども、そういったことが進んでくれば、また考え方がいろいろ変わってくるのかなということも、少し感じたところでした。先ほども触れましたけれども、現在進行中の組織機構再編方針も私は大変重要なことだと考えております。しかし、これは働き方自体が変わらなければ、いく

ら組織だけを、枠組みだけを見直したとしても、本来の意味での機能をしていかないのかなと思っております。ですので、これはフリーアドレス化の推進等によって抜本的な、総体的な働き方の改革が進んでくれば、リモート会議用の小さな小部屋だったりとかブースが、たくさん必要になってくるのかなと想像されます。また、現在使用している事務用の什器、テーブルとかそういうのも、今市長からもありましたけれども、使えるものはしっかりとこれを活用していただきまして、また新たなスペースの確保等で不足する間仕切りであったりとか、パーティションであったりとか、ミーティングデスクであったりとか、新しい働き方を提案するような事務用の什器については、新たに導入する必要性もあるのではないかなと考えております。これは併せて、執務スペースでの動線であったりとかレイアウト等については、第4次志布志市情報化計画を策定した際に、これは若手の職員で編成されたDX推進プロジェクトチームというのがあったかと思えますけれども、こういった方々にもう一度、当然専門的な見地も必要ですけれども、こういった若い職員の方々の意見を十分に参酌をしながら、ぜひ検討をしてもらっていただきたいと、そういった全体的な動線、レイアウトも含めながら検討に入っていただきたいなと思っておりますが、市長、最後にお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいますとおり、若い職員も含めて関心のある職員の配置、その中に入って取組をしていくためには、関心のある職員をそこに配置して、そのことについて協議をしていくと、考えていくということを考えますと、やはりデジタルの推進についてもやはりそういうことに関心のある職員の配置をしておりますので、今おっしゃったことも含めて、若い職員も含めて関心のある職員の配置をして、より一層のフリーオフィス、フリーアドレスの導入に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 市長のこのフリーアドレス化に向けての気持ちの確認が取れましたので、次に移りたいと思います。

次は、テレワークの推進による多様な働き方についてのところをお聞きいたします。新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックにより、民間のほうでは一部進んでいたものの、なかなか広がりが見えてこなかったこのテレワークの推進であります。皮肉にもこのコロナ禍の中で普及して、定着をすところまで進んでまいりました。現在、このコロナ禍が落ち着き、平時に戻りつつある現状でも、テレワークの取組については引き続き広がりを見せております。しかし、一方で地方自治体では様々な制約からこのテレワークの実施に移行できておらず、課題等も見えているようであります。そこでお聞きしますが、現在、本市のテレワークの現状についてと様々な課題等について、捉えていらっしゃることをお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 令和4年度に試行的に総務課、企画政策課、情報管理課の3課において、13人の職員が26回実施したところであります。実施した業務内容は予算編成業務、会議資料作成業務、計画策定業務などです。試行的に実施した内容を基に、本年度中に本格導入を行う予定としているところでございます。

テレワークを行うと、職員の勤務状況を確認することができないという課題が考えられます。

また、庁舎を離れて業務を行うため、情報漏えい防止などのセキュリティ対策の徹底が必要になってまいります。さらに、市役所業務は多岐にわたりますので、窓口業務など業務内容により全ての職員がテレワークを行えないため、職員の働き方の公正性も課題だというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** 今、市長の答弁をお聞きして、このテレワークを取り入れていくための下地と申しますか、そういったものがまだ整っていないような気がしてなりませんけれども、私自身も少し調べてみました。これは重複する点もございますが、地方自治体がテレワークでの障壁に捉えていることとして、まず1番目でありますが、テレワークでできる業務に限界があるということ、2番目に、セキュリティ対策に課題があること、3番目に、テレワークの導入に係るコストの問題、4番目に、勤務管理や業務管理が難しいこと、5番目に、就業規則や条例の変更・改定が必要なこと等々が上げられるかなど、私自身も少し感じたところでした。しかし、一方で期待できる効果としては、第4次志布志市情報化計画でも捉えられておりましたけれども、ワーク・ライフ・バランスの向上や働き方の改革の切り札として、多様な働き方を提起するものとして計画をされておりますし、避けて通ってはならないものであるなど、しっかりと実現に向けて取組を進めなければならないなど思っております。では、別の角度から少し見たときに、例えば人口減少社会において、労働力人口の確保や地域の活性化、また新しい生活様式の転換が求められている中、感染症防止のことや先ほど小野議員からもありましたがBCP、これは災害等を含めたときの行政機能の維持のことではありますが、こういったこともテレワークというものが大きく寄与されてくるものかなど、関連性が出てくるかなど思っております。では、こういったテレワークの推進について、当局が考えられている期待できる効果というのは、どのようなことの効果というか見解をお持ちなのか、そこについて少しお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 期待できる効果としては、通勤時間の削減になり、プライベートの時間を確保しやすくなり、育児・介護等を行う時間にもゆとりが生まれ、職員の心身の健康にもつながり、業務の効率性が上がるというふうに考えております。また、テレワークでの時間外勤務は想定しておりませんので、時間外勤務手当の経費削減にもつながるのではないかとというふうに考えております。

**○8番（野村広志君）** まだ様々な捉え方と検証が必要なのかなど思いますけれども、これは第4次志布志市情報化計画の中で検証や実証を踏まえながら、先ほど市長は今年度中には導入したいということでしたが、本格導入として令和6年度には導入したいというような計画になっていたようですが、目標値として、これは令和9年度までにテレワークによる常時勤務割合を30%に掲げておられます。これは現在の職員数からおおよそ概算で計算すると、100名を少し切るぐらいの数の職員を在宅ワークによる勤務体系で勤務を実施していくという目標になっているようですが、この目標でありますが、実現可能な数値として捉えてよろしいですか。

**○市長（下平晴行君）** 可能かどうかというのはなかなかですね、そういう業務の内容によってもまた違うでしょうから、そこはそういう目標値として可能だということでは捉えていただければ

というふうに思います。

○8番（野村広志君） 目標値ということで、当然目標値ですけれども、それに向かってどうやって計画を進めていくのかということでもありますので、この30%というのはいかほどの数だなということで、私も拝見したところでしたけれども、では、このテレワークの導入について、組織機構再編方針にも記載されておりますとおり、フロントオフィスとバックオフィスの考え方をしっかりとこれは整理をしていく必要があるのかなと思っております。そこについてのお考えをお聞かせいただけますか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） まずこのテレワークにおいてのことですが、フロントオフィスということで窓口業務等ですね、そういった市民と関係のあるオフィス、それとバックオフィス、管理部門という形で大きく二つに分けて、その中で先ほど令和4年度での実績もございましたが、予算編成作業とか計画業務のそういった関係する計画の策定とか、そういったのがバックオフィスというような形になりますので、そういったところも踏まえながら、その大きくフロントオフィスとバックオフィスと分けて、そのバックオフィスのほうで、今この第4次志布志市情報化計画の中に30%あるというようなウエイトがつくようであれば、そういったところを優先して、このテレワークというのをも併せて進めていきたいというふうに考えております。

○8番（野村広志君） 分かりました。フロントオフィスとバックオフィスと非常にそういう捉え方をしておりましたので、私はその計画を見たときに、しっかりと本気でこれを取り組む考えがあるんだなということを改めて感じたところでした。

しっかりとそこを捉えて進めていただければなと思います。これは同時にテレワークの導入で、働き方の改革や職場環境にも変化が出てくると思いますが、このことと先ほどのフリーアドレス化ですね、これはセットでやはり取組を進めることがさらにその効果が見えてくるのではないかなと考えております。これはすなわち、これからの執務スペースを考える、職場環境の在り方を考えるということは、働き方改革をどうあるべきかと併せて、やはり繰り返しになりますけれども組織機構再編方針に基づくグループ制がしっかりと機能して、本来の目的である市民の利便性の向上や業務の効率につながっていくということになります。ぜひ、こういった業務の効率化等についても議論いただきながらと思いますけれども、この職場の環境の在り方と働き方の改革、こういったことはやはり組織機構再編方針に基づいて、しっかりと進められていくというような考え方を当然持っていらっしゃると思いますので、このテレワークの推進については、ぜひともこの主観を忘れないでですね、進めていただければなと思っております。あとこのテレワークにおけるセキュリティの課題があるようですけれども、自宅等でテレワークを行う場合、先ほど少しありましたが、業務用の端末を庁舎外に持ち出して、一般のネットワーク回線に接続しながら、業務を行うことが想定をされますが、果たしてこれは現在のシステムで可能なのか。また、どのように改善すれば可能になるのか、対策が必要ではないかなと思っております。そこで、このセキュリティ対策をクリアする対応として、有明庁舎、松山庁舎を活用したテレワークオフィスとしてのサテライトオフィス化を検討してみてもどうかと思っております。一見して、庁

舎をテレワークに活用するという事は、テレワークにならないのかなというふうに考えていらっしゃる方もいるかもしれませんが、組織機構再編方針で示された本庁集約を考えたときに、先ほどフロントオフィスとバックオフィスの考え方にに基づき、バックオフィスの職員の方々を中心に、この執務スペースとしての余裕のある有明庁舎や松山庁舎をテレワーク勤務とすることによって、このセキュリティ対策については担保され、新しい働き方改革にもつながるのではないかなと思っております。どうでしょうか、これは総体的にテレワークの推進を併せて、こういった庁舎をサテライトオフィス化するというような考え方はいかがお考えでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 今おっしゃるように、有明庁舎と松山庁舎については、大分余裕が出てきますので、そういうことが可能になるのではないかなというふうには思っております。先ほど言いましたように、そういうできるところから取組をしていけばいいのかなというふうには思ったところでございます。

**○8番（野村広志君）** これは繰り返し聞きますけど、テレワークの推進というのは、市長自身も必要なものだという認識でおられますか。そこをもう一度お聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 先ほども言いましたように、いわゆる家から出ずにそういう業務ができるということですので、これは必要だというふうに思います。

**○8番（野村広志君）** 市長からも必要であるというような認識をいただきましたので、しっかり進めていただけるものをお願いをして、最後の質問に入りたいと思います

これまで様々お聞きしてまいりました行政のデジタル化を推進する手法についてであります、果たして、先般示されました組織機構再編方針の中でも、この行政のデジタル化を念頭に置いた将来展望の描ける持続可能な再編方針になっているのか、まずその点について考え方をお示しただけですか。

**○市長（下平晴行君）** 現在、業務の効率化や市民サービスの向上に向けた機動的な体制の構築並びに政策及び職員間の連携を中心とした横断的な組織体制の構築を目指しまして、組織機構再編に向けた取組を進めているところでありますが、限られた職員数でサービスの向上を図るためには、組織機構再編と併せてデジタル化の取組による効率化が不可欠であるというふうに考えているところであります。

現状における計画といたしましては、業務や職員間における連携強化を目指した再編としており、デジタル化の具体的な取組を反映したものではございませんが、再編と並行いたしまして遠隔窓口や書かない窓口などのデジタルを活用した取組を進める計画であります。デジタルの分野につきましては、コロナ禍における社会情勢の変革等を契機に目まぐるしく進展しており、今後さらなる利便性向上や効率化につながる技術が多く開発され、様々な先進事例も出てくると思いますので、情勢の変化を捉えながら、デジタル技術を効果的に取り入れ、組織機構再編に反映してまいりたいというふう考えているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 先ほどもお話をしましたが、働き方が変わらなければ組織だけ、枠組みだけを見直しても、本来の意味での機能をしていかないのではないかなと心配をしております。



行政のデジタル化で、その働き方を変えるということがやはり必要なのかなと思っております。冒頭でもお話をしましたが、国から示された自治体戦略2040構想の第2次報告の中で、自治体行政の基本的な考え方が示されております。中身については御存じかと思いますが、その中で労働力、特に若年労働力の絶対量が不足するとして、人口縮減時代のパラダイムに転換をする必要があると警鐘を鳴らしております。併せて、これは現在の半分の職員数でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難を増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要があると、国がこれは基本的な考え方を示しております。このことを本市の将来展望を描く上で、大変重要なポイントになるのではないかなと私は感じております。では、こういった国から示されている考え方について聞かれて、市長はどのようにお感じになりましたか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、これからの市民サービス、それから業務の効率化等々を踏まえた業務の在り方を考えると、当然その取組をしていかなければいけないというふうに感じているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 2040年頃にかけて社会経済、この迫りくる労働力の深刻な供給体制、供給の制約は、もはや避けがたい社会経済の前提条件であると言われております。地方自治体では人口減少と少子高齢化により、公共私それぞれ人々の暮らしを支える機能も低下する中で、住民生活に不可欠なニーズをいかに満足することができるのか、このことが求められていると思います。そして、こうした直面した課題を乗り越えるために、もはやこの行政のデジタル化は避けては通れないものであるなど、改めて認識をさせられております。では、組織機構再編方針の中で少しお伺いいたしますが、業務量の増加に対応する職員数と庁舎機能のところ、「地方分権や国・県からの権限移譲とともに、デジタル田園都市国家構想などの新たな国の取組に伴い、職員一人当たりの事務量は今後も引き続き増加することが見込まれる」と記載がありました。そこで、先ほどからこれはお聞かせをいただいた行政のデジタル化、様々な手法として行政手続のオンライン化であったりとか、待たない、書かないで簡単にする窓口であるとか、コネクテッドカーであるとか、フリーオフィス化、テレワークといった、こういったことを効果的に用いた場合、私は職員の事務量や働き方は飛躍的に改善される、効率がよくなると考えております。しかし、この方針を見たときに、それ以上に事務量が増加を見込んでいるのかなと感じたわけですが、その辺の見解についてはどのようにお考えですか。

**○市長（下平晴行君）** そういうデジタル化の取組によって業務の効率化が図られると、その反面、県の事務移譲も出てきているところでもありますので、そこ辺の整合性も含めて業務の量というのはあまり減ってこないと。ただ、先ほど言いましたように、デジタル化を導入することによっての業務の効率化は、確かによくなるのかなというふうには思っているところでございます。

**○8番（野村広志君）** 様々な権限移譲というのがやはり進んでいるのだろうということを想像がつきますけれども、業務量は減っていかないと。しかし先ほども少しありましたが、職員数は減っていく可能性もあるということ、非常に難しい問題だなと、今お聞きして感じたところでした。これは最後お聞きしますが、第4次志布志市職員適正化計画の中では、現在、職員数は317

名であり、令和8年度まではこれは横ばいで推移するという計画になっているようであります。2040戦略で示されたスマート自治体構想では、繰り返しになりますけれども、「現在の半分の職員数でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要である」としております。このことは人口減少社会においても、当然行政職員の数も今後減少していくということと認識をしております。では、お聞きしますが、行政のデジタル化がつつがなく推進された場合、本市においても半分とまではいかないとは思いますが、削減された職員数で対応し得る自治体として、この行政機能が発揮できることを目指すというお考え方でよろしいですか。その点について、最後お考えをお聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** 国のほうも半分にしていくというような方向でありますので、もちろん人口減少で、職員数の適正化については令和8年度までは横ばいということではありますが、当然人口が減少していく中では、職員数も減っていかねばいけないというふうには思っておりますので、そういうことも含めて、この取組と申しますか、これはその対応ができるというふうに私も考えております。

**○8番（野村広志君）** 市長、この計画は2040年ということであります。17年後になります。17年、志布志市が合併してから、たしか同じぐらいですよ。そういったことを考えたときに、しっかりと責任を持った将来展望を描いていかなければならないと強く思っております。17年後というと、今の34、5歳の職員の方々が実際に幹部職員として、市の運営を図っていくというような時期になろうかと思えます。あっという間にまいますので、しっかりとそこは将来展望を描きながら、施策にあたっただきたいと改めてお願いをしておきたいと思えます。

今回の質問の行政のデジタル化による将来展望であります。忘れてはならないこと、これは目的であります。市民の利便性の向上と業務の効率化を図ることにあります。だとすれば、私は業務の効率化を図る上でも、やはり役所の組織構造もどんどん変えていかなければならないと思っておりますし、同時に市民の利便性の向上のためにも、庁舎の使い方についても、時代に合わせて変化していくべきだと考えております。そして、デジタル化の推進として何度も繰り返しますが、行政手続のオンライン化や新しい窓口、そしてフリーオフィス化、テレワークの推進、コネクテッドカーの導入等、いずれにおいても早急にこのことの積極的な議論を始めるべきだと考えております。そのことがあってこそ、組織機構再編方針が初めて機能するのではないかと考えております。そういったまずできることを進めていくことにより、私はまた違った視点も出てくるのかなと信じております。皆さんも感じていると思えます。時代は確実にこの行政のデジタル化を求めていると、そのことは本日、様々質問をさせていただきました。そして答弁をいただいたとおり、そのことを示していると思えます。また、本市の長期計画、あらゆる計画ですね、そういった計画もそのことの整合性をしっかりと担保されているものと自信を持って言えると思えます。決してこの時代に逆行することなく、志布志市の将来をしっかりと見据えていく必要があると強くお願いをしておきたいと思えます。

最後に、この議場におられる執行部の皆様をはじめ、お聞きになっていらっしゃる市民の方々

やそして職員の方々も、もう一度よく考えていただきたいなと思います。私の考えは、行政のデジタル化によってもたらされる志布志市の将来展望を鑑みたときに、果たして、今同じ床面積の庁舎がこれから先も本当に必要なのか、この1点について疑問の投げかけておきたいと思います。もう一度、よく考えていただきたい、そのことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（平野栄作君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————  
午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開  
—————○—————

○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、1番、永田梓さんの一般質問を許可します。

○1番（永田 梓さん） こんにちは。永田梓です。本日も一般質問させていただきます。

先日、ダグリ岬でウミウシ観察会を開催させていただきました。20人程度の参加者があり、10種類ものウミウシを見つけることができました。中には、まだ生体の分からないレアなウミウシも発見されました。遠いところは薩摩川内市からの参加もあり、鹿児島市内から参加された方は、「志布志市に何と30年ぶりに来ました」とのことでした。ボルベリアダグリに温泉があることも初めて知ったとのこと、帰りは温泉に入って帰っていただけました。このような久しぶりに訪れたという方をもっと増やしていきたいと思いますので、今後のダグリ岬の活用について質問させていただきます。

第2次志布志市観光振興計画の中で、ダグリ岬ベイサイドパークの計画が示されておりますが、振興計画の中には環境配慮についての記載がなかったように思います。ダグリ岬は貴重な動植物の生息地でもあり、市内唯一の海水浴場でもありますので、市としてこのベイサイドパーク化を進めるにあたり、環境への配慮はどのように考えているのか伺います。

○市長（下平晴行君） 永田議員の御質問にお答えいたします。

先般策定した第2次志布志市環境基本計画の中で、市内の全ての主体が「環境に優しいか」を行動の基準として取り組むことで、普遍的な価値が創出され、このことは農畜水産業の振興はもとより、商工業の発展、ひいては志布志港の大きな発展につながっていくものと述べてさせていただいております。そのようなことから、第2次志布志市観光振興計画で示すダグリ岬ベイサイドパーク構想につきましても、「環境に優しいか」という行動基準に基づき、環境と経済の調和が図られた整備を進めていくことが重要であるというふうに考えているところであります。

○1番（永田 梓さん） 環境に配慮した形で進めていただけるということで、お願いしておきたいと思います。

1番の質問になります。国定公園ということもありますが、現在まで大きな工事等もできずに

管理する立場の声としては、危険箇所の立入りなど様々な点で苦勞しているというのが現状であります。市長にも、管理者や私たちのような保護団体の声が届いているのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬一帯の管理についての御意見や御要望が担当課に届いていることは、私も確認しております。海岸への漂着物について、メリケントキンソウや希少植物の自生について、海水浴場を適切に利用していないお客様がいること、その中では水上バイクの危険性、国定公園内の資源の持ち帰り等々でございます。

○1番（永田 梓さん） 今、市長もおっしゃいましたが、これから質問していく内容にもなります。私も現在、自然公園指導員とウミガメ保護監視員もさせていただいておりますが、毎年、無許可で火を使用する方というのがいらっしゃいます。それはダグリ岬が国定公園であり、火は使えないということを知らないからです。ほかにも砂を持ち帰る人が、必ず毎年いらっしゃいます。ちょっとくらいと思われるかもしれませんが、とてもちょっとの量ではないくらい持ち出す方が、結構いらっしゃいます。土のうに使うとか池に使う、あと少量ですけれど猫のトイレに使うなど、様々な方が見受けられます。見つけるたびに声かけをして、「国定公園です、砂の持ち出しはできません」という説明はするのですが、毎年起こるのが現状です。そして、皆さん言われるのが「知らなかった」です。それはそうだと思います。これらの注意事項が、分かりやすく書いてある場所というのがありません。海水浴場周辺には、砂浜へ下りるところが数か所ありますが、唯一看板が1か所設置してあります。サイズも小さく文字も小さいため、注意のために声をかけた人に「看板に気付きましたか」と聞いても、皆さん「気付きませんでした」と言われます。そこで、もっと分かりやすく大きな看板を以前からお願いしたりしていますが、もう何年も設置していただけていません。国定公園だという表記と禁止事項を、大きな看板で示していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬海水浴場のある打出ヶ浜につきましては、海岸法による規制を受けておりますので、規制管理者である鹿児島県と設置の可否について、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 協議していきたいということで、御回答をいただきました。ぜひ、目立つ大きな看板を設置していただきたいと思います。現在、用地取得を進めている土地については、活用方法が未定のようなのですが、先にお願ひさせていただきます。ウミガメの産卵・ふ化シーズンが5月から始まり、ふ化も含めると9月ぐらいまで続きます。市長も御存じだと思いますが、野生動物は人工の光に大きく影響されます。この期間だけでも夜間電灯などの影響がないように、しっかり配慮した形を取っていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○市長（下平晴行君） 御指摘の事項については、SDGsに配慮した整備において、考慮する必要があるというふうに考えますので、どんな形で対応ができるのか協議をしたまいりたいというふうに思います。

○1番（永田 梓さん） SDGsという言葉が出ましたが、SDGsの目標の14番、「海の豊かさを守ろう」の中に、「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利

用する」となっておりますので、ぜひそのような考えで進めてくださることをお願いしておきます。あと確認させていただきたいのですが、ダグリ岬ベイサイドパークは、いつからが本格的に稼働する予定でいるのでしょうか。それまで徐々に工事等を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） ベイサイドパーク構想につきましては、現在進めている途中でございます。今、民間事業者と一緒にやっていくというところで、そういった提案も含めながら、しっかり開発していくという段階でございます。

○1番（永田 梓さん） 何年からという予定はないという理解でよろしいでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） まだ民間事業者の提案を待っている状況であり、なるべく早く進めていきたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） ありがとうございます。皆さん期待されるベイサイドパークですので、できるだけ早く活用できるようになってほしいなと思っております。環境面からの質問は以上です。

次に、安全面からの利用について伺います。数年ほど前から、ダグリ岬でも一般の方が所有する水上バイクを見かけるようになりました。もちろん全ての方とは言いませんが、中には危険な運転をされる方や海水浴場として仕切っているブイの中まで入ってくる方もいるそうです。私も危険と感じる行為を今まで何度も見かけました。そういった行為は、海水浴場を利用している方を命の危機にさらす行為です。現時点で、志布志市にはこのような行為を制限する条例等がないことから、関係者の方々から「どうかしてほしい」という声が上がっています。これから観光地として発展させていくにあたり、今のうちに条例を制定したほうがいいと思われませんが、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 水上バイク等の船舶と遊泳者が接触する事故が、全国的に発生していることは把握しているところであります。また、指定管理者からダグリ岬海水浴場においても、遊泳区域付近で水上バイクを航行させ、マリレジャーを楽しんでいるの方々がおられます。その方々に対し、遊泳区域付近では特に安全運航をお願いしているとの連絡を受けているところであります。現状、本市には水上バイクを規制する条例はありませんが、海水浴場利用者が危害を受けるおそれがある場合や不安を感じる場合は、安全確保のため遊泳区域及び周辺区域を条例等で規制する手法も考えられるわけではありますが、本市においては、海は大いなる可能性を持つ観光資源でもあります。その利用については、利用者の安全を第一としつつ、利害関係者と意見交換を行い、有効利用と規制について検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） 鹿児島県内では、阿久根市が令和元年に「阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例」を策定しています。阿久根市に問い合わせをしてみたところ、やはり水上バイクの危険行為が見られたため、地域の方から要望があり、条例を作ったそうです。今までは、条例や海水浴場に明確な利用時間もなかったこともあり、危険行為等が確認できても注意することができなかったそうですが、この条例を作ったことで明確な理由を基に注意ができるよ

うになったそうです。この条例の中の第7条に、「何人も、海水浴場において、正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならない」と、七つの項目が載っています。遊泳区域外の水域で遊泳すること、遊泳時間外の時間に遊泳すること、開場時間外に事業者としての事業活動を行うこと、海難救助その他市長が必要と認めた場合のほか、遊泳区域及び利用者の安全を確保するため市長が必要と認めた水域において、水上オートバイ、モーターボートその他機関を用いた船舶を運行させることなど七つ記載してあります。どれもダグリ岬で起こり得るといえるか、現在起こっていることも含まれる内容だと思います。ぜひ、阿久根市の事例を基に検討していただきたいと思います。ダグリ岬も観光地として発展させていくためにもですが、現在来てくださっている方々、また近隣海域で素潜り漁をされている漁師さんの安全を守るためにも、事故やトラブルが起きる前に、未然に防ぐ対策が必要だと思います。繰り返しになりますが、もう一度伺います。何より人命を守るために、海水浴場周辺に利用について条例制定をしていただきたいのですが、市長、もう一度申し訳ありません、お答えください。

**○市長（下平晴行君）** 行政は、市民の生命・財産を守るという義務がございます。今ありましたように、七つの中に特に遊泳区域外というような明記をしてありますので、その条例の内容を見て、そういうことであればこれは可能ではないかなと、一瞬ちょっと考えたところでありますので、条例の中身を確認させていただいて、早急にできることであれば、対応してまいりたいというふうに考えております。

**○1番（永田 梓さん）** ぜひ阿久根市の方とも連絡を取っていただいて、内容を見て検討をしていただきたいと思います。条例を制定するためには時間がかかると思いますので、まず今年できる対策として、水上バイクと海水浴利用客の方と少しでも距離を取るために、ブイを二重に設置していただきたいと思うのですが、こちらはいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** ちょっと分かりませんでしたけど、ブイをですね、区域を二重にという、これは指定管理者もおりますので、その辺との協議をしていかなければいけないというふうに思いますから、その話もしてまいりたいというふうに思います。

**○1番（永田 梓さん）** 予算等のこともありますが、人命第一に指定管理者の方と協議をしていただきたいと思います。また、人命を守ることと関連して、AEDの設置についても伺います。海水浴場シーズンだけでなく、年間を通してダグリ岬には来客の姿が見られます。そんな中、いつ、誰が心肺停止などの状況になるか分からないのですが、AEDは誰でも分かる場所に設置し、誰でも使えるようにしておかなければならないと私は考えますが、海水浴場のシーズン中、どこにAEDが設置してあるのか、まずは確認させてください。

**○市長（下平晴行君）** ダグリ岬海水浴場のAEDの設置状況については、通常、ダグリ岬遊園地内に2台設置してあります。また、海水浴シーズンには、監視員が別に1台を監視塔に携帯しているということがございます。

**○1番（永田 梓さん）** 遊園地内に2台、そして海水浴シーズン中には、1台監視塔のところに設置してあるということですが、厚生労働省のAEDの適正配置に関するガイドラインには、

AEDの設置が推奨される施設に、もちろん海水浴場も記載されております。心肺停止から長くても5分以内に、AEDの装着ができる体制が望まれるとされています。電気ショックが1分遅れると、社会復帰率が9%減少するとも記載されています。今は、学校PTAなどでもAED講習が開催されていますので、たくさんの方が使用方法などを少なからず理解されていると信じたいと思いますが、1分でも早く対象者のもとにAEDが届くように、誰でもどこにあるのか分かる表記というのをお願いしたいのですが、そちらはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについてもしっかりと踏まえて、そして設置箇所についても指定管理者へ指示をしてまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） ありがとうございます。しっかり誰でも使えるような表記をぜひお願いいたします。海ではですね、本当に誰も予測しなかったようなことが起こる可能性があります。今年は、ダグリ岬でも毒性の強いクラゲも確認されていますが、神経毒を持つ様々な生物が生息しています。かまれたり、刺されたりすれば、心肺停止に至ることも大いに考えられますので、できる対策の一つとして、AEDの表記を真剣に検討することをお願いしておきます。

次に三つ目、防災面からの質問をさせていただきます。ダグリ岬海水浴場に限らず、周辺の砂浜にいたときに、津波が発生するような地震が起きないとも限りません。今まで海水浴場から避難訓練はされていないと認識していますが、今までされなかった理由というのがあればお聞かせください。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 海水浴客を対象にした避難訓練については、実際実施していないところでございます。基本的にはダグリ岬遊園地及び海水浴場の指定管理者が海水浴客を管理するという面で、海水浴客を安全に避難誘導すると、そういった形での避難誘導計画というのはしっかり策定した中で、それに応じた対応をしているところでございますので、特に不特定のお客様を対象にした避難訓練というのはしていなかったというところでございます。そこについても、そういった御指摘も受けまして、実際にそういった実務的な訓練というところも、今度の夏に関しましては実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） ぜひですね、実務訓練をしていただいて、もしもの時に備えていただきたいと思います。私は、海の近くに行くときに、どこの地域に行っても必ず逃げ道を意識します。どんな災害や事故もそうですが、ものすごく怖いからです。絶対に我が子の命を守りたいからです。東日本大震災のときに災害ボランティアに入っていた「スコップ団」という団体の代表から、津波直後の話を聞いたことがあります。メディアでは報道されていなかった話を、代表は本当に表情がないかのような顔で、淡々と話をされました。代表から「御遺体の手首から上だけが落ちていた」という話を聞きました。その手は女性の手で、彼女の手には小さな子供の手だけが、しっかりと握られていました。「お互い手だけになっても、絶対離さないと必死だったのだろう」と代表は話してくれました。私は二度とこんな思いをする人を出したくないですし、とても他人事と思えません。ダグリ岬には防災無線もありません。明確な避難経路の指示もありません。もし津波が発生した場合、どこに逃げればいいのか、どうやって知らせるのか、市として決

まっているのならば、お聞かせください。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 災害が発生した場合、海水浴場周辺にいる方はどのようにということですが、災害発生時には、監視員が携帯しているラジオ等で情報収集をまず行っているところですが、また、視覚的に避難の必要性を示すための避難フラッグの活用も検討しているところですが、また実際に避難先につきましては、第一目標が海拔10.8mにあります遊園地駐車場、それから第二目標が21.2mにあります観覧車、それから第三目標が海拔27mにありますプール、第四目標が海拔45.1mにあります国民宿舎ボルベリアダグリとなっているところですが、

○1番（永田 梓さん） 避難経路として遊園地にまず避難して、次に危ないときには観覧車、次はプール、次がボルベリアダグリですね。ボルベリアダグリなんですけれど、台風の時なども地域の方が避難してきます。しかし、必ずと言っていいほど停電し、復旧に時間がかかります。私も働かせていただいたことがあるんですが、今まで長くても3日ほど、夏井地区の方などが避難をされていらっしやいました。災害が発生した場合の避難期間やその収容人数は様々でしょうが、遊園地の指定管理者とボルベリアダグリの指定管理者と協議していただいて、ある程度過ごせるような災害時の備えというのをしていただきたいと思いますが、こちらは通告していなかったのですが、そちらはいかがでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） そこはまた市の防災部署とも連携をしながら、こういった対応が必要なのか、そういったところによっては指定管理者ともしっかり情報を共有しながら、対応してまいりたいと考えております。

○1番（永田 梓さん） もう一つ、津波対策としてお願いしておきたいことがあります。現在、市が管理している海水浴場と離れていますが、串間市寄りの砂浜には避難経路がありません。ちょっと伝わりにくいと思ったので、写真を持ってきました。ここにボルベリアダグリがあります。砂浜に下りられる場所が、私が把握している限り5か所あります。ここに民間の土地があるのですが、こちらも去年までは上り下りが可能でした。去年の台風で、この上り下りは大変厳しくなっています。砂浜がどんどん減少して行って、削られていっています。これを見ていただくと分かると思うのですが、ここからこちらの串間市寄り、一切上るところがありません。もし何かが起こったときに、垂直避難というのができないのですが、市の防災マップでは、津波の高いところで10m以上20m未満と出ております。しかし、この海岸に沿って走る国道まで、津波が到達しないというあくまで予測となっております。国道は海拔12mと、もう少しこっち側に表記があります。国道まで上れば、さらにもっと高台に避難することができます。周辺に垂直避難ができる階段の設置をしたほうがよいと思うのですが、いかがですか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 基本的にダグリ岬海水浴場の指定管理というところの中でいけば、基本的にはその海水浴客の安全を守るというところが、まず第一というふうに考えております。今御指摘の部分につきましては、確かにそういったところに足を運んで、遊んでいらっしやる方もいるというのも事実でございます。ただ、基本的には管理区域外というところではござい



すので、そこについては、本市ではちょっと今のところ対応できないところがございますが、国道管理者又は県、そういったところとまた情報共有しながら、検討していきたいというふうに思っております。

○1番（永田 梓さん） ぜひ、いろんな関係者の方がいらっしゃると思うのですが、協議をしていただいて、本当にここで何かが起こったときに、逃げるのは砂浜で足場も悪いので本当に大変です。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。市民とこれから志布志市に来られるたくさんの方の命を守るために、海水浴場だけでなく砂浜全体を管理することを視野に入れて、観光だけが先走って環境破壊や汚染にならないよう、様々な面からこれからのダグリ岬を発展へとつなげていっていただけるよう、お願いしておきたいと思います。

二つ目の質問に移らせていただきます。志布志市の防犯について伺います。観光やお仕事で志布志市を訪れる方が増える中で、様々な犯罪が発生するおそれがあります。特に公共施設等のトイレでは、小さな子供が被害に遭う可能性や高齢者の事故等も起こる可能性があることから、市が管理しているトイレに、見守りの防犯カメラを設置することを検討できないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、全国的には年々刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、近年では特殊詐欺、サイバー犯罪や全国で相次いだ広域強盗事件等が毎日のように大きく報道され、防犯カメラの映像も流れているところでもあります。なお、県内及び市内につきましては、刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、犯罪発生が増加が懸念される場所でもあります。

そこで、防犯カメラの設置は、犯罪の抑止など有効な手段となることが考えられますので、トイレだけでなく、安全・安心なまちづくりのため、関係機関と連携、施設管理者と検討していくとともに、映像の適正な管理やプライバシーの配慮も必要となりますので、対応してまいりたいというふうに考えております。

○1番（永田 梓さん） トイレだけでなく、全体的に考えていただけるということで期待しております。市長、教育長も覚えていらっしゃるかわかりませんが、2011年、熊本県のスーパーのトイレで、3歳の女兒が当時20歳の男性に多目的トイレへ連れ込まれ、わいせつ行為の末に殺害、放棄された痛ましい事件が発生しました。同じ親として犯人を絶対に許すことはできないですし、このようなことが二度と起こらないように対策をしていかなければなりません。このような犯罪が起こらないように、先ほど市長が答弁してくださった内容と重なると思いますが、市として、もし何か対策を現在されているのであれば伺います。

○総務課長（小山錠二君） 犯罪が起こらない対策ということでございますが、近年、犯罪が巧妙化・複雑化する中で、警察署や防犯協会などと連携を図りながら、うそ電話詐欺・特殊詐欺等の被害防止の広報、地域安全パトロール、出前講座等を現在、実施しているところでもあります。市民の一人ひとりの防犯意識の向上を、もちろん図る必要がございますので、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進したいと考えているところでございます。

○1番（永田 梓さん） 令和3年の男女共同参画局のデータによると、強制性交等の認知件数は1,388件で、前年度に比べ56件増加、強制わいせつの認知件数は4,283件で、前年度に比べ129

件増加となっております。認知件数でこの件数ですので、おそらく本当はもっとたくさんの被害者がいらっしやることでしょう。立正大学で犯罪機会論を研究する小宮信夫教授という方がいらっしやいます。その方は「トイレを悪用した犯罪は、これまでも度々発生している。性犯罪の温床となっていることもたしか。物理的な構造からすると、日本の公共トイレは世界一危ない」と指摘されています。私自身も昨年ですね、のぞきの被害に遭いました。防犯カメラがなかった場所でしたが、目撃者がいたために、運よく犯人を捕まえることができました。身近な友人等にもそういう被害の話をしたところ、「私も経験がある」と話してくれた方が結構いらっしやって、お一人の方は、「もう外のトイレを使うのが怖いから、使わない」というふうに話してくれた方もいらっしやいました。女性に限らず、男性でも被害に遭われる方もいらっしやるとのことですので、市として被害者を出さないための防止をお願いしておきます。このことについて市長、最後にもう一度答弁をお願いいたします。

**○市長（下平晴行君）** 市が設置しているトイレにつきましては、各施設の所管課で維持管理を行っているところであります。言われるように、防犯カメラの設置によって、犯罪の抑止など一定の効果は期待がされるところであります。市としてはトイレだけではなくて、安全・安心なまちづくりのために、関係機関と連携、施設管理者と検討をしていくとともに、映像の適正な管理やプライバシーへの配慮も必要になると思いますので、そこ辺を踏まえた中で検討してまいりたいというふうに考えております。

**○1番（永田 梓さん）** 抑止力にもなると市長もおっしゃっていただきましたが、国土交通省が令和2年に「防犯まちづくり取組事例集」というのを発表されています。その中の一つに、防犯カメラの設置を増やしたことで、犯罪件数が半減したという事例が載っております。もしものときに早期に解決ができるように、取組をぜひ今後もお願いしておきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。平成21年に「志布志市ポイ捨て防止条例」が施行されましたが、一向にポイ捨てが減らないように感じています。特に、ポイ捨ての多い場所にはもう少し力を入れて対策をしていただき、簡易カメラでもいいので設置して、捨てる人の特定をされてはいかかかなと思うのですがどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 不法投棄につきましては、市民からの通報や環境パトロールでの見回りにより確認し、ごみ回収内容調査等を随時行っているところでありますが、同じ箇所でも不法投棄が続くなど悪質な場合は、土地の所有者の了承を得て、防犯カメラを設置している箇所もあるところでございます。御指摘の箇所は、環境パトロールによる回収を行っておりますが、不法投棄者の特定には至っていないところであります。今後も引き続きポイ捨て防止対策について市民の啓発を行うなど、環境美化の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○1番（永田 梓さん）** カメラを設置しているところもあるということですね。尾野見地区から志布志地区につながる県道やダグリ岬の旧道には、本当にたくさんのごみが捨てられており、警察も何回もごみを確認して下さったということがあります。看板等の設置をされて市も対策

はしてくださっていますが、看板では不法投棄が減らないのが現状ではないでしょうか。せっかく条例があるのですから、市民に条例の周知をもう一度しっかりされて、不法投棄をされる方から、「なぜ不法投棄をするのか」などのヒアリングをしていただいて、もしかしたら分別困難者かもしれないなど、ほかに何か理由があるとか、そういう寄り添った形というのを取っていただきたいのですが、それはいかがでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 今話がありましたとおり、ポイ捨て防止条例を施行しているわけですが、おっしゃるとおり、なかなかこのポイ捨てについては減っていかない、減らないというような状況であります。このことは一つは日本の場合は、環境教育というのが小さい頃からされていないというのも、一つ大きな要因でもあります。そこも含めて、今そういう出前講座の環境講座等も含めて対応しておりますので、そういうチラシ等も、市民の皆さんにはホームページ等でも掲載はしているわけですが、もうちょっと何らかの形でポイ捨て防止条例の周知を図っていききたいというふうに思っております。

**○1番（永田 梓さん）** ポイ捨て防止条例ができて15年ぐらいですかね、私も実は知りませんでした。なので、市民の方にさっき市長がおっしゃったように、しっかり周知が行き届くように、今後お願いしておきたいと思います。

次の質問に移ります。最後になりますが、市内小・中学校への防犯カメラの設置について、教育長はどのようにお考えか伺います。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

全国では近年、学校に不審者が侵入し、教員に危害を加える事件などが起こっております。より安心・安全な学校運営を行うためにも、必要な対策を講じることは大変重要なことだと、私は思っております。文部科学省におきましては、それらの事件などを受け、今年度から令和7年度まで防犯カメラなどの設置に集中的に支援を行うこととしております。本市といたしましても、国の補助事業の活用を含め、全小・中学校への防犯カメラ等の設置に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、今後設置に向けて各小・中学校への調査や聞き取りなどを実施し、設置が必要な箇所等の把握を行い、早期に事業実施ができるよう必要な手続きを行い、さらに安心・安全な学校運営を行えるよう防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

**○1番（永田 梓さん）** 令和7年までですね。子供たちの大切な居場所ですので、安心・安全はもう大前提ですが、日々先生たちも努力してくださっていると十分理解しております。ですが、教育長がおっしゃられたように、悲しいことに不審者が入ってきたりする事例が、多々あります。国から令和7年まで補助がいただけるということですので、ぜひ活用されて、少しでも保護者が安心して通学させられるように、対策を今後も検討をお願いしていただきたいと思います。

今回ですね、どちらの質問も大切な命に関わることをさせていただきましたが、本当に命を守るために、これからも行政には徹底して対策を行っていただくことをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（平野栄作君） 以上で、永田梓さんの一般質問を終わります。

次に、9番、八代誠君の一般質問を許可します。

○9番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、志民の声、八代誠です。早速、通告書に従い、一問一答により質問いたします。

まず、有害鳥獣対策のうち、今定例会の補正予算において提案されている有害鳥獣捕獲事業について伺います。3月定例会において、ここにおられる福重議員が、イノシシ狩りに特化した質問をされました。志布志市内では、特に松山地域そして私が住んでいる伊崎田地区には、10頭から20頭近くで行動する群れが数多く存在していると、イノシシ猟に携わる方々が「そういった光景は、数十年来目にしたことはない」と、「個体数が、かなり増加した証拠だ」と口を揃えて言われているということでありました。私が住んでいる有明地域伊崎田地区では、田畑をはじめ保育園、小・中学校周辺の住宅地までイノシシの群れが出没します。小さな子供がいる若いお母さん方から、「何とかありませんか」との相談があります。令和4年度においては、令和4年11月15日から令和5年2月15日までの3か月間、この期間がいわゆる鹿児島県が許可している狩猟期間になります。狩猟期間においてイノシシを捕獲しても、捕獲報奨金の制度はありません。福重議員は「イノシシの個体数を減らすために、狩猟期間中の捕獲報奨金制度の確立はできませんか」ということなど、大きく3項目について要請されたというふうに、私としては認識しています。今回、同様の趣旨で質問をしようというふうに考えておりましたが、有害鳥獣対策についての通告書を準備しておりましたところ、私の想定外でありまして、今定例会で一般会計補正予算において、幾分か改善されていたなというふうに思っています。本当にありがたいことだというふうに考えます。深く感謝いたします。

そこで伺います。有害鳥獣捕獲事業が増額補正された経緯、また猟期中のイノシシ捕獲報奨金の金額、集中捕獲実践報奨金の金額など、どのような協議がなされて決定したのかについて、お示しを願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

有害鳥獣捕獲対策事業につきましては、本年度当初予算において議決をいただいたところですが、当初予算計上後、志布志地域での総会、また3地域の猟友会長との意見交換会を行う中で、「例年になくイノシシを見かける機会が多く、農作物への被害が懸念される」との報告があったところでありました。このことを受け、市としても早急な対応をすべく、イノシシにおいては猟期中にも報奨金を支出するとともに、令和3年度に続く一斉捕獲期間を設け、集中捕獲を実施することで個体数を減らし、農作物への被害を最小限に抑えるための取組を実施することとしているところでありました。併せて、農地への侵入を防ぐための電気柵購入資材の助成につきましても、今回補正予算に計上させていただいたところでありました。

○9番（八代 誠君） それでは通告書に示しましたように、増額補正された有害鳥獣捕獲事業の内容について、伺ってまいりたいと思います。私たちが頂いておりました補正予算説明資料、12ページになります。大きな項目がありまして、2の報償費のうちの鳥獣被害対策実践事業報奨

金の額が109万2,000円減額になっています。私は予算増の形で示されたというふうに最初お話ししましたが、この部分だけがですね、109万2,000円減額になっています。その要因は何なのか、分かりやすくお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 当初、鳥獣被害対策実践事業において、県ヘイノシシの分として1頭当たり7,000円の250頭分を補助金として要望していたところですが、本年度については159頭分の補助金決定通知があり、91頭分の減となったということで、県からの7,000円分と市単独補助の5,000円分を合わせた1頭当たり1万2,000円に減となった91頭分を乗じた109万2,000円の減額となったところでございます。

○9番（八代 誠君） 今の答弁、よく分かりました。県からの実数が確定したということで、理解いたしました。昨年も福重議員と農政畜産課長のやり取りだったと思うのですが、この県の上乗せ分は、8月か9月あたりで枯渇したというようなことを私は記憶しているのですが、今年はそこら辺はどんなあんばいですか、分かりますか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

現在、4月と5月に入りまして、131頭のイノシシを捕獲しております。これについては、国が、85頭分です。残りの46頭分が、市となっております。ですので、7月ぐらいになりますと心配されるところでございますが、昨年を上回るペースでイノシシの捕獲がされているという状況でございます。

○9番（八代 誠君） よく分かりました。

それでは、この報償費の2番目のイノシシ捕獲報奨金150万5,000円、ここには括弧して猟期中に支出する報奨金の増額というふうに書いてあります。本市では先ほどもお話ししましたように、これまでにない新しい支援策であると考えます。詳細について、お示しをお願いします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 先ほど議員のほうからもありましたとおり、猟期中にも報奨金を支出をするということで、今回補正予算を計上させていただいております。これにつきましては、猟期中も5,000円を市が単独で支出をするということで、予算のとおり、新規の取組となるところでございます。

○9番（八代 誠君） これまでになかった新規の取組ということで、ここについては本当に福重議員のほうからも、「猟期中にこういう報奨金が出ないから、やる気が出ないんだ」ということで、一つはここでまたクリアできたのかなというふうに考えています。本当にありがたい支援策だなというふうに思っています。

三つ目の集中捕獲実践報奨金105万円とあります。そして括弧に、イノシシ報奨金1頭当たり7,000円×150頭とあります。令和4年度はなくて、令和3年度は集中捕獲はやったんですか。令和3年度も令和4年度もやっているんですか。まずそこをお願いします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 令和3年度については、令和4年3月に実施をしております。令和4年度につきましては、実施をしていないところでございます。

○9番（八代 誠君） これも福重議員のほうから、「継続しないから増えたんだ」というよう

なことでありまして、実際、令和3年度に集中捕獲をやって、300頭近く捕獲できたというようなことで報告があったところでした。しかし、令和3年度においては、この事業が実施された期間というのは猟期内ではなかったかなというふうに思うんです。先ほどお聞きしました2項目のイノシシ捕獲報奨金、それから今度は集中捕獲実践報奨金、これはどうなっているのかなというのが、両方結局5,000円プラス7,000円の猟期中にやって、1万2,000円頂けるという形で理解すればいいのですか。それとも、「いや違いますよ、全く違う方法でやるんですよ」ということになるのか、そこら辺を詳しく教えてください。

**○農政畜産課長（萩迫和彦君）** 令和3年度中の一斉捕獲につきましては、猟期中に実施をしたということでお話を申し上げましたけれども、今回補正予算をお願いをしています内容は、イノシシの一斉捕獲については、今申し上げましたとおり、猟期中に2か月間実施をいたしました。今回の補正予算を議決していただきますと、農作物が実る秋前がより効果的と思われるとの猟友会長等からの意見を踏まえて、9月に実施をできたらというふうに考えております。この猟期外に実施をするわけですが、この一斉捕獲期間だけが7,000円。5,000円に上乗せがされるということではございませんので、そこは御理解をいただきたいと思えます。

**○9番（八代 誠君）** 有害鳥獣対策について、(1)の最後の質問になりますが、狩猟免許の登録更新費用の助成、また銃器技能講習会等の参加費用などの助成、どんな補助制度があるのか、まずはこの本市の現状をお示し願えません。狩猟免許の登録、今から取っていくよというときのまずその講習費用に対する補助、または狩猟免許を取っている人が何年に一回か分かりませんが更新の費用、あるいは銃器の取得をするときのまずは免許取得のためのそういったものの助成、またその銃器技能講習会というものもあるんですかね、1年に1回。持っている人が1年に1回そういった講習を受けなければいけない。そこら辺が詳しく分かれば教えていただけないですか。その補助制度の在り方です。

**○農政畜産課長（萩迫和彦君）** 現在市におきましては、狩猟免許の取得時の初心者の講習費用に対しまして、実際1万円かかるわけですが、2分の1の5,000円を補助している状況でございます。そのほかに様々免許取得の更新に係る手続きの手数料ということで、初めて免許を取得する場合には5,200円、既に免許を持っていて、他の免許を取得する場合には3,900円、それに加えまして狩猟免許を更新する場合は2,900円の経費がかかります。また登録や維持に係る経費として狩猟者登録に1,800円とか、狩猟税にわな猟の免許所持者で県民税所得割課税者は8,200円と、そのほかにもいろいろ課税・非課税世帯と、銃の所持と併せてわなを持っている第一種の方とか、そういった方々はもろもろお金がかかるところでございます。曾於地区にも猟友会がございまして、そういった会費等も発生しているようでございます。一般的なところで申し上げますと、県民税の課税者の方で第一種、銃だけの所持の方であれば3万1,300円ほどかかると、第二種であれば4万2,300円、それから低額の非課税の方であれば第一種の銃であれば2万5,800円、それとわなと銃であれば3万4,100円といったようなところが、毎年かかるようでございます。このほかに先ほど言われました3年に1回の銃の所持許可とか、そういったものが別途かかるよ

うでございます。本市におきましては、初心者講習の2分の1の5,000円を補助しているという状況でございます。

**○9番（八代 誠君）** 今回この有害鳥獣対策について、増額補正をしていただきました。対応策も充実はしてきたなというふうには考えております。ただですね、福重議員も3月定例会で提案されているんですよ、今の部分。狩猟免許登録及び更新費用あるいは銃器技能講習会の参加費用など、実名も挙げて言われました。「近隣の自治体では、全額補助をしている自治体もありますよ」ということなんです。そして、先ほどお聞きしました鹿児島県が示した159頭分でしたか、これもまた今年も8月、9月あたりで枯渇してしまうということもあるので、市独自のイノシシ捕獲報奨金1頭当たり5,000円について、「市長、隣の曾於市は8,000円ですよ」と、福重議員も言われました。私も「もう少し何とかありませんか」というふうにお願いしたいんです。鹿児島県の上乗せ分がもう8月分でなくなってしまう。だったら、もう1頭5,000円しかない。であれば、ここ市単独いろんな二つでしたね、頑張っただけなんですけど、決して満額回答だったというふうには、私は思っていません。絶対に個体数が減らないと本当に悲惨な状態になりますので、何とか市長、今度は課長ではなくて、市長の見解をお示し願いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** これは狩猟免許を持っている方々が、以前は楽しみながらというような考え方であったわけですが、そうではなくて、本当に日をつぶして、そして空振りというか獲れないというときもあるわけでありますので、そういうことを考えると、もうちょっとしっかりした支援をしていくべきではないかなというふうには、今話を聞いていて思ったところでありますので、十分そのことについては担当課と協議をして、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

**○9番（八代 誠君）** 今回補正していただいて、本当にありがたいんです。ただやはり、まだまだほかの自治体もこれでもか、これでもかというような形でやっているということは、真剣になってその個体数を減らしていくんだよという姿勢が、本当に見えておりますので、「志布志市にはこんなにあるんですよ」と逆に言われるくらいの金額でも結構ですので、ぜひそこについては対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。写真を持ってきましたので、市長にこれをちょっと見ていただきたい。すみません、写真を持ってきましたので、次の質問に移ります。イノシシによる掘り返しで、ほ場の法面や農道の崩壊があり、市民の方々の相談が寄せられています。一応この写真を見ていただきたいと思います。これは私が住んでいる伊崎田地区の方から電話があって、「鳥獣被害のことで相談があるので、現場に来てもらえないか」ということで行ってみると、こんな状態になっていました。田んぼの法面が掘り返されて、畦がなくなり、水が張れない状態になりました。田んぼは普通水が張ってあって、30cmぐらいの畦があるんですけど、この田んぼは法面がさらにありますので、田面があって畦があって法面がありますので、この法面からもう畦までですね、「掘りたくっちゃった」というようなことになります。そういったことでしたので、写真を撮影して担当部署に相談しましたが、私もそうかなというふうに考えました。打開策はありませんで

した。結局その方は自前で建設業者に依頼され、「復旧して、田植えまでできましたよ」ということで連絡をいただきましたが、やはりですね、「幾らかかりましたか」と言ったら「10万円かかった」というようなことでした。バックホーの小さいものを持ってくるといっても、回送費がかかって1回持ってきて作業が終わって持って帰って、重機の使用料それから運転手さんの経費を足していくと10万円近くいくのかなというふうに思っておりましたら10万円でした。建設会社の利益の分ですよ、実際にかかった分に諸経費を15%から20%、そして合計が出た分に消費税ですので、そういった金額になっていったのかなというふうに思ったところでした。この写真を見てどう考えてもですね、1頭、2頭の少ない数のイノシシの仕業ではないかと、複数頭数の群れなのかなというふうに考えています。本市では、大雨によって、ほ場が被災した場合、市単独の補助事業があります。40万円未満ということで、対象が5万円以上でなければならないということなのですが、もしそういったものが、今回これも当てはまるよということであれば、使うことができたのになというふうに考えています。今申し上げましたように、自然災害、大雨あるいは台風によるほ場の崩壊・復旧に対する支援策は、鳥獣による分はない、自然災害についてはあるということです。ただ先ほどもお話ししましたとおり、個体数が減らない限り、これは今から、これからどんどん起こり得る事態なのかなというふうに私は考えています。市長、鳥獣によるほ場崩壊の復旧に対する支援策の検討はできませんか。

**○市長（下平晴行君）** この答弁のところに書いてありますとおり、いわゆる公のそれぞれの何人以上の対象者がいるということになりますと、対象になるみたいなことでのおそらく回答だったというふうに思うのですが、その考え方をどう解釈するのか、それとイノシシの個体数を減らすそっちのほうに予算計上をしていくのか、こっちでできないのであれば、おっしゃるようにしっかりとそのことを取組をしていかなければいけないというふうに思っております。ただ、ここに担当課が、いわゆる出せない理由を書いておりますが、これは公共性ではないというような考え方でありますので、おそらくそういうことからいくと、できないというようなことはそのとおりだというふうに思いますけれども、そうであれば、先ほど言いましたように、やはりイノシシの個体数を減らす助成、支援をしていかなければいけないのかなというふうに思ったところでございます。

**○9番（八代 誠君）** その複数人の部分、ちょっと自分も理解に苦しんだのですが、「要綱を変えれば済むんだよな」というふうに私は思ったところですよ。同じ災害であれば、水害、台風、イノシシとか鳥獣によるものというふうには書けば、それで済むなというふうに私としては考えたところですよ。しかし、市長も答弁されたように、個体数を減らせばいいんです。イノシシが多いからこれまで想定できないような、私はこのお話があって、ちょっと家からは4、5km離れたところに自分も田んぼを作っていますので、自分の田んぼの周りで作業をする人たちに、今回田植えもありましたので、「うちあたりも食いちらけちょっと、おまえ全然どこ見ちょっとよ」と言って、本当に怒られました。農道も掘りたくって、土手は普通に掘りたくってます。ただこれは連続的に掘られているので、ここの方が「田んぼを作れない」ということで相談があったのです



が、もう掘り跡は、そこら辺にかなりあります。もうあっちこっち穴だらけになっています。それが実情だということです。本当にいたちごっこになってしまうのかもしれないですけど、個体数を減らせばこんな状態はない。ただ、先ほどからお話をしますように、継続して個体数を減らすような努力をしていかないと、もう既にこれまで想定されないような群れが松山地域にもおっど、伊崎田地区にもおっどという、本当にそうなんです。いたので、そういったイノシシがもう耕作地にそういう被害を出すようになった、あるいは小学校、中学校、保育園の近くにそういった群れが出没するんです。なので、まずは個体数を減らす努力をしてくださいということでお願いしましたが、市長は「頑張ります」と言っていました。今、個体数が多いので、こういった畑や田んぼにも被害が出ていますよということです。私は要綱をちょっと変えれば済むのになど、なければ追加して、そんな何十件も何百件もまだ相談は来ないと思います。水害による耕地災害でも本当に40万円未満、しかし5万円以上というような制限もありますので、それに近いような市単独の鳥獣被害でも対象になるよというような形の事業が創設できませんかというお話です。市長すみません、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） これは事業の取り組む内容ですので、おっしゃるように、担当課がこういうふうでないとできない、これではできないというようなことでありますので、そこ辺ももうちょっと議論して、どういう形でこの解決ができるのかですね、ちょっと時間をいただきたいというふうに思います。

○9番（八代 誠君） よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。道路行政についてであります。区画線についてということで、特化した形でお願いいたしました。まず本市における建設課が管理する市道及び耕地林務水産課のほうで管理されている農道というのは、あまり大きな幹線はないのですが、市道及び農道の区画線の基本的な考え方はどういうふうになっているのか、まずお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 市道の区画線につきましては、道路法に基づき道路管理者が設置するものであります。道路の構造の保全や広い交差点、線形が複雑な場所などで、交通の流れを適切に誘導する必要があるときなどに設けているところがございます。区画線を含む交通安全施設におきましては、予算の範囲内で安全性の確認をして、順次整備を進めているところであります。

農道の区画線につきましては、基本的に市道の設置基準と同様であり、道路法に準拠するというようになっております。そのようなことから、そお街道のように、広域的な地域と地域を結ぶ農道につきましては、道路利用者が多いことから区画線を設置しておりますが、その他の農道におきましては、見通しの悪い区間や通学路、線形が複雑で通行上危険な場所から優先的に区画線を設置しているという状況でございます。

○9番（八代 誠君） 今、市長の答弁の中にもありました、予算の範囲内ということなのですが、これも令和5年度の当初予算説明資料137ページです。市道維持補修事業、大きなタイトルの事業名がですね、区画線の補修及び修繕はどこの項目にこれは属するんですか。

○建設課長（富岡 裕君） 区画線補修・修繕は、8款、2項、2目、道路維持費のうち、工事

請負費、交通安全施設等整備で計上しております。予算としては350万円です。

以上です。

○9番（八代 誠君） 今年度は350万円だということで、この交通安全施設整備には、区画線だけではないのではないのかなというふうに思っています。どんな施設が整備されているのかというのがまず1点目です。それと、ちなみに昨年度、つまり令和4年度には、交通安全施設等整備の予算を使って、区画線の補修・修繕の実績はありますかということでお尋ねしたいと思いません。

○建設課長（富岡 裕君） 区画線整備につきましては、交通安全施設整備の内容に街路灯やガードレールの設置も含まれております。令和4年度の交通安全施設整備の実績につきましては、ガードレールが約4地区で105m、街灯設置が約4基でございます。

以上でございます。

○9番（八代 誠君） 令和4年度の区画線補修・修繕の実績はありますか。

○建設課長（富岡 裕君） 昨年度につきましては、区画線補修については、実績はございません。

○9番（八代 誠君） そういうことなんですよね。そこです。本市の市道、これは分類されているのですか。例えば主要道路とか一般道路とか、いろんな表現があると思います。分類について、まずお示しいただけますか。

○建設課長（富岡 裕君） お答えします。

市道につきましては、道路法第8条において、市道の意義及び設置について明記しているところでございますが、御指摘の市道の選定基準種別につきましては、昭和55年3月18日付の建設省道地発第18号に基づく通知に基づいて、道路種別等が定められているところでございます。概略的には、まずは1級市道と言いますのは、集落並びに国道及び県道を相互に連絡するなど基幹的幹線道路を形成するに必要な幹線道路であること、2級市道につきましては、1級市道を補完するなど基幹的道路網を形成するのに必要な幹線道路、その他市道ということで1級、2級以外の市道となります。

以上でございます。

○9番（八代 誠君） ちなみに、本市が持っている市道の総延長と、今課長から答弁がありました幹線と言われる1級市道それから2級市道、その他の市道、それぞれの種類ごとの延長をちょっと教えていただけないですか。

○建設課長（富岡 裕君） 1級及び2級市道、その他市道につきましては、このように建設省通知において定められておきまして、本市におきましては内規で定めております。内訳でございますが、まず1級市道が34路線、89km、2級市道が40路線、97km、その他市道が916路線、590kmでございます。合計で、実延長が776kmでございます。

以上です。

○9番（八代 誠君） 1級あるいは2級と言われる幹線でも200km弱ということで、幹線と言

われる道路については、途中で名前が変わるのかもしれないですけど、走っていると外側線があります。中央線がまず波線になっている。住宅地が多くなったり、繁華街に近くなったりすると、追い越しが不可となって黄色の実線になっている箇所、同じ道路です、うっすら見える黄色い追い越し禁止のラインが。看板はあるんですよ。今日は、雨が降っていません。今の時期でも雨が強く降り出すと、午後5時ぐらいになるともうそういった道を走ると、ほぼ中央線は見えません。また、信号が設置されている交差点においても、実際自動車が停止しなければならない停止線が消えてしまって不明になっている箇所が、多数あります。私がここで言っているのは、新しく設置してくださいと言っていることではありません。もともと引いてあった区画線が消えていますよということです。ですから、公安委員会と打合せをして、新しく「止まれ」の看板を立ててください、線を引いてくださいということではないです。そもそもラインが引いてあったところが、消えて全然分からないというふうに自分自身は思っています。なので、せめて今課長からお話しのあった1級幹線、2級幹線、89kmと97km、これは本当にとんでもない距離になるのかもしれないかもしれません。外側線を入れて中央線まで入れると、掛ける3というような話になりますので、一遍にということは多分不可能かなというふうに思います。早急に対応する必要があると思いますが、今もお話ししましたように予算がないとちょっと厳しいのかなと、思い切って年次的な計画をぜひ立てていただいて、改善に取り組んでいただきたいと考えます。市長の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、去年は350万円という予算の中で、区画線の整備についてはしていない状況であります。おっしゃるように年次計画を立てて、これも一つの事故防止策になるのではないかなというふうに思いますので、やはりしっかり計画を立てた上で、予算計上していくべきだというふうに考えております。

○9番（八代 誠君） 市長が「お金がないんですよ」と言われるのかなというふうに思ったのですが、前向きなお話を聞けたのでどうしようかなと思うのですが、今回提案されました令和4年度の志布志市一般会計補正予算書（第15号）26ページ、総務費、一般管理費7億5,956万円、施設整備事業基金に充てるよと。ですから施設整備事業基金、貯金に持っていくますからねというふうに私は理解しています。施設整備事業基金というのは、基金に持っていくても、これが使えるのは箱物だけなんですか。

○財務課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

施設整備事業基金は、現在、公共施設の建物に該当するものでございます。

○9番（八代 誠君） 昨日も西江園議員のほうから、「ふるさと納税の有効な用途をお願いします」ということでした。私たちに議長のほうから示された令和5年5月例月現金出納検査の結果について、3月分、4月分を頂いていますが、基金が120億円ぐらいあるのかなというふうに自分は推測しています。本当に職員の方々が一生懸命努力されて、そういった形のものがしっかり貯蓄されているという言い方がどうなのかわかりませんが、頑張っていただいているなど、予算がないと言われると、「銭なあっど」と自分も言いたくなるような気がしているところです。

しかし、あるからといって、何でもかんでも使ってくださいね、ということではありませんので、何とか、今この市道及び農道の区画線についても、先ほど市長が答弁されましたように、計画的な実施を検討していただきたいと思います。

今回ですね、有害鳥獣対策と道路行政について質問をいたしました。ちょっとどうしようかなと思ったんですけど、すみませんお願いします。答弁は結構です。都城志布志道路の有明北インター、字尾と言われる地域になります。インターチェンジですので、広い進入路あるいは出ていくときの道路があるわけなのですが、地権者の方はそういった道路の線形というのは分からない、もともと先祖代々から頂いた土地ですので、道路が入ることによって、耕作地が分断まではされないのですが、そこに農道が走ってしまっていて、たまたま本当にいびつな形に、農道があったものですから農道を新設したら、もう耕作ができないようなほ場があります。そこが本当に、先ほど1問目でお願ひしましたイノシシの巣になっているというような苦情をいただいたところです。それと1年半、2年ぐらい前ですかね、都城志布志道路、それから東九州自動車道、これは自動車専用道路ですので、人あるいは動物等が道路に侵入すると通行の妨げになるということで、境界にフェンスが張られています。しかし、その都城志布志道路であれば、道路敷地内というのは鹿児島県が管理者になるわけなのですが、そこに繁茂している雑木がたまたま何でか分からないのですが、境界から今度は民地側が農地であったり、山だったらまだそこまでないのですが、農地であったり、農道が走っているのですよ。そこがもう、車が走れないぐらいの状態になっています。前回もお願いしました。前回というか、1年半ぐらい前ですかね。本当に今回イノシシと道路行政で一般質問をしましたので、そういった鹿児島県が設置していただいた都城志布志道路、それから国が設置していただいた東九州自動車道、まだ今東九州自動車道ではないかもしれませんが、私は伊崎田地区から都城市に用事があって走っていくと、フェンスが見えます。もうフェンスのところ辺りは、本当に外に雑木なり竹なりがわあっと伸びています。「これはさらに大きくなればなるほどお金が必要になるのかな、どうして今やってくれないんだろう」というふうに思っていたところ、今回、伊崎田地区の住民の方から「もう困っちゃいがよ」というようなことでお話がありましたので、今回通告しておりませんでした。たまたま道路行政とイノシシの話でここもそうだなと、ですからインターチェンジができたことで既存の道路が復元しなければいけないものですから、そういったところが設置したばかりに農地が分断されているというような状態にあると、耕作しにくいので耕作放棄地になってしまっている、そこがイノシシの巣になっている。たまたまそのイノシシの巣の隣にはフェンスが張られていて、県の敷地から大木あるいは竹、私も見に行きましたけど、今セイタカアワダチソウがすごい状態になっておりますので、ここについては市長にあるいは担当課のほうに、また鹿児島県あるいは国なりにしっかりした要請をしていただきたいというふうに考えております。市長、もし答弁をいただけるようでしたら、答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 答弁してよろしいでしょうか。

〔9番（八代 誠君）「はい、よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、都城志布志道路、それから東九州自動車道ということで、鹿児島県のほうは東九州自動車道については、全線開通しております。都城志布志道路については、都城市の国の直轄が5.7km、志布志インターから港までが3.2kmということで、都城市のほうについては令和6年に開通、志布志市のほうについても県の土木部長にもお願いしているところではありますが、令和6年度はちょっと無理かもしれないということでの回答でございます。そのようなことから含めて、県・国のほうにも今議員がおっしゃった件については、しっかりと要望してまいります。

[9番（八代 誠君）「終わります」と呼ぶ]

○議長（平野栄作君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時43分 延会

## 令和5年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和5年6月21日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

南 利 尋

市ヶ谷 孝

東 宏 二

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松山支所長 上 原 健 太 郎	有明支所長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局次長 宮 田 健 二	教育総務課長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生涯学習課長 江 川 一 正
松山支所産業建設課長 重 山 浩	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。

ここで建設課長から、昨日の八代議員の一般質問に対する答弁について訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

○建設課長（富岡 裕君） 昨日の八代議員の一般質問につきまして、答弁の訂正を申し上げます。

道路行政の質問で、令和4年度交通安全施設整備の実績につきまして、ガードレールの設置105m、街路灯設置4基の整備を行い、区画線整備の実績はないことを答弁いたしましたが、志布志地域において、区画線425m及びカラー舗装294mの整備を行っておいりましたので、答弁の訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（平野栄作君） ただいまの発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって議長の許可を得てすることとなっています。

建設課長の発言訂正申出は、これを許可します。



### 日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、5番、南利尋君の一般質問を許可します。

○5番（南 利尋君） こんにちは。会派、志民の声、南利尋でございます。4月に地元自治会で行われた花見に、市長と同席させていただきました。市長が挨拶された後の質問で、「市長と南君は仲が悪いのですか」とありました。会場中に大きな笑いが起きました。議会や議会だよりを見て、思われたそうです。市長は「議会と行政は車の両輪でありますので、そういうことはありません」と答えられました。個人的なことは分かりませんが、私たち議員が公の場で行政に対して政策提言できるのは、議会での一般質問しかありません。今後さらに熱い政策論争ができるように、日々の議員活動に謙虚な姿勢で精進してまいりたいと思っています。通告順に質問させていただきます。

有害鳥獣捕獲事業について伺います。昨今、中山間地域では、昼夜問わずイノシシ等を見かけるようになりました。明らかに個体数が増え、被害も多発しています。予算の拡充を図り、捕獲事業に取り組むべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

有害鳥獣の中でも特にイノシシにつきまして、例年になく見かける機会が多く、今後さらに農



作物への被害が拡大するのではと懸念しているところであります。本市としましては、まずは個体数を減らす取組が重要であると捉え、早急に3地区の猟友会長との意見交換会を行い、猟期中も報奨金を支出することによる狩猟意欲の向上や、一斉捕獲期間を設けての集中捕獲を実施した今定例会に予算を計上させていただいております。今後も本市の基幹産業である農業への有害鳥獣からの被害防止のため、猟友会をはじめ関係機関と情報共有をしながら、様々な取組を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** 昨日も八代議員のほうで鳥獣被害に対する質問がありましたので、そのやり取りの中である程度、おおむね理解をさせていただきました。3月議会では福重議員が松山地域の状況をですね、昨日は八代議員が有明地域の状況、それで私は今日、志布志地域の状況についての質問をさせていただきたいと思います。ほとんど3月と昨日でいろんな質問はされたと思うのですが、今回の補正で今答弁でありました猟期中の報奨金を計上していただいたことは、猟友会の捕獲事業に対する士気も一段と高まると思います。本市は、SDGsの取組を先進的に取り組んでいただいているということで、SDGsの目標2に「飢餓をゼロに」とあります。その取組として、「持続可能な農業を促進する、強靱な農業を実践し、自給率を上げる」とあります。自給率を上げることに對して、鳥獣被害は大きな足かせになっています。被害を受けている農家の方々にお伺いしますと、「イノシシの出没する地域では、耕作放棄地が増えている」、「電柵を設置してある耕作地への被害は少ないが、周辺の被害が増えている」、「多少の被害であれば、届出はしない」、「農家の高齢化、鳥獣被害、サツマイモ基腐病の発生などにより離農者が増えている」というような意見が多くありました。このような現状をどのように捉えていらっしゃるのか、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、被害によって耕作できなくなった、耕作しないという方もいらっしゃるようでもありますので、そのことを踏まえて、しっかりと昨日も八代議員からもありましたとおり、猟期期間中でも対応していこうと、そのことはやはり先ほどありましたとおり、耕作者の皆さんにそういう被害ができるだけ少なく、及ばないように対応した政策でありますので、今後も引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** 本当に大変な甚大な被害が、3地域で発生しているわけですね。なかなか被害届も出していらっしゃる方も、結構いらっしゃるようなことをお伺いしました。捕獲事業に取り組んでいただいている方々は、猟友会の方々なんですね。では、猟友会の現状についてお伺いします。猟友会の年齢別会員数が、分かればお示してください。

**○農政畜産課長（萩迫和彦君）** 狩猟免許登録者の年齢別の構成割合でございますが、直近で20代が5人、30代が7人、40代が8人、50代が10人、60代が18人、70代が39人、80代が11人、90代が1人となっております。60歳以上の割合が7割弱を占めております。平均年齢で申し上げますと、64.18歳となっているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** という現状があるわけですね。イノシシは増え続ける、予算も増額しなければいけない。でも捕獲していただいているこの猟友会の方々の年齢層というのは、一番多い

のは70代が39人ということですね。90代の方も頑張っているわけですね。大分高齢化が進んでいる状況が、これによって分かるわけですね。では、捕獲方法ですね、この割合はどうなっているのでしょうか。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 令和4年度の実績で申し上げますと、イノシシで申し上げますが、462頭、猟期外の期間に捕獲をされております。そのうちわな猟が454頭、銃によるものが8頭ということで、98%ぐらいはわなでございます。

○5番（南 利尋君） ほとんど、わなでの捕獲になっているという現状があるわけですね。昨日、市長の答弁にありました、昔は趣味として猟犬を飼って、そういう猟をされている方がいらっしゃるわけですね。だけど現状は、いろんな市民の声がありますが、市長も昨日おっしゃいましたが、「そういう狩猟に対しての補助金はどうなのか」とかいう声も私も聞いておりますが、でも今は、課長が答弁していただいた、もう捕獲ということを前提に、猟友会の方々は趣味とかそういうことではなく、基幹産業である農業に対してしっかりと捕獲に取り組んでいただいているということが現状なわけですね。今、いろいろ行政でも猟友会加入を促しても、会員数がなかなか増えないというようなことが悩みの種だとは思いますが、この猟友会の会員が増えないという要因は、どのように捉えていらっしゃるのかお伺いします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） いろいろ要因はあるかと思いますが、何年か前に有明地域のほうで、農業に従事されている若い方々が中心になって、わなの資格を取られたという話も伺っている状況でございます。7割弱が60歳以上の方ということですが、若い方々は別途自分たちの仕事が、本来の業務があったりというようなところで、その狩猟の免許を取っていないというような状況があるのではないかと感じているところでございます。

○市長（下平晴行君） それと併せて、昔と今の生活形態が違う、そしていろんな娯楽というかその辺も変わってきたということが、大きな要因ではないかなというふうには感じているところでございます。

○5番（南 利尋君） そういう昔は猟を趣味で行われていた方ということもありますし、現役の子育て世代、そういう方々もなかなか仕事が忙しくて、そういう捕獲に対しての取組というものになかなか目を向けられないという状況もあると思います。現状を鑑みると、毎年、有害鳥獣捕獲事業に対して多額の予算を計上していただいておりますが、イノシシの個体数は増え続けて、耕作放棄地も増えています。以前は、所管が耕地林務水産課でしたが、現在は農政畜産課になっています。これは所管だけを変えても捕獲事業の在り方の見直しを図らないと、個体数の激減は見込めないのではないかと私は考えます。そこで、鳥獣捕獲をなりわいとして取り組める体制を構築するべきではないかと考えます。現在は、被害届が出れば、行政のほうからその地域の方をお願いしていくという状況ですね。この前、猟友会の総会に声をかけていただいて参加させていただきましたが、猟友会の70代、80代の方々は、「もう体力的にあと何年できるか分からない」というようなことを多くの方がおっしゃるわけですね。どんどん増え続けているのに、反比例して減っていくという状況があるわけですね。個体数は増える、でも猟友会のメンバーのそういう

年齢層は高齢化が加速しているという状況。もし仮に、この70代の方が一斉にやめられなければいけないような状態になれば、この猟友会のメンバーというのは本当に激減してしまうわけですね。でも、イノシシは増え続けるという現状はあるわけです。今、課長が答弁していただきました、そういう若い方々ですね、これは猟友会の方々というのはほとんど農業をされている方が多いわけですね。農繁期のときに依頼が来ても、なかなか農繁期のときは「仕事に支障を来すときがあるんだよな」ということもですね、若い方々からお伺いしております。だから農業をやっていらっしゃる方が、結局取り組めない一つの要因としては、農繁期に「あそこにわなを仕掛けてください」とか、そういうお願いが来てもなかなかそういうのに対応できないという状況もあるみたいなんですね。であれば、そういうもうなりわいとできるような体制があれば、もちろんこれは3地域の猟友会の方々といろいろ協議をしていただいて、農繁期なり、何なりもう地域を超えた取組ですね。今は志布志地域であれば、志布志地域の猟友会の方々が捕獲に取り組んでいくという、松山地域であれば、松山地域の方々が捕獲していくという状況があるわけですね。これを地域を超えた市内全域においての捕獲事業に取り組んでいかないと。最近アナグマとかですね、そういうものが増えておりますので、そういうしっかりとした生活が成り立つような、これが永久的にはなくてですね、激減する状態までには、そういう新たな取組も必要ではないかと考えます。先ほど課長がおっしゃいました、現状は猟犬とか猟銃を買わなくても、箱わなとかそういうわなを購入して、免許や資格を取って取り組んでいただければ、対応できるということになるわけですね。犬を飼って、銃を買ってやってくださいといったら、なかなか取り組めないと思うんです。だけど、箱わな自体を購入してやるのも大変だと思いますが、現状の早急な対策も必要ですが、この猟友会の高齢化を考えると、5年先、10年先を見据えたそういう対策を考えていかないと、もっと10年先は大変なことになると思うんですね。だから、新たなこの捕獲事業の在り方をしっかり検討していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） 5年、10年先を見た計画を取るべきではないかということですが、市におきましては、志布志市鳥獣被害防止計画を策定しておりまして、3年に一度計画の見直しを行っているところでございます。その中で、現状を把握した上での今後の取組方針についても計画をすることになっておりますので、より個体数を減らす取組についても盛り込んでいきたいと考えております。今、お話のありましたその猟友会の会員を増やすことにつきましても、検討いたしまして、計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） この計画は、今年の3月に志布志市農業振興計画というものが策定されておりますが、その中で令和9年度の目標が2,970頭となっているんですね。これはトータルですか、令和9年までにこれから2,900頭の捕獲を目指すということですか。それとも単年度で、捕獲を達成するということでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

○農政畜産課長（萩迫和彦君） この農業振興計画につきましては、令和5年度から5年間の計画を策定しておりますので、その中で目指す数値ということになります。

○5番（南 利尋君） ということは、この近年は捕獲頭数は増えておりますが、この高齢化に

よって、どんどん捕獲頭数もなかなか減っていくという状況もいろんな状況が見込まれるわけですね。だからそう考えますと、そういう猟友会の在り方、捕獲事業に対する取組の在り方ですね。昔はサイドビジネスとかですね、そういう言葉もあった時代もあったわけですね。若い方々でも普段は仕事に行かれていますから、その中でも土日とか時間のあるときを見込んで、こういう捕獲に取り組んでいただくような、そういう取組もやはり必要ではないかと思うんです。これからの計画、5年先、3年ごとにそういう計画を見直していくということを今答弁していただきましたが、短期間で相当増え続けているこのイノシシを減らすには、特別報奨金制度というのを短期間で設けることもいいのではないかなと、私は思うんですね。例えば、今そういう猟で獲っていただいて、昨日もありましたが、捕獲報奨金の予算を増やしたほうがいいのではないかということのですね。ほかの自治体と比較してのそういう志布志市の捕獲報奨金の在り方というの、昨日も質問に出ておりましたが、例えば10頭獲ったら3万円、20頭で5万円、30頭で10万円というようなですね、特別報奨金制度をこれは永久ではなくて短期間で設けたときに、これはまた目標設定もできるわけですね。自分の趣味に充てるようなそういうお金が欲しいときに、年間を通じての計画もできると思うんです。だから、そういう意味でも短期間ですね、激減するまでそういう特別報奨金制度とかを設けるような、10頭、20頭、30頭で、今はウリボウは駄目だということですよ。僕はそこに疑問があるのですが、昔は趣味でやっていた頃は、趣味だから、そういう報奨金はウリボウは駄目ですよということがあったと思うんですよ。でも、今はウリボウとか何十kgというようなことをですね、制限するときではないと思うんですよ。例えば30kg以上が対象になりますといっても29kgは対象外ですね。私も1か月で2kg増えるときもありますよ。だから、すぐウリボウを超える体型になってくるわけですね。だから、ウリボウも含めた特別報奨金の制度というものも設けていただければ、猟友会の方々ももっと士気も高まりますし、また新たなそういう会員も増えるような可能性も出てくるわけですね。どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 今回、個体数を減らすということでの報奨金の見直しをしたところでありますので、この状況を見ながら報奨金を上げた効果があるのか、そしてもちろんその額もそうでしょうけども、今おっしゃったそういう特別報奨金みたいなのが取り組めるのかどうかも含めて、内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、強靱な農業を実践し、自給率を上げるためにもですね、また生産者の士気を高め、耕作放棄地を増やさないためにも、短期間でイノシシ個体数の激減を実現できるような取組をしていただくことを強く期待しております。

次に、ジビエをふるさと納税の返礼品などの特産物として、加工・販売に取り組む考えはないかお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 昨年、野生鳥獣の捕獲数が増加していることを受けて、全国でも捕獲した野生鳥獣を食用として利活用するための施設が整備されていることは、認識しているところがあります。しかしながら、国が示す指針においても、衛生管理に関する多くの高いハードルがあることや、安定的な搬入の確保が不透明であること、需要先の不確実さなどから、現状では施設

の整備は考えていないところであります。先ほども申し上げましたとおり、まずは個体数を減らす取組を実施し、農作物被害を最小限に抑えたい、その取組をしっかりとまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** 今、個体数を減らすということで答弁をさせていただきましたが、個体数を減らすということはもちろん大事なことです、それと別個の取組としてどうでしょうかというご提案なのですが、これまでイノシシ捕獲について何点か質問をさせていただきましたが、現在は、イノシシは私たちにとっては有害鳥獣なんですよ。でもですね、イノシシの立場から考えますと、昔からイノシシは山とかを駆け回って生きてきたわけですよ。でも人間によって生態系を破壊されて、仕方なく田畑のものを食べなければ生きていけなくなったということがあるわけですね。悪意を持って田畑を荒らしているイノシシはいないと思うんですよ。市長が米を作りました、市長のことが嫌いだから、市長の米を夜中に掘りまくってやろうかななんて思っているイノシシはいないわけですよ。これはあくまでも人間の生態系の破壊によって、イノシシが私たちから見て有害鳥獣ということになったということですよ。人間の都合で奪った命を大切な自然の恵みとして活用していくことも、大事な取組ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、人間のいわゆる生活環境の中で、イノシシも山で生活ができなくなったということで、里山に下りてくるようになったと、これはおっしゃるとおりでございます。そういうことから考えて、今ジビエ処理加工施設のことを話されていると思うのですが、私もいろんなところから聞きますと、例えば肉についても箱わなの肉だったら活用できると、それと併せてその経費、施設管理費、施設設置費、そういうものがすごく高つくということ、それから今度は、その施設を運営するための資格、そういうものも必要になってくるということでもありますので、そのことの経費を投資していけるのかどうかということもありますので、先ほどそういうできないというようなお答えをしたところでございます。

**○5番（南 利尋君）** いろいろ課題はあると思うのですが、これは猟友会の総会で多くの方が提案していらっしゃったことなんですよ。私がちょっと「市長に質問してみます」ということで、今質問をさせていただいている状況なんです。解体においては、猟友会の方々が「解体は協力できるよ」と、さっき課長の答弁もありました、箱わなで獲ったものは良質のそういうものになるという、そして98%が今、箱わななんですよ。そして猟友会の協力も得られる。飲食業をやられる方がですね、「うちの調理場を改装して、そういうことができますよ」と、その方はもう保健所まで聞かれたわけですね、「どういう処理法をすればできますか」ということもお伺いしたら、「その浄化槽の問題とかそういうものをクリアすればできますよ」ということを、「調べたらこういうことでしたよ」ということで、そこまで言ってこられたわけなんですよ。ということで、猟友会とか市単独でできることではないのですが、猟友会とそういう飲食業の方ですね、そういういろんな協議を行って取り組むことも最近いろいろ川の恵み、山太郎ガニとかいろいろありますよね。タケノコとかいろんなものを志布志市の特産として返礼品にやっぴいこうみたいな

ですね。そういういろんな志布志市に何があるかを今模索して、それをふるさと納税の返礼品で活用していこうという取組もいっぱいあると思うんですね。これが、例えば調べてみますと、市長もおっしゃいました、全国的にジビエを返礼品で活用しているところは、結構あるんですね。シシ肉やシカ肉だけを真空パックしたりとか、生で発送するような事業があるんです。だけど、ご当地の名物料理として、商品開発しているところもいろいろあるみたいですね。だけど、市長がおっしゃいましたとおり、なかなか難しいし、手間もかかりますし、取り組めないのではないかということも私も理解するんですが、そこで、志布志市には何があるかと申しますと、市長もよく作られると思うのですが、昔から志布志市に独特のたれとかがありますよね。ニンクの入った、昔から婦人会の方々が、集まって作られたおいしいたれがあるんですよ。「個人的に名前を出していいですか」と確認も取ったので、潤ヶ野校区に有名な持留幸二さんという方がいらっしやるんですね。その方が毎回潤ヶ野の懇親会があるときは、シシ肉を塩麴に漬けてふるまっていたんです。「地域コミュニティ協議会のシェフ」と言われておりますが、その方が山太郎ガニと自分の家で取れた卵で、かに玉を作ってくれたり、塩麴に何時間か漬けて、それを焼いて食べさせてくれたりするわけですね。ほかにはないものなんですね、そういうものはですね。市長も召し上がられたことはあると思うのですが、本当においしいんです。これは焼酎もふるさと納税の返礼品で、がらがん力を入れていきますよね。焼酎とこの塩麴のシシ肉があれば、もう臭いもしない、柔らかい、すごい肉になって焼酎まで売れるような感じなんですね。だから、行政だけの判断ではなかなか厳しいのではないかということですね、捉えていらっしやると思うのですが、猟友会も、そういう飲食業の方も、協力してくださる方はいらっしやるわけですね。そういう方々としっかりとタッグを組んで、どういうことができるかということも、この志布志市長の作ったたれといたらすごいですよね、ふるさと納税の返礼品で、市長はそこまでやっているんですかとなるじゃないですか。例えば、潤ヶ野地区で「コウジさんの作った塩麴」っておやじギャグ的な呼ばれ方をされている塩麴もあるわけですよ。そういうものを活用しながら、肉と調味料というのをセットで売り出している自治体は、今はないんですね。だから、ご当地の調味料と真空パックの肉を調理法とセットで、何時間漬ければおいしく食べられますよ的な、それだけの形で売り出していけば、志布志市オリジナルの可能性が見えてくるのではないかと思います、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 大変そういうことについては、しっかりと連携を取らなければいけないというふうには感じたところでありますが、施設を運営するとなると、食品衛生処理法等々がありまして、民間のほうで保健所等にも確認をされたということでもありますので、どういう形で施設の運営ができるのかそこ辺も含めて、そして市がどういう形で支援ができるのか、そこはしっかりと確認をしていかなければいけないというふうに思いますので、ここで「そしたらジビエの処理施設を造ります」ということは言えませんので、そこ辺は私もそういう思い、彼の思いというか、それをふるさと納税の返礼品として活用していきたいというような思いもあるとすれば、それは不可能ではないのかなというふうに思いますので、そこ辺はしっかりと考え方等を聞き、

そしてそういう衛生的な処理方法、処理の許可、そういうものができるのかどうか十分確認をして、それが可能であれば、先ほど言いましたように、市として支援がどれだけできるのかということになるかというふうに思いますので、そういう流れの中で取組ができれば、そういうふうに支援をしまいたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、検討だけでもと言ったら猟友会に失礼なので、検討していただくことを要望しておきます。もう一つの方法は、ジビエをペットフードとして加工すれば、返礼品にもなりますし、販売もできるわけですね。ジビエジャーキーなどのドライフードは、高たんぱく、低カロリー、鉄分が豊富で栄養満点だということなんですね。最近、犬や猫を家族同様に飼っていらっしゃる方々からも、本当に栄養の面でも重宝されると思うんですね。本当にこれも猟友会の総会でそういう話が盛り上がって、「ドライフードにしたら意外とできるんじゃないの」みたいなこともありましたので、この辺についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私もそのペットフードについては、しっかりと確認をしたところであります。実際、人間が食すという形でないものが、もしできるとすれば、先ほど言いました食品衛生処理法にあたらぬのかどうか、そこも含めて確認していかなければいけないというふうに思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、猟友会の大先輩方の要望なので、前向きな検討をよろしくお願いします。

次に、鳥獣害対策について伺います。家畜農家から、カラス被害の相談が数件ありました。現状を把握し、生産者ととも駆除対策に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 鳥獣被害について、通常であれば作物等の被害を受け、駆除に伴う指示書を交付し、猟友会により駆除をしてもらうところであります。今回の件については、カラスの被害について被害の報告、相談を受けておりましたので、現在、畜産振興室のほうで、有明地域の肥育牛農家において効果の出ている事例を参考に、カラスの忌避対策の試験を被害農家の協力の下で開始をしております。効果について、調査をしているところであります。試験開始より2週間経過した現在では、効果の出ている畜舎もあるというふうにお聞きしております。なお、この事例のほかにもLED発光機器によるカラス忌避効果のある機器について、市内3農場で各1週間程度、試験的に検証中であるということでもあります。よって、実例や試験の効果を検証し、今後も効果的な方法を模索していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○5番（南 利尋君） この質問は、通告書を出す前にそういう被害の相談があったりして、通告書を出すときには結論が出ていたんですね。「もうやっていますよ」ということで、畜産農家の方々が言われるのは、そういう担当の方々が共進会のときでも何でもそうなのですが、「本当に親身に寄り添っていただいて、対応していただいている」ということをいつも聞いているんですね。今回は分娩中に親牛の舌と子牛の舌をカラスから突つかれて、商品にならなくなってし

まったという事例が発生したものですから、そういう深刻な相談があつて、周りのそういう畜産農家の方々に何うと「カラスが来て、悪さをしているよ」ということを数件お聞きしたものですから、大事なことなんだなということで質問させていただきましたら、もう通告書の時点で対策は聞いておりますので、通告した以上は質問をしなくてはいけないという、この義務的なものがありまして、今質問をさせていただいております。カラスというのは、本当に学習能力の高い鳥でありまして、なかなか一筋縄ではいかないわけですね。鶏舎の防鳥ネットは鳥インフル対策として当たり前についておりますが、この牛舎とかに防鳥ネットを張ってということであれば、なかなかこの畜産農家は仕事の効率の妨げになってしまうわけですね。一回一回はがして、何をするとなかなかできないわけですよ。今もう現状は、皆さん把握されていると思うのですが、餌代の高騰とか、わらが高くなったりとか、燃料費が高くなったり、まして牛の価格も下落したりとか、大変な状況なんですね。そこに来てカラスの新たな被害が発生しだしたということがあるわけですから、田んぼであれば、電柵とか補助がありますよね。さつき市長の答弁にありました、畜産農家のそういう新たな鳥獣害対策の忌避機材とかもいろいろ今、開発されておりますので、そういうのを新たに畜産農家が購入するということを望んでいらっしゃる時は、しっかりとした対応で、また補助制度なりを設けていただいて、対応していただけないかなということなんです、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）**　そういう他の事例等々も含めて、今先ほどありましたように、担当課のほうでもしっかりやはり畜産農家の経営を守るといいますか、それはしっかりとしていくというふうに思っておりますので、引き続きそのことは全体で市民のニーズ、サービスの基本でありますので、取り組んでまいりたいというふうに思います。

**○5番（南 利尋君）**　ぜひですね、牛肉は本市の返礼品の主力でもありますので、今畜産農家の方々は本当にこの現状で大変な思いをされておりますので、今までどおり献身的な対応をよろしくお願いしておきます。

観光振興について伺います。第2次志布志市観光振興計画の基本方針に、「稼ぐ観光地経営を目指す」とありますが、歴史のまちづくり事業に対しての費用対効果及び経済波及効果をどのように捉えていらっしゃるのか、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）**　第2次志布志市観光振興計画にお示ししています「稼ぐ観光」とは、「観光客一人ひとりに消費を拡大させ、その消費を地域全体に循環させる仕組みを構築すること」と定義しております。このために、稼ぐ観光地経営として本市を観光するきっかけとなる施設や体験を造成し、それを集客の人口として消費につなげ、相対的に観光客の満足度を上げることで、滞在日数の増加や再訪機会の獲得を狙うことが必要となります。歴史のまちづくり事業につきましては、本市が観光客のターゲット層としているアクティブシニア層が、高い関心を示す歴史や文化に対応するためのものであるため、集客の人口のコンテンツと位置づけをしているところであります。

平成20年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる歴まち法が施



行され、文部科学省、農林水産省、国土交通省が一体となって歴史遺産を観光として活かしていく方向性が示されております。私は、歴史遺産を活用することが守っていくことにつながる、いわゆる活用することで保護されるというふうに考えております。歴史のまちづくり事業の費用対効果については、行政が実施する事業として費用対効果を意識することが大変大切なことでもあります。一方で、先人が築いた歴史遺産を後世へ引き継ぐ、このことも大変重要なことというふうに考えております。歴史のまちづくり事業を推進することが、日本遺産に認定された貴重な歴史遺産を含めたまちなみ景観の保全・形成を図りつつ、観光客の満足度を高める観光コンテンツを充実していくこととなり、地域の住民と観光客との交流へとつながり、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を実現し、市全体へ経済波及効果を生み出すものというふうに考えているところであります。

**○教育長（福田裕生君）** 教育委員会で実施しております歴史のまちづくり事業推進の中核を担っている、国指定名勝福山氏庭園の整備事業につきましては、市長が答弁しましたとおり、先人が築いた歴史遺産を後世へ引き継ぐため、令和6年4月開館を目指し、継続して整備事業を進めているところでございます。詳細な調査による本物の復元を目指していることから、守らなければならない制約等も多く、時間と費用を要しておりますが、今後も国の補助事業を活用して、利活用の強化を含めて、費用対効果を意識して事業を進めてまいります。

歴史のまちづくり事業は、地域に存在する特有の歴史遺産を観光資源となるよう磨き上げる事業でありますので、福山氏庭園の整備だけではなく、昨年度製作いたしました志布志城CG動画や古民家再生など、様々な手法で志布志麓の拠点施設として磨き上げ、歴史遺産の継承も併せて、観光資源としての活用を図ってまいりたいと考えております。

**○5番（南 利尋君）** 先人の残した貴重な文化遺産をしっかりと守り続けるということは、大事なことだと思います。私は、今までも市民の中には賛否いろいろありますよということですね、この場を借りていろいろ質問させていただいたことはいっぱいあるんですね。僕はもう事業に取り組んでいらっしゃるわけですから、これを否定するとかではないんです。事業が始まったんだから、そこに対しての経済効果をしっかりと生み出していきましょうよということの中で、提案をさせていただいているわけですが、今答弁にありました令和2年3月に、歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画が策定されまして、そういう事業が始まり出したわけですね。担当の方々に伺うと、その事業を始め出してから「志布志市を訪れる方は増えています」ということをお伺いしているわけです。訪れている方々が増えたということで、増えたことによる新しい人の流れとかそういうものを、どう捉えていらっしゃるかなんですね。そういう方々が志布志麓地区を散策しました、どこで御飯を食べられているか、どこで志布志市の特産物、土産を買って、帰路につかれるか。そこまでをしっかりと考えていく必要があると思うんです。だから新たな人の流れとか、どこで経済活動を行っていらっしゃるか、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、流れ的には山城とか、それから武家屋敷の見学に来られて、そして次は志布志市埋蔵文化財センターに寄ってこられるということで、私もちよっ

と案内ガイドのほうにお聞きしたのですが、ほとんどですね、遠くから来ていただいていると、そういう面では今おっしゃるように、どういう流れになっているかということになりますと、当然、志布志小学校周辺から志布志市埋蔵文化財センターに、いわゆる志布志高校前周辺、そしてJR志布志駅、観光案内所に立ち寄って、そしてまた案内所で案内をするというふうに思いますので、そういうしっかりとした流れの形は見えませんが、そういうふうにして志布志市で消費をしていただいているというふうに思っております。先ほど、私がやはり歴史のまちづくり事業の中で、文化財の保護活用、いわゆる活用するから保護されるんだということで、先ほど教育長からも話がありました。整備することで、またお客様が来るという、そういう循環ですか、いい流れの中で、もちろん整備も経費がかかることではありますが、併せて後世に引き継いでいくということも含めて、しっかりと取組をしてまいりたいというふうに考えております。

**○5番（南 利尋君）** 今おっしゃった飫肥のほうからも来ていただいているというか、いろんなところから来ていただいていると思うんですね。では、いろいろ歴まちの事業をやっています、飫肥もやっています、知覧もやっています、いろんなところがありますよね。そこで志布志市に来ていただいて、経済活動も行っていただかなければいけないわけじゃないですか。例えば、志布志市に来て何も食べるところがなかった、土産もなかった、じゃあ飫肥で飫肥天を買って帰ろうよとなったらですね、志布志市はトイレ休憩をしていただいただけというのは、なかなかそこもしっかりと検討していかなければいけないところだと、私は思うんですね。「歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画」の観光客の受入体制づくりの施策に、観光物産振興とあります。その内容には、ぽっぽマルシェ、歴史&アート展開催としかないわけですね。このぽっぽマルシェというのは、毎日やられているわけではないですよ。定期的にやっているわけですから、そのぽっぽマルシェのないときに来た人はどうなるの、という話になるわけですね。どこで食べるのという話になるわけですね。だから、現状及び課題のまとめという欄には、「駅から東部地区までに休憩処がほとんどない」、「まち歩き、食べ歩きができるゾーンの整備」とあります。早急に経済活動の拠点づくりも策定すべきではないかと考えるんですね。例えば、大きい道の駅を東部地区に造りましょうという話ではないわけですよ。ここにお茶屋さんがちょっと奥のほうにはありますけど、「ウラカフェ」とかもありますよね。いろいろ聞いてみるとなかなか予約制とかあるみたいなので、まち歩き、食べ歩きをするようなそういうお店ではないですよ。そういうのも市のほうから、今いろいろ訪れる方々がいらっしゃいますので、ちょっと食べ物屋さん、お茶屋さんやっただけませんかみたいな。昔は大通りのところに、みやこ饅頭とかたこ焼き屋とかあったわけですよ。立ち寄って食べて、またどこかに行くような流れがあったわけですね。現状を考えますと、駅から歩いて喉も渴いたといっても、全く休憩するところもない、食べるところもないという現状があるわけですね。そういうところにやはり観光特産品協会とかと協議を行っていただいて、しっかりとした休憩処的なものも整備していくべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** これはもうおっしゃるとおり、いわゆる人の流れの中でどういう食べ物、

飲み物があるかということになるかというふうに思いますが、そういうチラシ等もしっかり作って、そういう要所要所において、消費をしていただく。これはもうおっしゃるとおりだというふうに思いますので、そこは観光特産品協会等も含めて対応していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、そういう観光特産品協会とかと検討していただいて、前向きな取組をお願いしておきます。市長も費用対効果は大事だということも、先ほど答弁していただきました。私は、歴まち事業による経済効果を上げないと、幾つもある歴史遺産の健全な維持管理には多額の予算が必要になってくるのではないかなということなんです。3月の予算委員会で、今教育長の答弁にもありました福山氏庭園ですよ、そういう予算委員会のときにも、「歴まちに対する国の補助金がなかなか厳しくなってきました」ということもですね、答弁があったわけですね。さっき、教育長の福山氏庭園主屋及び庭園保存修理工事の総工費は3億4,000万円ということで答弁があったわけですね。これを例えば立派な建物なので志布志市のこの歴まち事業の目玉になる可能性はあると思うんですね、そこをどうのこうのいうことではないんですよ。3億4,000万円かかったものを、年間どれくらいの維持管理費が想定されて、どういう利活用を図っていくのかということをお伺いします。

**○教育長（福田裕生君）** お尋ねの件についてお答えいたします。

福山氏庭園の整備が終わった後の年間の管理費につきましては、およそ約36万円を想定しております。光熱水道費、浄化槽の管理費、警備委託料、建物の共済費等で約36万円程度、現在のところは見込んでおります。併せまして、開館後の福山氏庭園の施設をどう活用するかといったようなことでございますが、入館料のことについても検討を進めなければならないと考えておまして、そのほかに例えば剣術だとか、小さい弓矢の体験であるとか、それから志布志城の城郭符であるとか、志布志の郷土かるたをはじめとした記念品や土産品の販売、もちろんここでは観光特産品協会と十分に連携を取りながら、土産品等の開発等も今後タイアップしてしていくべきではなからうかというふうに思っているところであります。交流空間づくりなど観光客のおもてなしの環境を、どういった形で整えていくべきなのかも含めて、様々な視点から、連携しながら考えてまいりたいと思っております。

**○5番（南 利尋君）** ぜひですね、そういう文化財の整備だけが先に進んで、経済対策が全く行われていないという観光事業の在り方というのは、調べてみると意外と多い。やはり両輪でやっていないと、「あそこに行ってもすごい魅力のあるものがあるんだけど、ご飯も食べられないんだよね」みたいな、そういうイメージができた後の取組では、なかなか集客も思ったとおりにできないと思うんですね。そういう建物をしっかり維持管理する工事をしながら、それによって経済活動の場もしっかり検討していただくことを強く期待しておりますので、よろしくお祈りします。

「稼ぐ観光地経営」を実現させるためにも、経済活動拠点整備事業にスピード感をもって取り組むべきではないかということの質問なのですが、これは道の駅の質問なのですが、市長の思

いをちょっとお伺いしたいと思ひまして、昨年の12月議会、今年の3月議会で、市長は「道の駅は必要であると思う。大原地区の国道沿いがよいのではないのか」とか、「関係機関と協議を行いながら調査・研究したい」という旨の答弁をいただいたわけですね。何か対策を講じていただいておりますか、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは国の例えば国道でありますと、附帯施設の支援、整備ができるということもありまして、国道沿いにそういう土地はないのか。それから、今ありましたとおり、志布志インターから下りて港のほうに向かって行く中で、そういう土地はないのか。まずはその計画書を策定しないと、いわゆる国に出さないといけないわけでありまして、今そのことの指示はしているところでございます。

○5番（南 利尋君） いろいろ検討はしていただいているということですね。志布志インターが開通してから、大原地区付近の交通量は劇的に増えているわけですね。まちづくり計画にもですね、「『おもてなしの玄関口』としてJR志布志駅周辺を整備するとともに、総合観光案内所の更なる充実を図ります」とあります。昨今では、フェリーさんふらわあやJR日南線を利用して本市を訪れる方々よりも、志布志インターの東九州自動車道、都城志布志道路で訪れる方のほうが断然多くなっているわけですね。であれば、本市の魅力ある多くの観光拠点や特産品、グルメを周知するためにも大原地区付近に道の駅を整備し、総合案内所のようなものを置けば、観光振興計画の基本方針にある「稼ぐ観光地経営」の実現に寄与するのではないかと思います、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） それはもうおっしゃるとおりでありますので、先ほど言いましたように、まずはそういう大まかな計画書を策定しなければいけない。その前に場所の問題がありますので、それと併せてどういう形で取組ができるのかですね、協議してまいりたいというふうに思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、スピード感をもって取り組んでいただければ、私も分かります。そういう国道沿いに条件の合う土地というのは、なかなかないような気がするんですね。あとはもうそういう看板とか、何とかでいろんなことをやりながら、広い土地にゆっくりできるような道の駅ができればということで、大原地区付近の方々とか、そういう中山間地域の方々が特におっしゃるのは、前はスーパーがあったんですね、「仕事帰りとか、長靴でも寄っている買い物ができて、家に帰れた」と言うんですね。そういう経済活動ができたということと言われるわけです。最近はそのような施設が大原地区に無いので、「風呂に入って行かないとまちまで行けないだよ、恥ずかしくて」と言うおしゃれな高齢者もいらっしゃるわけです。そういうことを考えますと、いろんな観光客の方々もそうですが、地域住民の方々もそういう経済活動できる拠点を望まれておりますので、スピード感のある検討をよろしく願ひします。

ダグリ岬ベイサイド構想の進捗状況についてお伺いします。昨年度購入した三角地について、現在まで民間企業の間い合わせがあったのか、どのような業種でどのような構想を持った企業が間い合わせたのか、公表できる範囲でお示しください。

○市長（下平晴行君） 本市は、令和3年度に「第2次志布志市観光振興計画」を策定し、観光

施設の機能充実と資源の磨き上げによる価値向上を図り、魅力ある観光地を目指すためのアクションプランの一つとして、ダグリ岬ベイサイド構想を掲げ、多様化する観光や旅行スタイルの変化に柔軟に対応したダグリ岬一帯のエリア整備を推進していこうということで取組を始めたところでもあります。

昨年度購入した夏井地区の整備用地につきましては、このダグリ岬ベイサイドパーク構想の中心的な役割を担う観光拠点として捉えているところであります。そのようなことから、民間からの柔軟なアイデアで設計から建設、経営までしっかりと対応できる施設の開発が望ましいと考えております。市としましては、風光明媚な海水浴場を活かした体験メニューができる施設や国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地との相乗効果により、観光客を誘客できる施設が望ましいというように考えているところであります。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 三角地の利活用についての民間企業からのお問い合わせということでございますが、詳細についてはまだちょっと申し上げることはできないところでございますが、何社かそういった興味があるということですね、お問い合わせはいただいているところでございます。

○5番（南 利尋君） 公表はできないけれど、何社からの問い合わせはいただいているということによろしいですか。

[何言か呼ぶ者あり]

○5番（南 利尋君） であれば、以前市長はパラダイス跡の土地も「民間でいろいろ問い合わせがあった」ということの答弁をいただいたことがありますよね。「その所有者の方も、『民間で活用する方がいらっしゃれば協力しますよ』ということの考えを持っていらっしゃる」という答弁もありましたよね。現在、そのパラダイス跡地について、問い合わせとかはないのでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 今のところ、具体的な問い合わせというのは、こちらのほうには寄せられてないところでございます。

○5番（南 利尋君） 具体的にないということは、密かにあるということですか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 密かにもないところでございます。

○5番（南 利尋君） ないということですね。それと今のベイサイド構想の進捗状況なので、去年ですね、市の考えとしては、あそこにあるトイレは撤去しますということだったんですよね。でもいまだにあるんですけど、あれは今後どうなるのでしょうか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 確かにおっしゃるとおり、トイレにつきましては老朽化が進んでいるところでございますが、実際、今まだ使われているというような状況でございます。今後その三角地を提案する民間事業者、そういったところの動向も見えながら、統一したデザインというのが必要でありますので、そういったところも含めながら、改修なり、新たな設置なりというところを検討してまいりたいと考えております。

○5番（南 利尋君） ということは、その三角地で事業をされる方がそのトイレまで利用して

いただくような、そういう流れの構想があるということになるわけですか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 多分、今からの提案になろうかと思いますが、当然そのパブリックの部分とといいますか、例えば駐車場、トイレそういったものは、どちらかといえば公共的な意味合いを持つものですので、提案の中では全体的な提案をいただくということになろうかと思いますが、部分的には市が整備する、市がお金を出すところもあれば、民間事業者が出すところもあるというところの中で、役割分担しながら、調整ができればと考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） 理解しました。連携してどういう形で取り組んでいくかということの、今模索中ということですのでよろしいですね。前回市長の答弁で「観光地の景観保全は必要不可欠である、しっかりと対応していく」ということがありました。当初予算で、ダグリ岬周辺の伐採作業業務に444万9,000円計上されております。先日行ってみますと、海水浴シーズン間近だというのに、作業はなかなか行われておりません。雑木が伸びて、桜の木やソテツの木にはつたが巻き付いておりました。三角地は雑草が伸び、弁当の容器やペットボトル、空き缶、ティッシュなどの不法投棄が多く見受けられます。観光拠点としての雰囲気は、全くありません。隣の高松海水浴場とは、比較になりません。既に高松海水浴場は、若者や家族連れでにぎわっております。志布志市の若者たちも高松海水浴場に行くという方が、結構いらっしゃいます。早急に景観保全に取り組むべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○港湾商工課長（大迫秀治君） おっしゃるとおり、そういったところもありますので、市で発注できる分については、早めにそういった対応をしてまいりたいと考えております。

○5番（南 利尋君） 観光客が多くなると三角地も開放してありますよね、あそこは。あそこに車を停めて食事をしたり、いろいろ利用されている方がいらっしゃいますので、本当に不法投棄が多いですね、空き缶、弁当の容器、いっぱいありますよ。それを志布志市の海水浴場に来た方は、不快に思って高松海水浴場に行かれる可能性があるわけですね。だからそういうことを考えますと、早急にあの辺は取り組んでいただくことを強く要請しておきます。

次に、どのようなランドデザインが策定されているのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） グランドデザインとは、計画における基本構想として成果の期待される姿、開発手法及び期待される成果の図面や設計を示したものとされております。ダグリ岬ベイサイドパーク構想の期待される成果の図面や設計については、開発手法にPFI・PPP手法を取り入れることとしているため、民間からの柔軟な発想やアイデアを取り入れるプロポーザル方式にて、魅力ある事業提案をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（南 利尋君） グランドデザインといいますか、基本構想といいますか、例えば昨日の永田議員の質問で、「ベイサイド構想の事業はもう始まっていますか」ということがあったんですけど、課長答弁で、「民間が決まらなるとなかなかできない」ということがありましたよね。それでは、僕は昔ダグリ岬の砂浜にプレミアムリゾートビーチを作りますという計画書があったわけですね、ダグリ岬整備事業という中にですね。それと一緒に思うんですよ。「民間が来

なければ、進みませんよ」というような答弁では、まだ始まっていないということ、ただ土地を買収して民間に投げているという状況があるのではないかなと、昨日感じたわけですね。だから、結局何を言いたいかといいますと、この官民一体となった事業に取り組むわけですから、官民の役割を明確にするべきではないかと私は考えるんですね。例えば、幾つかのエリアに区分して、三角地帯は民間に活用してもらおう、そういうところ、山手のところは、ログハウスを造って、宿泊エリアを整備するとかですね。そういう構想もないのに、ただ「民間が来れば始まりますよ」の答弁では、期待している方々はがっかりしますよ。だからそう考えますと、そういうエリアを区分した構想を立ち上げる、例えば今のベイサイド構想というのは、国際の森付近からダグリ岬周辺までとなっていますよね。高速道路が通るわけですよ。ということであれば、そこは遮断されるわけですよ。高速道路の上に橋を建てて何かの観光施設を造るとなれば、相当な費用がかかるわけですよ。であれば、そういう事業の在り方が高速道路から海沿いまでということの場面と、国際の森周辺というのは別になっていくわけじゃないですか。そこもいまだに「ベイサイド構想は国際の森を含めたどうのこうのをやります」ということをうたっているわけですから、「東九州自動車道はどうなるの」ということなんですよ。だから、そういうことも踏まえた具体的な官民の役割を明確にするためにも、具体的な基本構想を策定するべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

**○港湾商工課長（大迫秀治君）** 今、東九州自動車道、そういったところの話がありましたが、ここにつきましては、当然、東九州自動車道の整備による接続道路の未来像と、そういったところも考慮しなければならぬというふうに考えているところでございますが、基本的にはエリア別に求められる性質があらうかと思っておりますので、そこらがしっかりエリア別の部分が連携できるような形で整備できていければというふうに考えているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** だからその基本構想をしっかりと策定しないと、前に進まないのではないですかということなんですよ。そういうものにしっかりと取り組まなければいけないのではないですかね。見解をお伺いします。

**○港湾商工課長（大迫秀治君）** まずは、今三角地を購入したところでございます。そういったところの中で、今回提案いただく民間のいろんな考え方がございますので、そういったところの中で、そこでの例えばどういった形での活用があるのかという提案を受けた中で、当然昨日、その前もありましたダグリ岬海水浴場の広い部分での考え方であったりとか、国際の森であったりとかそういった全体的なところに、まずはそのデザインを作った上で、全体的な計画につなげていくというような考えを持っているところでございます。

**○5番（南 利尋君）** 一般質問というのは協議会に変えられないものですから、もう一回質問させていただきますが、そういう民間が利用するところは利用する計画のエリア内ですよ。例えば、私が提案したいのは、夏井漁港がありますよね、今、志布志市の海沿いには釣り客が全く来なくなっただけですね、激減したらしいです。その原因は瀬渡し船がなくなったんですよ。志布志市の瀬渡し船は、ある時期にみんななくなったわけです。ということで、瀬渡し船を利用

していた都城方面からのそういう釣り客も全く来なくなっている状況があるわけです。今いろんな方が釣りブームで、いろんな釣りをされている状況もあります。であれば、その夏井漁港の地形を生かしたそういう海釣り公園をこのエリアに造るとか、そういうある程度の基本構想をつくっていかないと、夏井漁港も民間が利用するから、「とりあえず、民間が決まるまでは何もできないよね」とかですね、そういう構想ではなかなか現実が見えてこないと思うんですよ。全体的な基本構想を三角地には、例えば私が提案したいのは、今全国のいろんな海沿いの観光地を調べますと、前も提案したのですが、オーシャンビューの海に見える無人駅というのは、どこでもインスタ映えしたり、そういう人気のあるスポットになるんですね、その無人駅があるだけで。そういうイメージでも具体的に、例えば海釣り公園エリアとか、この前夏井地区に行って、何人かと言われればあれなんですけど、12、3人の夏井地区の住民の方にいろいろ聞いたんですね。夏井駅を移して観光地をこうしてという説明をしたら、「全然問題ないですよ、夏井駅が元気にならないとなかなか夏井地区も元気ないんですよ」みたいな、みんなそういう意見だったんです。全員に聞いていないのでそこはですね、もう私が12、3人に聞いただけの話なんですけど。そう考えたときに、今の夏井駅の後ろにパラダイス跡地がありますよね、あそこに移せば、民間も来たくなくなると思うんですよ。駅が移って、下のスペースが空きますよと、JR日南線の利活用促進にもいろんな予算を計上していますよね。だからそういうものも合致した事業が、できるわけではないですか。簡単に言えば、日南市から自転車を積んで志布志市まで来られますよみたいな、そこから自転車でスタートしてくださいみたいな、そういう利用客が満杯であれば自転車も積みませんが、例えばそういう自転車も積めるような利用の仕方であれば、サイクリングも推奨していますので、その無人駅で下りて、自転車に乗って夏井地区から都井岬に行ったり、鹿屋市のほうに行ったりするような、そういういろんなものもできてくるわけですね。だから、エリアを分けずれば、どういうアクティビティを整備すればいいかというのは見えてくるわけではないですか。今の課長の答弁だと、「民間が来れば、それなりの計画でそういうのを進めていきます」では分からないわけですよ。そういう海の見えるところには何を置けば人が集まるか、こういう砂浜にはどういうものをしっかりと設置すれば、にぎわいを創出できるかということを具体的に考えないと、ダグリ岬ベイサイド構想ってすごいすばらしい名前だとみんな期待していますが、ふたを開けてみると何も進んでいませんよということになると思うんですよ。その辺の基本構想をしっかりと策定するべきではないですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど私のほうで話をしましたとおり、いわゆる構想の期待される成果の図面や設計ということで、その開発手法についてはPFI・PPP、そういう手法でやっていると。そしてもう一つ大事なものは、先ほどもありましたとおり、海水浴場、国民宿舎、遊園地そして今回購入した三角地、その総体を見て説明しているわけですから、それを民間のいわゆる柔軟な発想とアイデアでやはりつくっていくという考え方なんです。ですから、こちらからこうではなくて、民間のそういう柔軟な発想を取り入れていこうという考え方があります。

○5番（南利尋君） 分かりますよ、だから柔軟な発想を取り入れようということは、まず土



台を市が提供するということですよ。 「土地を買いました、ではこれで何かしてください」ということです。 その土台の中に、例えば駅がここにありますよと、今は民間が来てもパラダイス跡を見ると、ここでできるのかなと疑問に思うと思うんですね。 仮に、それがなくなっていて、そこに駅がぽんとあって、それで海が見渡せるようなベンチが一つあるような駅があって、その下で何か事業をしませんかなんて、その提案と今の廃墟の状態で提案するというのは、全くイメージも違ってくると思うんですね。 そういう意味でも、まず土台はしっかりと行政のほうでイメージがわくような、例えば海釣り公園というのは調べてみると、民間はやっているところはないんですね。 鴨池海づり公園とかいろんなところがありますよね。 ああいうところは、行政がしっかりと漁協とかそういうものと連携してやっていくわけです。 だから、これは海釣り公園エリアですよとか、市のほうでは駅だけ動かしますので、あとは民間でイメージしたそういう事業をやってもらえませんかとかですね、駅も高速もありますなんて言ったら、すごい立地条件だと思うんですよ。 だからそういうものをまず市のほうで整備したらどうでしょうかということなんです。

○市長（下平晴行君） それは全く逆の方法でですね、考えているのは。 今のパラダイス跡地について、民間から見ればあれが必要なのか、今おっしゃったような駅との関連、そこを民間の発想であそこを生かしたほうがいいのか。 いやもうあそこは経費的にも大変だとか、そういう柔軟な発想を取り入れて開発していこうという考え方があります。

○5番（南 利尋君） 違うんですよ。 では民間が決まるまでは、事業は進まないということなんです。 単刀直入に言うと。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長のほうでもトイレの答弁をしましたがけれども、そのトイレも全体を含めてどういうふうな形で国民宿舎それから遊園地、海水浴場、今回購入した三角地、パラダイス跡地周辺も含めてですけど、それを民間の柔軟な発想で、どういう形でのいわゆる構想と申しますか、できるのかどうかというのをお願いをするというようなことであります。

○5番（南 利尋君） ということは、民間が決まらなると事業は進まないということで、民間の構想を受け入れてやりましょうということがお互いにそういう合意しないとできないと。 ということは、分かりやすく言うと、あのトイレはあと5年、10年は民間が決まらなければそのまま利活用するということになりますよね。 そういうことでよろしいんですか。

○市長（下平晴行君） 今のトイレの活用の仕方が、5年も10年もこの構想を置いておくわけにはいきませんので、それを併せて、本当に市民の皆さんが活用しにくくなった時点では、しっかりと対応はしていかななくてはならないというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） 質問があと二つ残っていますので、もう間に合わないのですが。 とりあえずトイレは若い方、女性の方、本当に嫌がっていらっしゃいますよ。 男性も嫌がっていると思うんですけど、本当にみんな嫌がるんですよ、家族連れの方とか。 「民間が決まるまでは、あそこはあのままですよ」では、もう本当に比べたくないんですけど、高松海水浴場とダグリ岬海水浴場は絶対比較されるんですよ。 せめてじゃあ民間が決まるまで、そのトイレはどうにかして

もらえませんか。見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） それはもちろん、衛生的で特に女性の方はやはりそういう施設がしっかりしていないと、利用する側から見ればおっしゃるとおりでありますので、そこ辺は内部で十分協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、そのベイスайд構想の具体的な内容というのはある程度分かりましたので、除草作業とトイレだけはまず最初に、今年の夏の海水浴シーズンの前には何か対応していただきたいと思いますので、そこは強く要請しておきます。

環境行政についてお伺いします。以前より多くの箇所で不法投棄が見受けられるようになっていると、私は思っております。担当課の方々もいろんなことに苦慮されて、本当に大変な状況だと思うんですね。この前不法投棄がありましたので、担当課の方々にも来ていただいて、現場をいろいろ把握していただいたわけですね。そこのごみを一回調べて、捨て主を探して、そこにちゃんとした処理を対応してもらおうということですね。一応そういうことをお伺いしたのですが、現状でいけばもうどんどん増える一方の感覚があるのではないかなと私は思っています。今日も市長も見られたかもしれませんが、市道で来るときに弁当の袋とかが市道に散らばっていましたよね。時間帯があれだったので、散らばったのがあったんですよ。そういうのも平気で捨てるような、そういう状況もあるわけですね。不法投棄に対しては、本当に多くの方ではないと思うんです。何人かに限られた人がやると思うんですね。そこには常習性があると思うんですよ。もう見つからなかったから次はあっちで、1回捨ててよかったからここみたいな感じで、どんどんそこが大きな不法投棄の場所になったりするような場所もありますよね。であれば、例えばこの厳罰化といいますか、厳しい罰則ですよ。捨てた人に対してその捨て主が分かれば、はっきりとその人件費から車の燃料費から処理代から全てを必ず支払っていただくような、そういうことに取り組む必要があると思うんですね。もう注意とか何とかではもう解決できないと思うんですよ。注意・指導では。今まで不法投棄に対して、処理費用を支払っていただいたことはありますか。

○市民環境課長（留中政文君） お答えいたします。

不法投棄につきましては、環境パトロール員を配置しまして、不法投棄の見回り及び道路などにポイ捨てされたものを回収しているところでございます。不法投棄した個人が判明した場合は、対象者に通知を行いまして、指導を行っております。また、悪質な場合などは、随時警察等にも相談し、連携を図っております。罰則につきましては、「志布志市ポイ捨て防止条例」の中で、「市長は、ポイ捨てや飼い犬のふんを放置した者に対し、必要な措置を講じるよう命じることができる」とあり、「この命令に従わなかった者は、5万円以下の科料に処する」と規定されております。これまで罰則を適用する案件はございませんでしたが、引き続き、同条例で対応してまいりたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） その処理費用を請求して、5万円以下の罰金とかいろいろ条例とかありますよね。それではなくて、かかった費用は例えば普通にごみ捨てに行く人も、いろいろ手間暇かけてやっていらっしゃるわけじゃないですか。それを簡単にポイと捨てた方が、いとも簡単に

捨てただけで終わってしまう。志布志市の決まりに沿ってしっかりと対応している方がいらっしゃることを考えると、このかかった費用は請求していくべきではないですか。そういうのを市民に周知して、不法投棄をされた方には行政でかかったそういう経費は、全額お支払いしてもらいますと、支払っていただけないときには、法的な処置も取ります的なものもしっかりと対応すべきではないですか。例えば、昨日もニュースでやっていました。カルガモ走法といって、高速道路で後ろに付いて料金を払わないで、高速料金を何百回も払わなくて、「何百回やりました」というようなことを会社の社長が言っていました、その高速道路管理会社は倍の料金以上を科すんですね。例えば100万円のそういう違法な通行をした人には、200万円以上を請求しているという決まりがあるわけですよ。であれば、真剣にこの不法投棄に対してかかった経費は全て支払っていただくようなものをうたって、周知して、そこを払わないような状況があれば、財産差押え的なものも、しっかりと厳しい状況をつくるべきだと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、法的な根拠というのが出てくると思いますので、できるかできないのか、そこは内部でしっかりと調べて対応してまいりたいというふうに思います。

○5番（南 利尋君） ぜひですね、本当にごみ出しに真剣に取り組んでいただいている方が、そういう嫌な思いをしないためにも、ぜひそういう前向きな取組をお願いします。

あと「護美箱」を置きませんかという質問なのですが、観光地に「護美箱」を置いてもらえませんか。

○市民環境課長（留中政文君） お尋ねの観光拠点に「護美箱」の設置についてでございますが、以前、灰皿の設置ということで議員からも御質問がございまして、そのときは施設管理者に相談をして、結局はそのときはちょっとできませんでしたが、庁舎のほうに灰皿を置いたことはあります。

この「護美箱」につきましては、原則各自で出したごみは各自で持ち帰ってもらうというふうにしていただきたいと考えておりますので、「護美箱」の設置は考えていないところでございます。引き続き、ポイ捨て防止条例の対策を行いながら、美しいまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。

○5番（南 利尋君） また「護美箱」に関しては、次に質問させていただきますので、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

次に、6番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○6番（市ヶ谷 孝君） 皆さん、こんにちは。会派、志みらい所属の市ヶ谷孝でございます。同僚議員の御配慮で、十分な時間を残していただきましたので、午前中で終了するよう努めてまいります。執行部の方々も端的な答弁をよろしくお願いいたします。今回私は一つの大項目、本庁舎の移転計画についてということで、一般質問の通告をさせていただきました。そちらに従いまして順次質問をさせていただきます。

まず1点目になります。今定例会で補正予算として議案上程をされておりますひばりビル購入事業につきまして、こちらは前回3月定例会での減額修正という修正動議が可決された後、今回改めて再上程をされております。この再上程に至るまでの経緯についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

3月議会定例会におきまして、民間ビルの購入等予算を提案させていただきましたが、目的や活用方法、改修費用、中長期的な計画の三つの要件を理由として、関連予算についての修正がなされたものと認識をしております。このことにつきまして中長期を見据えた計画や施設の利活用、改修費用等、再度協議を行ってきたところがございます。地域活性化や少子高齢化対策、デジタル化など、新たな課題へ対応し、取組を進めるためには、組織機能の強化が必要であり、早期に組織の再編を進める必要があると考えておりますが、今回再度提案させていただいている民間の土地や建物につきましては、市街地の中心に位置し、本庁舎と隣接していることや敷地が広く、駐車場としての利用を含め、商店街の活性化やまちづくり推進の上での活用性が高いこと、建物の面積も広く、地域活動を含め、幅広い利活用が考えられることから、合併特例債等の財政的な面を考慮しますと、早期に購入が必要であると判断し、今回再度購入等に係る予算を提案させていただいたところがございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 今定例会までに再上程されるまでの具体的な、例えば再度庁内で協議をされたでありますとか、3月定例会で同僚議員、予算委員会の中では同僚委員のほうから、例えば「仲介された不動産業者さんともう一度、踏み込んだ協議をされたらどうですか」という御意見等もあったかと思えます。そういった具体的な動きにつきましてはどうだったのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 3月以降、部門ごとの分科会を8回、課単位で個別協議を5回実施しております。最終的には行財政改革推進本部会議を2回開催し、再編案を作成したものでございます。それから不動産関係については、3月議会において予算化できなかったことにつきましては、報告していたところがございますが、改修等につきましての具体的な協議は行ってはおりません。

○6番（市ヶ谷 孝君） 私がインターネットで調べたときには、行財政改革推進本部会議、こちらは私が見たときには1月30日が最後だったので、そこからなかったのかなと思っていたのですが、あったわけですね、2回。

[何言か呼ぶ者あり]

○6番（市ヶ谷 孝君） なるほど、分かりました。冒頭市長がおっしゃっていただきました、前回すみません、私のほうが修正動議をさせていただいたのですけれども、そのときにその理由として上げさせていただいた3点のうち、例えば中長期計画のなかなか不透明なところがあったのでという理由が一つありましたけれども、そちらにつきましては、こちら今定例会の初日でしたかね、全員協議会の際にこちらの資料を頂きまして、御説明をいただいたと思っております。この志布志市組織機構再編方針でございますけれども、こちらは表紙のところ令和5年5月という形で日付の記載がございますけれども、この資料はどのような協議や会議、経緯を経て作成されたものなのかお示しをください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回、本庁機能の移転後、令和3年11月の志布志庁舎等の在り方検討委員会からの提言を受けまして、中期的な視点での本庁機能の移転についてということで、組織機構再編プロジェクトチームを立ち上げました。部門ごとの分科会を行いながら議論を進め、限られた職員数できめ細かな行政サービスを維持していくための組織機構の再編について検討しました。機能集約がやはり必要ということで、またそういった志布志庁舎の執務室等が不足するというようなことの提言を踏まえて、周辺民間施設の活用というのを検討をして、3月の時点でそのような内容となっておりますが、その後、中長期という期間を長期的展望、今後の本庁舎の在り方というのを、それぞれの庁舎の耐用年数等を踏まえた上での検討がやはり必要であるということで、4月、5月の時点で所管課であります総合政策課、総務課、財務課、プロジェクトのチームリーダーなのですが、そういった方等の協議等を踏まえて、先ほど市長も申し上げました行財政改革推進本部会議でまた協議をして、その結果5月に今回お示ししました新たな組織機構再編方針、本庁舎移転基本方針中長期計画を令和5年5月に策定をしたというところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。こちらは当然案ではなく、もう策定された方針なわけですよ。例えば、昔の話になりますけれども、庁舎移転するとき、正式には志布志市本庁舎移転基本方針がございました。こちらは市のホームページのほうに掲載がされたと思っておりますけれども、こちらのこの5月に策定されました組織機構再編方針についても、ホームページに掲載して、市民の方というお考えはあるのでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回示しましたこの方針を決定という形で今の段階では行っておりますが、また今後もう一度、今回のひばりビル購入等、土地の部分、建物についてなのですが、そういったところももう一度踏まえた上で、この計画というのも見直しが必要ではないかというふうには考えてはいるところでございますので、その後、その内容等を精査をした形で、市民に対しての公表というのを考えているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） その答えをいただきまして、安心いたしました。当然、今定例会に提案されておりますので、その結果を踏まえた上で、今後調査等もあるかと思っておりますので、その結果までも踏まえて改定があるのかなという形で公表されるということで、承知しました。

先ほども答弁の中で、執務スペースの不足が見込まれるという発言、当然、本庁舎等の在り方検討委員会のほうでそういった提言もあったというふうには伺っておりますけれども、この民間施設、民地活用につきましては、短期計画の本庁機能の移転、前からそういった話は出ておまして、その段階では、あのときは「志布志市役所の位置を定める条例」の改正が可決されないことには、そういった民地活用の提案であったり打診、動きはできないんだよという話があったかと思っております。本庁舎がこの志布志庁舎に移転してから、もう2年半近く経ったかと思っておりますけれども、その間、当初お話をされておりました保健所の駐車場の件も含めて、こういった形で民間施設の活用に向けて、担当課もしくは庁舎全体で動かれたのか、そこをお示してください。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 本庁舎移転の基本方針の中で、保健所の利活用というのを想

定して、今後協議していくとの明記をしております。保健所と何度か協議を行ってきたのですが、新型コロナウイルス感染症対策の対応等をですね、保健所業務というのがかなり逼迫したような形で、保健所としての曾於地域において、そういった感染者の把握とか、やはりそういう体制が多忙になっているということから、このような状態ということで利用は難しいという意向を伺っており、現時点において保健所の活用というのは、ちょっと考えてはいないというところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 現状、新型コロナウイルス感染症というものが分類も下がったのもありますが、依然として感染者が市内にもいらっしゃいますし、全体的にもまだまだ予断を許さない状況なのかなという思いもございます。今後そういった保健所との協議が再開されるのか分かりませんが、その保健所以外について何か動きがあったのか、それが成立したのかしなかったのか、そこはいかがでしょうか。

○総合政策課長（川上桂一郎君） 今回の民間施設以外では、この近隣にございます別な、ちょっと施設名は控えさせていただきますが、検討はして、建物の内覧というのも行いました。しかし、見たところ、施設の構造というのが執務室等のそういった活用にはちょっと向いてはいないというようなことと、あとその施設の駐車場スペースですね、そういったのも大分狭いというか、面積が小さいということで、その物件においては活用は難しいのではないかとこのところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） では、あくまでも利用する庁舎の一部もしくは拡張機能として利用するには、なかなかふさわしい場所がなかったという認識でよろしいですか。それともあったけども交渉して駄目だったというわけではなくて、そもそもなかなかそういったふさわしい場所であったり施設がなかったの、これまでなかなか動きが取れなかったという認識でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。令和4年7月にこういう施設があるということをお聞きして、今回の取組に入ったということでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。先ほど執務スペースの不足が見込まれるという話がございましたけれども、現在の組織体制において、この志布志庁舎でその執務スペースであったり、窓口業務のスペースであったりについて、何か問題という言葉が大袈裟ですけども、不便を職員側が感じる等でございますでしょうか。

○総務課長（小山錠二君） 現状におきましては、特に大きく執務室が足りないとかということではないのですが、もう少し会議室があったりとか、もう少しゆったりするフリースペースがあったりとかですね、そういうのがあったらいいのかなという意見は聞いているところなのですが、ただし、全ての階、課におきましては、やはり現状ではかなりお互いの通路とか狭い状況の中では、かなりいっぱいいっぱいなのかなということは感じているところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） それではさらにもう1点ですね、中期的視点で本庁舎全体が志布志庁舎に移転、組織機構再編の流れでですね、そういった計画があると伺っておりますけれども、本

庁全体が志布志庁舎に移ってきた場合は、そういった執務スペースの不足、充足、想定で構いませんけれどもいかがでしょうか。

**○総合政策課長（川上桂一郎君）** 本庁舎に今の組織の集約というような形になれば、スペース的にどうなのかということですが、これまでも短期の計画においての管理部門の移転、またその後本庁機能の移転についてと中長期計画において庁舎検討委員会での検討などを行って、令和2年度から令和3年度に、庁舎等の在り方検討委員会を開催して、検討委員会からは、本庁機能全体の移転にはやはり周辺施設の活用という提言を受けておりました。その提言を踏まえて、様々な検討したところなのですが、昨日もデジタル化の関係で一般質問を受けました。私たちが今後やはりデジタル化を進める上でのメリットというか、ペーパーレス化とか、そういう一人デスクを1台ではなくて、やはり共有のデスクとか、今後このデジタル化というのが加速をしてまいりますので、やはりこのデジタル化に合った執務室というのを考えれば、先ほど申し上げました様々な文書とか、そういったものも整理をして、シンプルな執務というようなことになれば、このスペースという問題というのが解消できるのではないかと。また、デジタル化においては、市民サービスの向上というのを目的にしておりますので、やはり窓口における対応というのも、今まで様々な手続きはそれぞれの窓口での対応でしたが、1本の窓口というところでの職員が対応をするということであれば、その分の複数人が1人でできるというようなことも、一つのスペースの確保にはなるのではないかとこのように考えております。

**○6番（市ヶ谷 孝君）** 分かりました。そちら今までいただいた答弁を前提に、通告書でいったら（3）のほうに入っていくわけなのですが、少し冒頭の答弁で市長のほうも触れられました。そして昨日の朝に全員協議会を開いていただきまして、このひばりビル購入事業につきましては、補足といいますか追加で説明を受けたところでございます。その中でどうしても気になる文言といいますか、答弁がございましたので、（3）の質問に入る前に、少し確認をさせていただきます。今、出しましたとおり、昨日の全員協議会では執行部から追加の説明をいただきまして、その中で私の認識ですけれども、市長はこのひばりビル購入事業の目的としては、商店街振興もしくは歴史遺産の活用等を含めた市街地の活性化が主たる目的であると、概略そのような説明をされたというふうに思っております。一方で、3月定例会の初上程から今回、今頂いている予算説明資料がございませぬけれども、そちらに記載されている事業目的は、主たる目的が行政組織再編のため、そして庁舎の一部として使用するという文言が含まれております。昨日の答弁とこの説明資料に記載されている目的が、合致しないのかなというふうに私は捉えたところなんですけれども、改めて確認させていただきます。このひばりビル購入事業の主たる目的はどちらでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほども説明しましたとおり、こういう広い安価な土地の説明をしていなかったということございまして、土地の購入の趣旨目的の説明と、そして調査委託料をお願いしておりますので、調査委託料の中で全体構造が見えると、その中で議会の皆さんにもどういった活用方法がいいのか議論させていただくというような説明をしたところでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 全体で5,050万円の予算のうち、土地購入が4,150万円、調査設計費用が900万円という形で覚えておりますけれども、では、あくまでも今回購入するものは土地のほうであって、そこに付随しているビルにつきましては、この調査設計費用で調査をして、図面等もないというふうに伺っておりますので、それを復元といいますか新たに作成して、活用方法は今後見だしていくということによろしかったですか、確認をお願いします。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○6番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。昨日の全員協議会のほうでも同僚議員のほうから同様の懸念といいますか、提案等が示されておりました。事業目的がそちらが主であるのであれば、最初からそういった形の提案がなされていれば、この案件はそこまで難しくならなかったのかなと。何かおそらくお互いの認識のそごがあつて、ちょっと表現が適切か分かりませんが、こじれてしまったのかなというふうに、今、私はその説明を受けて受け止めたところでございます。もちろん下平市長は、その組織の大きさからすごい大変な危機感を持って、御提案をされてきたんだろうと理解はもちろんしておりますけれども、何分当初の説明といいますか、資料のほうでは、行政機構再編のためスペースが足りないの、そういったものを購入するんだというふうに私は認識しておりましたので、議会として審議する以上、3月定例会ではあのような形に持っていかざるを得なかったということだけは御理解をいただきたいと思えます。

今回、ひばりビル購入事業ですね、こちらは今定例会に提案されている補正予算の案の1項目でございますので、既にこの補正予算そのものは予算委員会に付託となっております。予定どおり進めば今週金曜日ですかね、予算委員会のほうで委員会審査が行われる運びとなっておりますので、今の答弁をお伺いしますと、どうか執行部のほうにおかれましては、委員会審査が正しく行われるように、可能であればですけれども、議会側に配布していただいた資料の記載内容、そして昨日の全員協議会での説明、また本日御答弁いただいた内容がしっかりと整合性が取られるように御対応いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、予算の説明のいわゆる資料についても、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○6番（市ヶ谷 孝君） ありがとうございます、と言っているの分かりませんが、自治体を取り巻く環境というのは本当に目まぐるしく変化しております、それに対応するためにはスピード感がとても重要なのは十分承知をしております。ただ一方で、同じぐらい丁寧な準備であったり、プロジェクトの進行が肝要なのかなというところも思っておりますので、そのためにはぜひとも、これはあくまでも私の意見になりますけれども、今後様々な議案が当然これからも提案されてくると思っております。提案前には、ぜひとも庁内コンセンサスをしっかりと図っていただいてですね、また同様に丁寧な説明をしていただきながら、議会、そして執行部側共に、今後の市政発展のために取り組んでいければと思っております。

本日、私が一般質問の通告書を提出した時点では、本庁舎移転計画の一部というのがメインなんでしょうという形で、通告を出させていただきましたけれども、本日一般質問させていただく中



で、執行部側の考えている主たる目的が、そこはずれがあるのかなど、違うものなのかなというふうに認識をしたところでございます。本日予定していたこの後の質問は、全て本庁舎移転計画に関するものでございましたので、その前提条件が大幅に変わってしまった以上、ここで私の一般質問は終了させていただきます。予算委員会の審査よろしく申し上げます。

以上です。

○市長（下平晴行君） 今回、本当に議会の一般質問の途中で、特に市ヶ谷議員に対しては、全協にて予算説明資料の訂正をさせていただいたということで、大変迷惑をかけたというふうに思います。議会の皆様方に対しても大変御迷惑をかけました。本当に申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○6番（市ヶ谷 孝君） 当然私も一議員として、本市の発展のために全力を尽くしてまいりますので、今後ともですね、できれば、このひばりビル購入という名前も変えてほしいんですけども、この事業につきましても真摯に向き合って、良い結果に向かえるよう努力してまいりたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後は1時から再開いたします



午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、18番、東宏二君の一般質問を許可します。

○18番（東 宏二君） お疲れさまです。昼からの一番眠たい時間でございますが、目をぱっちり開けて答弁をお願いしたいと思います。会派、真政志の会の東でございます。質問通告をしておりましたので、通告順に質問をまいります。

まず、道路行政についてでございます。市道、県道、国道などの維持管理状況、特に除草作業の現状をお示してください。

○市長（下平晴行君） 東議員の御質問にお答えいたします。

市道維持管理の伐採につきましては、市の道路作業員による直営及び自治会をお願いしております道路愛護作業、建設業者への業務委託により行っているところであります。また、作業の効率化を図るため、令和4年12月から道路維持作業用のトラクター2台を稼働しており、今後も計画的な市道の維持管理に努めてまいります。

国や県が管理する道路の維持管理につきましては、業者への年間業務委託を行い、定期的なパトロールにより現場の状況を把握し、地域の実情を踏まえながら維持管理をしていただいております。なお、今年度から建設課においてグループ制を導入し、全ての道路の相談などを受ける窓

口を設置し、市民サービスの向上を図っているところでございます。

○18番（東 宏二君） 建設課の聞き取りのときに課長と関係者の方に、「私が前に示した道路をちょっと見てくれんか」ということで見ていただいたと思いますが、その環境を課長はどう思われましたか。

○建設課長（富岡 裕君） 聞き取りの後、すぐ現場を見に行きました。実情を見ますと、やはり結構草が茂っているという感じで、見た感じがやはりあまりよろしくないというのが実感でございます。早く取り組まないといけないというのも、痛感いたしました。

以上です。

○18番（東 宏二君） 市道でも一番大事な幹線、JR志布志駅から若浜地区を通過して志布志運動公園の前を通ったあの市道ですね。三昧堂さんの香月小学校からあの辺が植栽がしてあって、もうカヤがわんさかわんさか出ているわけですよ、あのままでいいのか。今回の国体では志布志市で成年男子のサッカーが行われます。多くの選手や関係者または応援の方々が、志布志市に来られると思います。やはりこのチャンスを捉えて「志布志市はいいところだな」「きれいなところだな」というような形でやはりきれいにしないと、「わあ、来てびっくり、志布志市のまちは草だらけじゃ」というようなイメージに取られないようにですね、何かの方策を取らないといけないのですが、その辺どうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） この市道維持管理の中で道路伐採というのは、毎年重要な課題と認識しております。特に先ほど言われました香月線につきましては、路傍樹、街路樹とか低木のツツジとかが設置されている状況です。特にあそこの整備した時期というのが、やはりそういった街路整備事業で進められておられたと思います。やはりああいう街路があることによって、景観もよくなります。ただし、ちゃんと適正に管理していないことによって、それが見栄えも悪くなるし、印象も悪くなるなど実感しております。維持管理に関しましては、今、私たちには直営班という作業員もございます。機械等も入ったところでございます。特に今回、路傍樹といった植栽があるところに関しては、そういった機械処理というのはなかなか難しいところで、やはり作業員の手作業になったりとか、特に香月線は校区公民館の方がボランティアでしていただいております。本当にありがたい路線だと思います。そこをちょっといろいろと加味しながら、また建設課としてもいろいろ対応を考えていきたいと思っております。

以上です。

○18番（東 宏二君） 今度トヨペットさんが志布志市に来ていただいて、今営業していただいている。その前を見られましたか。花壇を自主的にきれいにされて、花を植栽されて、きれいなもんです。であれば、今の植え込みをやはり抜いて、花を植えていただく自治会とか、企業の方々にお願いして植栽していただければ、本当にフラワーロードというような形で、すごいイメージが良くなると思うのですが、その辺の考えはないですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、草が伸び、4月から大体11月、12月まではもう繁茂するわけですね。ですから私も指示をしているのは、草刈りをお願いするのですけれども、年に

2回程度、これではもうすぐ伸びてしまうんですね、一日でも相当伸びるわけですので。今おっしゃったように、そういう自治会、地域の方々との連携がどうやってできるのかですね。草は本当に4月から11月、12月は1回、2回刈ったってすぐ伸びて、4、5回伐採しないといつもきれいな道路沿いというのはないわけにありますので、このことをどう対処していくのか。ここが一番大きな課題だというふうに思いますので、そこは担当課とも話をしているところでもありますので、そこをどうやってクリアできるかということをしかりと対応していかなければいけないというふうには考えているところでございます。

○18番（東 宏二君） すぐは無理だと思います。今空いているところは、あの通りはマルチを張って、草を生えにくくして花を植栽されております。うちの自治会の外岩戸ガソリンスタンド、220号線沿いですが、うちも80mの花壇を持っています。そこもやはりマルチを張って、きれいな形で我々も奉仕活動をしているわけでございます。だから、このことも大事だと思いますが、ほかのところに行くと、長くなってから除草剤をまいて、枯れたままにしているところが多く見受けられます。見苦しいものです。国体の会場となるしおかぜ公園の前も見てもらったと思いますが、中央線のところに除草剤をまいてあります。だけど草は60cmか70cmの枯れたままの姿で、今も放置されております。このことについて、国体に来られた方々がどう思われるか。その国体前にあの草をどうにか撤去できるのか、その辺はどうでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） 今議員が言われるとおり、除草剤をまいていて、そのまく時期にもよると思うんですが、本当に長く茂った状態でまいていて、私も見ました。本当に、あれは見苦しいです。本来であればある程度短い時期で、葉っぱが若干出たぐらいにまいて、長期間草が生えないのが一番のやり方だと思います。私たちもですね、やはり今、直営の作業員がいます。作業員にも言っているんです。「機械化になることによって効率化を図ろうね」と、それと同時に「やはり今やっていることに対しても、やはり改善していくことも大切だよ」ということを言っていました。やはりやり方を工夫して距離を延ばしたりとか、そういった「効率を上げていこうね」ということで作業員にも話したところで、そういったやり方も近いうちにまた業者の伐採の方法とかそういったのも含めて、作業員と改善に向けてまた協議を進めて、各支所も連携して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○18番（東 宏二君） 市道は、昨日も何本かあるということで、実延長が776kmあるということだったので、この市道の伐採・除草は年に何回されておられるのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 市道の伐採に関しましては、基幹市道の伐採、その他基幹市道以外の伐採、それと集落道伐採という大きなそういった伐採と、あとは直営作業員のいる伐採です。直営の作業員に関しては、年中といたしますか、その場所ごとにやっておりますが、集落道伐採に関しては年に1回、業者伐採もやはり1回、それと基幹市道に関しては2回なんですけど、これは道路パトロールとかそういった道路補修、それも含めて2回程度という形になっております。

以上です。

○18番（東 宏二君） 先ほども言いましたように、10月12日から3日間、志布志市で成年男子のサッカーの決勝まであるわけでごさいます、その中ですごくお客さんが来られると思います。ここでいつも市長が「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」というような言葉をいつも言われます。こういう状況で、ほかから来た方々がそう思われるか、私は危惧しております。その辺のことをちゃんときれいにして、リサイクル、市では日本一を掲げている。環境も一緒だと思います、道路も。その辺のことをしっかりとやはりしていかないと、もう私が一般質問通告したから、もう草が目について寝てまでも夢を見ます。それぐらい草が生えています、本当です。そういう中でお客さんに来ていただくためには、やはりきれいなまち、気持ちがいいまち、「志布志市はきれいだね、いいまちだね、港もきれいだね」というような、そういうまちにしていきたい一人でごさいますので、ぜひですね、そのこともちゃんと計画を立てながら、またトラクターを2台買っておられる。山間部の市道であればそういう形で、2台で足りない場合はもう1台増やしても、人件費と比べればまだ安くつくわけでごさいますので、その辺のこともやはり考えていって、電話が来てからあの区間を伐採するんだ、除草するんだというようなことでは遅いと思うんですよ。そういう考えで、今市長が言われた機械も2台のトラクターで、アタッチメントを付けて草を刈るようになっているということなのですが、まだ我々は見たことがごさいますので、山間部のほうか郊外のほうの中で活躍されているとは思いますが、やはりそういうことも人件費が一番高くていきますので、そういう機械化も今市長はIT、ITと言いますが、機械も大事だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、これは私のほうで、この指示をしたところです。というのは、地域から草の伐採をしてほしいとか言う前に、自主的にこちらのほうでできるやり方は何なのかと考えたときが、トラクターで根元から切る必要はないんですね。側溝からはみ出している部分を伐採していくというような考え方で導入したと。ですから、市街地のほうはそういうふうにはできませんけれども、今課長から説明がありましたとおり、年に1回、多くて2回というような形で今もちろん776kmでしたかね、長い距離の中での管理というのは、本当に予算的には大変な状況なんです。あとは今ありましたとおり、やり方、工夫をどうしてやったら、一年中きれいにできるのかという、ここはやはり市民の皆さん、縁沿いにいる皆さん方も含めて協力をいただかないとできないというふうに思っておりますので、ここは本当にしっかりですね、私も担当課のほうにはいつも言っているんですけども、予算の使い方も含めて本当に取組体制の方法を課長も説明をしましたが、ここをもうちょっと原点に戻って、予算の範囲内でどういう形でできるのかということも含めて、もうちょっと真剣に取組をしていかなければいけないというふうに思っているところでごさいます。

○18番（東 宏二君） 今、市長のほうも予算ということで出ましたが、この事業に対してどのくらいの予算を使われているのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 道路伐採にかかります令和4年度の実績でごさいます、基幹市道、その他市道委託、そして集落道伐採委託も合わせまして、約7,221万円ほどになっております。

令和5年度の予算といたしましては、同じく基幹市道伐採、集落道伐採で7,310万6,000円ですが、今回新たに出水地区の市道の伐採業務も入りまして、400万円ほど追加されまして、約7,700万円ほどの事業費になっております。

以上です。

○18番（東 宏二君） 金額で言うとすごいお金ですよね。市道延長が長いから仕方がないことだろうと思いますが、やはりその地域に住む方が、やはり車社会でございますので、生い茂った市道をセンターラインに寄って走っていくのは大変危険だと、私は思っております。もし対向車でも来れば、やはり高齢者の方は急な動作も鈍っておりますので、やはりそういうことも大事だと思いますので、このことについては、ぜひしおかげ公園周辺とか運動公園周辺は、本当に10月のサッカーが始まる前にあそこだけでもいいから、本当は全体をしていただきたいのですが、あそこだけでもいいからきれいにしていきたい、そのことはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃるように、せめて市街地の中の対応はしっかりとしてみたいというふうに思います。

○18番（東 宏二君） それとですね、市道のことからいきますが、雨の時期になると市道がちよっと傷みやすくなり、穴ができて、そこを放っておいておくとまた穴が大きくなって、後で修繕するとすごい経費がかかるようになると思うんですよ。今重山課長が来ておられますが、「松山地域のある市道が穴ぼこになっているから、ちょっと見に行ってくれんか」と私が言ったら、すぐ行っていただいて、すぐ電話をいただき、「やり替えないとあそこはいかんですよ、10mぐらいやり替えますよ」というような回答をいただいて、「やはり早急に、そういう小さいときから補修していけば、そこまでならなかったんだな」というような考えで、私はそう思って、聞き取りのときもですが、やはり自治会長さんたちに自治会のことは大体把握されておられますので、その方々にお願いをして、もしそういう箇所があった場合は、有明地域であれば有明庁舎の建設課、志布志地域であれば志布志庁舎の産業建設課、松山地域なら松山庁舎の産業建設課に連絡をするような形でお願いをしてもいいのではないかなと思うのですが、その辺はどう思われますか。

○市長（下平晴行君） これはまずその前に、私は先手管理ということを行っていますので、職員のほうで気付いたらしっかり対応していくというような取組をしてみたいと思います。

○18番（東 宏二君） それであれば、本当に自治会の会長さんたちも楽をするわけでございますので、ぜひそういう形で職員の方も本当に目につかれればあちこちから通勤をされて、市役所本庁舎、松山庁舎、有明庁舎に行かれるわけですので、その途中のことは大体把握されていると思いますので、その辺をまた職員の方に、前も出ましたよね、漏水があるときには、分かったときには、やはり職員の方もちゃんとお伝えるような形で、みんなでそういう箇所を周知しながら、やはり大きな事故がないような形でそういうことが一番大事だと思いますので、その辺をまた皆さんの職員の方も大変かもしれませんけれども、そういう形でお願いをしたいと思います。

市道はこういうことで、市長もちゃんと管理をするということでございましたので、次に県道にいきます。「県道は、私たちの管轄ではありません」ということは言わないでください。やは

り市から県に申出をしていただくと、やはり仕事をしていただくというような形もあると思います。市長、一番恥ずかしいところを言いませんか。今、上町地区から行って、上町地区の信号、市役所から左、関屋地区に行くあの信号から63号線の大原地区の上まで見てください。あの信号を過ぎた途端、草ぼうぼうです。志布志市に入ってくる道路ですよ。私がこう見ていると、年に一回ぐらいしか除草はされていません、伐採も。植え込みが植えてある。何回取ってもすぐ出てくる。だからその辺もやはりいろいろな形で、そういう経費のいらぬ形であればどうしたらいいのか、やはり県と協議をしながら、それと臨港道路、今の稚児松のファミリーマートのところから港に入る道路、入ってちょっと坂を上がって下ったところに桜島運送があって、その先のところが市営住宅のちょっと県営住宅の前になる左側、歩道があっても通れない。本当にあの辺も散歩したりとか、ジョギングされる方がおられると思うんですよ。見てください、本当にあれで県道なのか。それと港湾内、志布志警察署のあの通り、しおかぜ公園に行く道路、もう本当に恥ずかしいものです。このことも私は県議のほうには言いましたけれども、「大隅地域振興局に言ったら金がない」ということであつたそうですが、金がなければ草が生えてもいいのかと、環境が悪くてもいいのかと我々は思うんですよ。私なんかは、県民税や自動車税も全部払っていますよ。そういうこともちゃんと言いながら、やはり県にも言うことは言わないと絶対してくれないと思うんですよ。その辺どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃいましたとおり、関屋口からの道路については、一番入口ということで私も気になっているところでもあります。しかし、先ほどからありますように、これを一年中伐採するとなると1か月に1回ぐらい刈らないと、本当にきれいということにはならないというふうに思いますので、例えばヨーロッパなんかは、ああいう低木は縁沿いに植えてはないんですね。今おっしゃったように管理の関係、それからそこ辺のいわゆる縁沿いの樹木の在り方、ここも本当に今後しっかりと研究・対応して考えていかなければいけないというふうに思っております。今おっしゃったように臨港道路のあの道路についても、確かに歩道のところにも生い茂っているということで、担当課のほうはしっかり県のほうにはお願いをしているということでもあります。そこ辺の対応の仕方がやはりおっしゃるように、国道、県道、市道という道路、市民の皆さんは、みんな市が管理しているというふうに思われていらっしゃるというふうに思います。このことを本当にどういう形で年間を通じて、美しくというか伐採がしっかりできるのか、ここは本当に今後の喫緊の課題だというふうに思いますので、そこを含めて内部で予算の使い方にしても、しっかり協議をしてまいりたいというふうに考えております。

**○18番（東 宏二君）** 県が相手ですので、県が動かないとということだろうと思うのですが、もう一つ、南之郷志布志線、外岩戸ガソリンスタンドからトンネルまでのあの道路、もう歩道も草がぼうぼう、あそこを散歩される方は大変多くございます。うちの自治会の方でも、10日に1回ぐらい夫婦二人でゴミを拾っておられます。やはり植え込みが長くなるとポイ捨てが多くなって、いつも袋を下げて帰ってこられるのを見て「御苦労さんです」と、私のほうでたまには袋を差し上げたりしている状況でございます。あの道路も植え込みが植えてあるんですよ。あそこ

も市長は通られるから見られると思うんですよ。本当に志布志市の一番大事なところが、ああいう状況なんです。あそこを見てどう思われましたか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、やはり縁沿いの樹木の在り方も本当に考えていかなければいけないのかなど。先ほど言いましたように年間を通じての管理をするために、樹木の植栽の在り方等も含めて、今、東議員がおっしゃったことは私も全く一緒でありますので、そこをどういう形で、年間を通じてそういう管理の在り方ができるのかというのは、本当にどの道路も考えていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○18番（東 宏二君） 私が、今3か所言いましたけれども、3か所以外にも志布志市内の県道は県道3号線、63号線、柿ノ木志布志線、あと宇都地区に上がる道路、4本か5本か、また松山地域に行けばまだ、有明地域に行けばまだ、多いと思いますので、その辺もあるいは併せて、そういう除草とかそういう伐採とかをちゃんとしていただいて、やはり市長が言われる「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」になるように、やはりそのことも市長のほうで、また県の地域振興局の局長とお会いされたときはそういうこともしっかりと話をして、「一般質問があったから」というようなことも言ってもいいと思うんですよ。そういうことでお願いしたいと思います。

次に、国道も通告しておりました。国道は4月8日（お釈迦祭り）の8日ぐらい前だったかと思うのですが、ある方からお電話をいただき、「関屋口から権現橋のところの歩道、いわば縁石のところ、もう草が大きくなって恥ずかしいですよ、もう祭りがあるのに何でああいう草ぼうぼうなのかな」ということで電話をいただいたものですから、志布志庁舎の産業建設課の八木課長に電話を差し上げて、こういうことで「草を取ってもらえないかなという要望があったよ」と、「電話をしてくれんかよ」と言ったところ、僕は間に合うかなと思ったんですけども、4月8日（お釈迦祭り）の始まる3日前に除草していただきました。言えばしてくれるんですよ。本当に言わないからしてくれないんですよ。そのことが大事だと思うんです。志布志駅から今の関屋口までの歩道を見てください。グレーチングもたまには被さっていますけども、あそこからも出ている。鹿銀の前の横は縁石のところからカヤが生えている、一番のメインストリートですよ。新町地区から志布志高校の向こうまではそうまでないです。もう本当にそういうのが目に今見えているものだから、もう気付いて気付いて仕方がないんですよ。だからその辺も国道は、言ったらしてくれたんですよ。だから、国道にもそういう状況をお伝えしながらやはりしていただかないと、本当にもう国道は草ぼうぼうになる寸前です。夏井地区まで行く道路も見れば、除草剤も長いことふっただけのことであって、そのまま残っている。本当に景観も悪いし、市長が今言われるあのダグリ岬一帯を本当に観光地として今から造っていくんだというような構想を持っておられるわけですので、その辺のこともやはりちゃんと言っていたらと思っただけなんですけども、その辺どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 県道も市道も含めて、特に国道、県道については、やはりしっかりとお願いをしながら、またお互いに共有できることはしっかりとしながら、取組をしてまいりたいとい

うふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 今、火山灰が降らないですね、こちら大隅半島は。前、火山灰が降るときには、国交省の作業車、名前はちょっと分かりませんがロードスweeperと言うんですか、あの回転して灰を取っていく。あれをしてもらおうと、今見ていくと縁石のところにも砂埃がこういうふうに溜まって、そこから草が生えているんです。もうここ10年見ていませんよね、多分、灰が降らないから。このロードスweeperというのが、当たり前の名前が分かりませんが、こういうのも国交省にお願いをして、「あの縁石の横に砂が溜まっています、あそこに草が生えていますよ」と、「どうにかありませんか」と、本当にそういう形で昔は灰が降るときはいつもそういう機械が来て、きれいにさせていただいて、前に水をふって、その後にロードスweeperですか、そういう車が清掃していくんですよ。そうすると、縁石の横も草が生えないんですよ。もう見て分かると思うのですが、また見てください、私が言っているだけではなくて、見てください。職員の方もいっぱいおられますので、見に来てください。そうすると草の生え方もよく分かります。そういうこともお願いして、やはり国道ですので、220号線というの一番いい道路です。観光地に行く宮崎県に通じる道路ですので、垂水市から宮崎県まで行っていますので、その辺のこともちゃんとお示しさせていただいて、やはりそういうロードスweeperとかそういうのも段取りしてさせていただいて、きれいなまちづくりに励んでいただければと思っておりますが、そのことについてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、国道220号線は、市街地、志布志市の真ん中を走っておりますので、ロードスweeperのお願いができるかどうかは分かりませんが、お願いをしていきたいというふうに思います。

○18番（東 宏二君） できないではなくて、できるんですよ。八木課長がやってくれたんですよ。本当に8日から10日の間にちゃんとしてくれたんですよ。言えばしてくれると思いますので、できるかできないかではなくて、できるようにしていただかないと困るんですよ。市が自分でやれば市のお金でやらなければいけないので、やはり国の経費でしていただかないと、あれは国が管理すべき道路ですので、その辺はちゃんと理解していただきたいと思います。このことはもう言いましたので、次に入ります。

次に指定管理についてでございますが、初めにボルベリアダグリですが、今年4月から阿部商事有限会社が指定管理者となられたわけでございます。まだ2か月半ですが、運営状況をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 国民宿舎ボルベリアダグリにつきましては、令和4年度までの株式会社グリーンハウスから、令和5年度は阿部商事有限会社が指定管理者となり、令和5年4月7日から営業を開始しているところであります。売上額は観光事業の回復により増加しているものと見込まれますが、燃料価格高騰の影響を受け、経費が高止まりしているため、今後も予断を許さない状況が続くものと考えているところでございます。また、指定管理者においては、売上げ増による早期の黒字化を図るため、景観整備などリニューアルに向けた積極的な投資にも着手されて



おりますが、従業員の確保が思うように進まず、苦勞されている面もありますので、本市としましても指定管理者と連携をしっかりとしながら、公の施設として施設利用者へのサービスが提供できるよう、努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 今、市長も言われたとおり、今従業員がおられないということは聞いております。我々が指定管理者の資料をもらったこの中に入っているのですが、支配人1名、温泉施設人員4名、物産販売員3名、ホテル人員4名、レストラン人員6名、社員9名、パートタイマー10名ということで、今からスタートしますよということをここに出されているんですよ。今、従業員は何人おられるのですか。

**○港湾商工課長（大迫秀治君）** 経緯も含めて御説明申し上げます。

前指定管理者や清掃委託会社等が雇用していた現地の採用職員については、当初30名いたるところでございますが、新指定管理者につきましては、事前にこの退職を希望した4名を除く26名全員を面接の上、雇用通知書を送付したところでございます。実際、新指定管理者に雇用された方につきましては17名です。若干、雇用通知があってから辞めた方もいらっしゃるようでございます。実際にその後、親会社ということで1名支配人を雇用、それと新たにまた6名を雇用しております。現在24名で職員としては配置しているところでございます。また新たに求人を8名ほどハローワークにかけているというような状況でございます。

**○18番（東 宏二君）** 私が聞くとところによると、職員の方がいないから宴会予約は受けられないという、来年の1月のことです。「来年ボルベリアダグリさんで還暦祝いをしますので、予約できませんか」とお願いをしたら、「できません」ということだったそうです。ということは、なぜできないのかと、この二十何人の従業員がいらっしゃるのに、なぜできないのか、その辺が不思議でなりません。宴会も受けられないということで、あまり職員もいないようでございます。6時過ぎになると電話も出られないと、こういう情報はどんどん入ってくるんですよ。だから、この指定管理者をするときに、阿部商事さんが悪いという意味ではなくて、指定管理者をするときには本当に点数がいい点数で、いろんな構想で立派だということで、我々議会もオッケーを出しているんですよ。だから、その辺がちょっと時間がかかるのではないかなと、今2か月半だけ4月までは準備期間があるからまあよしとして、5月頃から本格稼働に入るんだろうと我々も思っていたんですよ。それが来年の正月の還暦祝いも断られるということになる。これはもう「本当に宴会はできないのではないか」というようなうわさが出ているんですよ。「もう志布志市にはそういうところがなくなるね」と言われて、大変市民の方々も期待をしていたのに、がっかりされる方が多いのですけれども、いつ頃このボルベリアダグリが軌道に乗って、そういう宴会を受けられて、普通の営業になられるのか、その辺見通しがあるのですか。

**○港湾商工課長（大迫秀治君）** 今の件につきましては、直接私も事務局の方からお聞きして、4月ぐらいにお電話をかけたならそういった断られたというような話も聞いたところでございます。実際、その時点につきましては、まだ人数が揃っていなかったというようなところで、窓口対応についてもなかなか思うようにできていないというのが現状であったというところでございます。

そういった中で、新たな雇用も増やしながらか、また今募集もかけているというところがございます。若干ちょっと人数の入れ替わりというのもある、「社員教育というところもしっかりやっていきたい」というふうに、社長は打合せの中ではおっしゃっていて、実際に電話になかなか出られないとか、電話の対応のほうもちょっと悪かったというふうに認識はされているようでしたので、また7月あたりをめどに体制とかそういったのも含めて、しっかり調整しながら、なるべく早く軌道に乗るように取り組んでいきたいというようなことでもございました。ただ一方では、やはりホテル業界として、なかなか人が集まらないというのも現状でございますので、そういったところを補填するような形で、全体的なグループとしてうまく回していければというような考え方も持っていますというふうなことでございましたので、なるべく早くそういった宴会等につきましても受けられるように、指定管理者と一緒に努力していきたいと考えております。

**○18番（東 宏二君）** 人手が足りないのはもうどこも足りないとは思いますが、やはり阿部商事さんというのは大きな会社でございます、大崎町にも、鹿屋市にも、志布志市にもまたもう1軒あるんですね、セントロ志布志さんとか。そういう中で、すごい人脈を持っておられるのではないかと、私は思っているのですけれども、やはりそういう従業員が来ないということは、何か原因があるのですか。何かがないとやはり来ない、そういう給料も安くないような情報は聞くんですけども、その辺は課長は把握していないですか。

**○港湾商工課長（大迫秀治君）** 給与面については、当然下がらないような形で、しっかりとした対応をしていただいているというふうに聞いております。ただ、その人員不足につきましては、その少ない中で、いろいろそのグループ会社の中で、しっかり回していくというようなそういう方針も持っていますところではございますが、現実、やはりそういった経営方針の中で、なかなか職場が変わるといふところの中で、もともとの別な会社の職員自体もちょっとその勤務体制に対して、若干経営に対して不満を持ったりというようなところもあるというようなこともお聞きしているということで、当初計画していたうまく回していくということも、若干経営方針としては「見直さざるを得ないのかな」という言葉もおっしゃっていたということは聞いています。

**○18番（東 宏二君）** 去年、グリーンハウスが指定管理者のときにグランピングの施設をちゃんとお金を出して造りましたよね。その阿部商事さんは、今年はそのグランピングはどうされるんですかね。そういう人がいないから無理なのか、その辺はどういう見通しですか。

**○港湾商工課長（大迫秀治君）** おっしゃるとおり、今グランピングに関しては手がかかるというようなことで、なかなかそこを受けているような状況ではないところでございます。ただ、今後はまたそういったところも含めて、どういった活用があるのか、また新たな投資等も考えていらっしゃるようですので、そういったところも含めて全体的な活用と一緒に検討していきたいと考えております。

**○18番（東 宏二君）** 早く軌道に乗っていただいて、やはり志布志市の本当に憩いの場として

温泉施設もある、いろんな形で市民の方が利用されていると思うんですよ。だから、そのことは早めに阿部商事さんにもお願いをして、何とか早めに軌道に乗せていただきたいというようなことも申入れをしていただいて、やはり皆さん期待して、前の指定管理者であるグリーンハウスよりもいいんだなというようなイメージがあったわけです。その辺をやはり来年の1月までの予約も取れないようなボルベリアダグリではいけないわけです。市長、本当にここに書いてあるのを私も何回も読みました、申請時にもらった調書。この調書の中に、本当に富裕層まで取り入れてやるんだと、イタリア料理も作るんだと、本当にいいことが書いてあって、すごいなど我々は思っていたんですよ。そこはまた軌道に早く乗せていただきたい。本当に市民の方も期待をされて、それができなくなれば客離れをするような状況になりますので、早急にそういう話も担当課また市長も話をしながら、努力していただきたい。それとお風呂の回数券がもう発行されないということで、苦情が出ているみたいです。経営方針でいろいろ変わってくるのは分かりますけれども、常連の方々は5,000円の券を買えば、12枚か13枚付いてくるということで、楽しみに毎朝朝風呂に行って、疲れを癒やしておられる方もいっぱいおられたと思うのですが、その方々からもちょっと苦情が出て、また市の温泉でも30枚から24枚とか減ってしまったというようなことで、いろいろマイナス面が多くなっています。その辺のことはお聞きになっておられませんか。

**○市長（下平晴行君）** その前の取組体制について、ちょっと説明いたします。今までの指定管理者については、一方的にお願いしていたということで、私は直営も経験しているし、そして指定管理も実際自分でも受けていました。そこを見たとき、やはり指定管理者に一切を任せるのではなくて、市と連携をしっかりと取って運営していくと。一つ大きな問題は、やはり市民の声が指定管理者から行政に伝わらないというのが、一番の大きな要因なんですね。今回市も伐採について予算を計上しておりますが、そういうふうに連携を取って取組をしていくということで進めているところでありますので、しっかり対応してまいりたいというふうに思います。

それから、温泉の回数券については、要望があるということは承知しておりますが、このことは指定管理者にも伝えているということで、温泉回数券の発行につきましては、指定管理者が得られる利益等を総合的に判断して決定したいということでありますので、市としては、現時点ではそういうことも含めてどういう回数券の在り方ですね。これはおっしゃるように、今までしてきたのを急に変わると、やはり不満というか不安もありますので、そこ辺は連携を取ってお願いしていかないといけないだろうと。そのお願いの中でも、やはり経営する人はそれなりの利益と申しますか、それと合わせた取組をしていかなければいけないというふうに思って、そういうことを言われるというふうに思っておりますので、そこ辺を市民が求めているものは何なのかということも含めて、しっかりと協議をして対応してまいりたいというふうに考えております。

**○18番（東 宏二君）** 今言われた行政と阿部商事さんと対等な形で言えることは、言えるということで理解していいのですか。

**○市長（下平晴行君）** これはもう共有といいますか、施設そのものは市のものでありますので、

さっき言いましたように、市民ニーズにどう対応できるか、市民の声がどう我々に聞こえてくるか、聞こえないから不満が出るわけでありますので、そこはしっかりと連携を取ってまいりたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） この利益を出さないといけないということで、志布志市がマイナスの場合には配分対象額は0円となると、こういう契約ですね。志布志市がプラスになった場合は、配分額は利益から法人税等を差し引いた金額の半分、利益32.5%を分配するというものでうたわれているんですね。あそこが利益を出していただかないとただで貸している、0円です。無償譲渡と一緒にです。100万円以上の修理は市がするわけでしょう。それはもう間違いなく、市がするわけでしょう。その辺はどうですか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 協定に基づきまして、そういった部分については市がするという事になっております。

○18番（東 宏二君） 先ほどから一般質問の中で、同僚議員からダグリ岬ベイサイドパーク構想の質問もあるわけですので、やはりボルベリアダグリがしっかりした土台となって周辺をまとめていくような形でしてもらわないと、この計画もできなくなるような気がしますので、その辺もちゃんと承知していただくよう、そういうことで志布志市指定管理者選定委員会の講評に書いてあります。「委員会においては、ダグリ岬周辺については志布志市一帯の観光振興に寄与する努力をしてください」ということも、ここにうたってありますので、ここはちゃんと指定管理者のほうにも忘れてはいけませんよ、これはちゃんと書いてありますので、そのときだけの文書ではないと思いますので、このこともしっかりと伝えていただければと思っています。そしてこの指定管理は20年ということになっているわけでございます。令和5年4月1日から令和25年3月31日まで、これは20年という、我々もこれでオッケーを出したので、今さら「なんごちな」ということではないのですけれども、ここをちゃんと全うできるような会社だったから、こういう形にしたということですか。

○市長（下平晴行君） これは、しっかりと面接というか対応して、審査をして受け入れをしたということで、議会の皆さんにも理解をいただいたということでの取組でありますので、そのとおりでございます。

○18番（東 宏二君） そうすると、阿部商事さんが、「私たちはもうこれでやめるよ」と言ったときは、20年の間にもう返還があったときにはそのまま受け入れられると思うのですが、そのときの懲罰金というんですかね。そういうのもあるのですか、課徴金か。

○港湾商工課長（大迫秀治君） 指定管理者の業務の継続が困難となった場合の措置等についてということで、協定の中にもそういった決め事が示されているところでございます。

○18番（東 宏二君） そういうことで、20年という長いスパンでございますが、やはり早く軌道に乗せて、本当に0円ではなくして、少しでも市にお金が入ってくるような形を取っていただいて、対等のような形を市役所も言える、「阿部商事も努力なさい」ということをやはり言うことではなくて、努力してくださいということで、やはりそういう中で頑張ってもらいたいと思って

おりますので、その辺をちゃんとしっかりともう一回協議しながら、市民が本当にお願いをしても断られるというような状況ではいけないと思います。それと今日も今さっき聞いたのですが、議員の中で風呂にも入らないのにそこに行ったら、「風呂場はそこですよ」と頭ごなしに言われたと。「私はすぐはらけて帰った」というような、お客さんへの対応も悪いということ、今さっき聞きました。ここの議員の中の方がですね、名前は言いませんけれども。そういう接客は駄目だと思っていますので、接客もしっかりと教育をしながら、やはり気持ちよいお客さんの出迎え、お客さんの対応をするように、また指導をしていただきたいと思っています。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、全体協定そして年度協定というのを結んでおりますので、先ほど課長が言いましたように、いわゆる一緒に経営をしていただいて、市にも収入がないといけないわけですので、市にも入ってくるというような取組をするためには、共有してお互いに連絡を取りながら、そして運営がうまくいくように取組をしてみたいというふうを考えているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 早く軌道に乗ることを願っております。

次に、道の駅松山「やっちくふるさと村」のことでございますが、運営状況を教えてください。

**○松山支所産業建設課長（重山 浩君）** お答えします。

道の駅松山につきましては、平成25年から今の指定管理者が運用しております、その後新型コロナウイルス感染症の蔓延で令和2年4月にレストランを休止している状況でございます。現在は、ソフトクリームとかケーキ、クレープ、あと物販のほうをしておりますが、なかなか先ほどありましたとおり、スタッフが集まらないということでございまして、レストランのほうをまだ再開できていないという状況でございます。設置者として、地域の方々とかそれから農家の方とかそういう方の御協力をいただきまして、少しでも道の駅松山に人流が戻りますようにというところで尽力しております。売上げ的には、おおむねこのコロナ禍では、令和3年、令和4年、ほぼ同水準ということで、令和4年と令和5年では2か月程度の比較ですが、そこもまだ同程度ということでの推移になってございます。今後、先月の道の駅松山との協議では、店内で飲食できる、とりあえずケーキとかクレープを食べる、そして飲み物を飲める、そういうイートインできるスペースを設けたいということで、今構想を進めているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** 今、指定管理者はフォックスカンパニーですかね、ここの「やっちくふるさと村」の指定管理者になられてもう何年になりますか。

**○松山支所産業建設課長（重山 浩君）** 最初の指定管理が始まったのが、平成25年からでございます。今回の指定管理が、令和3年から令和7年度までの5年間となっております。

**○18番（東 宏二君）** 平成25年からずっと現在まで努力されていると思っています。コロナ禍の前は大変努力をされて、食事やスイーツのバイキングなどに多くの方が来られたということ聞いております。新型コロナが5類感染症に移行しましたので、戻りつつあるかなとは思っておりますが、やはりこのことに対しても担当課、行政として何か後押しできるような要素はあるのか、この指定管理者と協議をしながら、やはり一日でも早く元の営業に戻っていただいて、お

客さんがにぎわう、市長がいつも言われる、入込客が一人でも多い営業をしていただきたいと思っているのですが、その辺どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 社長とも直接、私も会って話をしたところでありますが、社長はいわゆる雇用、職員がいないということですので、職員の雇用ができれば、しっかりと以前みたいな事業ができるのではないかというようなお話もされておりますので、雇用の件が大きな要因だというふうに思いますので、令和7年度までの指定管理期間という中で、私どももしっかりと連携を取りながら、ぜひ経営をしっかりとさせていただきたいというふうをお願いをしているところでございます。

○18番（東 宏二君） そういう市長の答弁がございました。やはり、どこも人がいないんですね。これはサービス業が今から伸びていくということで、ということは、やはり志布志市出身の方々も都会からUターンをしていただいて、やはりそういうのも大事ではないかと。志布志市に仕事はいっぱいあるよというような宣伝もしていかないと。この前も新卒者の説明会もあったみたいですけども、やはり地元の方が地元に残っていただいて、一生懸命頑張ってくださいような形を取るのが大事だと思っておりますので、その辺も通告はしておりませんが、人が少ないということであれば、どうしたら人が寄ってくるのか。またこの前も出ていました住友林業さんのことでも、やはりあそこも多くの人がいるということでございますので、その辺も併せて、やはり志布志市に働ける場所が多いということは、またいろんな形で市外に出ておられる親御さんなんかでもチラシでも出して、「志布志市にはいっぱい仕事がありますよ、帰ってこられませんか」というような呼びかけも大事ではないかと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、雇用するにもまず人が足りないということですので、こういう業種等々がありますよというような旨の情報提供をしっかりとしていかななくてはいけないというふうに考えているところでございます。

○18番（東 宏二君） そういうことで、やはり「やっちくふるさと村」の管理者も一日も早く軌道に乗れるように努力していただいて、また行政も後押しできるものは後押しをしていただいて、早く道の駅松山が本格営業できるような形にさせていただければと思っております。

次に入ります。枇榔島の棧橋についてですが、何回も私が質問をしています。本市として今後の考え方、本市としてもですが、市長としてもどういう考えを持っているのか、本市の考え方も市長の考え方も一緒だと思いますので、市長の考え方もお示しをいただきたい。

○市長（下平晴行君） 枇榔島については、今民間のほうで枇榔プロジェクトを立ち上げる方々がいらっしゃって、私も呼ばれて、棧橋の件、それから船を持っていらっしゃる方々が30名ぐらい集まって、本当にありがたいことで枇榔島の活用についてのそういう立ち上げをしていくことでの集まりも、この前あったということでございました。そういう民間活用の点から、そういうプロジェクトができるというのは大変私もありがたいということで話をさせていただいたところでありますが、おっしゃるように枇榔島は、志布志市にとっては本当に200種の熱帯植物が植生する島として、有り難い一つの観光PRにもなりますので、この活用をやはりしていくと

いうのが大変大事だというふうに思っておりますので、今後もそういう民間の力を借りて、そして行政ができることはどういうことなのかも含めて一生懸命取組をしまいたいというふうに考えております。

**○18番（東 宏二君）** そこはですね、二等兵物語とか天智天皇が来られたとか、山宮神社の関係であそこには神社もあります。いろんなことであそこに漁業が不漁のときには、いつもあそこにお参りをして大漁になるようにということで、祈願をされる漁師の方もいっぱいおられます。また聞いてみると、市役所の方でも「枇榔島に行ったことがありますか」と言えば、「私、ないです」、「ないです」、行ったことのない方が本当にいっぱいおられると思います。行ってみてください。本当に自然の群生しているビロウの木がですね、何千本もあります。何千本あって、陸地側から見る形と裏から見る形は、全然違ってきます。そういうことで観光にも、今市長も言われましたけども、観光はどうなのか分かりませんが、やはりそういう神社に漁師の方が行って、不漁のときにはお参りをして、「悪いときの神だのみじゃ、みんな一緒じゃ」と、「神だのみじゃ、よろしく願います」というような方がいっぱいおられると思います。そういう方で、前回も漁業の理事の方が要望書を出されておられますよね。本当に不漁だから、「私が船で栈橋がないから近くまで行ったら、船底に穴が開いて修理をした。これではやはり栈橋が必要だ」ということを言われたものだから、「それなら要望書を出されれば」ということで、多分市長も見られたと思うのですが。ということで、やはり切実に願っておられる方もおられますので、今市長が言われた船を持った30何人の団体が協議をされたということでございますが、その方々が自費でやられるのですか、それとも市の補助をいただきながらそういう栈橋を造られる予定ですか。

**○市長（下平晴行君）** これは自費です。自費でこれも東京から来ている方々も何人かおられて、ここを本当に活かしていきたいと。先ほど200種のこれは亜熱帯植物でした。そして1995年に日南海岸国定公園に指定されております。そして翌年度には、国の特別天然記念物指定がされているわけですね。そういう島であるわけでありましたが、よりこのことをPRしながら、枇榔島の活用をしていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

**○18番（東 宏二君）** あの持ち物はどこですか、持ち物というか権利があるあれは、国か県かどっちですか。

**○耕地林務水産課長（折田孝幸君）** 国有になります。

**○18番（東 宏二君）** 国有林ということで、前に私も森山先生にお願いしたことがあって、「あの枇榔島を志布志市に頂けないでしょうか」ということも言ったことがあります。「あれはどげんでんなっとよ」と、もう国が持っているよりも、やはり地元の方がそういう愛着をもっていただければ、あの中にも神社も入っていますので、そういうことも本当に志布志市のシンボル、この辺には島は一つしかないんです、志布志市に。だからあそこを活用して、本当に国から払下げができるようであれば、やはり志布志市のものにして、ああいう市長が言われる観光みたいな形で、亜熱帯植物もいっぱい生えていますので、その辺のことも、今後また森山先生にも

話をしながら、どうなるか分からないことですが、言わないことには前に進みませんので、その辺もやはりお願いしていくのは大事ではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは国定公園だったのでしょうか、国の機関での集まりの中で、私もそのことを話をしたところでした。これはもう先ほどおっしゃいましたように、旧志布志町時代にその当時は営林署だったんですね、大変経営が厳しくて枇榔島を市に譲渡したいというような話も若干あったのを聞いております。そのときにどういう形で、そういうふうにならなかったのかはちょっと分かりませんが、森山先生がそういう話であるとすれば、それは不可能ではないのかなというふうには思っておりますので、機会があればまた森山先生とも話をしてお話をし取組ができればですね、そのような方向でお願いしていければというふうには思っております。

○18番（東 宏二君） そのことも一応どうなるか分かりませんが、市長が言えばいいかもしれませんよね。私が言うよりも市長が言ったほうがいいと思いますので、ぜひ話をしてみてください。

今日、一般質問した中で、やはり国体も10月12日から始まりますので、建設課の方も大変かもしれませんが、県や国に早く要望して、そういう形できれいなまちにして、サッカーに来られる選手団、お客さんたちをやはり気持ちよく迎えられるような環境を整えてください。お願いしておきます。それとボルベリアダグリの場合は、早く軌道に乗って市民が憩える場所、本当にこの指定管理を受けたときの計画書の内容を早く実現できるような形で頑張ってもらわないと困りますので、その辺もお伝えしたいと思います。それと、「やっちくふるさと村」も努力していただいておりますので、早く元の軌道に乗るように頑張りたいとお伝えください。それと枇榔島の栈橋は、民間の方が出すということです。このことは早めをお願いして、早く栈橋ができるような形を取っていきたいと思いますので、最後に、市長の見解を伺って終わりにしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 国道、県道、市道の道路伐採についても、しっかりどういう形で年間を通じてきれいにできるかということも含めて協議してまいります。それから、ボルベリアダグリについても、やはり市民の皆さんが利活用したいというような施設にしていかななくてはならないというふうには思いますので、市としっかり連携を取って対応してまいります。それから「やっちくふるさと村」についても、雇用のことがありますので、社長との連携をしっかりと取りながら進めてまいりたいと思います。それから枇榔島についても、先ほどありましたように、市がというより民間のプロジェクトチームということでの話がありますので、そことの連携を取りながら、そして枇榔島の活用ということでしっかり対応していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

[18番（東 宏二君）「終わります」と呼ぶ]

○議長（平野栄作君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。



午後 2 時 07 分 休憩

午後 2 時 20 分 再開



○議長（平野栄作君） 会議を再開いたします。

次に、16番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○16番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めましてこんにちは。鶴迫京子です。早速、交通安全対策について2点ほどお伺いいたします。

1点目は、市民の方々から信号機設置の必要性や停止線・外側線・横断歩道など白線が消えている箇所が市内至るところで見受けられ、大変危険であるとの相談が多く寄せられています。このことでこれまでに市当局へ直接相談はなかったのかも含め、現状認識と今後の対策についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

一般的に安全で円滑な道路交通の確保及び人に優しい交通社会を実現するため、信号機は設置されます。設置に向けましては、様々な指針や条件がございますので、地域の声がありましたら公安委員会への要望をしているところであります。また、区画線の中に分類される外側線は、道路法に基づき道路管理者が設置するものであり、現在、安全性の確認をしまして、年次的な計画に基づいて取り組んでいるところでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 確認いたします。質問通告後、ヒアリングにおきまして、白線の消えている場所、そして信号機設置などを伝えたのですが、まず白線の消えている箇所の現場に行かれ、確認されたのでしょうか、まずお伺いいたします。

○建設課長（富岡 裕君） ヒアリングの後、現場を確認しました。実際、中央線を含め道路上の白線が引かれていないという現場、特にまたカーブであったということもありまして、大変危険だという認識をしました。また、それを含めまして志布志地域でございましたので、産業建設課のほうにも連絡を取りまして、対応を早急にするように伝えました。

以上です。

○16番（鶴迫京子さん） 今、課長の答弁で「志布志地域でありましたので」と答弁があったわけですが、有明地域のほうもヒアリングで伝えましたが、行かれたのでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） すみません、有明地域といいますと、どちらでしょうか。

○16番（鶴迫京子さん） 高下谷公園のほうに行く入口の途中の道路を伝えたのですが、ヒアリングのときに。先ほどのところは、山宮神社から上門地区のことでよろしかったのですか。

○建設課長（富岡 裕君） 上門線でございます。山宮神社のそばのですね。高下谷公園に関してはちょっと現場のほうの確認をしておりませんでしたので、そこは先に現場を確認して、対応をどういうふうにできるか検討してまいりたいと思います。

○16番（鶴迫京子さん） 質問のヒアリングの中でちょっとやり取りしていませんでしたので、この質問が始まる前に課長のほうにもお伝えしたのですが、そこで答弁がちょっとないようでした。

たので、もう一回お聞きします。信号機の設置要請の場所として、本市内でどういうところが挙げられているのか、そしてそれが警察とかそういうところまで届いているのか、本市内の状況をヒアリングで伝えなかったのが教えていただけませんかというのを、この質問が始まる前にお願いしていましたので、そこはどうだったでしょうか。

**○建設課長（富岡 裕君）** 今、議員からお話がありましたとおり、現在、志布志市内でそういった信号機設置に関する要望が約7か所あります。地域別で行きますと、志布志地域で5か所、有明地域で1か所、松山地域で1か所でございます。具体的な路線名についてはちょっと割愛させていただきますが、今各地域から要望をいただきまして、要望書をまず志布志警察署のほうに上げます。そして志布志警察署を通じて、また県の公安委員会のほうに要望にまいります。その中で、志布志地域に関しては、5か所とも回答が返ってきております。回答については、かなり厳しい内容でございまして、設置基準もございまして、設置した場合、その交差点の処理能力が低下する可能性があるとか、また今後の交通量の変化を見て再検討をする必要があるとかいう回答をいただいております。有明地域に関しましては、志布志有明I Cの交差点、松山地域に関しましては、松山庁舎前の移設、志布志地域の代表的な箇所でございますと、志布志I C交差点でございます。

以上です。

**○16番（鶴迫京子さん）** ありがとうございます。まず信号機の設置要請の場所としまして、志布志地域が5か所ということでありました。本市内では7か所で、志布志地域は警察署のほうにもう申請してあるということでありました。その中に、今日お話しします設置場所、町原地区の坂ですね、通学路になっていますが、町原地区の坂から清水地区に下りる水ヶ迫線に面したT字路であります。日常的に交通量が大変多いところです。T字路で毎朝立哨し、交通安全指導しているCS香月あいさつ・安全見守り隊の方から、「子供たちの通学路でもあり、朝夕の登下校時には特に車の交通量が増え、横断歩道があるにもかかわらず、猛スピードで通過する車も見受けられる。急な下り坂の町原坂から低学年の子供が上のほうから走り出し、止まれずにひやりとしたら、車のほうが急ブレーキをかけてとっさに止まったことも何度かあった。子供の寸前で止まったので、本当にどきっとして怖い思いをした」ということで、「大変危険な場所である。運転者である大人の意識が足りない」と、憤りを隠せない様子でした。そういうわけで、この方も何回か警察のほうにも信号機の設置をお願いをしたということもお伝え願いました。この場所は、その5か所に入っているのでしょうか。

**○建設課長（富岡 裕君）** お答えします。

この箇所は、この要望箇所には上がっておりません。

**○16番（鶴迫京子さん）** 信号機設置のこの辺りの方にお話を聞きますと、ちょうど上のほうにローソンがございまして、交差点がありますよね。あそこのところの交差点、信号機設置できるまでの経費とかそういうことをお聞きしたんですね。そうしたら、信号機も何もなかった。そこで知っている方が、そのお話を聞いた人の知り合い同士が正面衝突して、そのときにそこに通

りがかって見ていたある方が、「ここはもう何回も事故が起きるところである」と、信号機がなかった時代のことです。「誰か1人死なないと、信号機はできんたっど」という志布志弁でそういうことを言われた。それを聞いていたときに、すごくびっくりして、「ええっ」と思ったと。それから何年後か分かりませんが、設置されたということでありました。先ほど課長のほうで大変信号機設置は難しいことであるということでおっしゃいましたが、どういうことが課題であると思われるか。

○建設課長（富岡 裕君） 設置基準というのがある程度決まっております、まず交通量です。またその交差点を通る車の台数、大体時間単位で1時間当たり300台以上という規定がございます。またそこでの交通の流れが阻害するとか、やはりそういう子供たちの交通に支障があるとか、いろんな基準がございます、特にまた信号機から信号機の間というのが150m離さないといけないというのもございます。やはり台数というのが最大のネックになると思います。

○16番（鶴迫京子さん） 5か所に含まれていないということでもありますので、香月小学校の運営協議会にも属していますので、そちらの交通安全部というか、そういう部も中で分かれていますので、協議会としても一生懸命このことに、まだ警察署にも出ていないということでもありますので、またおいおい協議して、しっかりと要望書なり、申請書を出したいなと思います。

それでは、次に移ります。停止線・外側線・横断歩道など白線が消えている箇所が、市内の至るところで見受けられ危険である。このことについては、昨日八代議員も質問をされ、「年次的に計画し、予算計上する」との市長答弁でありました。そこで伺いいたします。年次的に計画とはどのような目標を持って計画されるのか、具体的にお伺いいたします。

○建設課長（富岡 裕君） 具体的なことになるのですが、まず市道は実延長が776kmもございます。その中でやはり特に基幹市道と言われます1級市道ですね、それを補完する2級市道、特にやはり交通量が多い箇所、通学路を中心に路線ごとにまずは現場を確認して、計画的に取り組んでいきたいと思っております。

○16番（鶴迫京子さん） 議長、許していただけますか、先ほどの質問でしたが、写真を出すのを忘れていまして、ここです。町原坂の、御存じない方もいらっしゃるかも知れませんが、この上に町原地区がありまして、そこから子供たちが通学路でずっと坂を下りてくるんですね。ここのT字路のちょっと西側のほうで下りて、この道路と交差するわけですね。歩道はありますが、そういうことで、ここのT字路のことです。先ほどのあいさつ・安全見守り隊の方は、学校がない限り、ここに毎朝7時から8時の間に立っていらっしゃいます。そういうこともありまして、ここでした。ちょっと遅れてしまいました。皆さんはもう御存じだと思いますが。

では、白線の問題にいきますが、市道776kmということで、昨日の答弁にありましたが、白線の消えているところの対応ということで、年次的計画を持って現場を見て、通学路を中心ということで、今答弁をしていただきましたが、その予算が昨日八代議員のほうでいろいろ質問されまして、補修事業で350万円組まれていまして、その中で昨日は実績がゼロとおっしゃいましたが、答弁を訂正されまして、「志布志地域で425mのカラー舗装をしましたよ、白線の区画線

を294mしましたよ」ということで、ちょっとほっとしたんですね。「ゼロってないでしょう」と思ったんですね。その施設整備ということ、ただガードレールとかロードミラーとかそういうことだけを施設整備というのかなと本当に思いますよね。年間の計画の中にそういうこともしっかりとしたガードレールとかロードミラーはうたわれていますが、白線とかこういうことは全然うたわれていません。ここにあります第2次志布志市総合振興計画後期基本計画という中にうたわれていますね。この23ページに前期基本計画の取組状況というのでうたわれていまして、そしてその施策評価結果、そして今後の方向性は継続する、成果指標ということで4番目に低いんですね、ここにいろんな施策がありますが、その施策の中でも「交通安全・防犯意識の高いまち」、これが一番低いんですね。今後の方向性としても継続ではありますが、この中でもやはりこの「交通安全・防犯意識の高いまち」が一番低いのであります。そして施策評価結果、これは市のほうでされたと思いますが、この結果の点数も結局、私としましては一番低いとしか言わざるを得ません。下から2番目ですが、一番下はエネルギーですね、「自然に優しいエネルギー」ということで、その施策が一番低くなっていますが、下から2番目にこの交通・防犯対策の施策の評価が低くなっています。それはそっくりそのまま、今度は基本計画にも表れていますよね。この後期基本計画の中を見ますと、交通安全対策の充実ということがうたわれています。そして、全ての市民が安心して生活できていると、目指す姿が書いてあります。そして施策の方向性としてもうたわれていますが、ここに児童や生徒などを対象にということ、そして高齢者や自転車利用者に主眼を置いて広報活動とか、そしていろいろ書いてあるんですね。そして最後に行政の協働のまちづくりとしまして、啓発活動や交通安全施設設置の充実に努めます、この施設設置の充実という言葉が使われているんですね。この施設設置の充実ということで、行政が考えられるこの施設設置の充実に、先ほども私は述べましたが、建物は入っていないということですので、ここにしっかりと白線、そういうことは何も書いていないですよ。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 交通・防犯対策等々については、やはりしっかり対応ができていないと、先ほど課長のほうで現場を確認してということ、話がありました。やはり現場を確認して来年度の予算の獲得をしていくとなりますと、当然額が先ではなくて、必要なところに予算配分をどれだけしなくてはいけないのかということに、年次計画ということになりますので、その現場を把握して予算を計上していきたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 市長が今「額ではない」ということでありますが、額ですよ。350万円しか、予算計上されていないんですよ。

[何言か呼ぶ者あり]

○16番（鶴迫京子さん） 「額ではない」とは言っていないということですので、それはすごくいい答弁だと思いますよね。

○市長（下平晴行君） もう一回言いますけれども、いわゆる現地確認をして予算計上していくと。昨年は350万円ということでありましたので、額で設定するのではなくて、現地調査をして100%それができるということではありませんけれども、やはり現場を見て市民の安全・安心と

いう面でも考えて、どうしても必要などころにはしっかりと予算計上をしていくということでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 必要などころには必要な額の予算を計上するというので、大変理解いたしました。まずこの白線が消えているとか、そういう市民からの申出ですか、すごくこれは変わったなと思うんですね。以前は市の道路が、市道でも県道でもですが、穴が開いたところとかそういうところがあったらすぐ教えてくださいねと、市の職員もすぐ対応します。そして市民の方も教えてくださいということで、スマホなどでそういうのをすぐ連絡する。それがあってからか、市内を走っていますとそんなに穴ぼこのところとかそういうところを見かけなくなったんですね。ということは、担当課の方が「すぐやる課」じゃないんですけど、すぐ対応されているということで、お聞きもしていますし、されているというのも目にしていますね。そしてそのかわり、応急的に対応されますので、また何か月かしたらすぐまた穴が開くということもあります。でも以前からしたら大変なスピードで対応されていると思って、とても感謝されている方がいらっしゃいますので、そのことはお伝えしますが、それと同じようにこの白線のほうも、さっきそういう市民のほうから何回か電話があったか、なかったかは答弁されましたか。

**○建設課長（富岡 裕君）** 白線に関しては、そういった要望というのはなくて、逆に市道伐採とかそういうのが結構多い状況です。

**○16番（鶴迫京子さん）** なかったということではありますが、私のほうには何回か言ったということでありました、そこはそごがありますけど。一応そういうことで、提案といいますかちょっとあれですけど、不法投棄に対しましては衛生自治会と連携して環境パトロールということで、額ではないとおっしゃいましたが、四百何十万円でしたか、ちゃんと予算計上してこの環境パトロールをして、本市内の景観美化に努めているということで、大変すばらしいなと思えますが、これと一緒に申出はない、電話もないということではありますが、皆さんどうでしょうか。道路を歩いて役所にも来られますし、道路がなくては生活できません。そういう中で、この白線の消えているところというのを毎日のように痛感して通っていらっしゃいませんか。外側線・停止線・横断歩道、もうありとあらゆるところが通告したわけではなくても、もう見たら消えているんですね。そういうことに対して、不法投棄、それも本当に景観は大事です。だけどこの停止線とか横断歩道とか、そういうのは一つ間違えれば命を落とします。今もう梅雨時期ですね。昨日もありました、梅雨のときはセンターラインは見えません。そして今、線状降水帯、いつ、どんなときに集中豪雨でああいうのが来るかも分かりません。そしてそれが過ぎますと台風が来ます。もう本当に日本は、災害が待たなしでいろいろ来ます。そういうときに道路のこの一番頼りになる外側線、停止線、そういう横断歩道の線、そういうところが見えないんですよ。例を言いますと、山宮神社へ雨の日に行きましたが、白線が無いんですね。志布志市内の方はあそこは山宮神社の路線だとか、ここはあれだということで常時通っていますので分かりますが、初めて通られる方、まして先ほど午前中もありました国体もあります。そういうところでサッカーを観に来られる方とか、いろんな形で志布志市を訪れる方がいらっしゃいます。そういうときに車で来られると思

います。そのときに停止線、横断歩道が無いと、「えっ、どこを通ったらいいのかな」ということになります。まして高齢者も人生100年ということで、高齢化が進んでいますので高齢者の運転、そしてまたいろんなことが考えられますね。だから、とても大事なこれは予算ではないかなと思います。だから、額ではないけど本当に現場で必要なところにといい思いがありますが、現状とその思いとが大変乖離していて、かけ離れた予算になっていないか、そしてこの計画書もそうになっていないかなと思います。だって、この基本計画の23ページに、ちゃんと取組状況の結果が出ているわけですね、それから後期計画ですよ。それが何らそんなにどこが変わりますかということで、その後のまた取組結果はどうだったかなと思ったときに、どういう結果が予想されますか。それはもうこれは計画に則ってやっていますから、もう分かりますよね、大体。です。で、本当に同僚議員もおっしゃいました、予算をしっかりと増額、足りないと思うんですね。市道伐採も現場で必要なところにといいということで、今年度はプラスして7,700万円計上したということとであります。そういうことであれば、本当に交通安全対策としての白線、そして今から2番目にまた質問しようと思っておりますが、この基本計画に全部入ってきます。ですので、しっかりここは当局で考えられて、その白線一つで落とす命もあるということをしっかり考えていただきたいと思いますが、市長どうですか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどから言いますように、現地を確認して必要なところに予算計上していくとっておりますので、現状の予算ではないということです。ですから、このままで今おっしゃるように、この成果も確かに何もしていないわけではないのですけれども、やはり必要なところには市民の生命・財産を守るということとごく白線は大事だというふうに思っておりますので、そういうことを踏まえて予算計上していくということとでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** またこの基本計画は、後の2番目の質問でも触れたいと思いますので、次に移ります。

2番目です。歩道横の雑木が生い茂り、頭上危険な状況下で通学している児童・生徒の保護者から不安の声が寄せられています。この場所はどこかと申しますと、先ほど質問したT字路を東に行きまして東清水地区のごみ収集場所付近の水ヶ迫線のことになります。現状認識と今後の対応についてお伺いいたします。ここに写真を撮ってきましたので、皆さんまず御覧になってください。ここを通られていますので、御存じの方はいらっしゃるかと思いますが、これは木なんです。そしてちょうどごみ収集の場所がありますよね。そしてここが通学路の歩道なんです。ここを小学生、中学生、高校生も通ります。そしてここが車両が通るところです。そして上を見てください。電線の向こうに電柱があって、向こうの電線にこの木はかかっているんです。こういう感じであって、そしてこの雑木のところをよく観察しますと、木が3本倒木しています。雨とか、風とかで倒れて枝が折れています。そしてそういうことがありまして、市民の方から毎朝ここを通るたびに、大変心配でならないということで、昨日もでしたが、「毎朝通っているのどうにかしてくれ」ということで、その市民の声を受けまして、担当課のほうにすぐ行ったんですね。そしたら、まず担当課といたしましては、ここは市のものではないと、市の管理ではな

いのでということで、もろもろありましたね。そしてそれで今回質問した経緯と申しますと、分かりますよね、市長は現場主義とかおっしゃいますけど、聞き取りがあるまで現場に行っていらっしゃらなかったですね。本当に申し訳ないんですけどね、自分もまたそれまでにしっかり「どうなりましたか」と言えばよかったですけど。だから一応質問して、こういう箇所はここだけじゃないということで、今回質問しております。本市内にいっぱいこういうところがあると思います。いかがですか、市長。

**○市長（下平晴行君）** 今、話がありましたとおり、道路上に張り出した樹木等は歩行者や自動車等の通行に支障となりますので、土地所有者の適正な管理が必要となります。しかし、通行に支障があり、土地所有者での作業が困難な場合につきましては、土地所有者への確認後、市で対応しているところであります。なお、今後も緊急時の状況等を見極めながら、伐採や撤去等の対応をしっかりしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○教育長（福田裕生君）** 学校の通学路におきましては、各学校において学校、PTA及びスクールゾーン委員会などが危険箇所の把握に努めているところです。また校区内安全マップ等を作成し、子供たちの危険箇所の周知を行うなど、登下校時の安全確保に現在も努めております。通学路の歩道等に樹木などが生い茂っている箇所等についても、状況を確認しており、登下校時は注意を呼びかけるとともに、危ない箇所には近づかないような指導も、それぞれの学校においてなされているところです。また、そういった危険箇所につきましては、教育委員会といたしましては、市長部局とも情報の共有を行いまして、通学路沿いの伐採や整備の実施など、対策をお願いしているところでございます。

先ほど議員から御指摘のあった水ヶ迫線につきましては、私どもが把握しているところでは、約10名弱の小学生の通学路となっているようです。しかし、その中で実際常時通学している、その場所を通っている子供は1人ではなからうかという把握をしております。中学生におきましては、4人が通学路の指定を受けているようですけれども、現在は保護者の送迎での登下校を行っているというところでございました。その理由がどういったことなのかは、今後また詰めていく必要があるかと考えているところです。教育委員会としては、今後も通学路等の安全確保について、保護者や地域住民、市長部局とも情報の共有をしっかり図り、子供たちが安心して通学できるような環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

**○16番（鶴迫京子さん）** 今、一例でその写真をお見せしたのですが、本市内にはたくさんあるということであります。そういうときにやはり道路に関してもそうですが、午前中もありました市道伐採とかそういうことに対しても、この道路は市道ではない県道だ、国道だではなくて、それと一緒に起こるんですね。こういう通学路の法面とかいいますと、雑木というのが生い茂っても、「そこは市の所有物ではないよ、個人のものだから触れない」というか、そういうことがあるわけですね。以前はそういうこともチラシなり、今それは通学路に対してでしたが、個人の家ということでもあったりします。やはり木が大きくなってですね、そういうこともあります。そういうときに、例えば「市の所有物ではないよ」では、そこを通る市民はそれが市のも

のか、民間のものかそこまで全然分かりません。そして誰のものであるのか分からない、じゃあこれの管理はどうすればいいのかと不安を持って、毎日そういうところを通らなければならないのかというか、そういつてまた悩みを相談しても市のものではないという、堂々巡りになるような感じであります。そして、ここの自治会組織の方も以前は元気で一生懸命、その所有者ではなくて集落として管理して、落ち葉を掃除したりという姿を見ていました。でも高齢になって、その姿も日に日に少なくなりまして、でもちょうど行ったときにはまた作業をされていました。それって本当に頭が下がる、もう1年、2年のことではないんですね。そしてそういう雑木だけではなくて、ごみ、そういうところもしっかり長い距離を作業されていました。そういう姿をずっと見てきました。今もされています。しかしながら、やはり年齢には勝てなくて、この自治会自体が高齢化して、令和4年度でこの自治会も仕方なく閉ざされてしまいました。そういう自治会になってしまいました。それでは、そういうところのこういう管理は誰がどうするのかということになります。市の所有物ではないので、市は知らないよということではなくて、じゃあどうするのかということをしかりと、こういう形でこうするんですよというようなルール作りではないですが、何かそれをしかり市民にも周知しないと、不安で不満だけが募って、毎日怖い思いをしながら通学をしないといけない。そしてまたここは先ほど通学路で、教育長が答弁していただきましたが、ここは通学路だけではありません。今、ウォーキングする人が大変多くいらっしゃいます。そして犬の散歩とかいろんな形で歩いて、健康づくりで一生懸命されています。そういうときに、皆さん上は見ません、上は見ないで一生懸命前を向いて。そしてこういうことがありますて見ましたら、本当にぞっとするように怖いところがずっと続きます。ですので、こういうところの管理、市民からの連絡で現場に行って、現場で不具合があったらしますよということですが、その忙しい日常の中で、市のほうに一回一回連絡はしませんよね。したところで「市のものではありませんよ」という答えが返ってくる。じゃあどういうふうな目標を持って管理されていくのか。逆の視点で言いますと、先ほど市長にも写真を見せましたが、あそこまで木が多くなって向こうの電線に当たるぐらいになってまで、違う意味で言ったら放置したということにもなりませんか。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど言いましたように、個人の所有物については本人がしかり管理をすると、これは基本でございます。しかし、その管理ができない状況でありましたら、その所有者等を確認して、市が対応していくというふうにお答えしたところでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** そのことが市民にも周知徹底されているのでしょうか。注意喚起なり、こういうことですよと、市が全て対応できるものでもないという、そういうモラル的なものといえますか、そういうことはされていますか。

**○市長（下平晴行君）** それは全体的なことでもありますので、やはりその危険性があるというようなところでの対応では、やはり所有者の方に伐採のお願いはしていかないといけないと。こっちのほうで、そういう以前に勝手に伐採をしてという部分はできませんので、そういう面では通行に子供たちが支障を来すような場所であれば、しかりと対応していかないといけないとい



うふうに思います。市のホームページには掲載をしているということでございます。

○16番（鶴迫京子さん） それでは細かいことをお聞きするみたいですが、この場所でこの雑木がそこまで生い茂る間に、自分も市民の声を代弁して、担当課のほうに行ってお願いをしました。そして、「市のものではないですので、原則的にはできませんよね」と、でも「一番どこが生い茂っていますか、教えてください」というような答えをいただいたんですね。そしてその自治会の元自治会長さんとかそういう近所の方にも聞きましたら、もう台風とかそういうことで倒れてきて折れて、そしてその処理もしましたと。そういうことだから市のほうなのか、合併したから分かりませんが、何回も市のほうにも伝えたと。でも「何にもしてもらえなかった」ということをおっしゃったんですけど、実際、そのあたりはどうだったんでしょうか。

○建設課長（富岡 裕君） その相談についてなのですが、まず水ヶ迫線の件について戻ってよろしいでしょうか。まず議員が相談をされたとき、現場を担当する者として、まず現地を確認して、今後どうするかという報告がなかったことに対しては、申し訳ございませんでした。まずはその現場を見て、「これは市ではありません」とかいう言い方をしたのはちょっとまずかったかなと思いますし、ただ、その現場がちょっとはつきり分からなかった可能性もあります。今、市長が答弁しましたとおり、その木の所有者がある程度道路に被さってくる状況であれば、やはりその建築限界というのがございます。道路上でいけば4.5m、歩道上でいけば2.5m、それを超えれば通行にも支障があります。歩くのにも支障があります。その超えた分に関しては、市のほうで土地の所有者の確認をもらって、伐採をしていきます。そういった報告がちょっとなかったというのはですね、申し訳なく思っているところでございます。今回、水ヶ迫線につきましては、今所有者の方を特定しまして、2件の所有者の方がおられました。その1件の方に関しましては連絡等も取れましたので、そういった建築限界を超えている、実際歩行に支障がある、通行に支障がある部分は枝払い、伐採等の準備を進めているところでございます。対応につきましては、超えている部分という、将来超えるかもしれない、実際建築限界まではいかないんですけど、やはり言われたとおりそういった現場があるのであれば、将来的に大雨とか台風時期に倒れる可能性がある、そういうときにはなるべくそういった土地所有者に対して、状況を知ってもらおうと。今後こういう状況ですよという対応を取ろうということで、各支所のほうには建設課を含め、こういった対応を取ろうというふうにしております。

以上です。

○16番（鶴迫京子さん） ありがとうございます。現場主義ということではありますが、もしかしたらというような質問のやり取りはおかしいかなと思いますが、その木が、今倒木問題がありますよね、近隣でも校長先生が亡くなったり、そしてキャンプ場で老木が倒れてきて女性の方がお亡くなりになったりとかあります。そういうこともニュースでほんの身近に聞いたわけでありますので、大変そういうことも含めて市民の方は怖がっていらっしゃると思うんですね。そういうときに、ではそういう場合、今言っているように車両で通行する場合、通学路を通行する場合、もう3本折れているわけですからね、それが本当に雨が降ったりなんかして、そのときと一緒に

なって、もしも事故があったりした場合は、どういうことになるのですか。「それでもやはり、所有者とその当事者とのあれになります」というお答えをいただいたわけですね。そのケースバイケースではあるかと思いますが、そういうことですが、果たしてそれで済む問題になるのかなど。まずダメージとして、もしそういうことが起きたら、まずマスコミに流れます。鹿児島県志布志市志布志町の市道、ここでということで、あつという間に出ますよね。そういうときに、「ああ、あれはあそこの何とかさんのうちのものだから」とか、そういうことにはならないと思うんですね、命がかかっていますので。だから、何も起こらないうちに、手だてが欲しい。だから、先ほどの白線にも通じるんですね。命を守るためにとても大事なことはないですか、本当に。いかがですか、市長。

○市長（下平晴行君） 市が管理というか、道路上の中で伐採できるのは、4.5m以下と歩道は2.5m以下ということでの建築限界の高さというのを設定しているところであります。しかし、危険というようなところがあれば、市から積極的に所有者に、「伐採してもいいですか」というようなお願いをしていかないといけないというふうに思っております。おっしゃるように、事故が起きてからではもう遅いわけでありますので、そういうことも含めてしっかりと安全管理をしていきたいというふうに考えております。

○16番（鶴迫京子さん） 今、市長が安全管理をしっかりやっていく必要があるという答弁をいただきましたが、本当に至るところで木は大きくなりますね、成長するわけですので、もう以前と全然違いますね。それをそのまま放っておくということは、こういうことが起きても何ら不思議ではないということになろうかと思えます。そこで先ほどの白線もですが、この雑木とかそういうのも市民の方からのそういう要望やいろいろな申出とかそういうのを待っていても、なかなか来ないですし、現場担当者もまたそういうところをパトロールするなんて、もう本当に日常の仕事量でめいっぱいでありますので、そういうときに応じて、やはり今はデジタル化の時代ですので、白線のそういうのができるかできないのか全然分かりませんが、ドローンを使って上から雑木がこうしたところとか、白線が消えたとか、そういうことはAIを活用してできないものでしょうか。

○市長（下平晴行君） AIというより、まずは目で全体、市道の1級、2級線、その他の市道があるというようなことでありました。776kmということでありますので、それを先ほど言いましたように本当に必要なところにはしっかりと対応していくということで、計画を立ててやるということでございます。

○16番（鶴迫京子さん） 今回、本当は質問はしないつもりでありましたが、市民の方から相談を2件寄せられまして、その2件とも同じ日に対応しようと思って、市役所に行ったんですね。そしてその1件の担当課でしたが、あの1件は本当に職員の方々のそのときの状況もありますよね、忙しさとか時間的な問題とか人数の問題とかあるやもしれませんが。一方の担当課では、すぐ電話をかけてくださって、その内容をしっかりと把握したかったんですけど、相談者が留守だったんですね。留守にもかかわらず、「現場に行ってみます」ということでしっかりと現場に行かれ

て、そしていろいろ調査されて、そして担当者が行かれたときに相談者が帰ってこられたということで、大変そこの方も喜ばれて、もう本当にスピード感という、私もびっくりして、そしてその報告もしっかりあったわけであります。担当課が違いますけど、このところはそういうことでいろんな事情があったとは思いますが、ですがそういうことで、市長の姿勢として、現場主義・先手管理ということを常々おっしゃっていますので、まず現場が大事ということで、やはり現場に行っていたきたいという思いがすごくあったので、こういう質問になりましたが、先手管理で後手後手にならないように、しっかりとさせていただきたいと思えます。そして、今市長の答弁のほうでそういう答えがありました、ここの今写真もお見せしましたので、そこのところの処理といたしまして、どういうふうにさせていただけるのでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** まずは所有者の確認が第一点だというふうに思えますので、所有者が理解してくだされば、まずは所有者の方に伐採のお願いをします。その次にどうしてもということであれば、市が対応していかなければいけないというふうに思っております。先ほどお話がありましたように、電線にもかかっておりますので、そこ辺も含めて九電との関係もございまして、そこ辺の調整もしながら対応してまいりたいというふうに思えます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 今梅雨の真っ最中ではありますが、待ったなしに今度は台風とかそういう状況になろうかと思えますので、スピード感をもってしっかり対応していただきたいなと思えます。先ほども言いましたが、ここにお住まいの方はそれこそ自治会がなくなりました、本当に消滅です。そういうことで担当課の方も再三、足を運ばれて、相談に乗られて、そういう姿も見えています。でも仕方なく、そういうふうになりました。自治会の方々も高齢化していますので、その作業もままならなくなってきました。ごみ、そういう落ち葉もあるわけですね。もうすごいですよ、先ほどの雑木が茂っていますから。もうそれは普通の晴れ間のときもすごいんです。だからそういう作業のほうもずっとやって来られたんです。頼まれもしないのですが、とても善意でやって来られました。そのことも敬意を含めて、やはり何とか市として対応していただきたいと本当に思えます。いかがですか、市長。

**○市長（下平晴行君）** さっきも言いましたように、しっかり対応してまいります。

**○16番（鶴迫京子さん）** 白線とかそういう予算のことがありましたが、市長、予算の増額は考えられませんか。こういうことも含めて、命がかかっております。同僚議員も「しっかり予算を増やしてくれ」という思いで質問をされました。いかがですか、ふるさと納税とか、何とかかんとか、知恵を絞ってどうにかしていただきたいなと思えます。

**○市長（下平晴行君）** 先ほども申し上げたつもりでございまして、現地調査をしっかりと必要な予算を計上していくということでございます。

**○16番（鶴迫京子さん）** 現場主義の市長でありますので、現地をしっかりと調査して予算が増額されることを夢見まして、今回の質問は交通安全対策について、市民の声の代弁者として議員としての責務を果たすべく、市長の姿勢をお伺いいたしました。私もCS香月あいさつ・安全見守り隊の隊員として、できる日にコロナ禍以前から小学校、中学校、高校生など皆さんを

見守って、挨拶を交わしながら交通安全指導に立っております。子供たちの様子を見守っていると、本当にたいいけで可愛いんですね、いろいろ夢が出てきます。そしていろんなことを学びます。本当に小さな若い子たちから学びます。ですので、そういう現場を与えられて大変幸せに思っている一人ではありますが、このかけがえのない大切な命をしっかりと見守りながら、元気な志布志っ子の未来を夢見しています。そこで、声を大にして言います。私だけでなく、見守り隊だけでなく、もうここにいらっしゃるみんなで「この子供たちの命を守りましょう」と言いたいんですね。ですので、市長におかれましても、市民の生命と財産を守るという強いリーダーシップの下、これからも市民のために誰一人取り残さないように、市政に邁進してくださることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりますが、最後に市長の覚悟をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 私は、行政の本当に基本的なことは、市民の満足度の向上ということで考えておりますので、市民のニーズにしっかりと対応した行政を進めてまいります。

[16番（鶴迫京子さん）「終わります」と呼ぶ]

○議長（平野栄作君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後3時12分 延会

## 令和5年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和5年6月22日（木曜日）午前10時03分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栞 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎	有 明 支 所 長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
教育総務課長 岡 崎 康 治	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時03分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（平野栄作君） 日程第2、一般質問を行います。

19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。

初めにちょっと椅子の具合とかですね、それと高齢になりますとなかなか難しいことが多々あります。その一つが、少し加齢による耳の聞こえが衰えておりますので、せっかくマイクがありますので、答弁される時は飾りではないですので、これをしっかり使って答弁をお願いしたい。

昨日で、国会が終わりました。今回の国会ほどいろんな重要な法案が、こんなにいとも簡単に国会を通過していくんだね、ということを見ても正直新聞報道等々を見ていまして、本来だと2回、3回の国会を通して終わるようなものがどんどん通っていくという意味で、しかもそれが、住民いわゆる国民の皆さんのいろんな意見を聞く耳を持つ総理大臣があまり聞かないというような状況の中で、国会の勢力も含めて今の政権のやり方を認めているというように思います。私たち日本共産党は、いろんなもので国会の中でも提案をし、そして市民いわゆる国民の皆さんと一緒に、決まったけれども今後そのことに対しては改善、そういったものを要求しながら国民の暮らしが良くなる、そういった立場で活動していくということを申し上げておきたいと思っております。国がどんどんいろんなことを決めますけれども、国と地方自治体は対等の関係でありまして、地方自治体は国の下請け機関ではないと、そのことを明確にして、私自身は当局の皆さんが地方自治の本旨に基づいて、しっかりと志布志市の市民の暮らし、営業、そういったものをしっかりと守っていく、そういった立場で日々努力をされていると、そういうふうに理解をしておりますので、国の下請け機関ではないということをよく考えていただいて、行政の運営をしていただきたいものだというふうに思います。それでは、通告をしておきました点について順次質問をしたいと思っております。

まず、個人情報の保護の在り方ということで、今マイナンバーカードを含めて、マイナ保険証やまたコンビニ交付等でもトラブルや個人情報の漏えい問題などが連日報道されております。個人情報の保護の問題で2019年3月議会で、自衛隊の隊員候補生募集に関し質問をし、当時の当局の答弁は、「住民基本台帳に照らし、対応する」とし、閲覧として来られたら、現状はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部につきましては、自衛隊法第97条の規定に基づき、都道府県知事及び市町村長が行うとされ、地方自治法施行令第1条において、自衛隊法施行令第114条から第120条までに規定された事務を、法定受託事務として都道府県及び市町村が行っているところであり、このことは、募集対象者情報の資料を募集事務に使用することを目的として、紙媒体で提供しているところでもあります。

なお、令和5年度より、情報提供名簿への登載を望まない方から市へ除外申請があった場合は、情報提供名簿に登載を行わない除外制度を設けたところでございます。

○19番（小園義行君） 今の市長の答弁をお聞きしまして、そういう国のほうからの要請で変えたということですね。なぜ変更されたのですか。

○総務課長（小山錠二君） 紙媒体に戻ったという理由でございまして、防衛省及び総務省からの連名によりまして、令和3年2月5日に発出されました「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出」ということで、依頼通知に基づきまして、令和3年度より紙媒体での提供を行っているところでございます。

○19番（小園義行君） 国が閣議決定をしたそのことで、何ら住民基本台帳法に抵触することはないと、そういうことで変えたということですね。ではそこで、提供するそういったことを当該住民、18歳、22歳、そういった人たちを含めて、住民にお知らせをされたのですか。

○総務課長（小山錠二君） 令和3年からの紙媒体の提供につきましては、その時点での市民に対する報告は行っていません。

○19番（小園義行君） 志布志市の市民に、志布志市は18歳、22歳のそういった該当する年齢の個人情報防衛省に紙媒体で提供しますという、そういったものが実際にやられたんですか。

○総務課長（小山錠二君） 令和3年度に紙媒体で防衛省のほうに提供いたしております。

○19番（小園義行君） いやいや、住民に対してそうしたのかと聞いています。

○総務課長（小山錠二君） 住民に対してはしていません。

○19番（小園義行君） 住民に該当するそういった住民の個人情報を、当局が国が閣議決定をしたことでこうだと、情報提供を紙媒体でしたと。そこで、あなたたちが提供することができるという法的根拠は何なのですか。もう一回教えてください。先ほどの自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条、それはよく分かっておりますが、あなた方が防衛省にそういう個人情報を紙媒体で提供した、その法的根拠を教えてください。

○総務課長（小山錠二君） 法的根拠でございますが、自衛隊法施行令第120条にあります「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されていることから、市のほうではこれに基づきまして提供を行っているところでございます。

○19番（小園義行君） では、今その自衛隊法施行令第120条ですね、今読まれたとおりですよ。自衛隊法第97条1項もそうですね、ここにちゃんと私も持っていますけど。そこで今度は住民基本台帳法、個人情報を勝手にそういうふうにあなた方がやったわけですよ。住民基本台帳法の第



3条、「市町村長は、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とうたっているんですよ、住民基本台帳法がですよ。それと自衛隊法施行令第120条、この住民基本台帳法の「きちんと管理をなさい」と言っているその一方、自衛隊法施行令第120条は「求めることができる」、しなければならないということではないんですよ。この住民基本台帳法をないがしろにして、何でもかんでもやられたら困るじゃないですか。そこについてはいかがですか。

○総務課長（小山錠二君） 住民基本台帳に基づくことに関しましては、住民基本台帳法の第11条及び第12条の2に、「法令に基づく事務の遂行のために必要である場合については、閲覧又は写しの交付を求めることができる」旨の規定がされるために、今回これに基づきまして行っているところでございます。

○19番（小園義行君） では、そこまであなたたちは個人の情報というのを、言葉が悪いけど勝手に当局の国の方針を受けてやるということ。ではそこで、この自衛隊法そして施行令、これが作られたんですよ。1974年にこの法律の立法者の意思、自衛隊法を作ったその立法者の意思を文献上確認できるというのが、1974年に自由国民社から出た「防衛法」という書物です。そこに何て書いてあるかということ、こういうふうに書いてありますよ。この募集事務ですね、「スムーズに遂行されるよう内閣総理大臣は」、現在は防衛大臣ですよ、「都道府県知事及び市町村長に対して、募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数等に関する報告及び県勢統計などの資料の提出を求め、地方の実情に即して募集が円滑に行われるかどうかを判断」ということで、個別具体的なプライバシー侵害にあたりかねないようなそういった問題について、具体的に一切触れていませんよ。いわゆるその地域がどれぐらいの数があるのかとか、そういうもので実情に即した募集が円滑に行われたかどうかということ、具体的に個人情報を提供すると、そういったようなことはうたわれていないんですよ、この本を見る限りですよ。だから、具体的な法令の根拠もないのに、個人情報を提供してはならないというふうに僕は思うものですから。そこで、住民基本台帳を管理している都道府県、自治体が個人情報を提供することは、法定受託事務なのか、自治事務であるのか、そこについて答弁を求めます。

○総務課長（小山錠二君） 住民基本台帳による情報提供につきましては、地方自治法の施行令第1条におきまして、自衛隊法施行令第114条から第120条の間の法定受託事務として対応しているところであります。現在は、第119条の市報への募集事務の登載と、第120条の受託事務を行っているところでございます。

○19番（小園義行君） いや、これは自治事務ですよ。

○総務課長（小山錠二君） 地方自治法施行令第1条に基づく自治事務として、自衛隊法施行令第114条から第120条の法定受託事務として受けているところでございます。

○19番（小園義行君） だから、法定受託事務ではなくて、自治事務でしょう。ということは、志布志市が判断すればいいんですよ。国から要請が来たから「はいはい」と言ってやるのではなくて、ここの自治事務なんだから、私たちは個人情報を提供しませんと、住民基本台帳法に基づ

いて閲覧は結構です、どうぞと。これが自治事務という意味ですよ。そこについては、それまで閲覧で何も問題なかったのに、国が閣議決定をした、そしてそれに基づいて自治体がこの住民基本台帳法の精神、そういったものをないがしろにして紙媒体を提供をする。しかもそれを住民にも何ら知らせないというそういったやり方は、個人情報の保護という観点でしたときに、非常に志布志市そのものが信頼をされなくなると、そういった思いが私は少しあります。自治事務という形で当局がおっしゃるのであれば、ここで決めたらいいんですよ。国の下請け機関ではないわけですからね、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては直接には分かってはいないところでありますけれども、情報提供の在り方については、法の範囲内で行っているものというふうに考えているところであります。令和5年度から市のホームページに情報提供の周知を行っているところであります。今後は周知等によって、市民の方への御理解をいただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 確かにホームページに載せてありますね。でも、それと法的な根拠がないのにやるというのは問題だということを僕は言っているんです。国がいわゆる閣議決定をして、それに基づいて住民基本台帳法に何も抵触しないから大丈夫だからやってと、来たわけですね。日本国憲法は、日本国憲法を最高の法規として定めています。その上に閣議決定を置くようなことがあったら、これは問題でしょう。だから、閲覧で何か問題があったのですか。問題がなかったらそのままこの自治事務だとおっしゃっているのだから、いや我がまちは閲覧でどうぞと、これなら分かるんですよ。それは、別に紙媒体にしたり、電子媒体でやらなければいけないというその根拠がはっきりしない、そういうことを次から次にやられると、市民からは志布志市自体が信頼されなくなります。そういった意味で、もう一回整理しますよ。自衛隊に18歳と22歳の個人情報を提供することは、自治事務だと先ほど答弁がありましたので、それであれば、我がまちは住民基本台帳法に基づいてきちんと閲覧してくださいと、それに対応しますと、それで済むことではないですか。何か閲覧で問題があったのですか。

**○市長（下平晴行君）** 別に問題はなかったわけではありますが、その対応として除外申請ということで情報提供をして、それには対応しないという方については、情報提供する名簿から外すということでの対応をしてきたということでございます。

**○19番（小園義行君）** 提供されているかどうか分からない住民が、「私は除外してください」とそんなのできますか。ただ、ホームページに載せているだけで、その当人たちは全く知らないんですよ、あなたたちがお知らせしていないというわけだから。それは、除外申請というのは僕も100歩譲って、僕は嫌だという方は、「いつまでにこうしてください」というのが当然それはあって当たり前ですよ。だからその前に、閣議決定が日本国憲法より上位にあるという、この考え方がおかしいということを僕は言っているんですよ。我がまちは国の下請け機関ではないのですから、堂々と、「いや、私のまちは住民基本台帳法に基づいて閲覧でやりますので、どうぞ来てください」と、それでいいじゃないですか。そういうふうに、以前やっていたように閲覧でや

るというふうにする考えはありませんか。それともこの紙媒体、そういったものでやらないと何かペナルティだとか都合が悪いことがあるのですか。

○市長（下平晴行君） これは何ら問題はないということでありまして、防衛大臣のほうから紙媒体もしくは電子媒体で提供していただけるようにというお願いもありまして、先ほど言いましたようにそのことで提供しないという市民については、しっかりと提出をしないということでの対応をしているということで、これからもそういうふうな形で進めていけばというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） いわゆる国が「こうしてください」と来て、「はい、分かりました」とね、そうじゃなくて、今、市長が答弁されたのは防衛大臣からそういう要請があったんでしょう。それに基づいて、「いや、我がまちはそういうのは嫌ですから、住民基本台帳にあるこれを閲覧しに来てください、いつでもどうぞ」と、そういうことでどうなのかというふうに市長の考えを聞いているんです。市長の一言でそう済むんですよ。何ら国がペナルティをかけるとか、そんなことはないわけで、この法律に基づいて私たちはやり取りをしていますので、この本人が同意もない中で、言葉は悪いけど勝手にそういうのが提供されたり、個人情報が出されたりするのは、その人にとっては嫌ですよ。だから、「嫌だから、私は除外してください」というのをそういうふうに行っているんでしょう。そしたら最初からしたい人だけ見て、自衛隊の人が各家庭を回って、「ああ、この人は18歳か、この人は22歳か」とそれは私なんかも否定は何もしない。その前に自治体としてそれをやるというのは少し無理があるし、法律を根拠がないものをやるというのはおかしいと、そのことを言っているんですよ。市長の考えでいいです、市長がどうしたいのかです。やはり前の市長とやり取りをしてそういうことですね。そして下平市長になっても、最初はそうだったんですよ。途中で、3年前ですか、そこから変わったんですよ、閣議決定があったからでしょう。それは自分の中ではどうなのかと、この住民基本台帳法に基づいてやる、そして、この名簿の提供とそういったものについては自治事務だと、その二つを考え合せたときに、法律を作られた人も「個人情報を提供しろとまでは言っていないよ」と言っているんです。そこについてもう一回市長、「我がまちは閲覧である」と、たったこれだけで済むんですよ、どうですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど議員がおっしゃいましたとおり、国・県・市というのは対等だと、そういう観点からいきますと、やはりお互いに求めるもの等があるわけでありまして、やはり紙媒体ですること全部を提供するということではない。そのために求めない、必要でない、出さないでほしいという人は、それで提供しないということを取組をしておりますので、私は対等という形でいけば何らその辺については、そういう対応の仕方ではないのかなというふうには思っているところでございます。

○19番（小園義行君） じゃあ、もう一回、もう最後ですね、これね。あくまでもこの法的根拠がない中で、それが自治事務であるにもかかわらず、提供するのはいい。そしたら提供したい人だけ提供してくださいよ、望んだ人だけ。提供したくないという人は、しないということを一回

一回みんなに聞くということになるでしょう。これは聞かずに勝手にやっていて、したくない人が出てこいというのはおかしいですよ、本来は逆でしょう。そうではないですか。例えばある団体に寄附したい人、ある政党でもいいですよ。寄附したくない人が出てこいと言ったら、本来は寄附なんていうのはしたい人がやるんですよ。それを考えたときに、整理をしますよ。本当にこの自衛隊法第97条は、これを提供する根拠にはならないと僕はそう思います。市長も自分が最初市長になったときは、閲覧で認めていたでしょう。そこを対等だというのは、僕は最初から閲覧でしていたから、我がまちは閲覧でいきますと、それで何も問題ないわけですよ、市長。自治事務、ここで決められることなのですから。そこについてもう一回最後お願いします。

**○市長（下平晴行君）** この除外申請の在り方を内部でもうちょっと協議して、除外申請の在り方について、今ホームページ等で周知をしているわけですが、そのホームページだけの対応でいいのかどうかということも含めてですね、内部で十分検討して対応してまいりたいというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** それは後の問題で、ではその18歳と22歳の住民全てにお知らせをすることでもいいんですね。「あなたの情報を提供しますよ、それでいいですか」というのを、該当する年齢の住民に対しては、ちゃんとそれをやるんですね。

**○総務課長（小山錠二君）** 全ての18歳、22歳に該当する方への一人ひとりの通知というのは、なかなか難しいことがありますけれども、先ほどのホームページまたは市報等に、この自衛官募集に対する情報提供の在り方ということで、提供をいたしますという旨の通知を今後周知を図っていく必要があると思いますので、そういう形で進めてまいりたいと考えております。

**○19番（小園義行君）** では今後、来年度からですよ、きちんと18歳そして22歳、その該当する年齢の方には、今課長から答弁があったように、きちんとお知らせをした上で、こういった出してくれるなという人については、そういう除外申請も可能だということで、きちんとお知らせをして意見を聞くという、その意思をね、そういうことですよ。そういった内容にするということでもんね、今おっしゃったことは。ぜひね、これよく考えてください。僕も自衛隊員ではないけれども、誰かが攻めてきたらきちんと守るためにこの71歳でも戦うと、今ウクライナでもされていますね。それぐらいの意思を持っていますよ、防衛するためには戦うというね。でも、よそに行ってまで戦争したいとは思わない。だから今18歳、22歳のお父さん、お母さんたちは、知らないうちにそういうのが提供されていると、ひょっとしたらという問題もあつたりしますので、ここはね、今おっしゃったような形での募集の在り方に変えていくということで、そこは100歩譲って理解をしましたとは言いませんけど、そういう方向でやっていくということ。併せて、除外申請もきちんとその中に入れてお知らせをすることでありましたので、これは今後、まだいろいろ取り組んで議論をやってみたいと思います。時間がありませんので、ぜひこれは法律に基づいてきちんとやっていただきたい。この個人情報の保護という点ですと、我がまちな個人の個人情報の保護法を含めて、住民基本台帳法、ここに基づいてやはりちゃんとやらないといけないと思います。国の下請け機関ではないんですからね、これは今後もまた議論したいと思

ます。

この問題ではないけども、学校における個人情報の保護の在り方というのは、どういう対応がされていますか。子供たちそして御家庭の電話番号とかいろんなことを含めて、教材の売込みが来たり、「何でうちの子が1年生なのを知っているのよ」と、そういうことも過去にもいっぱいありましたが、現在の教育委員会で学校における個人情報の保護の在り方、子供たちの教育を含めてお願いします。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

個人情報の保護は大変デリケートな問題であり、重要な問題だと認識しております。学校における個人情報とは、個人に関する氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、成績、人物評価、科目履修状況等々、特定の個人に関する情報の全てと認識しております。個人情報を外部に提供する場合は、法に基づく一定の制限がございます。保護者、それから本人の同意なしで第三者に提供することは、学校としてはございません。学校が個人情報を収集する場合は、児童・生徒の緊急時の連絡先や学校生活における必要最小限の範囲内であり、適正に情報管理することにしております。また、本来の目的以外の利用はあってはならないとしております。

教育委員会といたしましては、個人情報の漏えいがないよう、厳正な管理について管理職研修会や通知文等で情報セキュリティポリシーや個人情報の取扱いに関するガイドラインの遵守、USBなど記憶媒体の管理、公簿の管理など、各学校へ指導を徹底しているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 学校現場で、今御家庭にメールとかLINEで届きますね。そのとき、例えば特定の不審者がいるみたいなそういうのが届くわけですね。そうすると、仮にその不審者と思われる人が見たら、「何、俺のこと不審者と思っているの」という、本人は何もやっていない場合もあるわけで、そういった発信の仕方はぜひ本当に配慮してやっていただきたいなど。うちも孫が10人もいますので、それぞれ学校に行っていますけど、そういったものが来て、時々「お父さん、こんなことがあるよ」と言って、「じゃあ君、その人に会ったことがあるの」と言ったら「ない」と言うわけですよ。でも実際僕は会ったことがあるんですよ、不審者でも何でも、その人を断定していることも分からないですよ。だから、不審者と一言で言っても、今教育長がおっしゃったように、それぞれの学校で、きちんとそのガイドラインが守られていく。そして個人の情報、御家庭の情報も含めてという意味ですよ、その情報が外に出て、教材の売込みが来て、「うちの子が何で今度中学校に上がるのを知っているのだろう」とか、そういうことがよくありました。それは業者さんが介在したりいろいろしているのかもしれませんが。でも、今無くなりましたよね、そういった学級の名簿とかね。ぜひそういったことについては十分配慮していただきたいと思います。そのことについては、よく理解をしました。では次に移ります。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどの自衛隊員の18歳、22歳の募集についてでございますが、総務課長のほうで、ホームページもしくは市報等で情報提供したいということであったわけでありまして。このことについては、議員のほうでその対象者に通知するというのではなくて、除外申請を今年から始めましたので、どういう形でそういう対象者に通知といたしますか、連絡ができるかどうか

かということも含めて、協議をさせていただきたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） それは募集にあえて18歳と22歳のそれぞれの個人情報自衛隊に提供しますと、これはいくんですよね、当然その18歳と22歳はね。そこで、さっきもやりましたが、きちんとその方たちが、「僕の個人情報を勝手に志布志市が自衛隊に送っている」ということを知られていないはずなんです。だから、それを知ること、「いや、それは嫌だよ」と、そのときにはきちんと除外申請ということで、そこは明確にさせていただきたい。ただ自衛隊員の募集に関してこうですということではなくて、18歳と22歳しか送っていないでしょう。だからそこはね、きちんとそこについては分かるようにして、後の対応がしやすいような状況をつくっていただきたい、100歩譲ってですよ。そういうことで、そういう答弁ですよ。

○市長（下平晴行君） 先ほどでは、それぞれにということでの小園議員の「そうするんだよね」ということでありましたので、そのことは個人ごとの対応はできないということでのお願いで、今回の除外申請と併せて、どういう形でその対象者に連絡ができるかということ、内部で十分協議をさせていただきたいということでございます。

○19番（小園義行君） 一番簡単なのは、閲覧で対応しますと、それで済むんですよ、市長、基本はね。そう思いませんか。そうなんです、それが一番いいわけで、それはそういうことだということで、今後また議論したいと思います。

次に、福祉行政ということで、私も71歳になって、まだ心は24歳ぐらいで若いんですけど、「楽ちんヒアリング」というのを私ちょっとはめています。そうしないとよく聞き取れないことがあって、加齢とともに耳の聞こえが悪くなる。そうすると何をおっしゃっているのか分からないとか含めて、専門医の先生とかに聞くと、やはり認知症の予防とかいうことも含めて、人と対話する、そのことが大事だというお話も聞かせていただいたりして、いろんな自治体でもいろいろやっていますが、そういった方々が、私のこの固有名詞を出しましたけど集音器ですね、これはそんなに高いものでもありません。でも、補聴器は本当に高いものからそれぞれ商品がありますが、ぜひそういった加齢による聞こえの衰えた方々に対して、補聴器の購入となったときに何とか支援ができないものかという思いで、今回取り上げたのですが、市長は私より3歳ほど上ですが、まだお元気で耳もよく聞こえておられます。ぜひそういった意味で、聞こえが悪くなった人はたくさんおられるというわけでもないでしょうけど、ぜひそういった支援の在り方というのは考えておられませんか。

○市長（下平晴行君） 加齢性難聴は、音の信号を感知する耳の中の細胞減少により引き起こされる聴力低下であります。日常生活に支障を来すだけでなく、うつや認知症の原因にもなることが指摘されているようであります。高齢化が進む中、加齢により聴力の衰えを感じ、日常生活に支障を来していても、費用の問題で補聴器を購入できないといったケースも考えられるために、既に取り組んでいる他自治体の事業内容等を調査・研究して対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 隣の曾於市も、高齢者補聴器購入費補助事業ということで昨年から始ま

っています。曾於市の場合は、補助対象経費の2分の1として2万円を上限とするというような形で喜ばれているというふうに、曾於市長からお伺いしております。そういった意味で、今市長のほうからも、それぞれ先進事例とかも含めて検討したいということで、いろんな病院とか行くと、補聴器はめておられる高齢の方は多いんですね。ぜひそういった意味で、ここについてはいろんなところをちょっと検証させてと、そういう意味ですよね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） ぜひね、これは実施の方向に向けて、それぞれやられている自治体を検証されて、実施の方向で取り組んでいただければ有り難いと思うところでもあります。

次に移ります。校区公民館活動から、今後全市を地域コミュニティ協議会へ移行するというところで、来年度から全ての校区公民館が地域コミュニティ協議会へ移行していくと、そのまだ立ち上がっていないところが何か所かあるということですが、そこがどういうふうになるか分かりませんが、この地域コミュニティ協議会へ移行していく中で、一番心配をしているのが、自治会未加入の住民の方々のごみ出しの問題です。今、ごみステーションに「このステーションは、何々自治会のものでありまして、それ以外の方のごみがあると警察に通報します」と書いてありますよね。地域コミュニティ協議会の考え方というのは、そこに住んでいる全ての住民を対象にして、行政がお願いをして自治会活動等をやっていただきたいということであるのですが、今そういうことで、昨年からはちょっとこの問題も何回か取り上げていますが、ぜひ志布志市がこれに向き合うのか、その志布志市の中でも地域コミュニティ協議会の担当課なのか、市民環境課なのか、そしてそういった自治会を離れた方たちのごみ出しを、「いや、おまえはもうこの自治会を出たから入れさせんぞ」という、そういった問題が起きたときに、コミュニティ推進課、そして環境対策を担当する市民環境課、そして衛生自治会、どこがそういった人のごみ出し困難者を生まないための対応をしていくのか。3者で議論するということになるのか、それとも志布志市がもうきちんとやるということになるのか、そこについてはこの庁内で議論がされているのかなと思って、ちょっと取り上げたところです。どうですか。

○市長（下平晴行君） 地域コミュニティ協議会は、市と対等な立場で双方が持つ特性を理解して認め合うとともに、協働によるまちづくりを進めているところでもあります。活動におきましては、地区内の全ての住民に参画していただき、地域の特色ある活動により、地域で誰も取り残されず、また活動をきっかけに自治会への加入が進むよう取り組んでいるところでもあります。ごみ出しにつきましては、単位衛生自治会を基本としておりますが、地域コミュニティ協議会の体制が整うことで、自治会加入が促進されるなど、地域の課題解決が図られ、地域がより一層活性化するものと考えております。市としましても、あらゆる角度からどのような支援策が必要であるのか、しっかりと検討してまいります。

先ほど言いましたように、地域と対等なパートナーとなってその地域課題解決をしていくんだと、そして地域コミュニティ協議会が自らがこんなふうのうち協議会ではしていくんだということで提案していただければ、しっかりとそれについて一緒に考えて支援できるものはしっかりと

支援していくという、今までの校区公民館というのはどちらかというと行政からお願いみたいな感じであったわけでありますが、それはもう本当に対等という考え方ではありますので、それをしっかりとお互いに協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、これまで未加入者が相談した場合は、未加入者と地域の自治会の双方から聞き取りを行い、対応に努めてきたという状況でありましたが、お互いの話を聞いて解決が難しい場合は、当該自治会のステーション以外でのごみ出しができるよう、相談対応をしたこともあったということで、今後も状況に応じた対応と、先ほど言いましたように、地域コミュニティ協議会になりますとよりそのことが前向きに進められるというふうに思っております。

それから、「警察への通報」という文言ということは、看板をお渡しする際にその文言は消して渡しているということでございます。

**○19番（小園義行君）**　そういう立場で取り組むということです。具体的に今年3月に総会がありました。その後、5月にちょっといろいろもめて、「自治会を出ますよ」と、そしたらその自治会の人たちが「捨てさせんど」となった具体的にそういう事例が発生した場合、地域コミュニティ協議会に相談するのか、市役所のコミュニティ推進課なのか、それとも衛生自治会なのか、住民は困るわけですね。本当にそのときに誰がそのごみを出すということに関しての責任を持って捨てていただくという、そういう解決のための道筋を、見通しをどこが音頭取ってやるのかというのが、なかなか前に進まないものですから、いまだに解決していない問題なんですよ。そういったときに、私たち議員とかそういうのがしゃしゃり出ていったらとんでもないことになるわけで、執行権のない人間ですので、ぜひそこについて、具体的に解決のための見通しがこうしたら持てるというのを、当局として議論がされているのだろうかというのがあって、さっきの答弁なんですけど、ここが責任持ちますというのが、もうはっきりシンプルに答弁いただけると有り難いんですけど。

**○市長（下平晴行君）**　このことにつきましては、先ほど言いましたように、いわゆる地域コミュニティ協議会で地域課題を出していただく、そして市もそのことについては一緒になって、その解決策にあたるということで、そのことについて先ほど言いましたように、支援策が必要であれば、しっかりと対応していくということで、コミュニティ推進課が基本的には全体的な取組体制となるわけでありますが、それも一緒になってその解決策に向けて取組をしていきたいという考え方でございます。

**○19番（小園義行君）**　では、その方が住んでおられる地域コミュニティ協議会に相談し、そこから始まるということですね。そしてその役所での対応は、コミュニティ推進課なんですか、それとも市民環境課ですか、衛生自治会と3者あるものだからですよ、衛生自治会もそこには絡んでくるわけですね。だから、当面は地域コミュニティ協議会に相談してくださいと、それでいいですね。そして順番にこう話が上がって、そのことについてはよく分かりました。ぜひそういうふうにお伝えをしたいと思っておりますので、対応をしてください。

次にいきます。サービス管理ということで、ちょっとこういう題にしたわけなんですけど、先の議会で



会計年度任用職員について質問をしました。答弁として「66種の仕事で働いておられる」とあったわけです。その中で、会計年度任用職員だけで仕事をされている職種がどれほどあるのかというところで、ちょっと教えていただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 6月1日現在で、会計年度任用職員は市が定めている66職種のうち53種、321名が働いており、多くの会計年度任用職員は所属長をはじめ、職員とともに業務に従事しております。また、建設課等に配置している道路作業員は、毎日市庁舎に出勤し、職員と朝礼を行った後に業務に従事しているところであります。このような方々のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを含めた様々な相談は、所属課の職員に日頃から接しておりますので、相談しやすい環境があるというふうに考えているところであります。

一方、会計年度任用職員のみで業務に従事している公民館主事など13職種、100名の方々についても、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談がいつでも行える窓口として、総務課行政グループを含め、有明庁舎に2名、志布志庁舎に2名、松山庁舎に1名の相談員を配置しているとともに、外部機関の相談窓口として株式会社こころ機構において、電話、メール及びLINEによる365日、24時間対応でできるよう相談体制を整えているところであります。

**○19番（小園義行君）** 今それぐらいいらっしゃる、結構多い人数ですね。そこで、例えば一日のその流れとして、朝8時半、9時とかいろいろあるんでしょう、そのときに正規の職員がそこに行って話を、朝礼みたいなのをして、作業をいろいろしていただく、そういった流れをちょっと教えてみてください。

**○建設課長（富岡 裕君）** 建設課のほうでは、道路作業員及び公園作業員の方々は、まず朝8時半に市役所のほうに来られまして、朝のミーティングを行います。今日一日の路線とか作業工程を決め、業務にあたっていただきます。業務が終わるのは、午後4時半でございます。大体午後4時15分過ぎぐらいには各庁舎には戻ってきて、道具なんかの手入れも含めて、そして午後4時半にこちらのほうの職場に来て、最終的に今アルコールチェックとかございますので、そういうチェックをして作業報告書を提出する流れとなります。

**○19番（小園義行君）** そういった流れということですか。そこで、「会計年度任用職員だけで仕事をしている」と、先ほどちょっと市長のほうからも答弁がありましたけど、何か問題が起きたときに相談といったら、その中では難しいですよ。そうしたときに直属の上司といったら、結果、建設課のそういう課長さんとかね、教育委員会とかいろいろなところがあるのでしょうか、そういった窓口については、さっきの答弁だと少し見えなかったのですが、そういった会計年度任用職員の方々の相談の窓口というのは、特別に何か設けていますか。

**○総務課長（小山錠二君）** 相談員につきましては、年度当初に課長会を通じまして周知及び注意喚起を図っているところであります。そのほかには、先ほどの株式会社こころ機構という外部委託の機関に直接相談できる電話番号等を記したカード等も配布しておりますので、所属課長よりその相談窓口のことについての周知は行っているところであります。

○19番（小園義行君） そういった対応は、きちんとできているというふうに理解していいですね。これね、なかなか言いにくいですよ。ここの役所の中でも会計年度任用職員の方と正規の職員、ちょっといろいろ言いたいけど時々相談を受けたり、正規職員の方、会計年度任用職員とありますけど、きちんとしたそういった対応をして、せっかく働いていただいている方々ですので、そういった問題が起きたときにきちんと解決がいくような対応を、さっきの課長の答弁でそういうことでやっているということでしたので、よく分かりました。そこについては理解をします。

そこで、教育長にちょっとお尋ねをします。図書館又は分館、そして学校図書室で働いておられる会計年度任用職員の方は、図書館は別ですけど、それぞれ1人ですよ。分館も有明分館とか松山分館とかありますけど、そういう1人で公民館主事等を含めて学校図書室、そういった方々について、実際どういった役割を担ってもらっているというふうな認識ですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

1人配置のところもございますし、図書館として多くの方で仕事をしていただいている部署もありますけれども、この方々は、それぞれ専門性を有しておられるという認識でおります。私も年度初めには、こういった方々と直接お会いして、お願い事をしたりとか、それから「年度途中の困り事等があった場合は、担当係のほうに気軽に相談などしてください」といったようなお願い事もしております。その中で申し上げているのは、その図書館であるなら図書館司書、学校であれば学校主事として環境づくりのプロであるので、その専門性を十分に発揮しながら、教育環境の充実に努めていただきたいというようなお願いもしております。また、そういうふうに私どもは捉えております。

○19番（小園義行君） 大切な存在だということですね。そこで、公益社団法人日本図書館協会が5月31日に要望書を各知事、市町村長、そういったところに出されていますね。教育長にも届いていると思いますけど、内容はこの会計年度任用職員、そういった方々の働いておられる条件を、利用者に対する本を選んだり、資料調査の支援には十分な経験や資料に対する知識の積み重ねが大切で、長く働ける職員が必要だということをお願いがされています。課題として、信頼される存在であることが基礎であるということで、具体的には非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員の方たちをこれまでも何回も嘱託職員の時代から取り上げてきていますが、そこについては本当に専門性が高いことが求められる、もちろんそれは有資格、無資格であったとしても、「図書館に行くととてもあのお姉さんの対応がよくて、私は18歳になっても本が好きです」というような、そういったものが、この日本図書館協会から出されているこの要望書について、市長、会計年度任用職員は毎年度面接をしているということですけど、ここについて、この日本図書館協会からのお願い、ここについてはどんな受け止め方ですか。それぞれお願いします。

○市長（下平晴行君） この単年度で募集をしていくということについては、やはりその会計年度任用職員の公募を毎年していかなければいけない。働く方も不安があるということで、やはり2年か3年ぐらいの対応で募集要件としていくほうが、雇用する側も働いていただく会計年度任

用職員の方についても、そのほうがいいのではないかなというふうには思っているところであり  
ます。

○教育長（福田裕生君） 読書指導員の任用にあたっては、より一層の図書館サービスの充実と  
向上を目指す業務の専門性や特殊性、併せてこれまで職場で培われた経験、それから知識などの  
蓄積された能力を最大限に評価しながら、現在、総合的な判断を行って任用しております。複数  
年の継続的な任用につきましては、司書・司書補といった特定の職種だけではなく、先ほど市長  
も答弁しましたように、他業種にも見直しが必要となってくることから、その基準であるとか、  
合理性・公平性など、制度の運用についても、今後市長部局とも十分に協議してまいる必要があ  
ると思っております。

○19番（小園義行君） それぞれこの日本図書館協会から出された要望は、全くそのとおりだと  
私も思います。そういった意味で、毎年あそこに勤めている方が替わっていけば、住民との接点、  
そういった信頼関係がなかなか結び付きにくいというね、そういうこともあります。今、市長も  
おっしゃっていましたが図書館とかそういったものについては、一定期間きちんと有期雇用とい  
うのはできないとしても、いわゆる実績に基づいてきちんと安定的にできていくというね、形はそ  
れは会計年度任用職員ですのではありませんけれど、この日本図書館協会から求められてい  
るのは、そういうことですよ。ぜひ一年一年で替わるということではなくて、ぜひその方たちが  
頑張っ、無資格であったら資格を取るための通信教育を受けたりとか、そういったことにつ  
いても支援をしながら、長く勤めていただけるというものを求めていますよ。全くそれが必要だ  
と思いますのでね、そこについては、それぞれの答弁があったことで、そういうことだというふう  
に理解していいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○教育長（福田裕生君） 私もそのような認識であります。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういった立場でお願いします。僕も図書館によく行きます、リ  
クエストもします、借ります。そのときをお願いするとさっと来るんですよ。「これが欲しい」  
と言ったら「ここです」と言って、もちろん自分で検索したりやるんですけど、「この関係のも  
のを全部出してください」と言ったら、持って来てくれる。僕はそんなにたくさんあるかなって  
思わずに、「知的障がいに関するそういった書物をお願いします」とお願いしたら、ぱっと持っ  
て来ていただいて、とてもありがたかったことがあります。それを2回ほど繰り返して、借りて  
いく。「1回は必ず返してくださいね」と言って、また借りに行くという。そういった意味では  
そういう人たちがおられて、自分たちの学びたいものができてくるわけで、今市長、教育長の答  
弁がありましたので、ぜひそういう方々の待遇に関してはそうだとすることで理解をしましたの  
で、次に進みたいと思います。

それから、給食センターの民間委託がもう8月から始まるのですが、今働いておられる方々が  
年休の取得、そういったものがしっかりと対応できているというふうには理解していいですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

給食センターの調理配送業務につきましては、令和5年8月1日から民間事業者へ業務委託を行い、2学期が始まる9月分の給食から委託事業者による給食提供を行う計画で、現在取組を進めているところです。また、現在給食センターでは会計年度任用職員として、調理員が22人、その他事務補助1人の計23人が勤務しており、調理については7時間30分の勤務時間となっております。年休取得につきましては、日頃から本人の希望に応じて取得しやすい環境づくりに努めているところです。なお、今後におきましては、調理員の雇用期間が7月31日までとなっておりますので、働く全ての方が雇用期間内に、それぞれに与えられている年休の全ての取得できるよう、それぞれの希望に沿った計画表を作成して、業務に支障が生じないように調整を図ったところでございます。

○19番（小園義行君）　ということは、今働いておられる方々の7月までの年休消化については、きちんと連携してやれているという答弁でしたので、そういう理解で分かりました。ぜひですね、新しく進むんでしょうけど、話せるだけでいいですけど、次の委託に向けての取組はどういう状況になっているのかを含めてお願いをします。

○教育長（福田裕生君）　委託先につきましてお答えいたします。

委託先につきましては、学校給食センター調理配送業務委託プロポーザル審査委員会において審査を行い、5月29日の入札契約運営委員会で優先交渉権者として、株式会社東洋食品に決定したところでございます。株式会社東洋食品は、本社は東京都、昭和61年から35年以上の学校給食センターの調理業務経験があり、全国では学校給食センターを288か所、アレルギー対応が203か所で行っておられます。国内最大の学校給食受託実績を有しており、鹿児島県内においては既に12か所の受託実績があり、そのうち調理配送一括を受託している県内箇所は10か所となっております。

○19番（小園義行君）　そういった形で始まるということですので、どれぐらいの形で雇用とかそういうのがあるんでしょうと思いますけど、ぜひ今働いている方々の労働基本法に基づいた形で、きちんと担保されているという答弁もありましたので、そこについては理解をしました。

では、次に移ります。行政のデジタル化ということでお願いをしました。「今、本市の状況をいろいろ考えながら、行政のデジタル化を進めていく」と市長も施政方針で述べておられますね。少子高齢化や人口減少、そして低賃金、物価高、国民健康保険をはじめとした重税感、低賃金による生活難・貧困、こういった問題が、今現実に志布志市にありますね。そういったものをよく分かった上で取り組まない、この問題は間違ってしまうのではないかという気がします。岸田内閣が2022年に閣議決定して、今の岸田さんの施政方針はこんなふうに言っています。「デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードです」と言ってね、いわゆる「デジタル化が最優先ですよ」と言ってしているわけですね。そういった中で、国が重点計画を閣議決定したことによって決めたんですね。その岸田内閣の重点計画では、「このデジタル戦略の推進によって、心豊かな暮らしが実現することに寄与する」ということで、「我が国においては、デジタル技術が進展し、データのメディア変化も容易になり、自分に合ったスタイルでデジタル機器・サービス

が利用可能となるなど、従来諦めていたことが可能な時代になってきている。このような状況を踏まえて、地理的な制約や年齢、性別、障害や疾病の有無、そういった誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる『誰一人取り残されない』デジタル社会を目指す」と、その中で自治体のデジタル化というのがされているわけですが、こうしたことで本当に享受できるのかと、「デジタル化するだけで」って言うているわけですが、この重点計画の提案しているこれを、どんなふうには当局は受け止められたのですか。

**○市長（下平晴行君）** 国のデジタル社会の実現に向けた重点計画では、デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すビジョンとして掲げているところであります。さらには、デジタルの力を活用した地方創生の基本方針として、デジタル田園都市国家構想が示され、本市におきましても本重点計画を踏まえ、施策方針にありますとおり、誰一人取り残さないまちづくりの実現を目指し、令和5年3月にデジタル化の具体的方策として、「第4次志布志市情報化計画」を策定し、4月以降は自治体DXを政策として推進する体制として、総合政策課を設置したところであります。その中で、本市としましては大きく三つの課題として、行政運営の全体最適化、地域社会のデジタル化の推進、デジタル化への意識改革として整理したところであります。今後、課題解決のため、実情やニーズを適切に把握しつつ、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、行政のデジタル化に計画的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** このデジタル化というのは、情報の形態であって、アナログからデジタルに変えるだけで、情報の中身や内容が変わるわけではないわけです、形態が変わるだけなんです。だから現状をちゃんとデジタル化にすれば、何でも中身も変わって良くなるんですよということではない。情報の形態ですよ、アナログからデジタルに変わるって、数字に121に変換してばんとできるようにする。そういうことで情報の中身、いわゆる貧困、さっき私が言いました、そういうことはそのまま残っているんですよ。そこについて、今市長はやはりデジタル化でそれを解決していくんだということ、そういうふうには私自身は思えない。それは情報の中身をよく吟味して、それがどうしたら解決していくのかという、そこが検証されない限り、情報の形態だけを変えても僕は解決しようがないと思います。そこで、教育長にもちょっと同じことをお伺いします。この教育現場の問題についても、重点計画でこんなふうには言っています。「現在学校現場では不登校の子、特別な支援をする子、日本語指導を必要とする子、貧困や孤独といった課題に直面する子、あるいは特定分野に特異な才能のある子、多様な背景や認知特性などを有する子供たちが存在している。また大都市の学校と離島やへき地の過小規模の学校では抱える課題が全く異なる」、これは問題提起ですね、そして、「多様な児童・生徒を抱え様々な実態の学校が存在する中で、学校で教師が同時に同一学年の児童・生徒に、同じ速度で同じ内容を教えるという学習指導の基本的な枠組みで十分に対応できない可能性が生じている」だから、一人1台端末を配備してやっていくんだということ、こういうふうには問題点を提起した上でこういうふうには

タブレット端末をやってやっっていくと示しているわけですけど、この重点計画は読まれましたよね。そこについての受け止めをちょっと教えてください。

**○教育長（福田裕生君）** お答えいたします。

アナログとデジタルというようなことについては、私はそれは手段のそれぞれだと思っております。教育におきましては、もちろん社会はデジタル化が加速する中であって、デジタルに慣れていく子供を育てることは非常に重要なことだと思いますけれども、その一方で、従来どおりのフェイス・トゥ・フェイス、顔と顔を突き合わせて心の中を感じ取りながら教えていく、学んでいくということは、これまで以上にやはり大事にしなければならないというふうに捉えております。ですので、学校におけるいわゆるタブレットなどを使った学習においては、カメラ機能を使って記録に残すとか、インターネットで情報を収集するとか、発表用の資料をそれを使って作るとか、友達同士で考えや作った作品を共有するとか、一方で先ほど議員のほうからもありました遠隔の学校とWEB会議システムを使って交流してみるとか、そういったことの今後に生かされる基礎的な土台となる部分はしっかりと経験させて身に付けさせていく必要があると思っておりますが、それが荷重となって子供たちの別の学びを阻害するような形で進んでいくことには、やはりブレーキをかけるべきはかけながらやっっていくことが重要だと思っております。

**○19番（小園義行君）** 学校の教育のデジタル化ということで、国はこうだよと言っているんですけど、そのためには前提として教職員定数の大幅な増、少人数学級の推進など、そういったものを進めるために教育予算の拡充がないと駄目ですよ、今議会にも陳情が来ていますけど。そして急速にこのICT教育の活用を推進しようと考えたら、タブレットを子供に配布しているだけではなくて、その授業に取り組む先生方に対する思い切った対応が僕は必要だと思います。そういったものが必要だと思うんですよ、ただ、現状をよく見るとそうでない状況があると僕は思っています。そうした意味でタブレットをやっておけば、このデジタル教育の推進とかそういうのが進むのではないと。そこで、今私は先生方に対する今僕が言いましたそういったことも含めて必要だというふうに考えるのですがどうかと、そして併せて本市の教員定数とその中で臨時的任用の先生の数を教えてください。

**○教育長（福田裕生君）** 現在、本市におきまして、小・中学校でいわゆる正規の教員が311人でございます。そして臨時的任用の教員が41人となっております。

**○19番（小園義行君）** 現状、そういうことですね。小規模校だと非常に臨時的任用職員の方たちが、結構それぞれが本当によくやっただいている数だなというふうに、ここに資料として持っていますけど。私は本来学校の先生というのは、労働者であるとともに教育の専門家であるというふうに思います。子供たちは文化を学び、他者との温かい人間関係の中で一人ひとりが個性的に育てられなければならないというふうに思います。そうした子供たちを教育基本法が求めている人格の完成、ここに向かって支えていく先生たちの仕事は、専門的な知識、教養、技能が求められる専門職であるというふうに思うわけです。その立場から考えると、同じ先生として臨時的任用職員ではなくて、正職員としてやはり採用すべきだし、正規の先生にも十分な研鑽の時

間を保障しないといけないというふうに思います。そうした対応がなされない中でデジタル化だけを進めていくといたら、この臨時的任用職員の先生方の雇用は一年一年でしょう。そういう中で果たしてどうなんだろうかというふうに思いがあるのですが、それで国はこのデジタル化をそういったものを解決しない中で進めていく、それをどういうふうに思いますか。

**○教育長（福田裕生君）** 子供たちと向き合っている教員が正規教員である、臨時的任用教員であるということで、差を付けるべきではないと思っております。それは、学校内における校務の割り振りについてもそうですし、研修の機会についてもそうだと思います。本市におきましては、学校以外での研修の場につきましては、正規教員であろうが、臨時的任用教員であろうが、本人が希望するところに研修に向けるような状況はつくっております。それから、また一年一年で替わる先生方が出ないように、できたら2年とか3年ですね、同じ学校で任用できるような形も整えているところでございます。先ほど申し上げました41人の本市の臨時的任用教員である、いわゆる担任業務、直接教科指導される先生方の中で、本市で5年以上勤務していただいている方は35人おられて、全体の85%というような状況でございまして、まさにそれぞれの学校で中核をなしながら担っていただいている存在でございまして、ですので、これからも正規教員、それから臨時的任用教員、それぞれがそれぞれの専門性と個性を有した先生方ですので、教育委員会としては全く同じような研修の機会、それから業務遂行のチャンスを保障するような流れをつくってまいりたいと思っております。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、行政のデジタル化、いわゆるデジタル化といたらさっきも言いましたように、情報の中身がそのままアナログからデジタルに変わるだけ、形態が変わるだけで、ここの元のところがきちんとしていかない限り、幾らデジタル化にしても僕はあまり効果がないというふうに思うわけです。ぜひそういった意味では、なぜ国がこんなに急激に進めるんだろうかと、これは先ほどもちょっと出ていましたけど、私たちがこれまで地方創生って始まりましたね、その具体例として、「志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、そして今第2期の「志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の5年間の、今第2期の3年目ですよ。そこでまた閣議決定をして、デジタル田園都市国家構想でやれと来ているでしょう。こういうふうに本当に自分たちはまち・ひと・しごと創生総合戦略で一生懸命やって今3年目で、あと2年残っているんだけどと思っているけど、そういうのが前倒しでがつんと来たからですよ、こういうことになって。これはやはり国が政治の行き詰まり、それを隠すために目先をどんどん変えてきている、それが私は大きな原因で、地方自治体の職員、学校の先生方にもそういうふうに難儀をさせている。国の政策の在り方が本当に地方自治を振り回しているというふうに思っているんです。地方創生というのは、実際は失敗したのではないですかね。東京一極集中と特殊出生率を上げるという、どちらも満たされていない中で、今ですよ。だからその中で、実際に国が最終的にデジタル化をなぜさせているかという、昨日もやり取りがありましたけど、スマート自治体に行きつくんですよ、最後はね。でもスマート自治体というのはどういう意味かという、人数が少ないとかそういうことではなくて、デジタル技術をちゃんと装備した賢いという、「スマ

ート」というのは賢いという意味ですからね、賢い自治体としてなって、総務省でも実際もう研究が始まって、「半分の職員でやれるんだ」というそういうことまで言っていますよ。とんでもないことだと僕は思います。そういった国の政策に振り回されている地方自治体の職員、そして学校の先生たちは大変な思いをしながら、「新しくやれ」と言うからそれをやらなければいけないけど、よく考えて、これは本当に我がまちにどうなんだ、それが必要だとももちろんデジタル化、それは人類の文明ですから、どんどん進んでいくでしょう。進んでいってもいいけど何でもかんでもそれではないと、だから国の下請け機関ではないわけで、私たちはしっかりと地方自治の本旨に基づいてやるということが大事だというふうに思います。

そこで、今マイナンバーカードの問題が、これは先ほど言いましたね、今年の施政方針で総理大臣が「デジタル社会のパスポートだ」と、連日マイナンバーカードについて新聞報道がされて、とんでもないことが次から次へ、先ほど言いました個人情報の漏えいからとんでもないことがいっぱい、こういった現状を市長はどんなふうに受け止められておられますか。

**○市長（下平晴行君）** このマイナンバーカードについて、いろんな不正等があるわけでありましたが、これは一つは職員の対応の仕方等々も考えられるわけでありましたが、国がそういうデジタル化というのは、デジタル革新あるいは変革というようなことで、人口減少対策、それから少子高齢化あるいは過疎化とか、そういうものも含めてそのデジタル革新、技術を利用していくんだということも含めて、マイナンバーカードの今度は活用の仕方、そこのいわゆる保険証とかそういうのも問題・課題があるようではありますが、そういうふうに国民の利便性等々に対応するためには、大変必要であるというふうに思っておりますので、そういう不正とかそういうのがあってはならないことでもありますので、そこは志布志市ではそういうことが何らまだ起きていないということで、このカードをどう活用していくかということでの対応をしっかりとしていかなければいけないというふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** これは国が心配しているんですよ、市長。うちは今80何%でしょう、実際これが仮に始まったとしても、あと2割の方は恩恵を受けるとかそういうのはないわけですよ。だってこれは任意だからですね。そういう中で国が省庁を上げて信頼を回復しないといけないということで、昨日会議が開かれていますけど、このデジタル化をなぜこんなに急いでやらなければいけないのと思うわけです。マイナンバーカードについては、市長もこれ、現状は問題ですよ。それは認識ですよ。そこでマイナ保険証についてちょっとお聞きします。マイナンバーカードを作っていない人、作っている人、いろいろありますね。保険証登録は、我がまちでは把握ができません。仮に保険証がない人は、今後どうしたらいいのか。持っている人は、5年ごとにこれは更新しないといけないんですよ。でも、保険者は志布志市です。マイナンバーカードを持っていない人は、マイナ保険証を持つことはできません。保険者がきちんとそれをやらなければいけないのに、どういう対応になるのか、そこについてちょっと短く言いましたけどお願いします。

**○市長（下平晴行君）** 今、おっしゃるとおり、マイナンバーカードを使った保険業務の在り方



と保険証というのは必要でなくなるという、ここ辺が、今大変課題・問題になっているところではありますが、やはりそこはしっかりと解決していかないと、「誰一人取り残さない」ということも含めて、そういう不利益を与えるようなことではいけないというふうに思いますので、そこ辺は動向を見ながら、どういう形で国のほうが今後進めていくのか、そして我々市としてもどういう形でのほうがいいのか、これは市民の皆さんに対しての市民サービス、これは怠ってははいけなわけでありますので、そこ辺は十分注意しながら、留意しながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

**○保健課長（西 洋一君）** 現在の紙の保険証から、マイナ保険証に切り替えた場合の具体的な手続きの違いについて、簡単に説明させていただきたいと思いますが、現行の国民健康保険証の更新手続きにつきましては、有効期限が1年間となっております、8月から7月までの1年間、毎年7月中旬頃に本人宛てに郵送しているため、特別な手続きを経る必要はありませんが、70歳到達時の高齢受給者証交付時、それから75歳到達時の後期高齢者医療費保険者証切り替え時においては、負担割合や保険料の納付方法の変更などの事前説明が必要なため、原則市役所での手続きが必要となるところでございます。

また次に、マイナ保険証の場合ではありますが、実際マイナンバーカード自体の更新が18歳以上が10年、それから18歳未満が5年に一度の更新が必要となっておりますが、電子証明書が5年に一度の更新が必要なため、いずれも5年に一度は市役所での手続きが必要になります。また、マイナ保険証を持たない場合は、将来的に健康保険証が廃止となった場合においては、毎年資格確認書の申請手続きが必要になるところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、課長のほうからありましたね、そういった状況になったときに「誰一人取り残さない」と市長はおっしゃっています。誰一人取り残さないどころか、たくさんの方を取り残すことになってしまうということですね。マイナンバーカードを持って行って、本人確認ができないとかいろんなことで10割負担とかね、今の紙のままで何も問題ないから、国に「紙の保険証を残せ」と、そして「マイナンバーカードを一旦止まって見直しをちゃんとしろ」と、「保険証の廃止もやめて一緒に併用できるようにしよう」と、国に声を上げる考えはありませんか、現状を見てですよ。うちの場合、まだいろんなことで利用されていないから問題がないかもしれないけど、現実には起きているという、それはもう事実ですので、そこについて国に対してちゃんと声を上げるべきだと思うのですが、「一旦立ち止まってよく考えてやっていただけませんか」と、そういう声を上げる考えはありませんか。

**○市長（下平晴行君）** 今、国のほうでもその対策に努めているところでありますので、その動向を見ながら、どういう形でそのことを国に市としての考え方を伝えることができるのかどうか、そこは様子を見てまいりたいというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** やはり市長ですね、現実起きていることをしっかり受け止めると、国は国でやらざるを得ないんですよ、今はとんでもない現状だから。だから市長としては、我がまちの住民をどう守るのかと、国がとんでもないことをいろいろやっているときは防波堤になって住

民を守るというのは、自治体の在り方です。現状を言うと、例えば電車でも、車でも、何でもいいのですが、電車に乗っていて、「あっ、オイル漏れがしているよね」、「ちょっと窓が割れているよね」、非常停止ボタンを押しました、いや、でもこれ走っているから、もう止まらないんですよ、止められないんですよと。本来はそんなの通用しませんよね。非常ボタンが鳴った、止まって何が起きたのかと見て、きちんとそれを点検し、安心・安全を確保してから、ちゃんと運行するでしょう。今まさに非常停止ボタンが押されて、いろんな問題が起きているにもかかわらず、いや、もう走り出しているから止められないんですよと、ぜひ、いやもうあなたもみんな乗ってと、そんな電車に誰が乗りますか。市長、そういう現実が今あるということをちゃんと踏まえて、国に対してしっかり僕たちが安心して行政が進められるようなものにすべきだと、やはりそれは首長として国にも声を上げるべきだと、私は思うんですけど、もう一回お願いします。

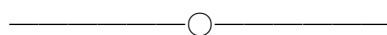
○市長（下平晴行君） その内容についてはおっしゃるとおりであります。先ほど言いましたように、今国がそのことの解決に向けて動いておりますので、そのことをいつの時点で国に申し上げることができるのか、ここ辺もちょっと今「言います」ということははっきり言えないところでもありますので、基本はやはり市民サービスという部分で、市民の皆さんを、そういう不利益を被るようなことはしてはいけないというのは重々分かっておりますので、そのことがいつの時点で国に申し上げることができるのか、そこは十分検討してまいりたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） いつ言うか、今でしょ。市長、問題が起きているときには一旦止まると、それが当たり前でしょう。今から20数年前に住基ネットが始まったときね、福島県矢祭町の町長さんが、「国が信用できない」と、「情報漏えいが起こるようなそういったものに、我がまちは接続しません」ときちんとおっしゃったんです。すごい首長だなと。その住民をしっかりと守るというその立場でものを申しておられて、そういった立場に市長、立てませんか。いつ言うの、今でしょ。

○市長（下平晴行君） 今回また市長会等もありますので、他の市長等々とも協議しながら、そのことを本当に先ほど言いましたように、市長会でまず取り上げてみます。

○19番（小園義行君） この保険証は何も問題ないんですよ、ぜひこれも残して併用していくようにそういう対応をしてもらいたい。冒頭にも言いましたけど、地方自治の本旨という憲法にうたっていますね。それに基づいて国の下請け機関ではないのですから、住民が主人公なんです。ぜひそれを運営していく当局の皆さんは、一人ひとりそのことをしっかりと肝に銘じて、運営をしていただきたい。あくまでも住民が主人公です。そのことをお願いして、国の下請け機関ではありません。ぜひ、そういった立場で行政を運営していただきたいと、そのことを申し上げて質問を終わります。

○議長（平野栄作君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



○議長（平野栄作君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から6月29日までは休会とします。

6月30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時44分 散会

## 令和5年第2回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和5年6月30日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第31号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第32号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第36号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 報告第4号 専決処分の報告について  
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和5年度志布志市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第7 議案第37号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 令和4年陳情第5号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情
- 日程第9 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について
- 日程第10 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について
- 日程第11 発議第4号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第12 発議第5号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第13 議員派遣の決定
- 日程第14 閉会中の継続審査申出について  
（総務常任委員長）
- 日程第15 閉会中の継続調査申出について  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（20名）

1 番 永 田 梓	2 番 栢 山 晋 司
3 番 稲 付 洋 平	4 番 隈 元 香穂子
5 番 南 利 尋	6 番 市ヶ谷 孝
7 番 青 山 浩 二	8 番 野 村 広 志
9 番 八 代 誠	10 番 小 辻 一 海
11 番 持 留 忠 義	12 番 平 野 栄 作
13 番 西江園 明	14 番 丸 山 一
15 番 玉 垣 大二郎	16 番 鶴 迫 京 子
17 番 小 野 広 嗣	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 福 重 彰 史



地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 溝 口 猛
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 小 山 錠 二
財 務 課 長 鮎 川 勝 彦	総合政策課長 川 上 桂 一 郎
コミュニティ推進課長 五 代 千 加 子	情報管理課長 宮 内 真 吾
港湾商工課長 大 迫 秀 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 若 松 利 広
保 健 課 長 西 洋 一	農政畜産課長 萩 迫 和 彦
耕地林務水産課長 折 田 孝 幸	建 設 課 長 富 岡 裕
松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎	有 明 支 所 長 北 野 保
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局次長 宮 田 健 二	教 育 総 務 課 長 岡 崎 康 治
学校教育課長 上 木 勝 憲	生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正



議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	グループリーダー 末 原 和 幸
調査管理担当サブリーダー 大 田 和 隆	議事担当サブリーダー 前 田 範 雄

午前10時00分 開議

○議長（平野栄作君） これから本日の会議を開きます。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野栄作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、丸山一君と玉垣大二郎君を指名いたします。



#### 日程第2 議案第31号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第2、議案第31号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第31号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月22日、委員全員出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森林環境税はどのように課税されるのか。また、その用途は明確なものとなっているかとただしたところ、東日本大震災を教訓として、全国で実施する防災施策実施に要する費用を確保する目的で、平成26年度から令和5年度まで、個人市県民税の均等割額が1,000円の引上げとなっている。今回、令和6年度から森林環境税として一人年額1,000円を課税する措置へ実質的に振り替えるものであることから、市民から納付いただく税額に影響はないものである。また、森林環境税の用途としては、本市の森林環境譲与基金へ積み立てつつ、目的に沿った事業のために活用されているところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第31号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今、委員長報告で、平成26年度から令和5年度まで個人市県民税の引上げがあって、今度からは年間一人1,000円、これは住民税非課税の世帯もそうなのか、全ての方に所得がどうあれ、全員一人当たり世帯そういう形で森林環境税が課税されるのか、その森林環境税についての具体的な質疑なり、それに対して具体的な答弁がどうされたのかをお伺いします。

○総務常任委員長（青山浩二君） お答えいたします。

非課税世帯への課税があるのかないのかという質疑については、なかったところでもございました。森林環境税がどのような事業に活用されるのかという質疑でもございますけれども、そういう質疑はあったところでもございました。答弁といたしましては、現在も耕地林務水産課にて基金に積み立てられておまして、関連事業が現在は森林環境譲与税として執行されているというような答弁でもございました。

○19番（小園義行君） 再度お願いします。

先ほどの委員長報告で、年間一人1,000円、これが課税されるということでもあります。その年間一人というのは、具体的には全ての住民一人なのか、そこらについての質疑、そして答弁がどういうことだったのかをお願いします。

○総務常任委員長（青山浩二君） お答えいたします。

今、小園議員がおっしゃったような質疑については、なかったところでもございました。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） ただいま異議ありの発言がありました。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立多数であります。

したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

### 日程第3 議案第32号 志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野栄作君） 日程第3、議案第32号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第32号、志布志市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月22日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、証明書のコンビニ交付事業が開始され、利用促進も図られているが、マイナンバーカードの活用方法やコンビニエンス・ストアに設置されている多機能端末機の利用方法などを知らない市民は多いと思う。これまで利用方法等について、どのような周知を行っているかとただしたところ、令和5年2月から、証明書のコンビニ交付事業を開始し、市内のコンビニエンス・ストアへのポスターの掲示やBTVの市民チャンネルで周知を図ったところである。マイナンバーカードの活用方法や多機能端末機の操作方法についても、誰もが利用しやすいサービスとなるよう、デジタル弱者に寄り添ったサポート方法を検討していきたいとの答弁でありました。

令和4年3月定例会において、証明書のコンビニ交付導入事業については、コンビニエンス・ストアが近隣にない地区もあるため、市民の利便性に関する地域間格差の解消に努めるよう附帯決議を行ったが、これまでどのような検討を行っているかとただしたところ、コンビニエンス・ストアが近隣にない地区の利便性向上については、郵便局窓口の活用やコネクテッドカーの導入など、内部で協議や情報収集を進めているが、結論には至っていない。附帯決議については、非常に重く受け止めており、引き続き地域の実情にあった取組を検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第32号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

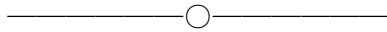
お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第36号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（平野栄作君） 日程第4、議案第36号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、予算常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算常任委員長（玉垣大二郎君） ただいま議題となりました議案第36号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、予算常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月23日、委員全員出席の下、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回、2件の特定寄附金が貴重な歳入予算として計上されているが、善意で寄附された方に対し、その使われた内容の報告はしっかりとされるのかとただしたところ、寄附をいただく際に、寄附者から用途の指定がある場合、その用途に関連する財源として活用した旨の報告を行っており、今回の2件の寄附者に対しても同様の取扱いとなることであるとの答弁でありました。

次に、保健課分については、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、電算システム管理整備事業について、令和5年5月初旬から発生している電算システムの不具合によって、一部ソフトウェアのライセンスプラン変更の必要性を把握しているようだが、事前に対策を講じることはできなかつたのかとただしたところ、本市の市内ネットワークは、「仮想デスクトップ」と呼ばれる先進的かつ特殊な環境で構築されており、今回の不具合の事前予測については困難であった。今後はこのような対応とならないよう、ソフトウェア等の先行導入による実証を踏まえる形で、本格導入を決定していきたいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、地方税共通納税システム改修事業について、QRコードを利用した電子納付を可能とするための対応であるようだが、具体的な利用方法についてただしたところ、固定資産税、軽自動車税については、令和5年度から同システムに対応したQRコードが納付書に記載されている。パソコンやスマートフォンから「地方税お支払いサイト」へアクセスし、QRコードを読み込むことで、口座振替払い、クレジットカード払い等を選択することができ、一

連の流れでそのまま支払うことが可能となっているものであるとの答弁でありました。

次に、教育総務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、わくわく学校給食支援事業について、物価高騰に伴い、給食食材の購入に影響があるとの説明であるが、物価高騰分についてどのように見込んでいるかとただしたところ、給食食材の価格については、昨年の4月時点と今年の4月時点を比較したときに、約10%増加している状況である。給食費の改正も行っているところであるが、その分を差し引いても4%不足すると試算しているところである。物資の納入については入札等を行っているが、今後においても先行きは不透明であり、さらに高騰することも想定されるため、2%分を上乗せし、6%の価格高騰率で積算しているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の財源内訳について、国庫支出金は概算による予算計上となっており、約2分の1の交付率となっている。この給付金給付事業は、国の施策による事業と捉えているが、今後、国庫支出金の増額は見込まれるのかとただしたところ、今回の給付金給付事業のうち、令和5年度市町村民税均等割非課税世帯分については、給付金の全額が国庫支出金の対象となるものと考えており、冬頃に追加の交付額が示される見込みである。また、令和5年1月以降の家計急変世帯分については、推奨事業メニュー枠を活用した事業であるため、給付金の全額が交付されるかは不透明であり、市の負担が生じる場合も考えられるとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、産地生産基盤パワーアップ事業において、不採択となった経緯やその影響についてただしたところ、産地生産基盤パワーアップ事業は、全国から応募があった事業について、様々な取組を行うことで得られるポイントの高い順に採択される方式の事業であることから、今回はその採択ポイントに達していなかったため、不採択となった。不採択となった事業者からの意見聴取を行ったところ、本事業の申請は行ったものの、電気が動力となるヒートポンプ導入は、昨今の機器代金や電気代の高騰もあり、導入しても逆に厳しい状況に追い込まれた可能性もあるとの意見もあった。今回採択されなかった事業のほかにも、県単独事業をはじめとして、ほかに対象となる国・県補助事業もあることから、農家の聞き取り等を行いながら、本事業に代わる事業も紹介したいとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、消防防災施設整備事業により設置される耐震性貯水槽の具体的な貯水容量と設置箇所についてただしたところ、本事業によって設置する耐震性貯水槽の容量は40tとなっており、志布志地域の佐野原地区、松山地域の新橋地区にそれぞれ1基ずつ、合計2基を新設する計画であるとの答弁でありました。

次に、コミュニティ推進課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、今回のコミュニティ助成事業で整備を予定している備品にはどのよ

うなものがあるか。また、一般財団法人自治総合センターから事業決定を受けているが、同団体の財源の状況についてただしたところ、二つの地域コミュニティ協議会で事業決定を受けた備品の内容について、泰野校区では、仲間づくりや健康づくりのためにグラウンド・ゴルフ場を維持管理する際の芝刈り機、コミュニティ広場でのイルミネーションまつりなど、計画している各種イベントで使用する放送機器や照明器具、テント、物置倉庫等となっている。志布志小学校区では、親子で自然を体験する活動として、夏井地区の海岸を利用したマリンスポーツ用具等の整備を予定している。なお、一般財団法人自治総合センターの財源については、全て宝くじの社会貢献広報事業によって賄われているものであるとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、エネルギー価格高騰対策支援給付金事業について、厳しい経営環境に置かれている市内商工業者を支援する目的となっているが、具体的に申請が可能な期間はどのようになっているか。また、昨年度、同様の事業に申請があった事業者に対しては、個別の通知を行うような計画となっているかとただしたところ、本事業の申請期間は、志布志市商工会との協議を行いながら、7月下旬から10月末までの約3か月間と考えている。また、周知については市報等への掲載はもちろんのこと、昨年度申請のあった事業者への通知、関係団体に対する個別の案内など行い、給付金事業の存在を知らなかったということがないよう、漏れのない情報共有に努めたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、青少年芸術鑑賞事業について、コミュニティセンター志布志市文化会館ややちくふれあいセンターを活用して実施する予定かとただしたところ、青少年芸術鑑賞事業は、一時休止していたところであるが、本年度は、各小・中学校にアーティストが出向き、出前コンサートの形で実施したいと考えている。児童・生徒は、コロナ禍で窮屈な思いをしてきたため、メッセージ性の強いアコースティックコンサートを行い、子供たちに元気になってもらいたいとの答弁でありました。

次に、議会事務局分については、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

最後に、財務課、土地購入（ひばりビル購入）事業分について報告いたします。

冒頭、執行部より、ひばりビル購入事業について、予算説明資料の事業名を「土地購入（ひばりビル購入）事業」へ、また、事業の目的を「まちづくりや商店街活性化のために民間土地を購入する」へ訂正するとの説明がありました。その後、予算書及び訂正後の説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、6月5日に議案が配布される段階では、組織機構再編方針の中で中長期計画を示してまで、議会に対しひばりビル購入への理解を求める姿勢であったところ、6月20日の全員協議会において、本事業の事業名、目的を見直すとの説明があった。僅か2週間程度の間において、このような重要な決定がなされているが、それは行財政改革推進本部会議等でのあらゆる議論を踏まえてのものかとただしたところ、これまで、本庁機能の集約を含めた行政組

織の再編ありきで、建物の活用ばかりを主体とした説明に終始したところであった。しかし、その点について、一般質問等での指摘を受け、再度、関係各課で協議をした結果、これからのまちづくりや商店街・地域活性化を目的として、土地購入の推進を行うべきとの結論に至ったものである。この2週間の間では、行財政改革推進本部会議等を行うことはできなかったが、課長会を通じて、共通理解を図ったところであるとの答弁でありました。

地域の活性化を目的とした土地活用とすることに理解はできるが、土地に付属する建物の活用方法について、当初の目的であった「行政組織再編のため庁舎の一部として利用する」という選択肢は今後も残されるのかとただしたところ、付属する建物については、基礎的な調査を行った上で、今後の活用の在り方など議会に対しても協議しながら、検討を進めていきたいと考えている。このため、庁舎としての利活用を含め、現状としては全くの白紙であるとの答弁でありました。

定例会中に事業の目的を訂正するような事態には戸惑いを覚えるが、建物の活用についての考え方は白紙としている中において、今後の指針、目標なども考えていないかとただしたところ、今回の訂正に至った理由としては、当初の説明において建物の活用のみ議論を先行させてしまい、大事な足元の土地についての説明が不足していたことが最大の原因であると反省している。今後の活用を模索する在り方については、地域住民、観光関係、商店街など広く意見を求め、付属する建物の活用の可能性を見出してみたいと考えているとの答弁でありました。

以上で全ての課・局を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第36号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

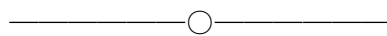
以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。  
お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（平野栄作君） 日程第5、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。  
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

報告第4号、専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和5年6月14日に、市道の管理瑕疵に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、令和5年4月9日午後9時頃、市道グリーンロード志布志線で、志布志市方向から大崎町方向に走行していた和解の相手方が所有し、その妻が運転する普通自動車の左前輪が、車道部端の陥没部分に入り、左前輪のホイールが変形し、及びタイヤを破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったため、及び運転者の前方確認が不十分であったためであり、過失割合を、市が40%、和解の相手方が60%とし、和解の相手方が所有する普通自動車の原形復旧に要する費用5万6,100円のうち、40%の2万2,440円を市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（平野栄作君） お諮りします。

日程第6、承認第8号及び日程第7、議案第37号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号及び議案第37号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度志布志市一般会計補正予算（第3号））

日程第7 議案第37号 令和5年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（平野栄作君） 日程第6、承認第8号及び日程第7、議案第37号、以上2件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、専門的な知見を有する弁護士への法律相談等に伴い、緊急に令和5年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和5年5月1日に、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ275億7,480万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を1,000万円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の報償費は、弁護士への謝金を1,000万円増額するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号、令和5年度志布志市一般会計補正予算（第5号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和5年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、法律相談に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ282億4,042万8,000円とするものであります。

なお、本案は、専門的な知見を有する弁護士への法律相談を必要とする事案の発生に伴いまして、令和5年5月1日付で、緊急に専決処分をいたしました承認第8号と目的を同じくするものでございますが、専決処分の後に、当該事案についての調査が進み、弁護士の業務量の増加及びそれに伴う予算の不足が見込まれることとなったものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を1,000万円増額するものであります。

予算書の6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の報償費は、弁護士への謝金を1,000万円増額するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野栄作君） これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 両方、今の説明だと住民の方は全く弁護士費用だけということで、当局としてこの本会議場で話せないものは仕方ないけれども、弁護士費用が何のための弁護士費用なのか、それぐらひはきちんと言わないと、住民の皆さんにとっては何なのという、そういう疑問がちょっと生じますよね。当局で差し支えないところできちんと話せるものあれば、これは即決ですので話せる範囲で内容について、少し触れていただけませんか。

○港湾商工課長（大迫秀治君） それでは、今回の弁護士の費用に関しまして、どういった案件であったのか、そこについて御説明申し上げます。

この案件につきましては、本市へのふるさと納税の窓口の一つであります志布志市ふるさと納税特設サイトにおきまして、第三者による不正アクセス、いわゆるサイバー攻撃を受けまして、このサイトを通じて本市に寄附をいただいた方のクレジットカードの情報が漏えいしたという事実が判明したということで、それに関する弁護士費用を今回お願いしているところでございます。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、承認第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

これから、議案第37号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決します。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

## 日程第8 令和4年陳情第5号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（平野栄作君） 日程第8、令和4年陳情第5号、「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました令和4年陳情第5号、「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月22日、委員全員出席の下、審査を行いました。

本陳情は、令和4年6月定例会で当委員会に付託され、これまで継続審査としておりましたが、委員間で協議した結果、「インボイス制度への理解をさらに深めるべきである」ということから引き続き継続審査を求める意見、「これまでの継続した審査における議論を踏まえ、結論を出すべきではないか」という採決を求める意見があり、まず継続審査について、起立による採決を行った結果、起立少数により継続審査は行わないということに決定いたしました。

採決を求める意見が多数であったことから、討論を行ったところ、反対討論として、次のような要旨の討論がありました。

本委員会においては、これまで様々な議論を行う中で、制度の運用には課題が見られるという意見もあったが、制度の円滑な導入に向けて適格請求書発行事業者登録の期限の延長が決定されるなど、国の動向を見ながら、慎重に審査を継続する必要があるとしてきたところである。しかし、現状では、令和5年10月1日からの開始に向けて、関係者に対しても制度の周知等や余念のない準備が進む中で、適正な会計処理実施の観点まで含め、全ての制度の中止を求めるということについては反対の立場である。

以上のことから、不採択とすべきである。

賛成討論はなく、以上で討論を終え、起立採決の結果、令和4年陳情第5号については、起立少数をもって、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 総務常任委員会で約1年にわたってこういう継続の手続きがされて、そして調査をし、この1年間で総務常任委員会で先ほどの委員長の報告で、このインボイス制度に対して理解を深めるために継続にしてやってきたと、具体的にどういった努力がされて調査をし、この1年間でそういうことにされた結果、今議会で不採択ということですけど、この1年間で総務常任委員会として何回この継続にして、調査そしてそういう研究をされてきたのかお伺いをしたいと思います。

○総務常任委員長（青山浩二君） お答えいたします。

本陳情については、昨年6月に提出されて以降、委員それぞれが「インボイス制度を理解する必要がある」という議論が多く出されたところでした。その後、委員会独自に税務署主催の説明会に参加いたしました。そしてまた税務課をお呼びして、委員会独自の勉強会も開催したところでした。そういったことで制度に対する理解を深める取組をしたところでした。



いました。その中で、委員会としては「登録期限の延長や支援措置など国の動向を注視しながら答えを出したほうがよい」という意見が多く出されたところでもございました。今回は、本年10月から開始されるということもありまして、委員会として「何らかの結論を出そう」という意見が多くあったところでありまして、今回の結論に至ったところでございます。以上です。

○議長（平野栄作君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 委員長報告は、不採択であります。この原案に賛成の立場から討論をしたいと思っております。

このインボイス制度は、広範な免税業者に影響がいきます。一つ言いますと、シルバー人材センターの会員、そういったところが一番分かりやすいということで、これまでも一般質問を含めてやってきました。消費税制度というのは、あくまでも消費税法は事業者が消費税を納めるというふうに法律でなっております、事業者ですね。その中で今回10%に引き上げるときに、複数税率を国が導入し、その結果このインボイスもやるというようなことが決まって、今始まろうとしているところであります。消費税は当初3,000万円までが免税でありました。それが1,000万円になりました。今回インボイス制度で全ての一人親方やそういう個人の1,000万円に届かない方々も適格請求書保存方式でインボイスの発行を求められるとなりますと、大変複雑な事務とかそういったことが行われます。心配をしております、今年の当初予算、3月議会の予算委員会で自治会使送便、これはシルバー人材センターにお願いをして、使送便が配送されております。このシルバー人材センターに委託して自治会へ使送便を配送しているが、インボイス制度への対応はどうなっているのかと確認をしたところであります。そのとき、当局は即答できませんでした。結果、後ほど回答が来まして、「インボイス制度開始による直接的な影響を受け、主体的に対応しなければならないのは、市ではなく課税業者であるシルバー人材センターである。現状のままであれば、シルバー人材センターがシルバー会員の配分金に含まれる消費税を納付しなければならないため、その支出の増への対応を講じることと思われるが、現時点では方針は決定していないとのことである」、当局も全くこの時点では、責任を果たそうという意思が私は見えないというふうに思ったところであります。市は今後、シルバー人材センターの対策及びそれに伴う影響を確認の上、対応していかなければならないが、想定されるパターンは三つある。一つ目は、シルバー人材センターが特に対策を講じないパターンである。この場合は、市は何の影響も受けない。二つ目は、シルバー人材センターが自治会使送便の時間単価を値上げするパターンである。この場合は、市は当該値上げに対応できるように予算を計上する必要がある。三つ目は、現在、政府与党が構想している案が実現すればという仮定の話ではあるが、契約の形態を市、シルバー人材センター、シルバー会員の三者契約に変更し、シルバー人材センターは管理業務のみを行うこととし、シルバー会員への支払いは、シルバー人材センターから配分金ではなく、市からの直

接払いとすることによって、当該支払いに関わるシルバー人材センターの納税義務を避けるというものである。有効であるが、三者それぞれにとって契約手続きが煩雑になるという難点もある。なお、他のパターンとしては、シルバー会員各位が課税事業者となって、シルバー人材センターにインボイス（適格請求書）を発行することによって、シルバー人材センターが引き続き消費税額の控除を受けられるようにする、シルバー会員が自ら消費税を納付する、シルバー人材センターがシルバー会員への配分金を値下げするというものもあるが、いずれもシルバー会員に負担を強いることになるため、これらのパターンは選択しないとのことである。

このように、インボイス制度を導入することによって、市はどうするかによって、きちんと責任を果たさなければいけないことが出てきます。シルバー人材センターに責任を転嫁してしまえば、シルバー人材センターも会員の方に転嫁するか自己負担が生じるわけであります。こうしたことで、使送便の配送が滞るとか、そういったことになってしまうと、自治組織そのものの崩壊、そして高齢者の方々が生きがいを持ってシルバー人材センターで仕事をし、月数万円のそういう収入を得る、こういったこともなくなっていく、シルバー人材センターの運営そのものが立ちいかなくなるような、こういった税の制度を1年間かけてインボイス制度をよく勉強してきたと、そして国に意見書を上げるということとはしないということで、私たちはシルバー人材センターで働いておられる会員の方から投票をしていただき、議会に出席してここでそうした会員の方々の声を当局に届ける。これが私たち議員に課せられている大きな仕事の一つであります。ぜひこうした一人親方やフリーランスの方々、若い人たち、そして高齢の方々も負担を強いられるようなこうしたインボイス制度、これについてはしっかりと国に上げて、中止をしていただきたい、また見直しをしていただきたい。そういったことも含めて、私は議会としても国に声を上げてくださいという陳情ですので、それに反対してください、賛成していただきではない。国に対してそうした志布志市内の実情を含めて、意見書を上げてくださいという陳情ですので、ぜひこれについてはそうした方々から投票していただき、ここで私も今発言をしておりますけど、そういった方々の生活そして事業を守っていく、そういったものが本来私たち議会に課せられているものだと思います。この適格請求書保存方式、今後導入されると大変面倒な手続きやそういったものが7年間やらなくてはいけない、そういうことも含まれております。ぜひ国に対して声を上げて、志布志市内のそうした一人親方や高齢の方々の生きがいまで奪うような制度については、しっかりと注視をして安心して働けるようなそういったものにしていただきたい、その声をぜひ私は上げていただきたい、その思いからして、この陳情については賛成であります。ぜひ採択をしていただき、国に意見書を上げていただくよう同僚議員の方々の賛同を得て、ぜひ採択としていただきますよう心からお願いをして、私の討論といたします。

○議長（平野栄作君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） これで討論を終わります。

これから、令和4年陳情第5号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本陳情に対する所管委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。

お諮りします。令和4年陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平野栄作君） 起立少数です。

したがって、令和4年陳情第5号は、不採択とすることに決定しました。

○

#### 日程第9 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について

○議長（平野栄作君） 日程第9、陳情第5号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました陳情第5号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月22日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、小学校の学級編制標準が、令和3年度から学年進行により、段階的に35人に引き下げられ、令和5年度は小学校4年生までが35人学級となっている。

法の趣旨に基づき、学力向上やいじめ・不登校の解消・改善、体力向上等の教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興・充実を目指す中であって、教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びの保障や学校の働き方改革の実現及び教職員の確保と適正配置を行うために、必要な財源を安定的に確保することは、重要なことだと考えているとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

学級編制標準が35人に引き下げられたことで、本市の教員数に影響は生じているかとただしたところ、35人学級の施行により、令和5年度は志布志小学校と安楽小学校が2学級となり、施行前と比べて2人の教員が必要となったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、教職員の働き方改革が進む中、子供たちの学びの多様化に対応して、個別最適な教育を行うためには、引き続き学級編制標準の引下げを推し進めて、より一層子供たち一人ひとりと向き合える在り方が重要である。そのために必要な財源を安定的に確保することが肝要であることから、本陳情の趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第5号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

#### 日程第10 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について

○議長（平野栄作君） 日程第10、陳情第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました陳情第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月22日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、子供たちの多様化の一層の進展を踏まえ、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要である。また、教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びや学校の働き方改革の実現のために、現在の学級編制の標準を引き下げることが重要なことであると考えている。一方、教職員や財源の確保、働き方改革、新型コロナウイルス感染症対応等、克服しなければならない課題も多く、国の施策の動向を注視していきたいと考えている。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

市内の学校において、複式学級はどのくらいあるのかとただしたところ、複式学級数について

は、小学校において6学校11学級となっている。内訳は、5・6年生が6校、3・4年生が4校、1・2年生が1校であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、子供たちの学びの多様化と教職員の働き方改革が並行して進む中、教壇に立つ教職員の方々の負担は依然として軽減されていないのではないかと危惧している。また、本市においては特別支援教育支援員を配置し、子供に支援が行き届くように努力している。一人ひとりの子供たちと丁寧に向き合い、より良い学びの場を創出する上で、教職員の定数改善は必要なものであり、本陳情については採択すべきである。

ほかに討論はなく、採決の結果、陳情第6号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（平野栄作君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。  
お諮りします。陳情第6号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。  
したがって、陳情第6号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

○議長（平野栄作君） 日程第11、発議第4号及び日程第12、発議第5号、以上2件については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第11 発議第4号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（平野栄作君） 日程第11、発議第4号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました発議第4号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第5号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に

係る意見書採択については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由としましては、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠であります。2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられたものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要であります。加えて、きめ細かい教育活動をするためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要であります。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政推進のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、細田博之、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、財務大臣、鈴木俊一、総務大臣、松本剛明、文部科学大臣、永岡桂子でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 発議第5号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について

○議長（平野栄作君） 日程第12、発議第5号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書に

ついてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました発議第5号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由としましては、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠であります。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられたものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要であります。加えて、きめ細かい教育活動をするためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政推進のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、細田博之、参議院議長、尾辻秀久、内閣総理大臣、岸田文雄、財務大臣、鈴木俊一、総務大臣、松本剛明、文部科学大臣、永岡桂子でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（平野栄作君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（平野栄作君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第4号及び発議第5号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

#### 日程第13 議員派遣の決定

○議長（平野栄作君） 日程第13、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

#### 日程第14 閉会中の継続審査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第14、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第15 閉会中の継続調査申出について

○議長（平野栄作君） 日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出がありました。

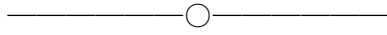
お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野栄作君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。





○議長（平野栄作君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和5年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時12分 閉会